

旧給食センター解体工事設計図

図 面 リ ス ト												
建 築 図 面						設 備 図 面						
図 番	図 名	縮 尺	図 番	図 名	縮 尺	図 番	図 名	縮 尺	図 番	図 名	縮 尺	
A－01	建築解体工事特記仕様書	NON	A－33	給食センター 1階展開図5	1/100	E－01	電気設備工事特記仕様書(1)	NON	M－01	機械設備工事特記仕様書(1)	NON	
A－02	現況配置図、附近見取図	1/300、NON	A－34	給食センター 1階展開図6	1/100	E－02	電気設備工事特記仕様書(2)	NON	M－02	機械設備工事特記仕様書(2)	NON	
A－03	建物面積求積図	1/300、1/200 1/100	A－35	給食センター 2階展開図 1	1/50	E－03	電気設備 現況配置図	1/200	M－03	機械設備工事特記仕様書(3)	NON	
A－04	給食センター 仕上表	NON	A－36	給食センター 2階展開図2	1/50	E－04	受変電設備図	NON、1/50	M－04	給排水衛生設備 屋外配置図	1/200	
A－05	給食センター 1階平面図、鋼製棚リスト	1/200、1/50	A－37	給食センター 2階展開図3	1/50	E－05	分電盤結線図	NON	M－05	撤去機器・器具表、凡例	NON	
A－06	給食センター 2階平面図、2階床伏図	1/200、1/100 1/50	A－38	仮設計画図（参考図）	1/400	E－06	幹線・動力設備 1階平面図	1/100	M－06	排水縦断面・樹リスト	1/200、1/50	
A－07	給食センター 屋根伏図	1/200	A－39	屋根撤去計画図	NON	E－07	幹線・動力設備 2階平面図	1/200、1/20	M－07	空調・換気設備 1階平面図	1/100	
A－08	給食センター 断面図	1/200	A－40	外構撤去図、撤去後配置図	1/300	E－08	電灯設備 1階平面図	1/100	M－08	空調・換気設備 2階平面図	1/100	
A－09	給食センター 立面図	1/200、1/50	A－41	アスファルト舗装面積求積図・表	1/150	E－09	電灯設備 2階平面図	1/100	M－09	蒸気配管・ボイラー熱源設備 1階平面図	1/100	
A－10	給食センター 矩計図 1	1/30	A－42	オイルタンク基礎構造図、浄化槽構造図	1/30	E－10	コンセント設備 1階平面図	1/100	M－10	給排水衛生設備 1階平面図	1/100	
A－11	給食センター 矩計図 2	1/30	A－43	グリーストラップ構造図	NON	E－11	コンセント設備 2階平面図	1/100	M－11	給排水衛生設備 2階平面図	1/100、1/50	
A－12	給食センター 矩計図 3	1/30	A－44	敷地平面図、敷地断面図（参考資料）	NON	E－12	弱電設備 1・2階平面図	1/200、1/10	M－12	給湯・ガス設備 1階平面図	1/100	
A－13	給食センター 基礎伏図、基礎詳細図	1/200、1/40	A－45	敷地面積求積図・表、擁壁構造図（参考資料）	NON	E－13	火災報知設備 1階平面図	1/200	M－13	給湯・ガス設備 2階平面図	1/100	
A－14	給食センター 基礎詳細図	1/40	A－46	杭打ち仕様書 1（参考資料）	NON	E－14	火災報知設備 2階平面図	1/200、1/10	M－14	機械設備 休憩室平面図	1/50	
A－15	給食センター 梁伏図	1/200	A－47	杭打ち仕様書 2（参考資料）	NON	E－15	電気設備 休憩室・車庫平面図	1/100				
A－16	給食センター 梁リスト 1	1/50	A－48	杭伏図（参考資料）	NON							
A－17	給食センター 梁リスト 2	1/50	A－49	休憩室 仕上表、1階平面図	1/50							
A－18	給食センター 1階柱・壁伏図、凡例	1/200	A－50	休憩室 断面図、立面図	1/100、1/50							
A－19	給食センター 2階柱・壁伏図	1/200	A－51	休憩室 矩計図	1/30							
A－20	給食センター 柱・壁・床版リスト	1/50	A－52	休憩室 各伏図 1	1/100、1/30							
A－21	給食センター ポンベ庫各伏図	1/50、1/30	A－53	休憩室 各伏図 2、建具リスト	1/100							
A－22	給食センター 1階天井伏図、凡例	1/200	A－54	休憩室 展開図 1	1/50							
A－23	給食センター 2階天井伏図、凡例	1/200	A－55	休憩室 展開図 2	1/50							
A－24	給食センター 1階建具案内図、建具リスト	1/200	A－56	車庫 仕上表、1階平面図	1/50							
A－25	給食センター 2階建具案内図、建具リスト	1/200	A－57	車庫 断面図、立面図	1/100							
A－26	給食センター ピット・排水溝伏図、凡例	1/100、1/30	A－58	車庫 各伏図	1/100、1/30							
A－27	給食センター ピット・排水溝断面詳細図	1/30	A－59	車庫 展開図	1/50							
A－28	給食センター 機械基礎伏図	1/50、1/30	A－60	倉庫 仕上表、1階平面図	1/50							
A－29	給食センター 1階展開図 1	1/50	A－61	倉庫 断面図、立面図	1/100							
A－30	給食センター 1階展開図 2	1/50	A－62	倉庫 各伏図	1/50、1/30							
A－31	給食センター 1階展開図 3	1/50										
A－32	給食センター 1階展開図 4	1/50										
工事名称		図名		設計		特記事項					一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1級建築士事務所 登録（奈良）2017（第）392号 1級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL. 0744-43-8459	図番 A－00 枚／内
旧給食センター解体工事		表紙、図面リスト		令和 2年12月 日								
		縮尺 NON		変更 令和 年 月 日								

旧給食センター解体工事特記仕様書

I. 工事概要

- | | | | |
|---------|----------|--|----|
| 1. 工事場所 | 桜井市 | 河西 | 地内 |
| 2. 敷地面積 | 4053.475 | m ² | |
| 3. 工事種目 | 4棟 | | |
| 取り壊し | | | |
| 建物概要 | 給食センター | RC・CB造 2階建て、建築面積 1,263.48 m ² 、延べ面積 1,284.00 m ² | |
| | 休息室 | 木造 平屋建て、建築面積 83.64 m ² 、延べ面積 83.64 m ² | |
| | 倉庫 | S・CB造 平屋建て、建築面積 70.01m ² 、延べ面積 69.43 m ² | |
| | 倉庫 | S造 平屋建て、建築面積 18.00 m ² 、延べ面積 18.00 m ² | |

Ⅱ. 解体工事仕様

1. 共通仕様
- (1) 図面及び特記仕様欄に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕総監修「建築物解体工事共通仕様書」(解説「令和2年版」)(以下「解体共通仕様書」という。)による。ただし、解体共通仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕総監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」による。
- (2) 本工事に電気設備改修工事及び機械設備改修工事を含む場合、その仕様はそれぞれの工事仕様書を適用する。
2. 特記仕様
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ・印は適用しない。
- 印のつない場合は、※印の付いたものを適用する。
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項【番号】内表示記号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (4) 内表示記号は改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項	目	特 記 事 項																																							
解体工事一般事項	1	① 適用基準等	○ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版 ○ 建築改修工事監理指針上・下 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版 ○ 建築工事監理指針上・下 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版 ・ 構造物耐震・排水設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成27年版 ・ 敷地調査共通仕様書(平成27年10月) ○ 県土マネジメント 部 建築工事監督及び検査必携 奈良県県土マネジメント 部 ○ 建築及び設備工事監督 検査事務処理マニュアル 奈良県県土マネジメント 部																																							
		② 工事実施計画書の登録	※ 行方（登録する） ・ 行わない [1. 4]																																							
		③ 発生材の処理等	○ 県内処分場にて処理する。（安定5品目） 半径（ 50 ）km. 以内 （安定5品目：かびく類、ガスク及び昇降器くず、廃プラスチック類、金属くず類、ゴムくず） ・ 引取しを要するもの() [1. 3. 10] ・ 現場において再利用を図るもの [4. 4. 1] () ○ 再生資源化を図るもの（県内処理） [4. 4. 1] ○ コンクリート 塊 ○ アスファルト コンクリート 塊 ○ 建設発生木材 ○ 再生資源化を図るもの ○ 金属類 ・ 小型二次電池 ○ 蛍光ランプ、Hロランプ ○ 硬質ポリ塩化ビニル管、継手 ○ ガラス ※再生資源利用[促進]計画(実施)書を提出する。 (建設副産物対策近畿地方連絡協議会) ※産業廃棄物の処理 関係法令に準じ、廃材の排出適切な処理とし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する。 なお、県内の最終処分場へ搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税相当額を支払うこと。 処理に注意を要する建設廃棄物 [4. 5. 1] ・ CO2処理材 ・ ひ素、カドミウム含有石膏ボード																																							
	4 工事の記録	施工の記録、工事写真等の整備 [1. 2. 3] ※奈良県県土マネジメント 部監修 工事写真の撮影マニュアルによる。																																								
		<table><tr><th>区分</th><th>分類・規格</th><th>撮影枚数</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>※着工前</td><td>作業基準による</td><td>・ 作成基準による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※工事中</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ カラーサービス判</td><td>・ 0 ・ 6 ・ 9</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ カラーキャビネ判</td><td>監督員指示による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※完成時</td><td>・ カラースライド</td><td>・ 0 ・ 10 ・ 20</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ カラーフィルム半切</td><td>・ 0 ・ 1 ・ 2</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ カラーキャビネ判</td><td>・ 1</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	分類・規格	撮影枚数	部数	備考	※着工前	作業基準による	・ 作成基準による			※工事中	同上	同上				・ カラーサービス判	・ 0 ・ 6 ・ 9				・ カラーキャビネ判	監督員指示による			※完成時	・ カラースライド	・ 0 ・ 10 ・ 20				・ カラーフィルム半切	・ 0 ・ 1 ・ 2				・ カラーキャビネ判	・ 1		
	区分	分類・規格	撮影枚数	部数	備考																																					
	※着工前	作業基準による	・ 作成基準による																																							
	※工事中	同上	同上																																							
		・ カラーサービス判	・ 0 ・ 6 ・ 9																																							
		・ カラーキャビネ判	監督員指示による																																							
※完成時	・ カラースライド	・ 0 ・ 10 ・ 20																																								
	・ カラーフィルム半切	・ 0 ・ 1 ・ 2																																								
	・ カラーキャビネ判	・ 1																																								
	(ただし、上記写真は、アルバム製本とする。) ・ 完成写真として、全紙(バール)を 部提出する。 ・ 完成写真撮影業者(完成写真撮影場所は監督員の指示による) ・ 監督員の承諾する撮影業者。																																									

- | | | |
|------------|--|-------------------------|
| 電気保安技術者 | ※適用する | [1. 3. 3] |
| 6 施 工 条 件 | ※現業説明書による | [1. 3. 5] |
| 7 技 能 士 | ※適用しない
・ 適用する | (1. 6. 2) |
| | 技能決定の職種 | 作業の種類別 |
| | 仮設工事(・ とび作業) | ・ 全て ・ |
| 8 完成時の提出図書 | ☐ 完成図(施工図、施工計画書を除く)
☐ 完成図CADデータ(CD-R 製)
☐ 施工図、施工計画書
☐ 保全に関する資料(提出部数 1 部 ・ 部)
☐ 工事写真、各種承諾図、保証書等 | (1. 8. 1) (1. 8. 3) |
| 9 完 成 図 | 種類、記入内容
※数値も平面則図
※断面面図(30mmリッドにより作成)
(水路等の詳細断面図作成含む)
※提出部数 3 部。
※完成図は、原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督員の指示とする。 | (1. 8. 2) |
| 10 設 計 G L | ☐ 図示 ・ | |

2 仮設工事

- | <p>① 足場その他</p> | <p>内部足場 (2.2.1)</p> <p>※きやたつ、足場板等・</p> <p>外部足場 (2.2.1)</p> <p>種類 ② 施工箇所面ごに格別足場を設ける。</p> <p>③ 施工箇所面ごにきや緊結式足場を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所面に単管本足場を設ける。 ・ 仮設ゴンドラを使用する。 ・ 移動式足場を使用する。 <p>※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び防落木の機能に有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2.2(2)手すり据置方式又は3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|------|-----|-----|---|-------------------|---|-------|-----------------|------|----|------------------------|------|
| <p>② 騒音・粉塵等の対策</p> | <p>③ 防音バネル・防音シート・メッシュ金網 ④ 養生シート（防炎1種） (2.2.1)</p> <p>(1) 十分な遮音性能を有する他、美観にも考慮する。 [2.2.1]</p> <p>設置ヶ所は 様の外周全域とする。</p> <p>(2) 垂直養生の設置高さは取り壊し位置より常に1 m以上の高さを保ち、散水の水や粉塵の飛散防止を図る。</p> <p>(3) 定期的な点検を行い常に安全に十分注意する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>③ 散水養生</p> | <p>(1) 場内から土まじり等が発生しないように散水等を行う。</p> <p>(2) 排水先等も事前点検し、周辺環境の保有不努める。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>④ 監督職員事務所</p> | <p>① 設ける [2.3.1]</p> <p>位置・既存建物内の一部を使用する</p> <p>② 構内に新設する</p> <p>規模 ③ 10㎡程度・20㎡程度・30㎡程度・㎡程度</p> <p>仕上の程度 下表を標準とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th><th>位 置</th><th>仕 様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td><td>④ 合板張り又はビニル床シート張り</td><td>・</td></tr> <tr> <td>内壁・天井</td><td>④ 合板張り又は石膏ボード張り</td><td>・ 塗装</td></tr> <tr> <td>屋根</td><td>④ 塗装済溶融亜鉛メッキ鋼板張り又は鉄板張り</td><td>・ 塗装</td></tr> </tbody> </table> | 部 位 | 位 置 | 仕 様 | 床 | ④ 合板張り又はビニル床シート張り | ・ | 内壁・天井 | ④ 合板張り又は石膏ボード張り | ・ 塗装 | 屋根 | ④ 塗装済溶融亜鉛メッキ鋼板張り又は鉄板張り | ・ 塗装 |
| 部 位 | 位 置 | 仕 様 | | | | | | | | | | | |
| 床 | ④ 合板張り又はビニル床シート張り | ・ | | | | | | | | | | | |
| 内壁・天井 | ④ 合板張り又は石膏ボード張り | ・ 塗装 | | | | | | | | | | | |
| 屋根 | ④ 塗装済溶融亜鉛メッキ鋼板張り又は鉄板張り | ・ 塗装 | | | | | | | | | | | |
| <p>⑤ 監督職員事務所の備品等</p> | <p>※設ける（種類及び数量）は、監督職員の指示による） ・ 設けない [2.3.1]</p> | | | | | | | | | | | | |

3 解体施工

- | | | | |
|--------------|---|------------------------------------|--------------|
| ①杭の撤去 | 杭の撤去
○行う
杭の解体方法
○引き抜き | ・行わない
・破碎 | [3. 9. 2] |
| ②樹木等 | 樹木等の伐採材根及び浮砂値
○行う | 範囲 ※図示(図面番号) | [3. 10. 1] |
| ③地下埋設物及びびり配管 | 地下埋設物及びびり配管等の解体
○行う | 範囲 ※図示(図面番号) | [3. 11. 1] |
| ④解体後の整地 | 解体後の埋戻し及び盛土
○行う
整地高さ
○現状G.L. | 範囲 ※図示(図面番号)
・図示(図面番号) | [3. 12. 1] |
| | 埋戻し及び盛土の材料
○山砂の類 | ・他現場の埋戻し発生土の中の良質土
・再生コンクリート砂 | |
| | 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。
表層仕上げ | ・砂利敷き 範囲 ※図示(図面番号 A-40)
・行わない | |
| ⑤建設発生土の処理 | ※構内搬出適切処理
・構内指示の場所へ処理
・構内指示の場所へ敷き出し
・構内指示の場所へごみ積 | | |

4 特別管理産業廃棄物の処理

- | | | |
|-----------------|----------------------|---|
| ① 一般事項 | 分析調査 | [5. 2] |
| | ・ 行う (適用範囲:) 〇 行わない | |
| ② 特別管理産業廃棄物の処分等 | 〇 特別管理産業廃棄物 | [5. 4] |
| | 種類 | 処分 (処理) 方法 |
| | ○ 廃石綿等 | アスベスト 含有建材の除去及び処理による |
| | ・ PCBを含む機器類 | 保管 (保管場所:) |
| | ・ PCB含有シーリング材 | 保管 (保管場所:) |
| | ・ 廃油 | 焼却処分又は中間処理施設で再生処理 |
| | ・ 廃酸/廃アルカリ | ・ [5. 3. 1]による
・ 中間処理
・ 焼却処分
・ 中間処理施設で再生処理 |
| | ・ ダイオキシン類 | |
| | ○ 廃棄物金属等 | 埋立処分 |
| | ダイオキシン類の解体方法 () | |
| | 微量PCBの分析調査 | [5. 4. 3] |
| | ・ 行う ・ 行わない | |
| | PCB含有シーリング材の分析調査 | [5. 4. 4] |
| | ・ 行う ・ 行わない | |
| | ダイオキシン類のサンプリング調査 | [5. 4. 7] |
| | ・ 行う ・ 行わない | |

5 アスベスト含有建材の除去及び処理

- ① 一般事項

建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理

○ 行う ・ 行わない

施工調査（アスベスト含有建材の有無）

※ 行う ・ 行わない

目視及び写真・図書等により製造年等を確認し、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。

分析によるアスベスト含有の調査

・ 行う（適用範囲） ○ 行わない

分析方法

※ JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。

アスベスト粉じん濃度測定

・ 行う ○ 行わない

測定時期 測定場所 測定点 計

処理作業前	・ 処理作業室内	点	室	点
	・ 集じん・排気装置の排出口	点	室	点
	・ 処理作業室内	点	室	点
処理作業中	※ セキュリティゾーン入口	点	室	点
	※ 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	点	室	点
	※ 施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
処理作業後	※ 処理作業室内	点	室	点
	（隣接ノリ撤去前）※ 施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
合 計				点

2 アスベスト含有吹付け材の除去

除去工法

※ 除去工法（BCJ）（財）日本建築センターの審査証明（写）添付

・ 封じ込め処理（ ）

・ 囲い込み処理（ ）

除去したアスベスト含有吹付け材等の固型化

・ 行う ・ 行わない

除去したアスベスト含有吹付け材の処分

・ 埋立処分 ・ 中借処理

③ アスベスト含有保温材等の除去

※ 手ばらし ・ （ ）

除去したアスベスト含有保温材等の処分

○ 埋立処分 ・ 中借処理

④ アスベスト含有成形板の除去

※ 壁面化の手ばらし ・ （ ）

除去したアスベスト含有成形板の処分（石綿含有せっこうボードを除く）

○ 埋立処分 ・ 中借処理

⑤ 石綿作業主任者

※ 適用する

⑥ アスベスト含有材の箇所

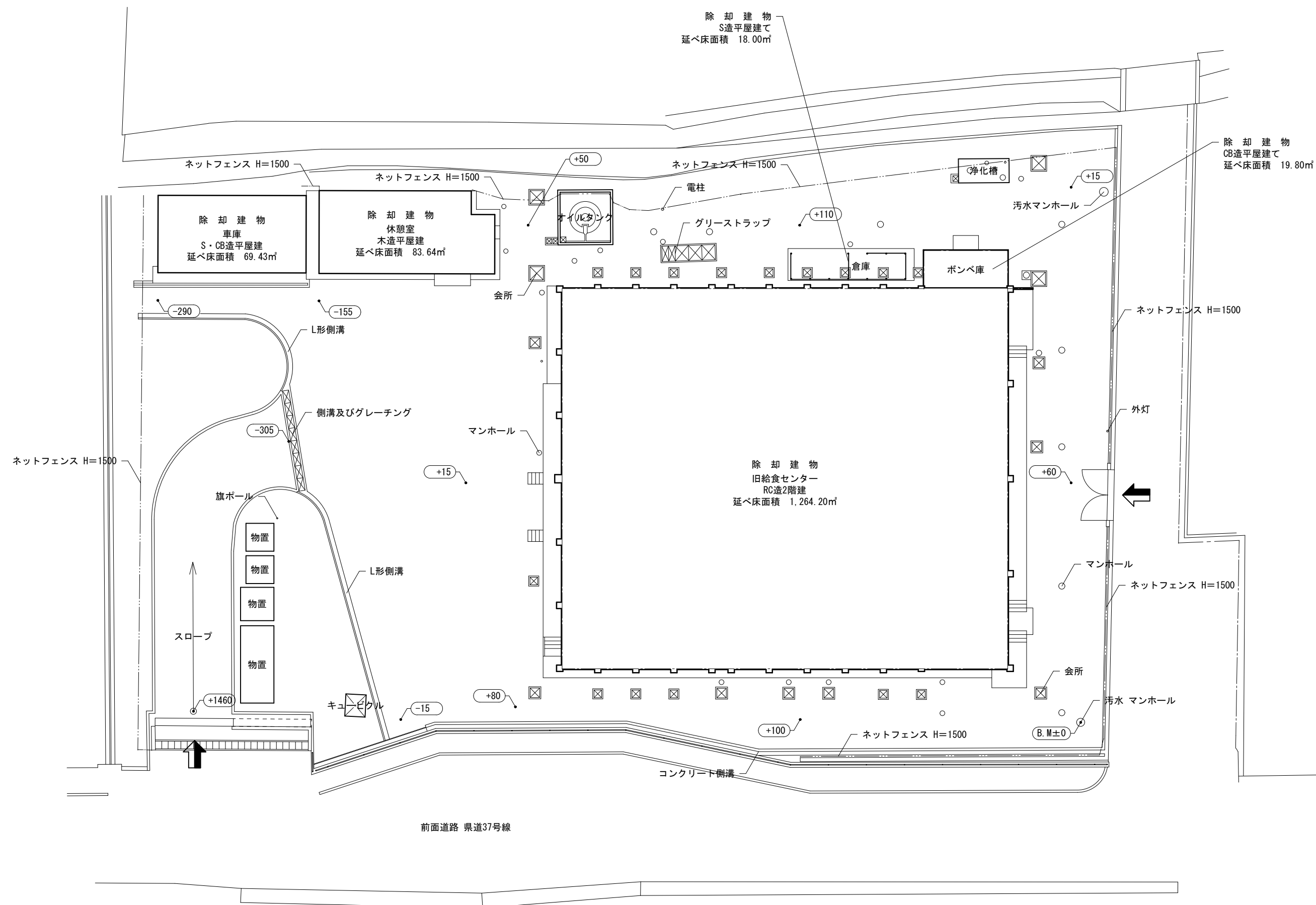
※ 仕上げ表及び図面の建材表示の前に▲を付したもの

※ アスベスト含有の有無の確認は、目視及び写真・図書等によるものである。

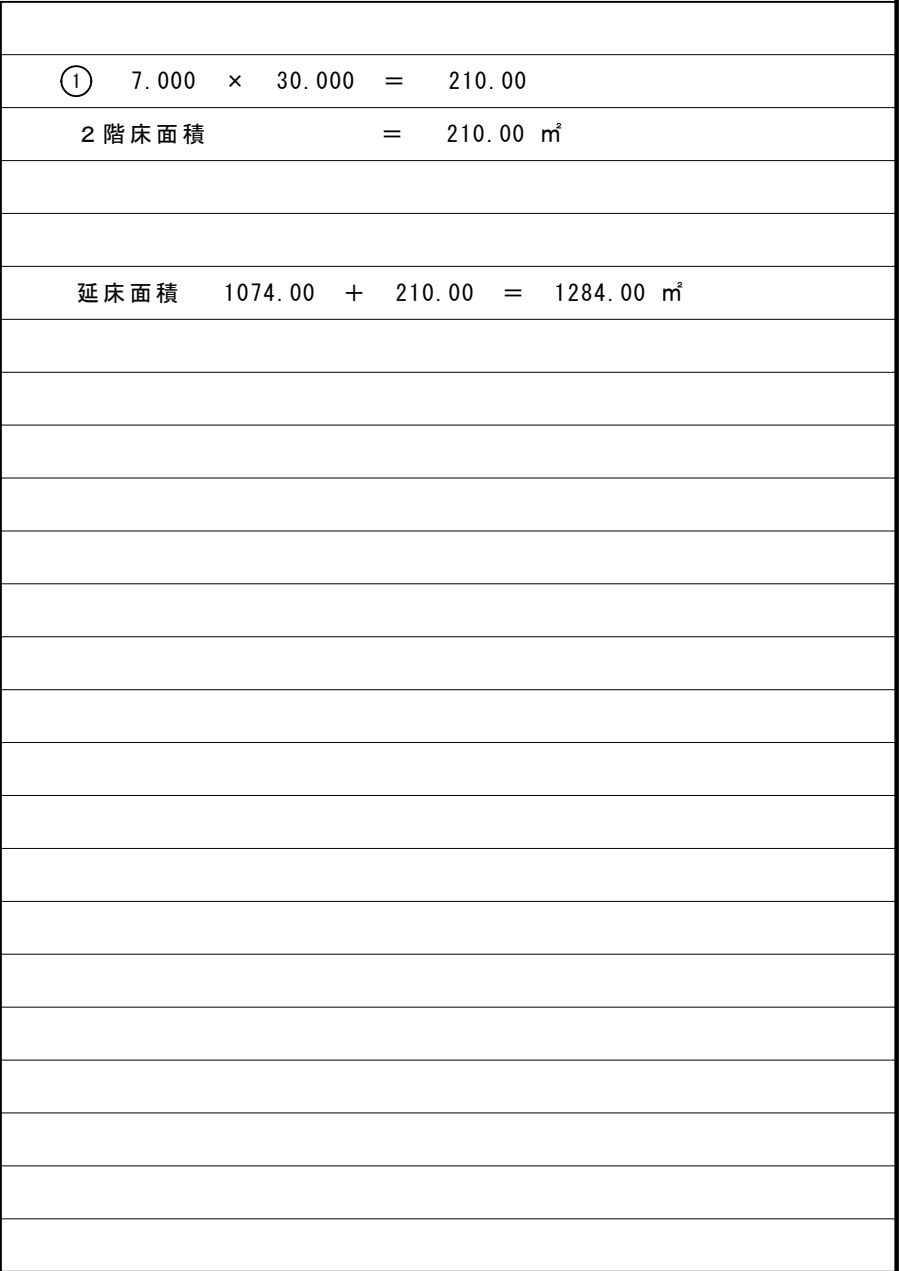
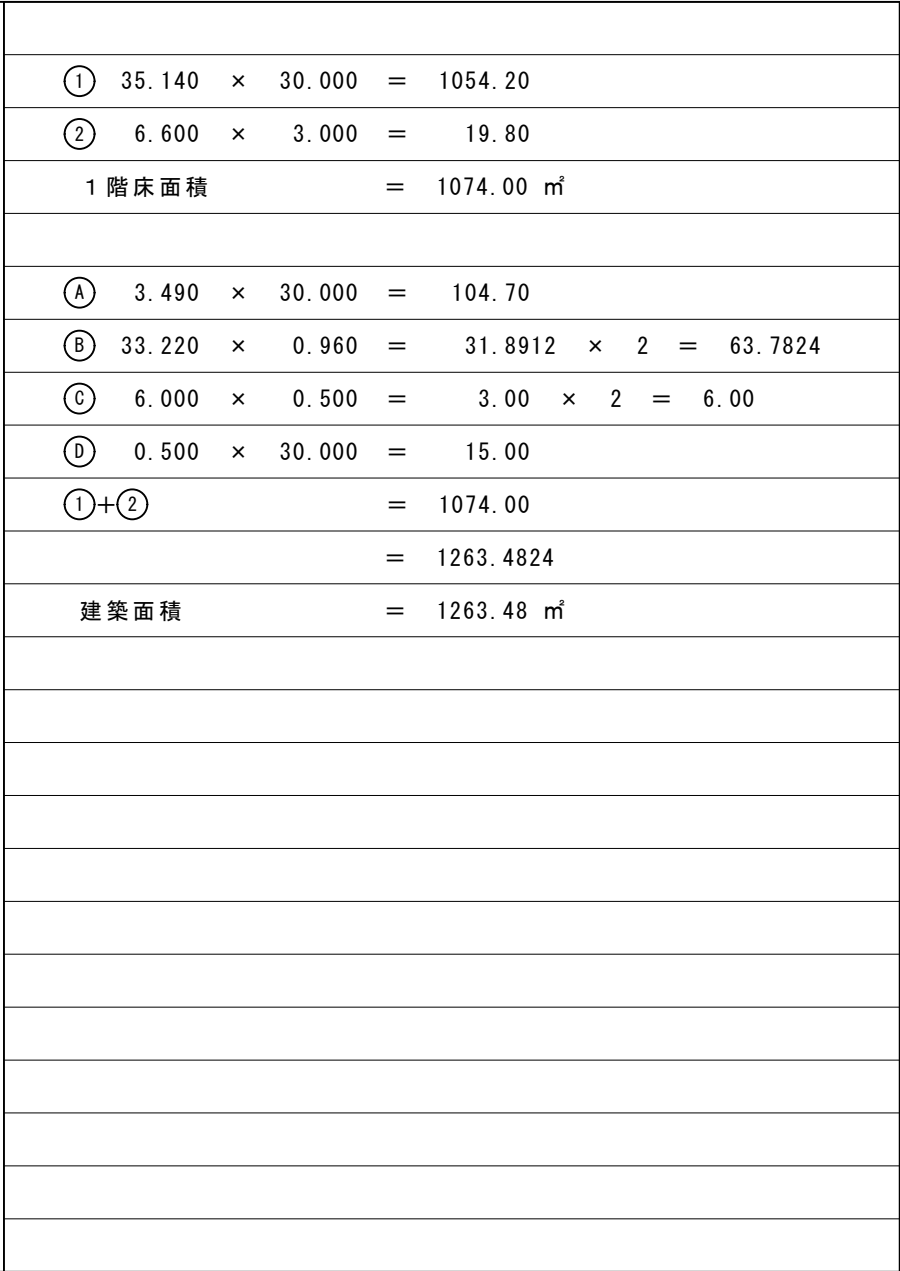
6 特殊な建設副産物の処理

- | | | | |
|---|-----------------|---|---------|
| 1 | 一般事項 | 分析調査
・ 行う
・ 行わない | [7.1.3] |
| 2 | 特殊な建設副産物の回収及び処分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン（冷媒） ・ フロン（建材用断熱材フロン） ・ ハロン ・ イオン化式感知器 ・ 六ふっ化硫黄 (SF_6) ガス ・ P F O S ・ 特定化学物質 ・ その他 （ ） | [7.3.1] |

旧給食センター解体工事設計図	
建築解体工事特記仕様書	A-01
一級建築士事務所 吉本建築設計事務所	
1級建築士事務所 登録(奈良)2017(ぬ)392号	奈良県桜井市栗殿1029の5
1級建築士・登録第78907号 吉本正治	吉本ビル(桜井市役所前) TEL 0744-43-8459

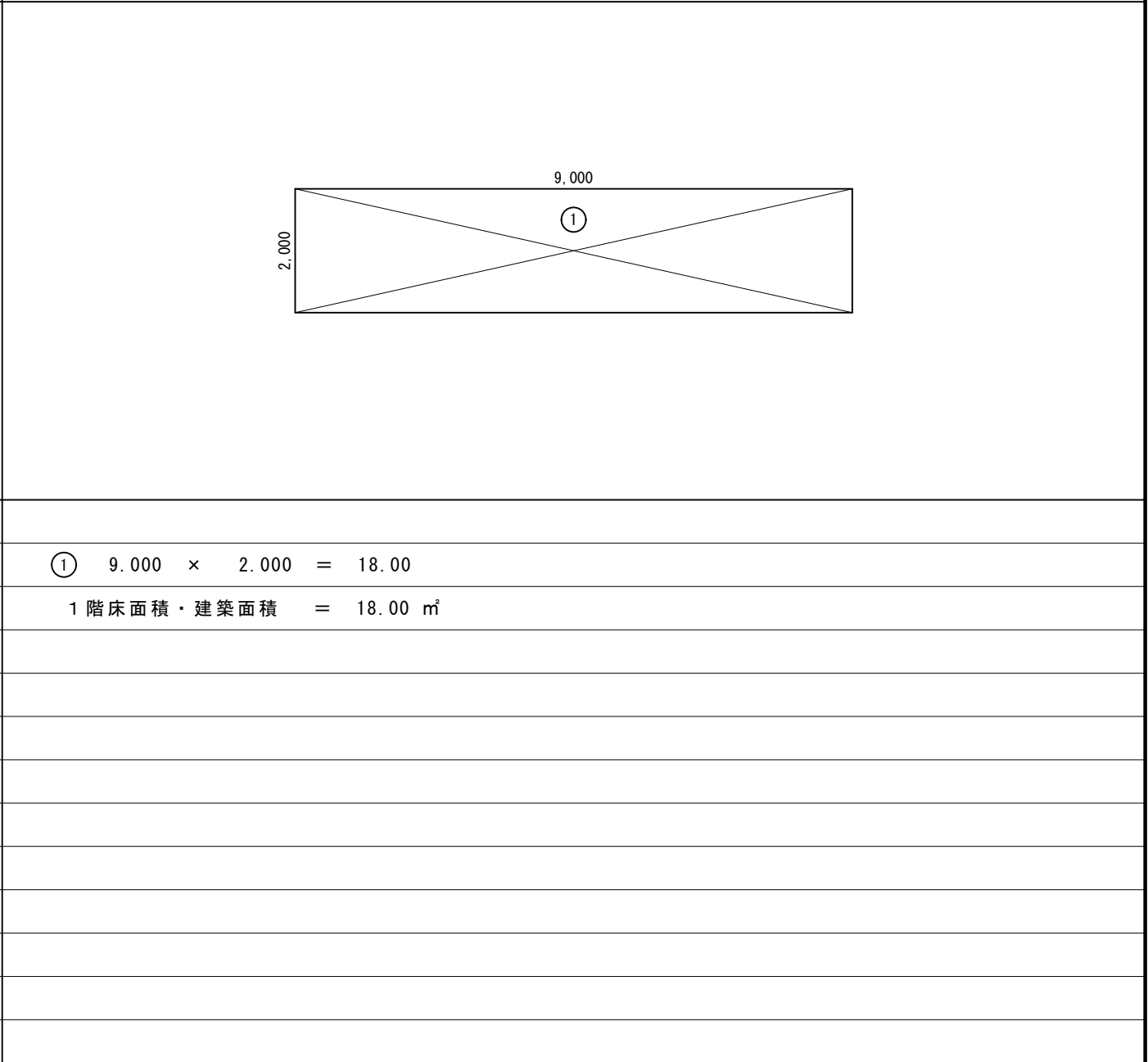
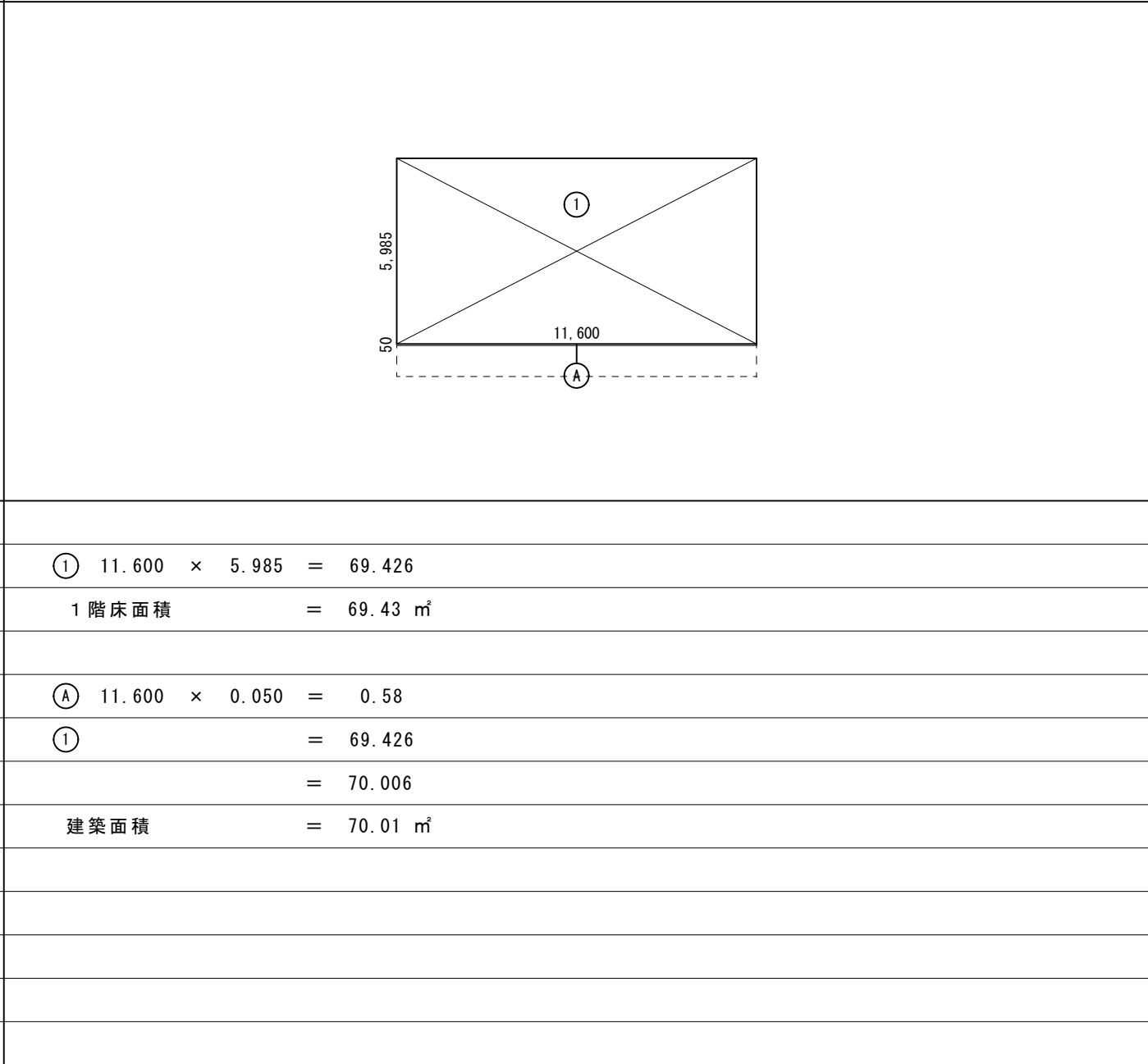
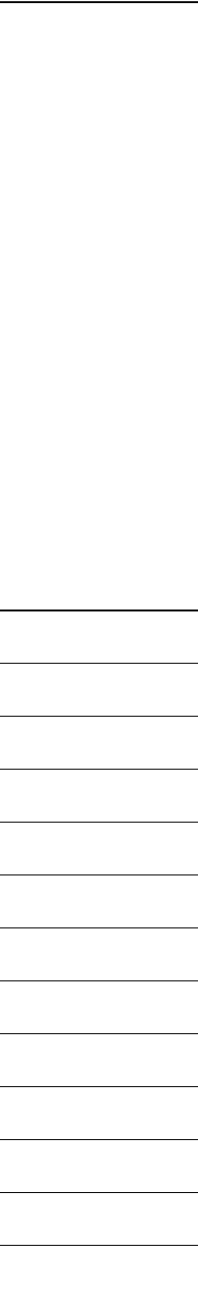


工事名称 旧給食センター解体工事	図名 現況配置図、附近見取図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (ぬ) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-02
	縮尺 1/300、NON	変更 令和 年 月 日	グリーストラップ詳細				
			躯体寸法 4400×1400 H=2350、底版及び壁コンクリート t=200、割栗石 t=150				
			配筋 D13・16@200交互 ダブル、縦鋼板蓋 t=6.0 1030×1200 3枚・515×1200 2枚				
枚 1							

[illegible]

	車庫面積求積図
--	---------

倉庫面積求積図

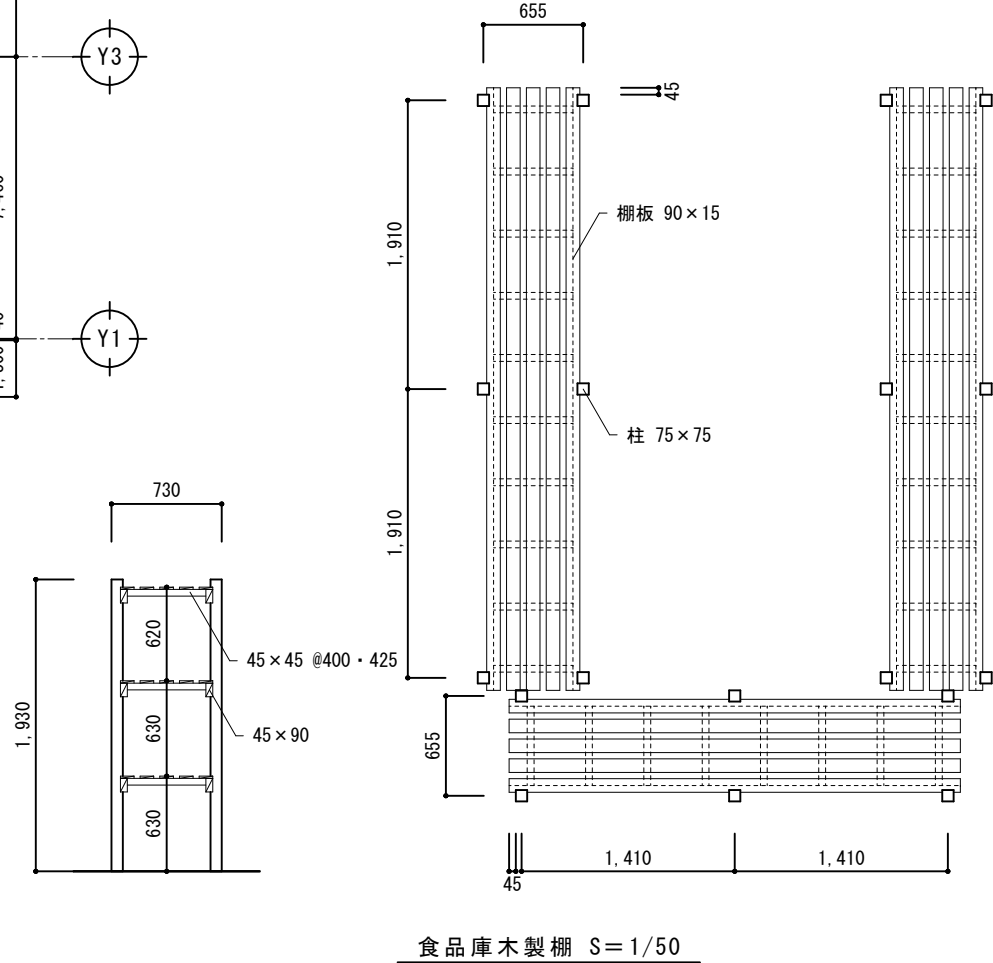
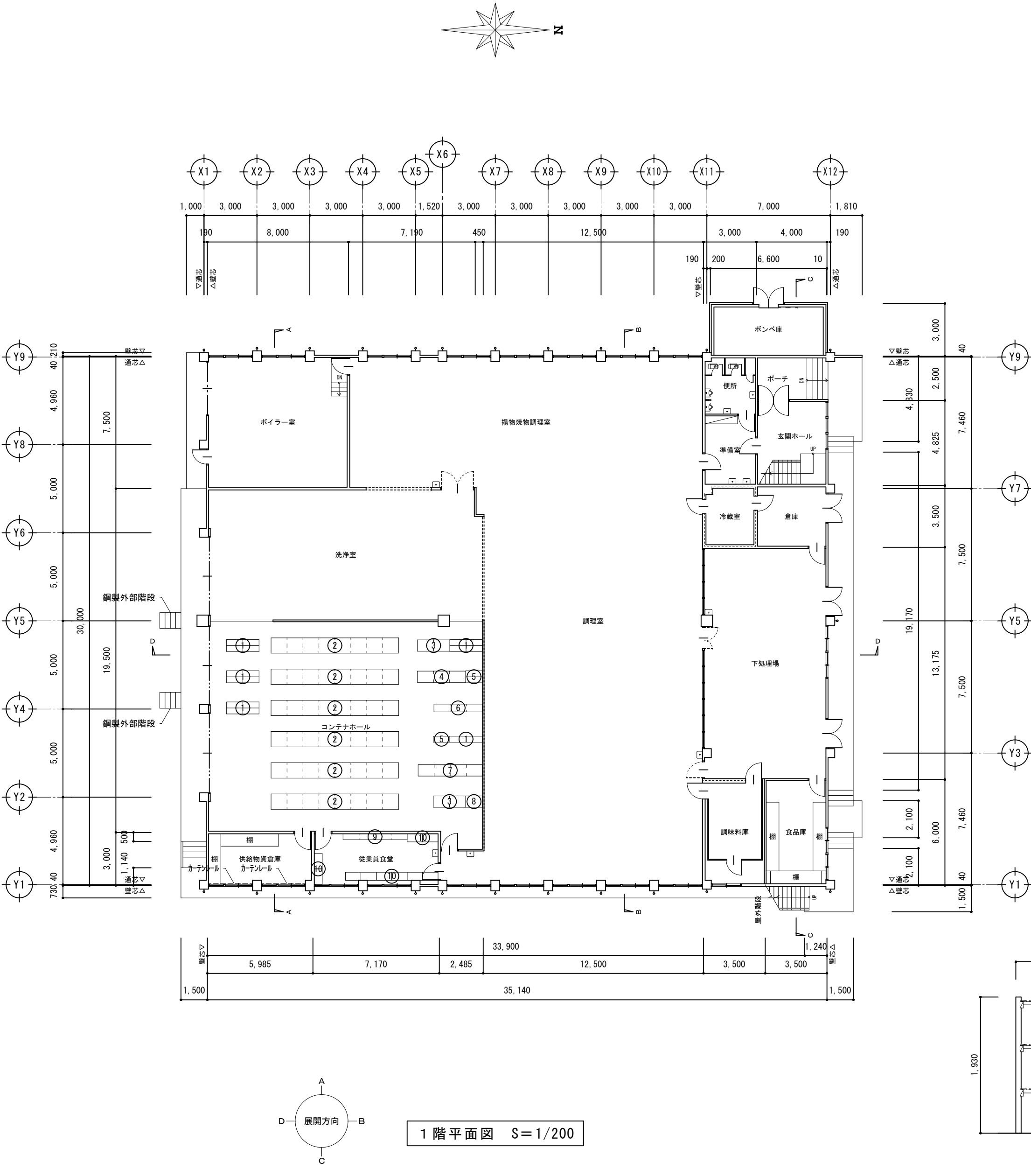
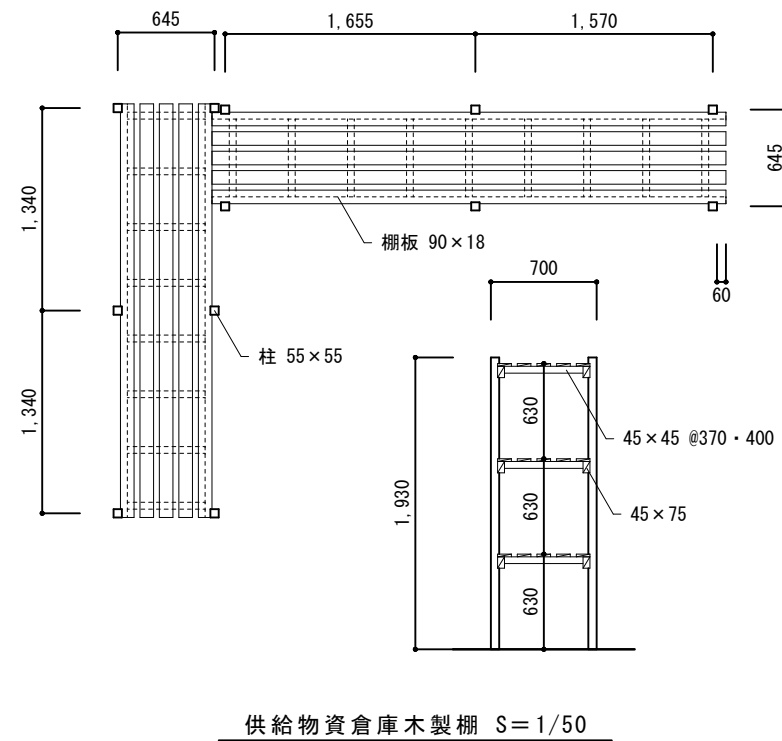
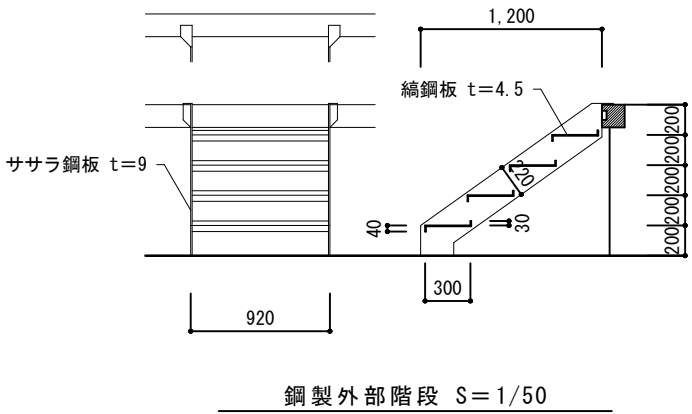
[illegible]

[illegible]

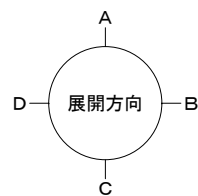
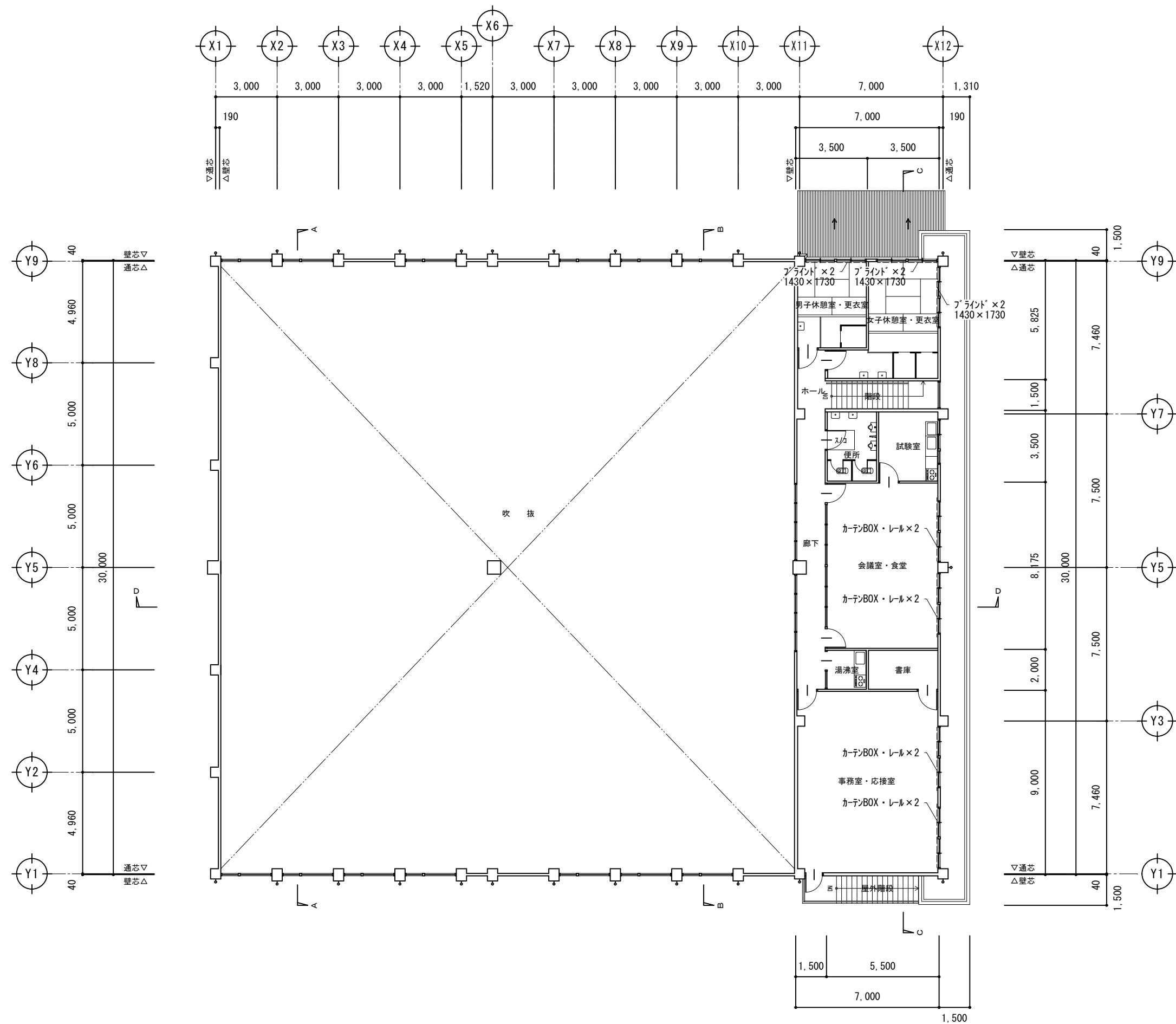
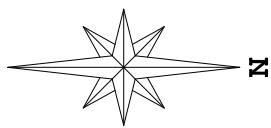
①	11.600	×	5.985	=	69.426
	1 階床面積			=	69.43 m ²
④	11.600	×	0.050	=	0.58
①				=	69.426
				=	70.006
	建築面積			=	70.01 m ²

[illegible]

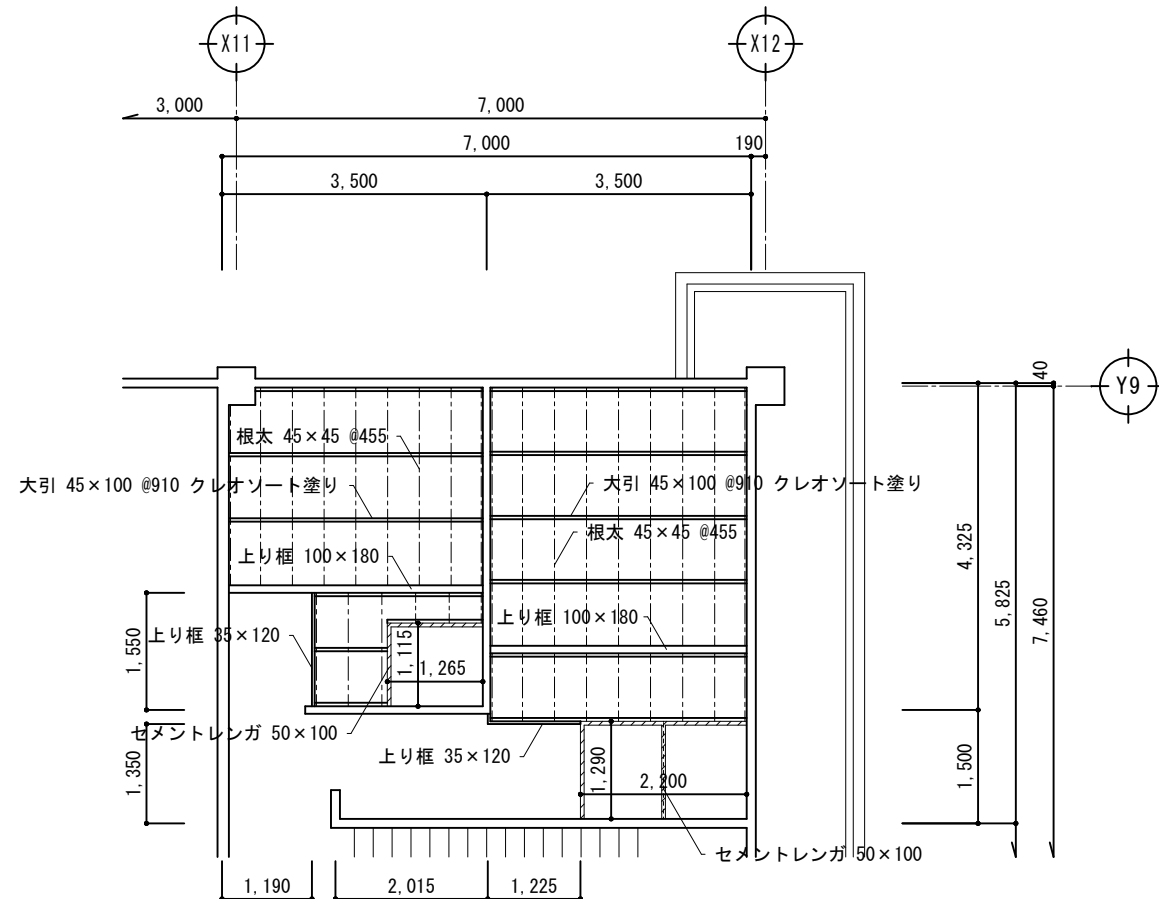
鋼製棚撤去リスト					
記 号	L	W	H	数 量	棚 数 (天板含む)
①	1.840	0.340	2.160	9	7段棚
②	7.240	0.870	2.240	6	7段棚
③	1.840	0.640	2.160	2	7段棚 1台、6段棚 1台
④	2.740	0.640	2.160	1	7段棚
⑤	0.940	0.340	2.160	3	7段棚
⑥	2.740	0.440	2.160	1	6段棚
⑦	3.640	0.640	2.160	1	6段棚
⑧	0.940	0.640	2.160	1	6段棚
⑨	3.640	0.340	2.160	1	7段棚
⑩	0.875	0.455	1.800	10	5段棚



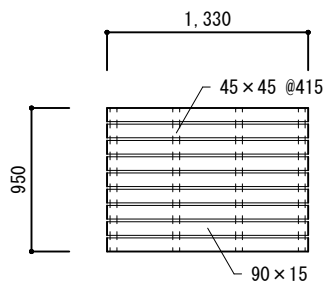
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1階平面図、鋼製棚リスト	設計 令和 2年12月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-05 枚/内
	縮尺 1/200、1/50	変更 令和 年 月 日					



2階平面図 S=1/200

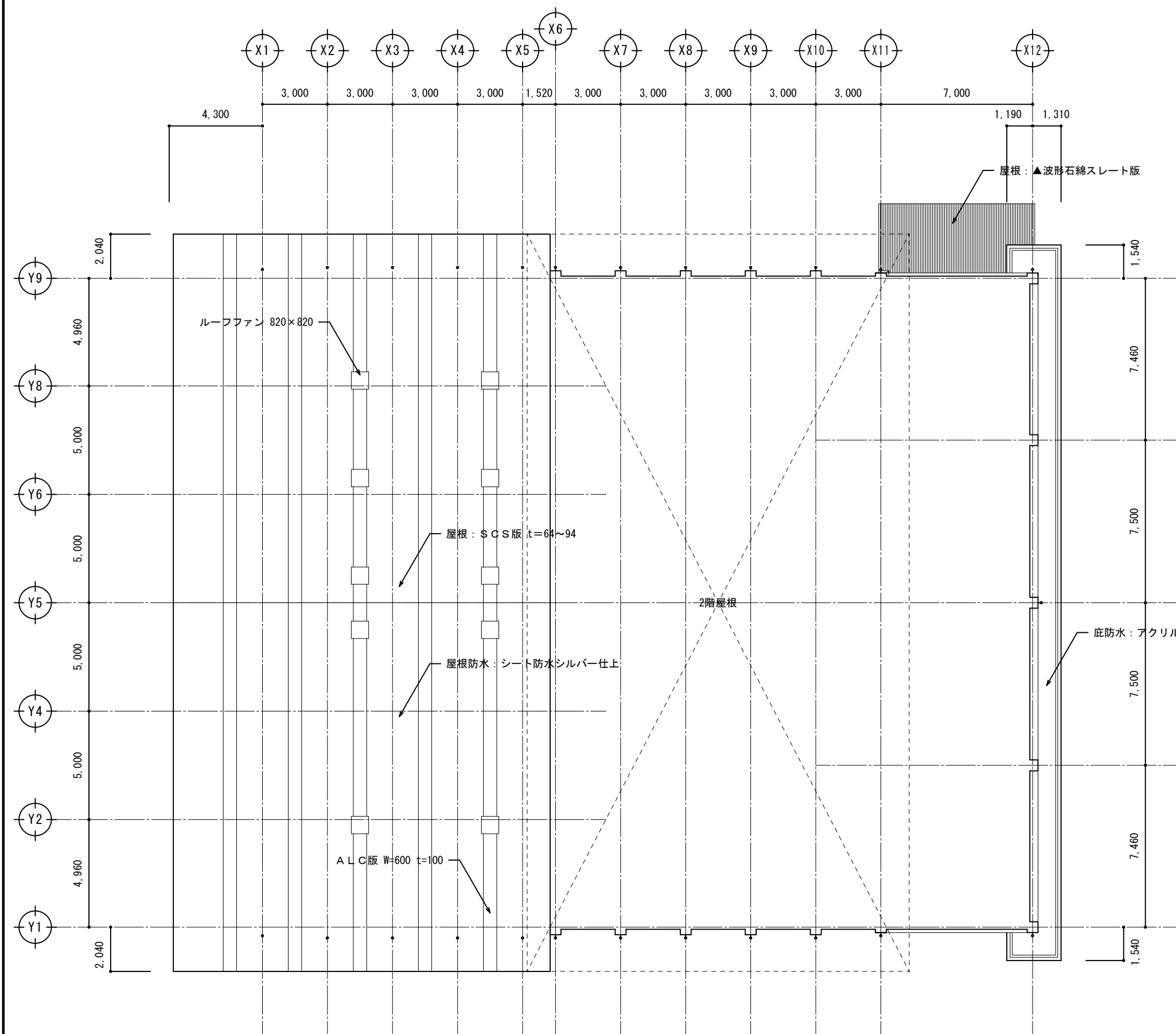
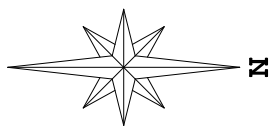


下地板：アビトンフローリング t=14
2階床伏図 S=1/100

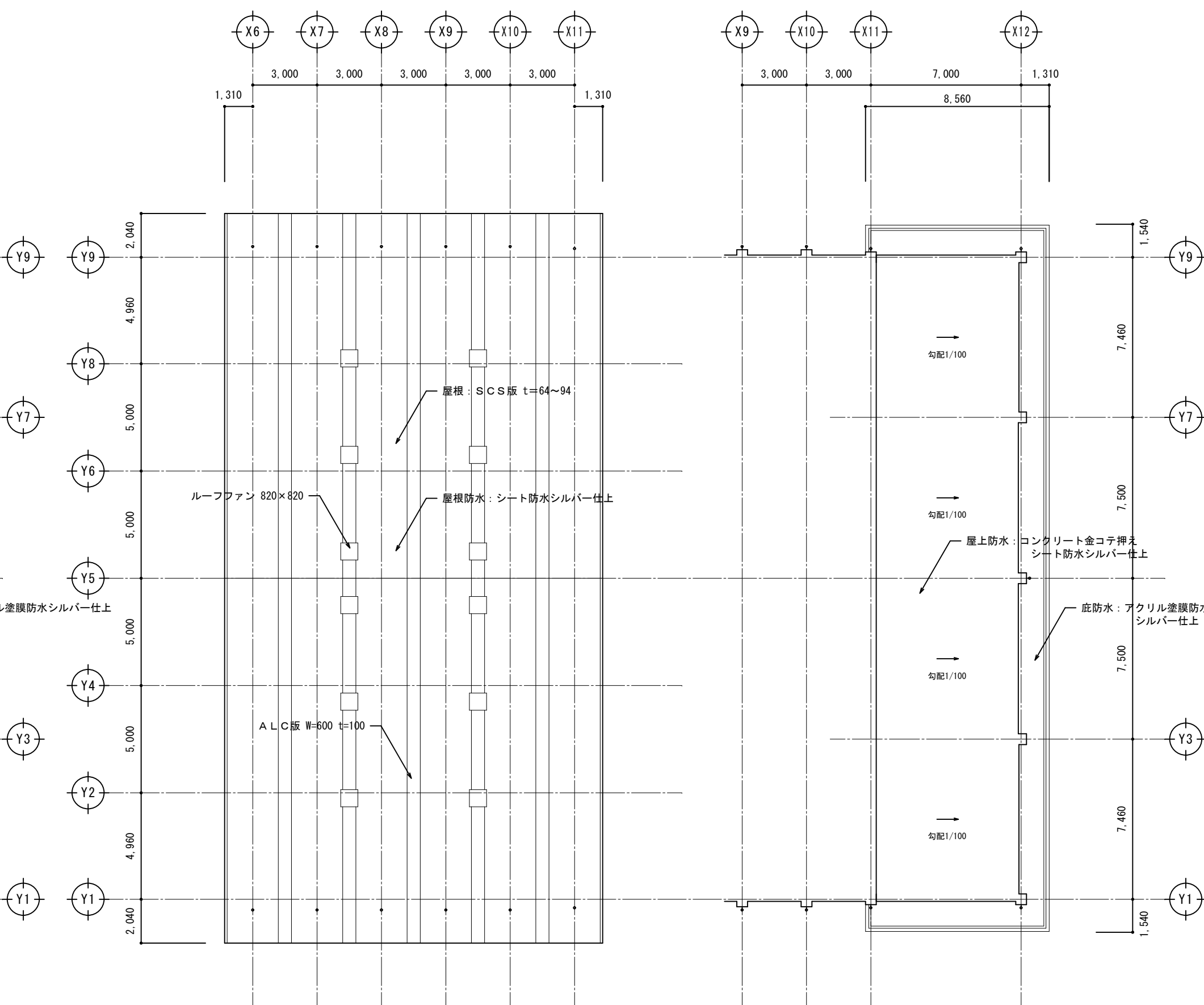


スノコ S=1/50

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 2階平面図、2階床伏図	設計 令和 2年12月 日	特記事項						一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (66) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-06 枚/内
	縮尺 1/200、1/100、1/50	変更 令和 年 月 日								

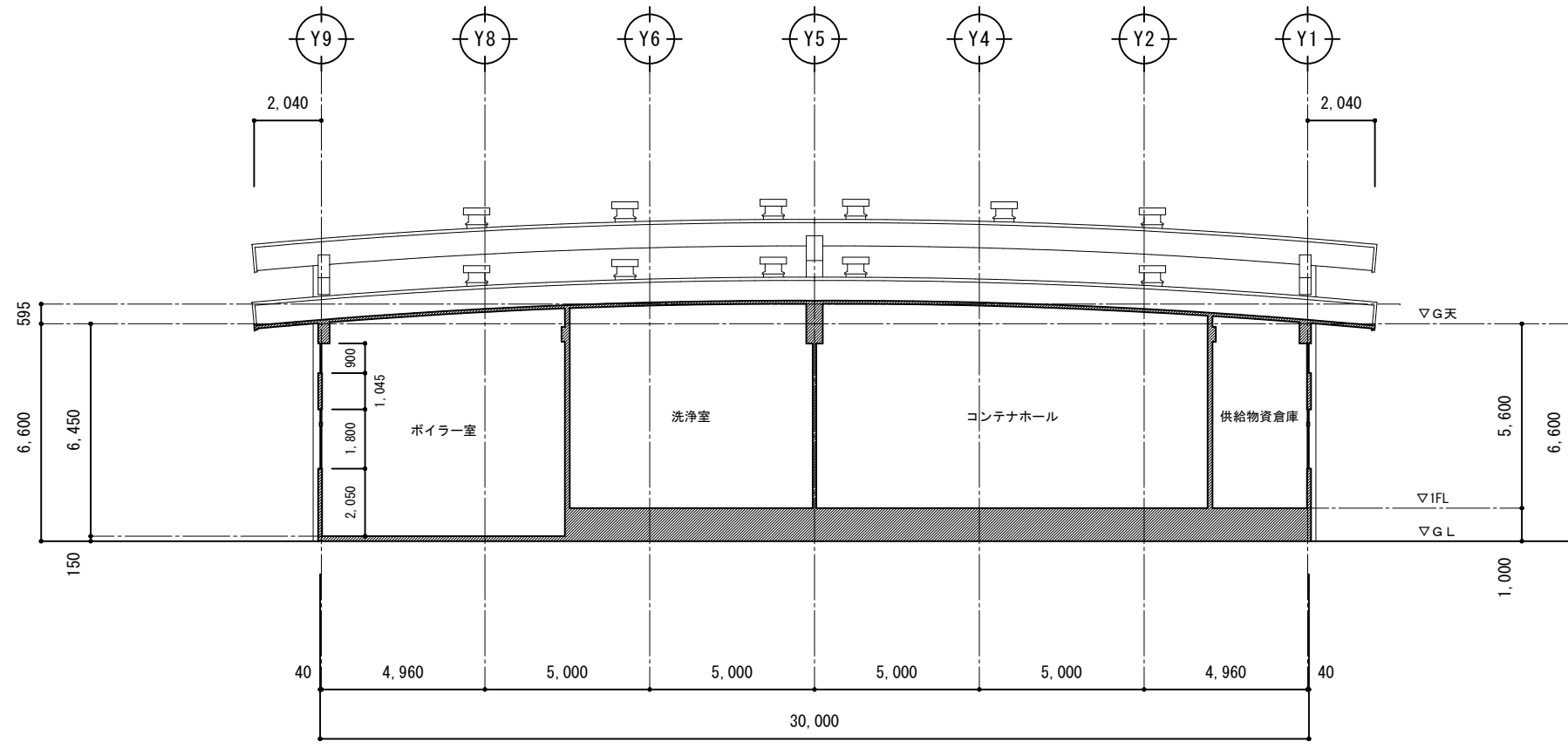


1 階屋根伏図 S=1/200

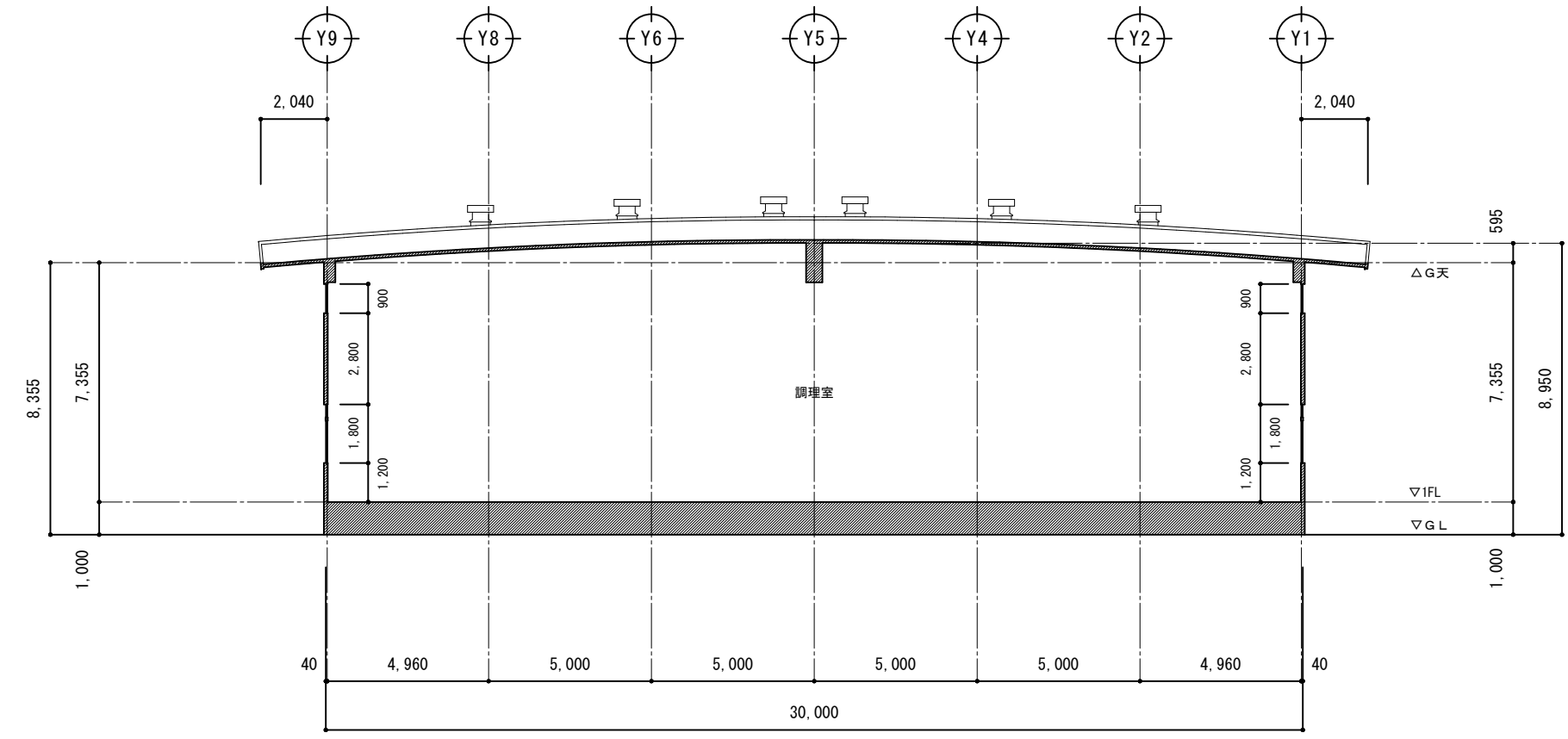


2 階屋根伏図 S=1/200

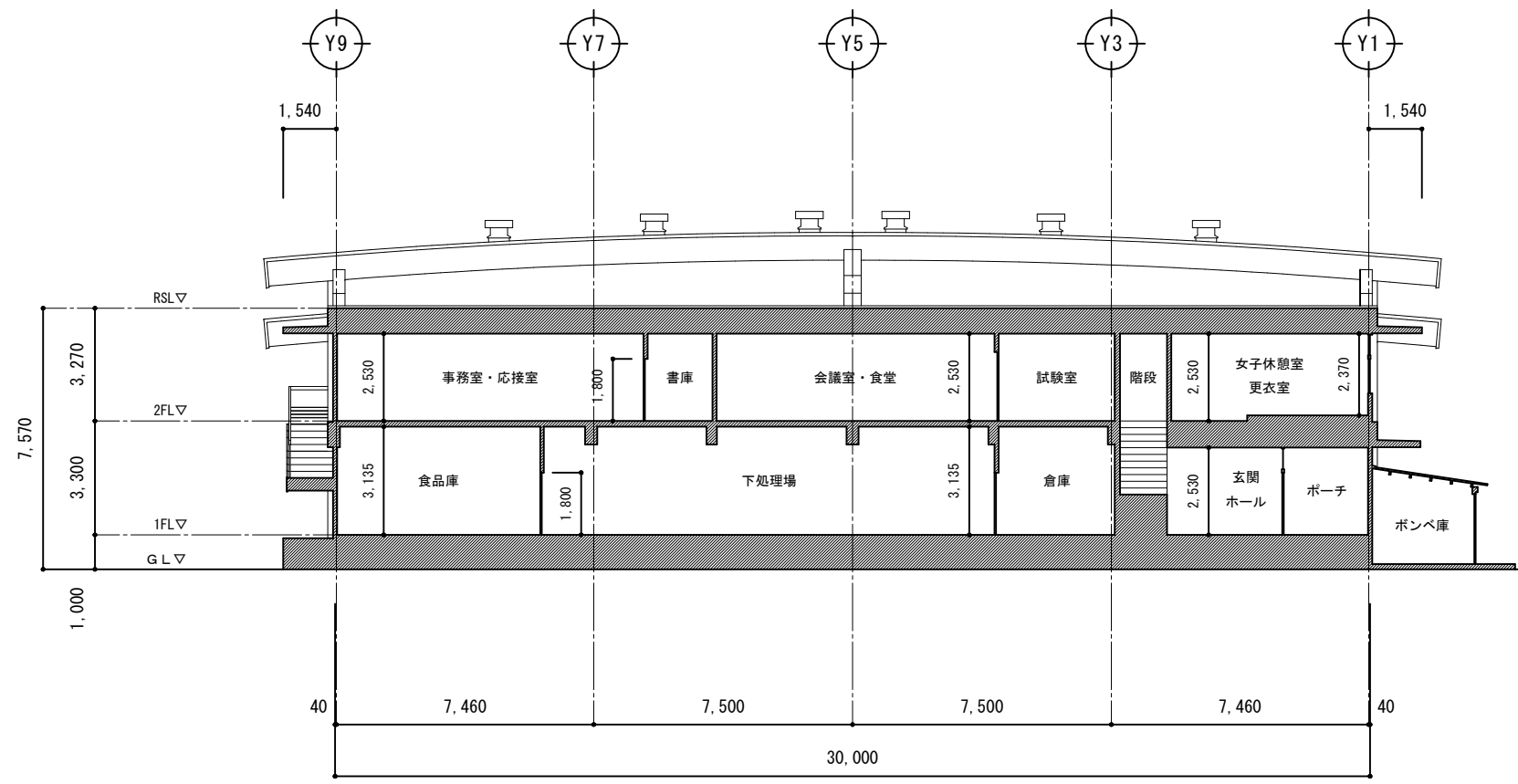
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 屋根伏図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項 ▲印は、アスベスト含有材を示す。			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (協) 392号 奈良県桜井市栗殿 1 0 2 9 の 5 吉本ビル (桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0 7 4 4 - 4 3 - 8 4 5 9	図番 A - 07 枚 / 内
	縮尺 1/200	変更 令和 年 月 日					



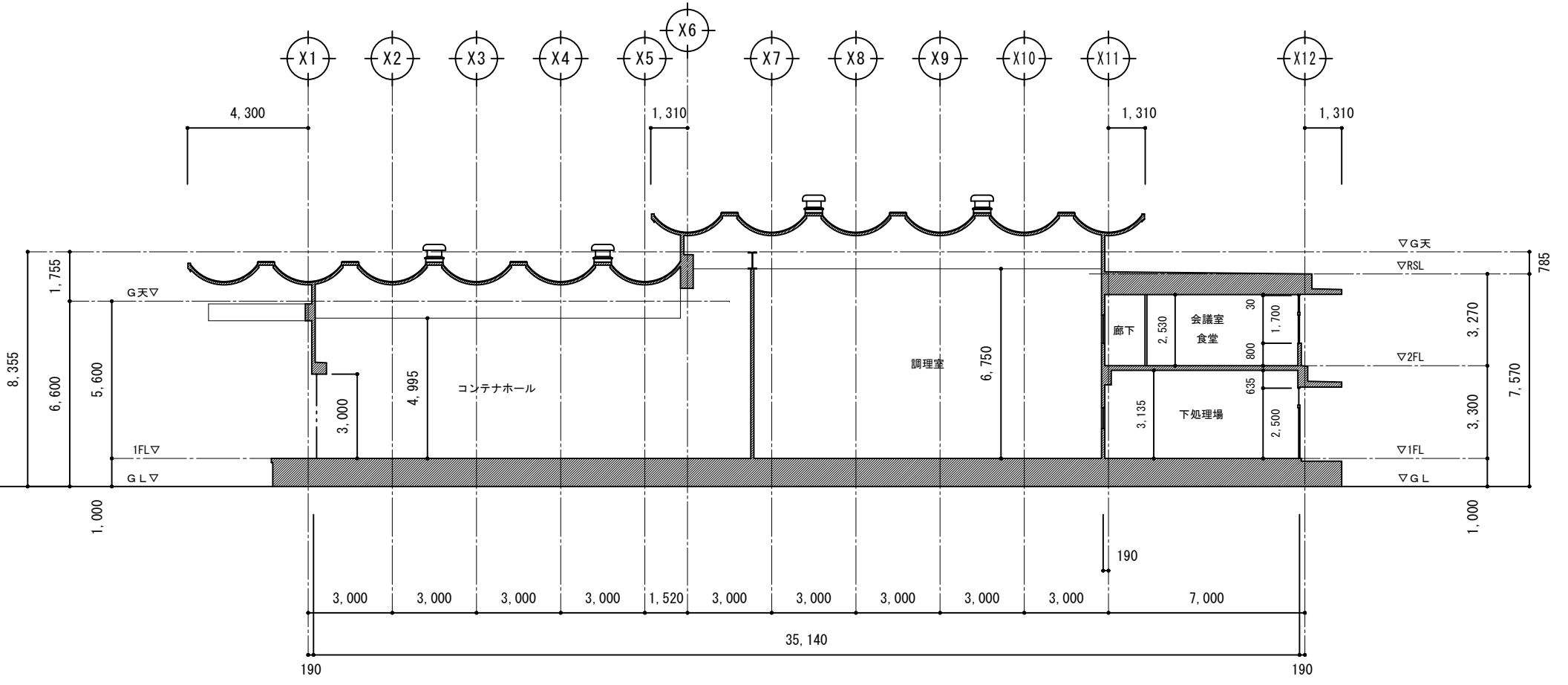
A - A 断面図 S=1/200



B - B 断面図 S=1/200

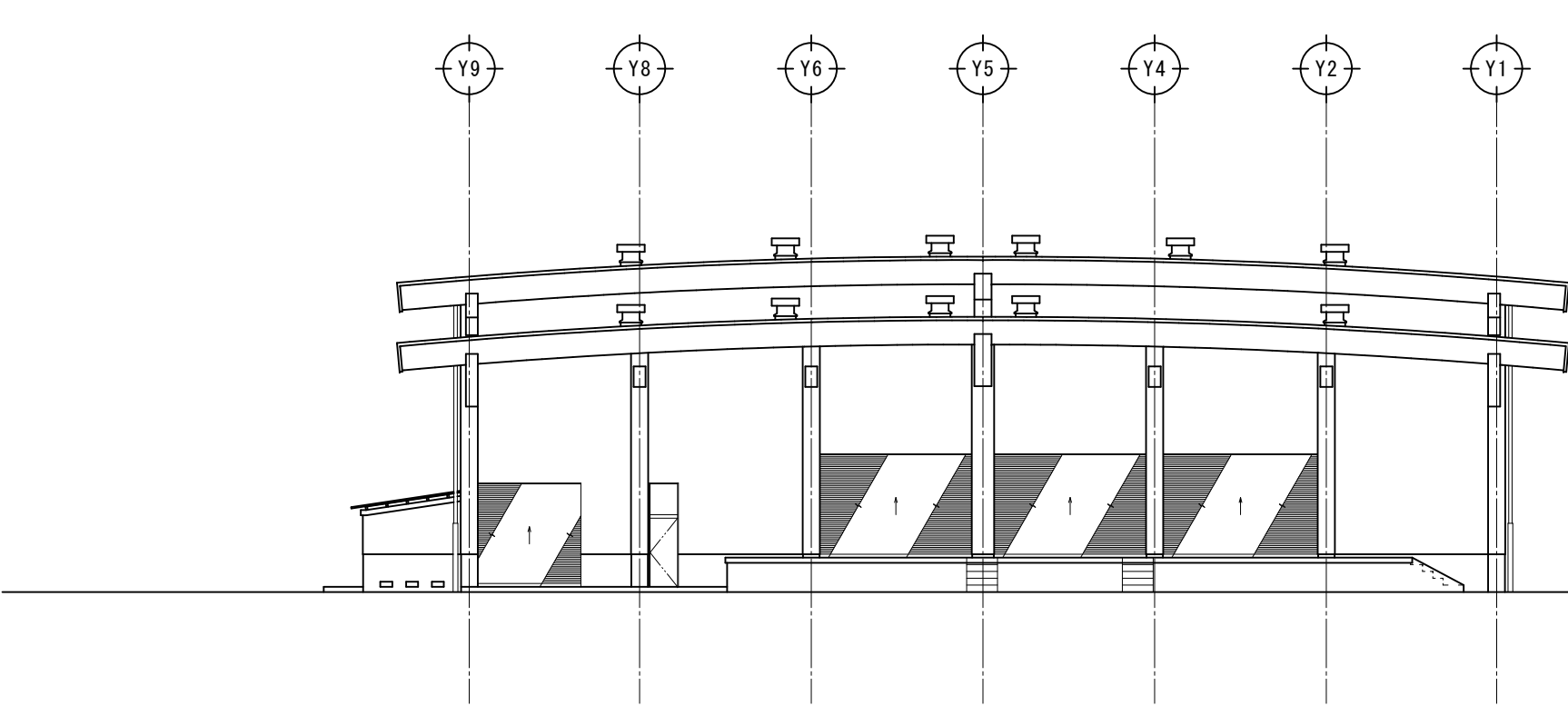


C - C 断面図 S=1/200

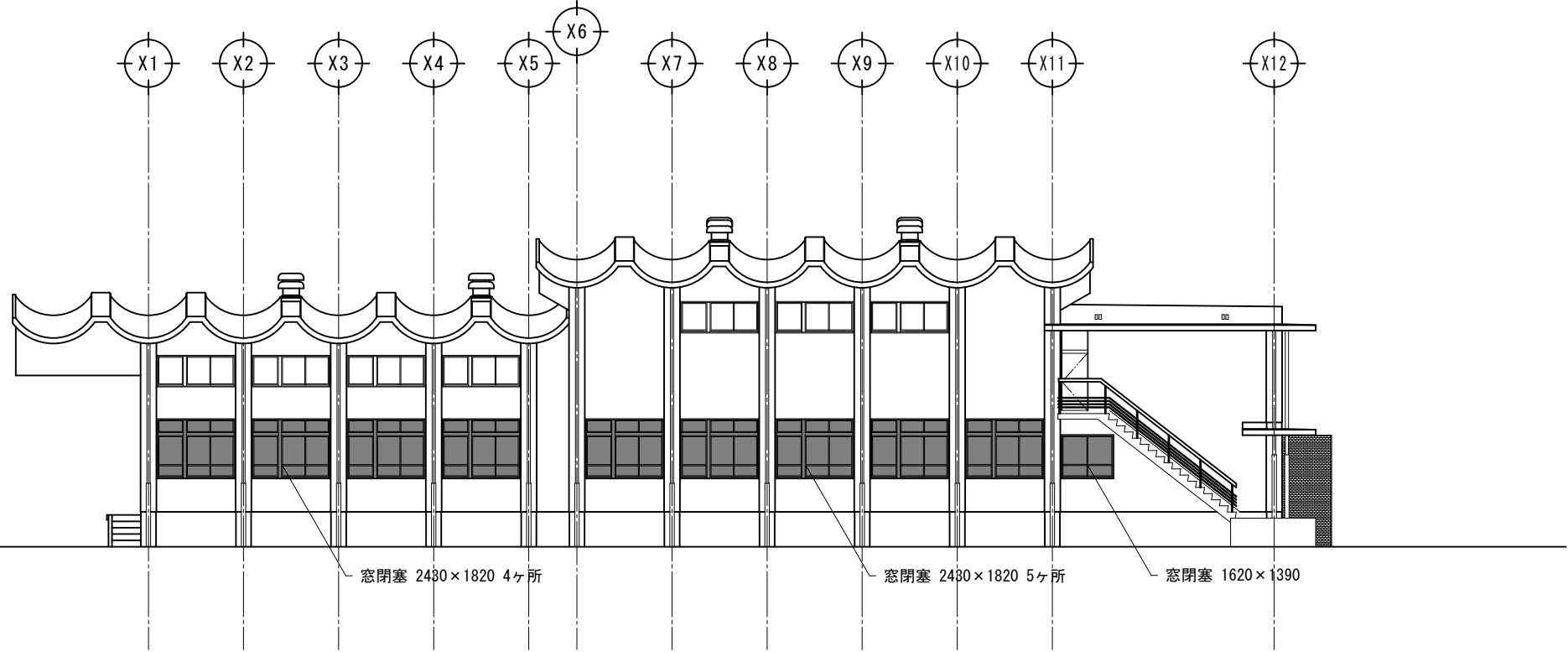


D - D 断面図 S=1/200

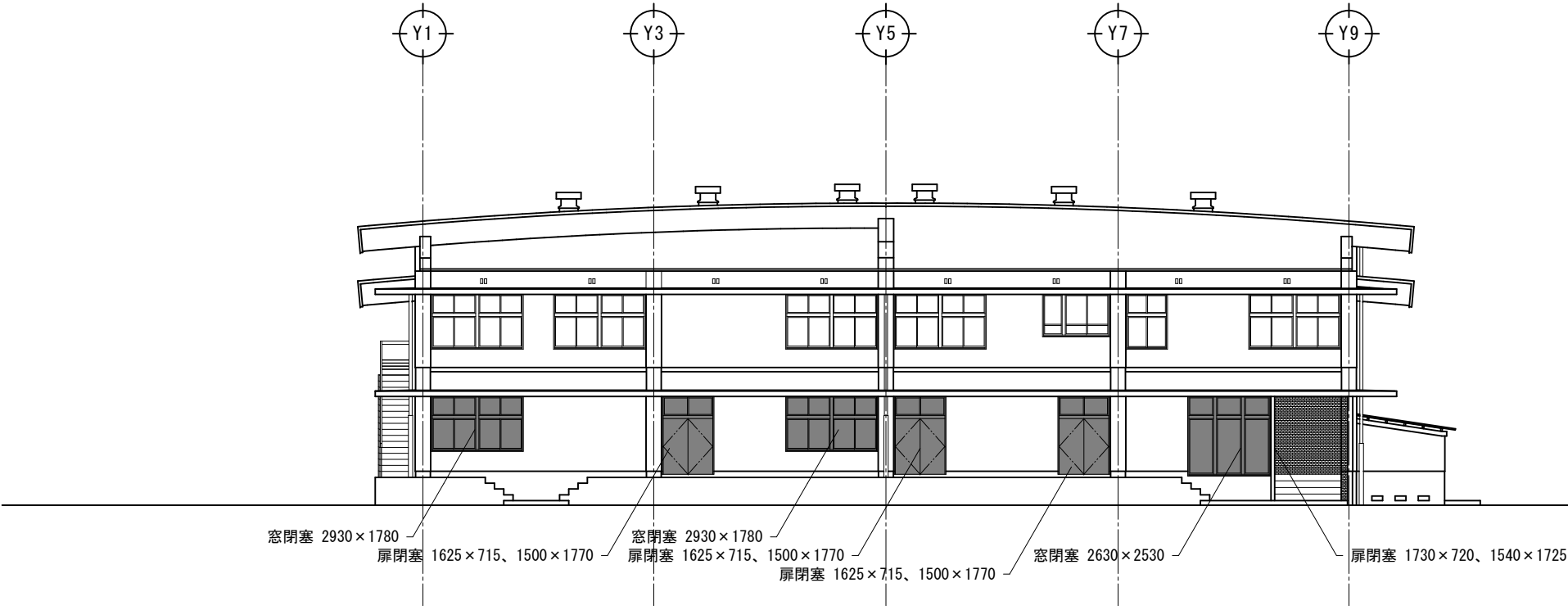
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 断面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (66) 392号 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治	図番 A-08 枚/内
	縮尺 1/200	変更 令和 年 月 日					



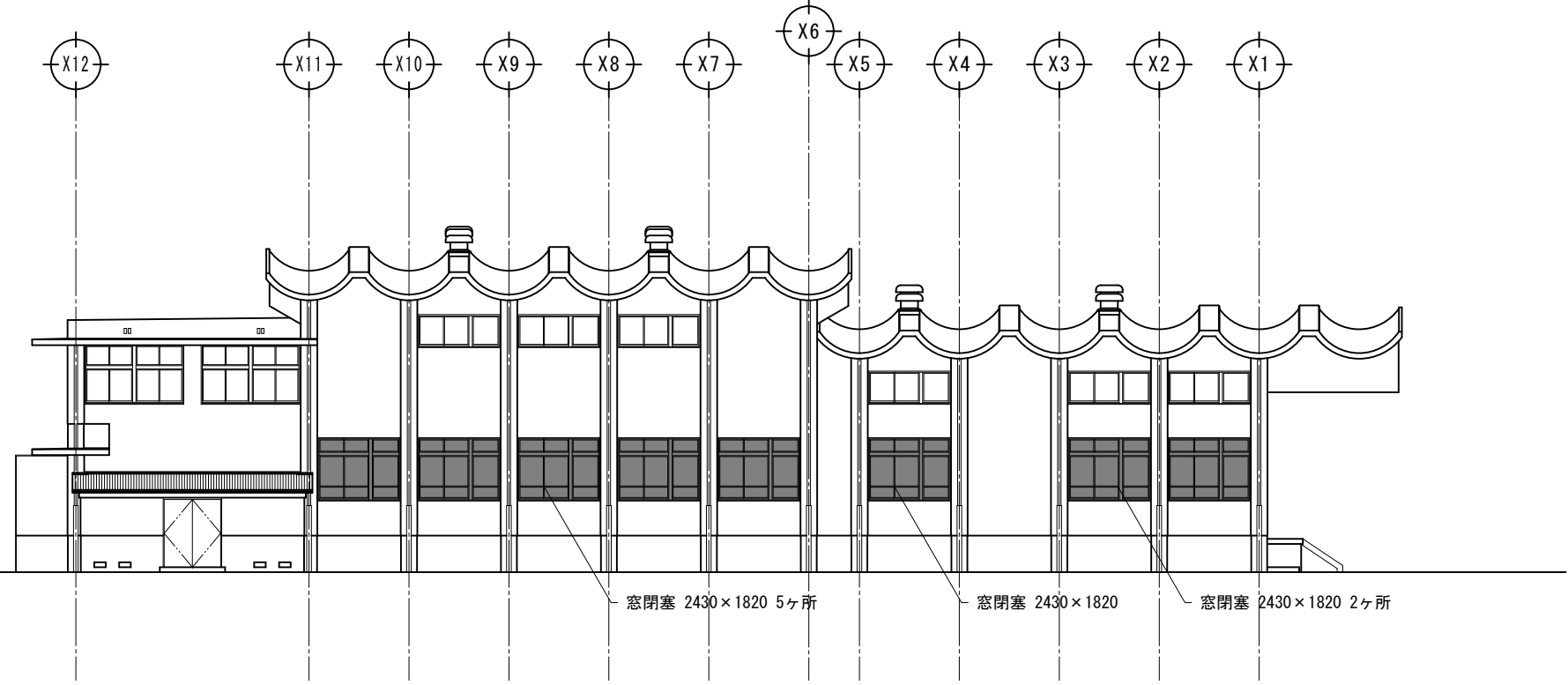
南側立面図 S=1/200



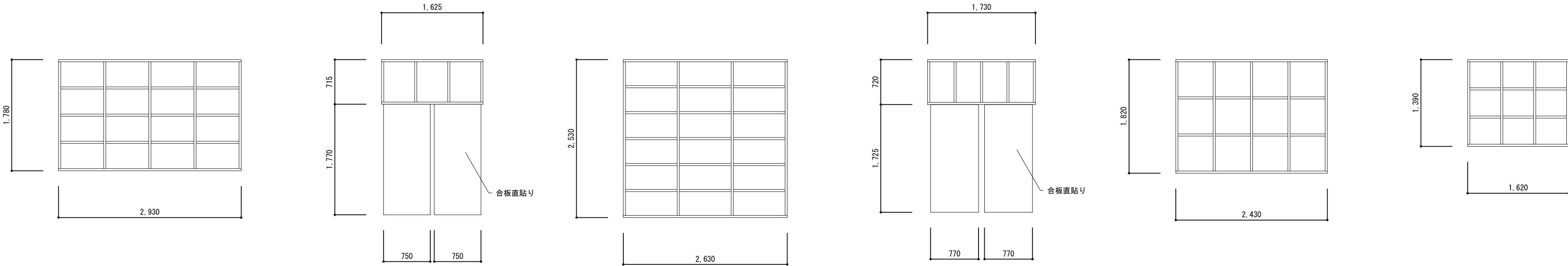
東側立面図 S=1/200



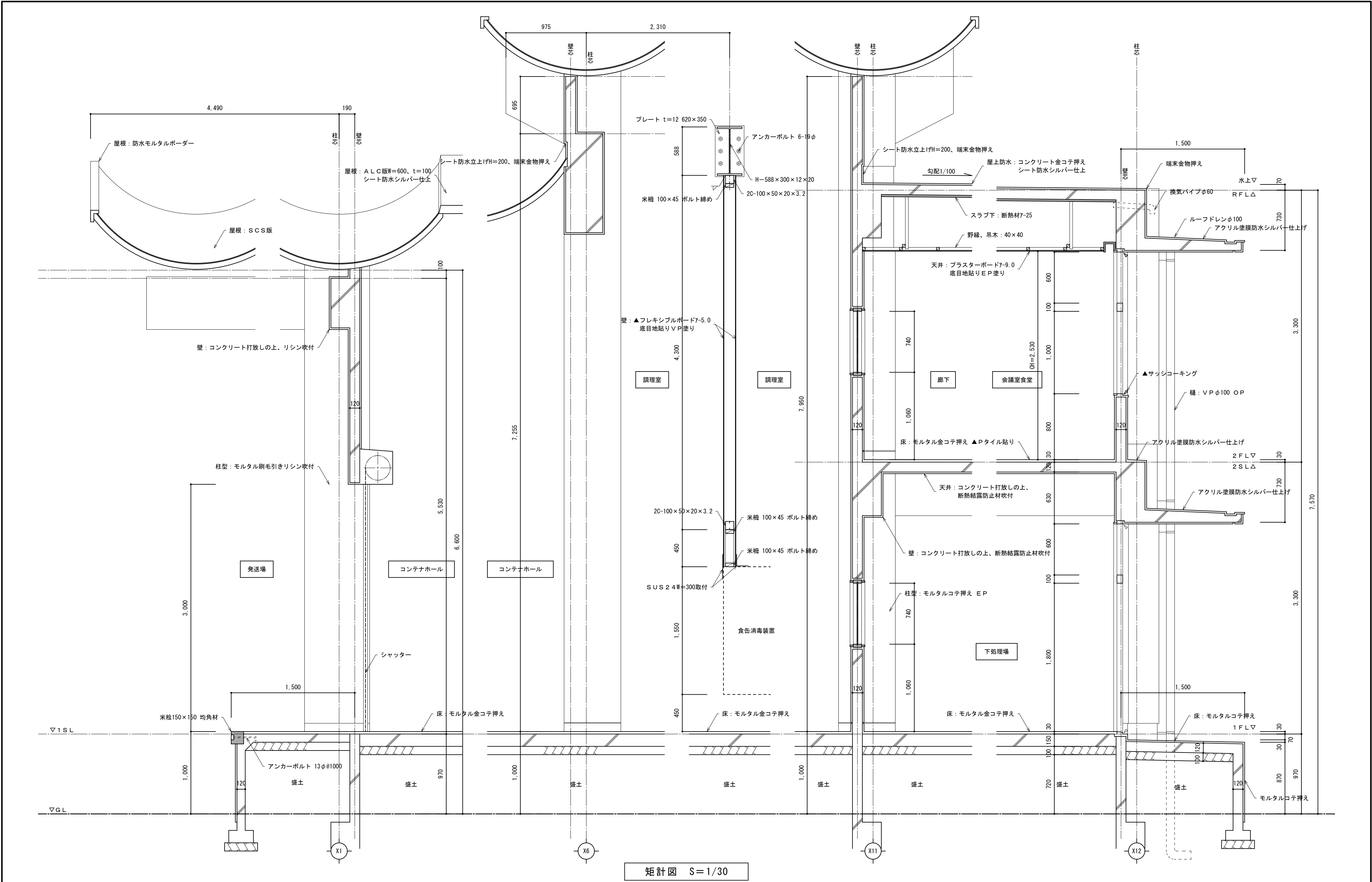
北側立面図 S=1/200



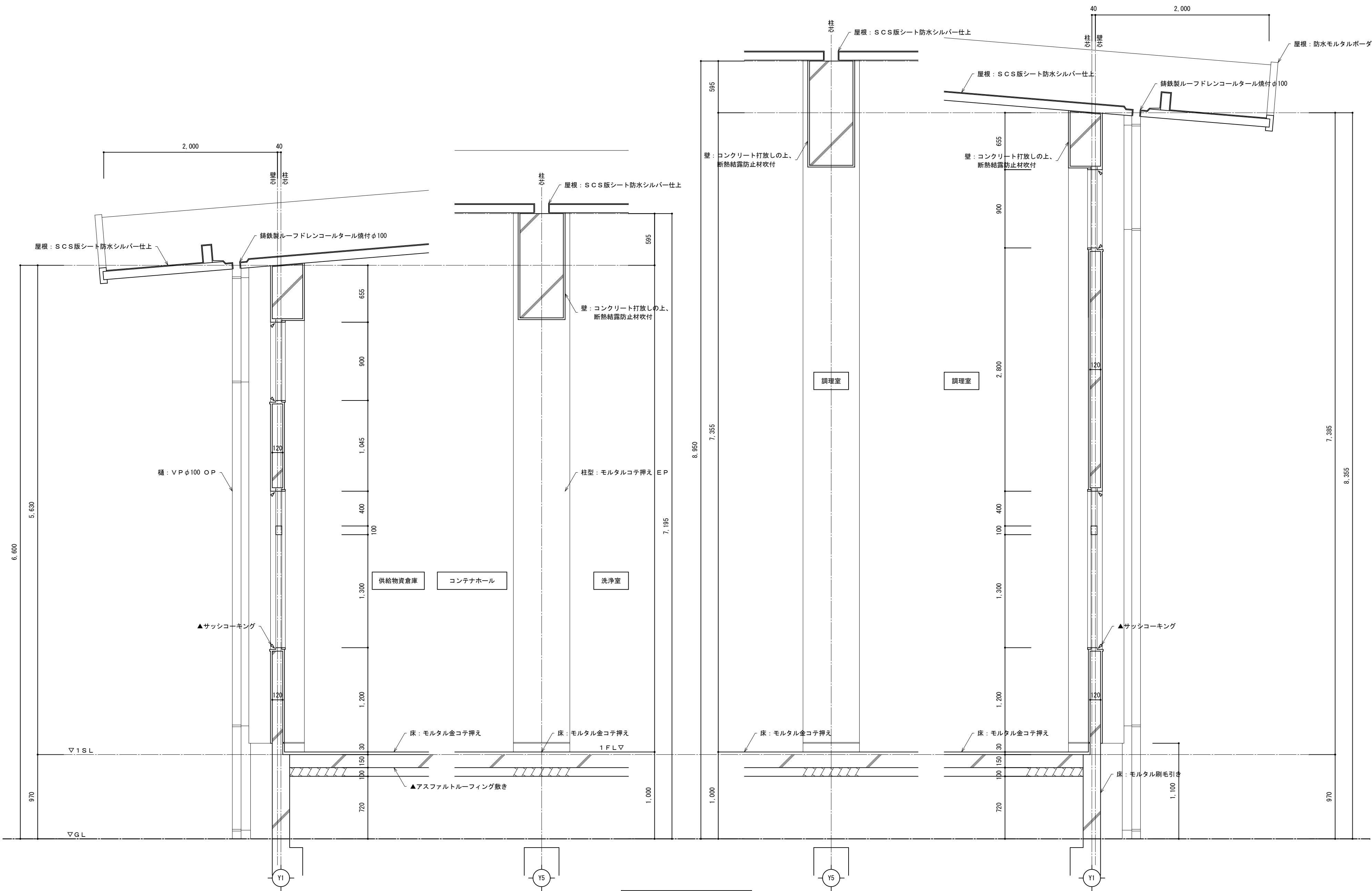
西側立面図 S=1/200



工事名称 <

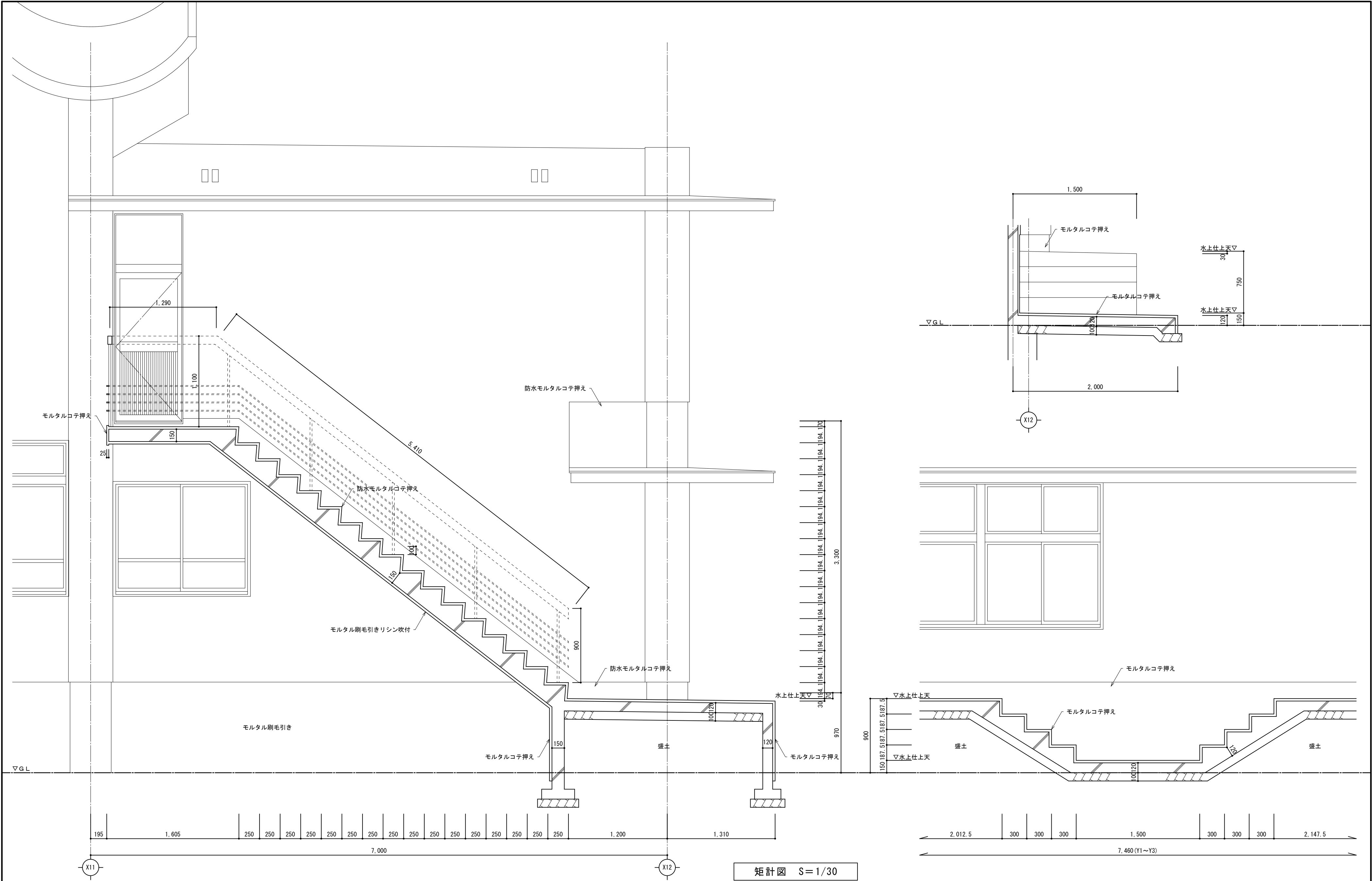


工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 矩計図 1	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項 ▲印は、アスベスト含有材を示す。	一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 奈良県桜井市粟殿 1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本正治 TEL 0744-43-8459	図番 A-10
	縮尺 1/30	変更 令和 年 月 日			

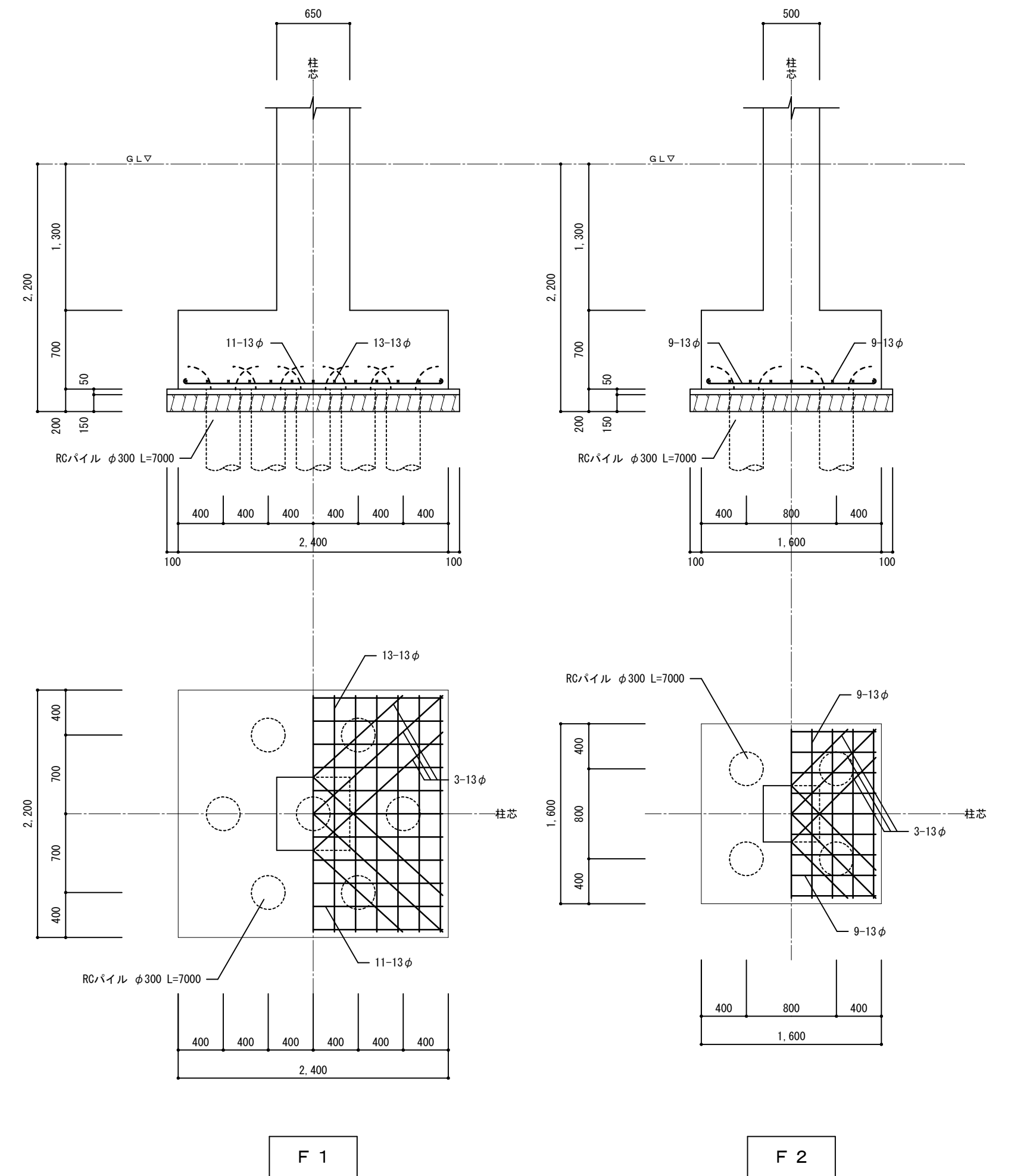
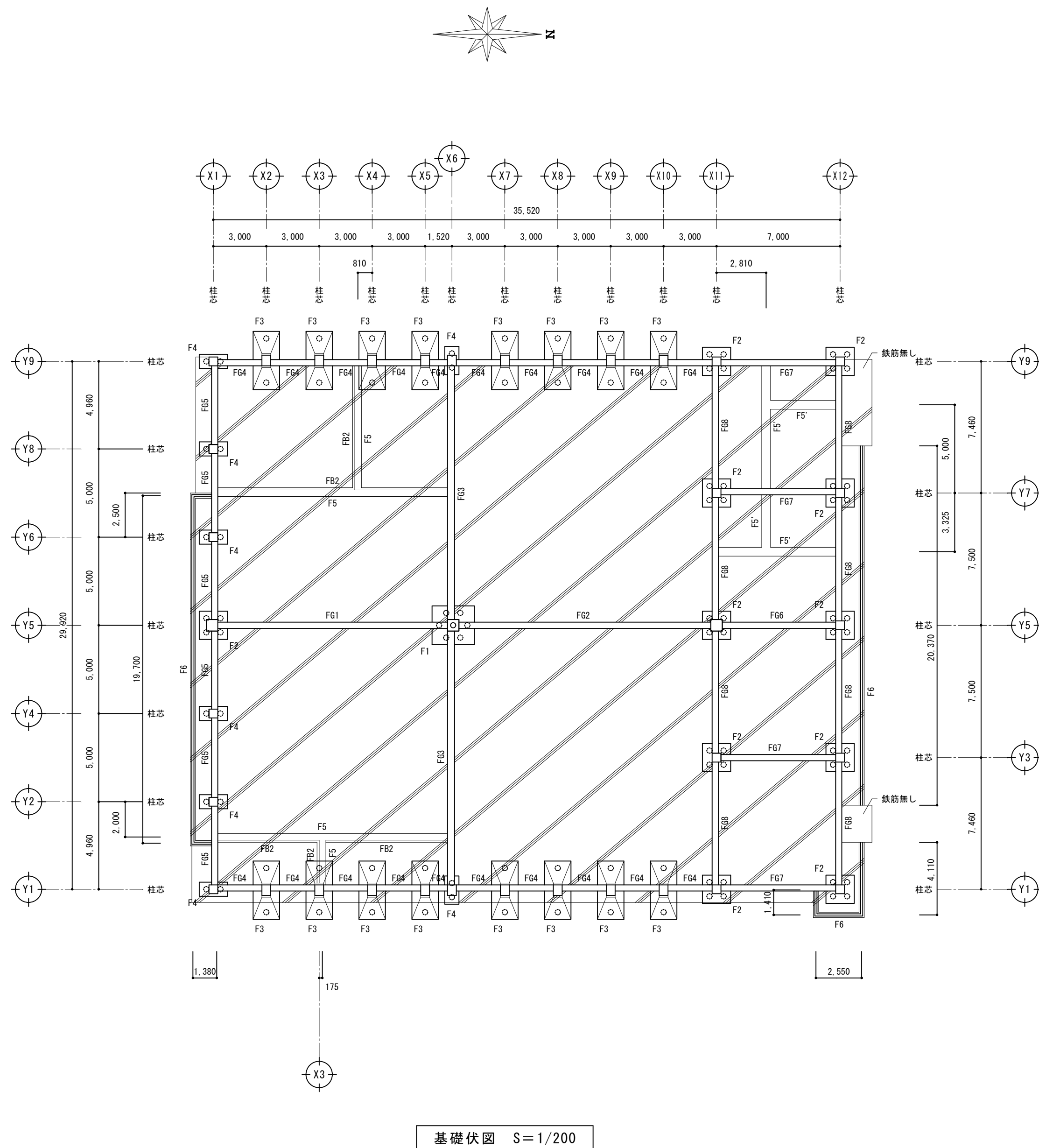


矩計図 S=1/30

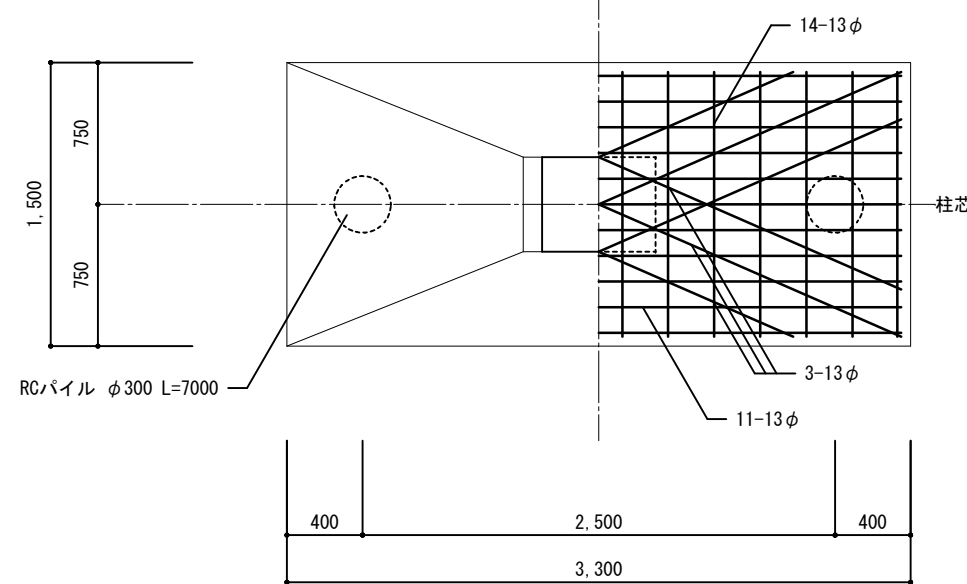
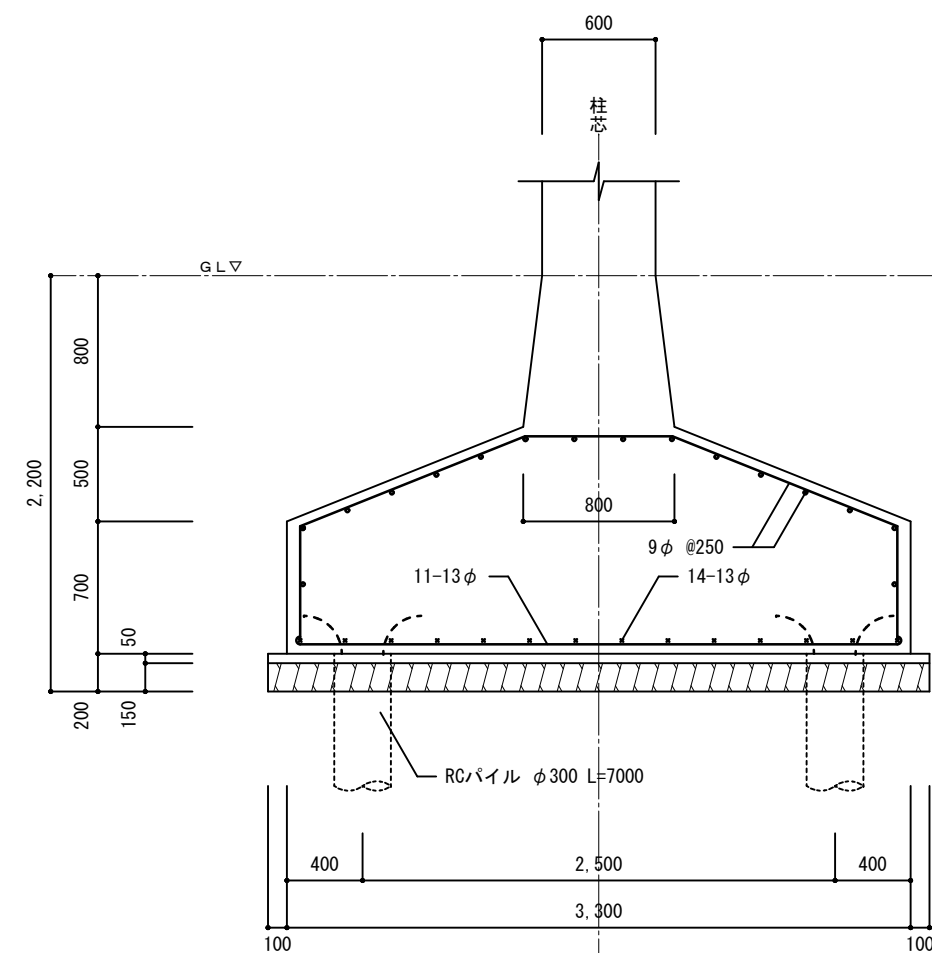
工事名称
--



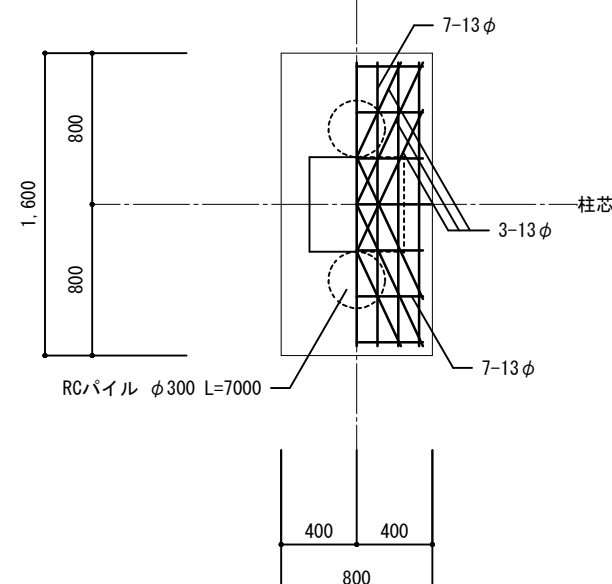
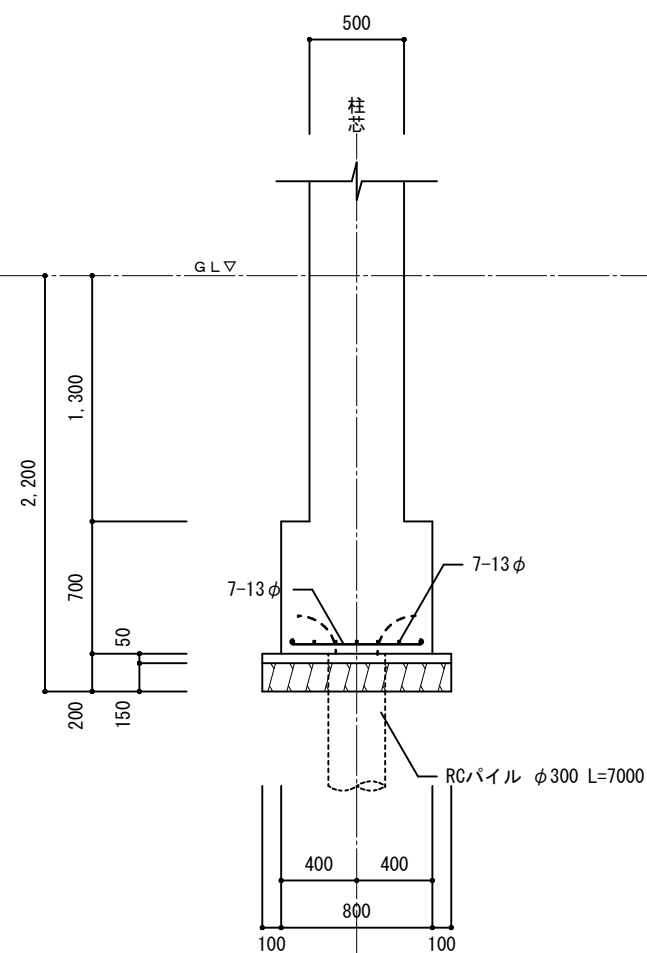
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 矩計図 3	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (梅) 392号 奈良県桜井市栗殿 1 0 2 9 の 5 吉本ビル (桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0 7 4 4 - 4 3 - 8 4 5 9	図番 A - 12 枚/内
	縮尺 1/30	変更 令和 年 月 日					



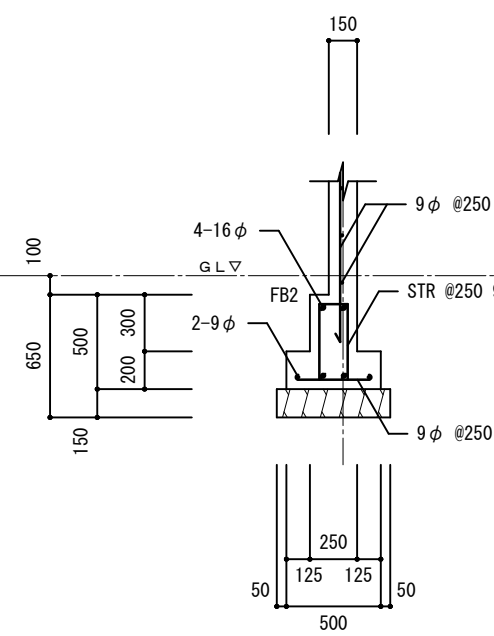
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 基礎伏図、基礎詳細図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(給)392号 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-13 枚/内
	縮尺 1/200、1/40	変更 令和 年 月 日						



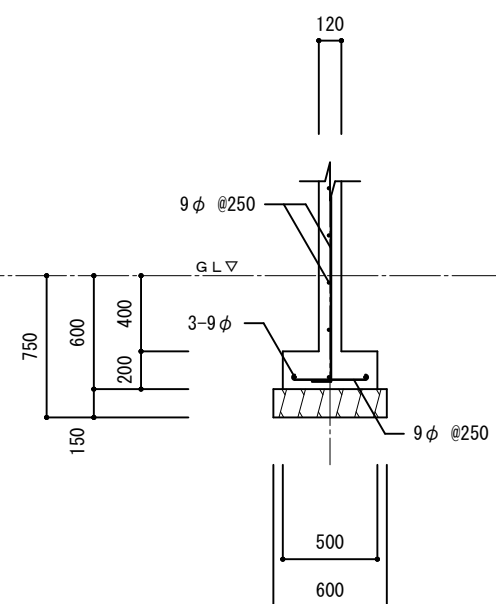
F 3



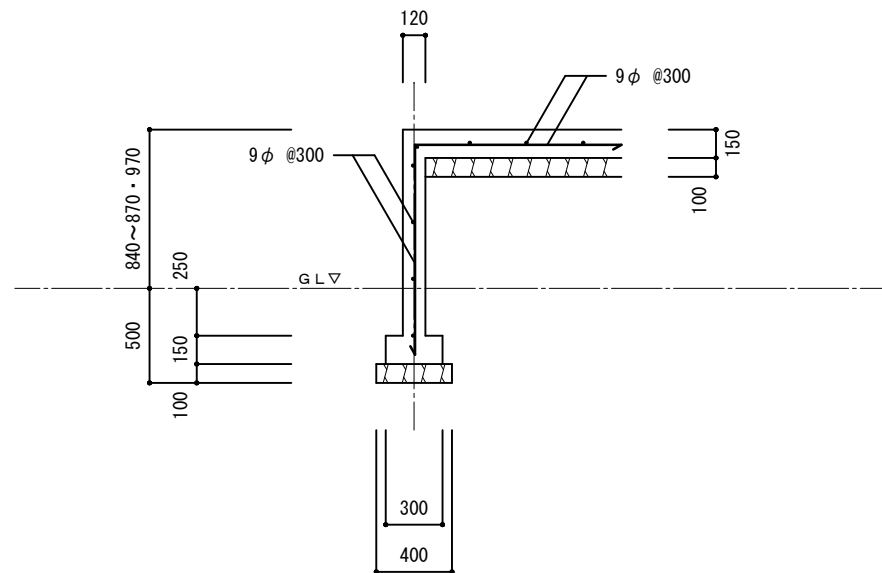
F 4



F 5



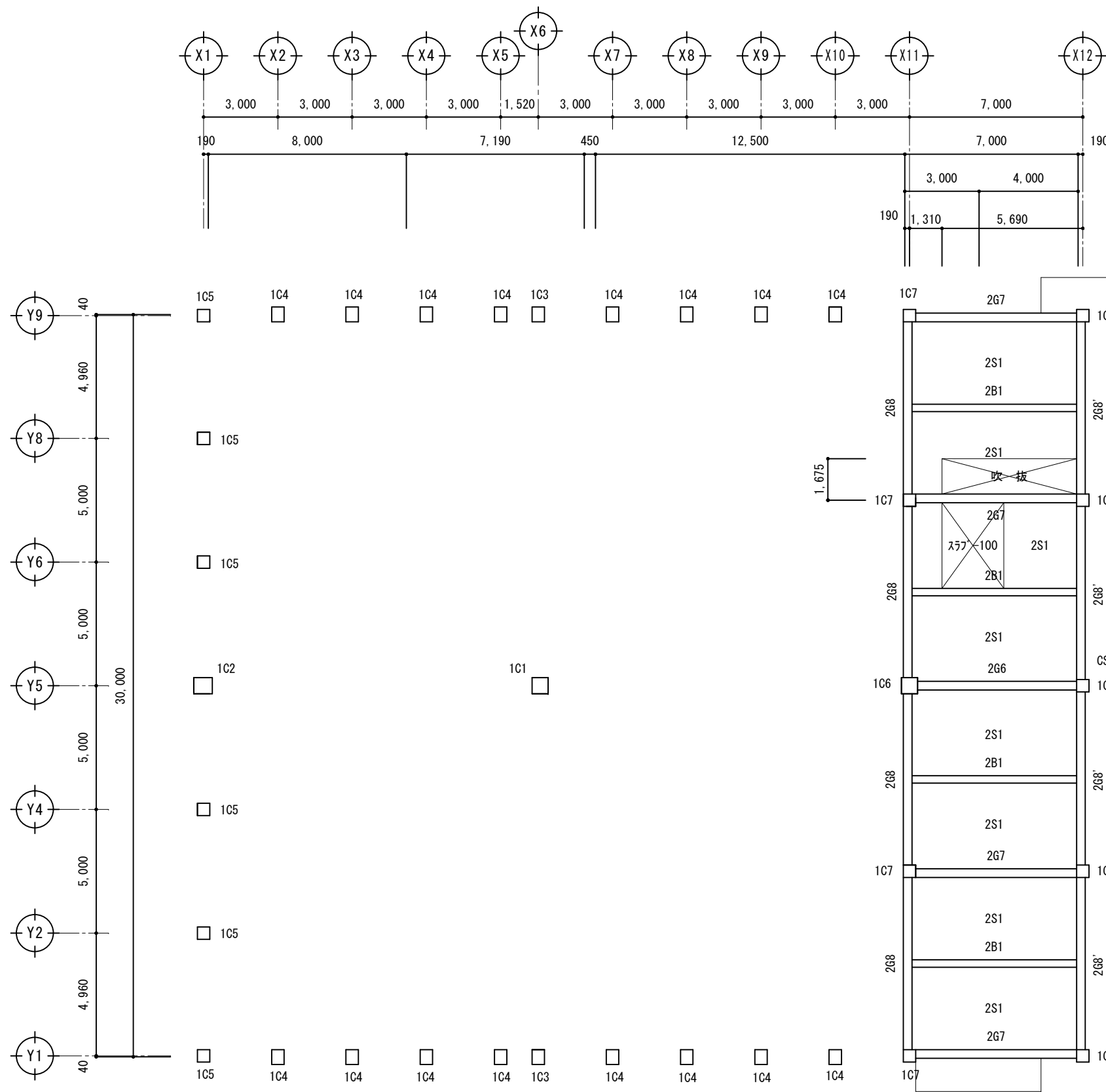
F 5'



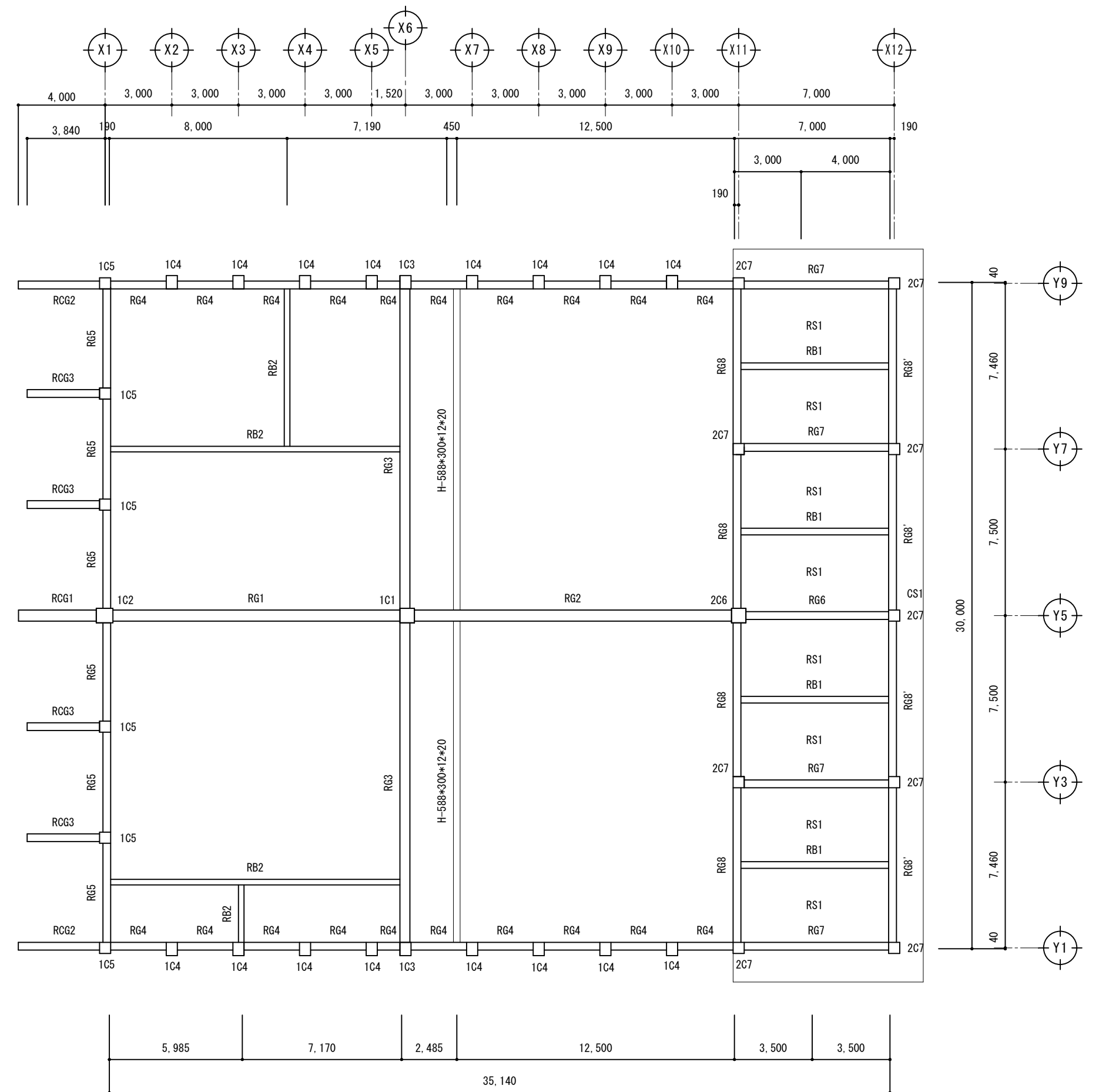
F 6

基礎詳細図 S=1/40

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 基礎詳細図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL 0744-43-8459	図番 A-14 枚/内
	縮尺 1/40	変更 令和 年 月 日					



旧給食センター解体工事



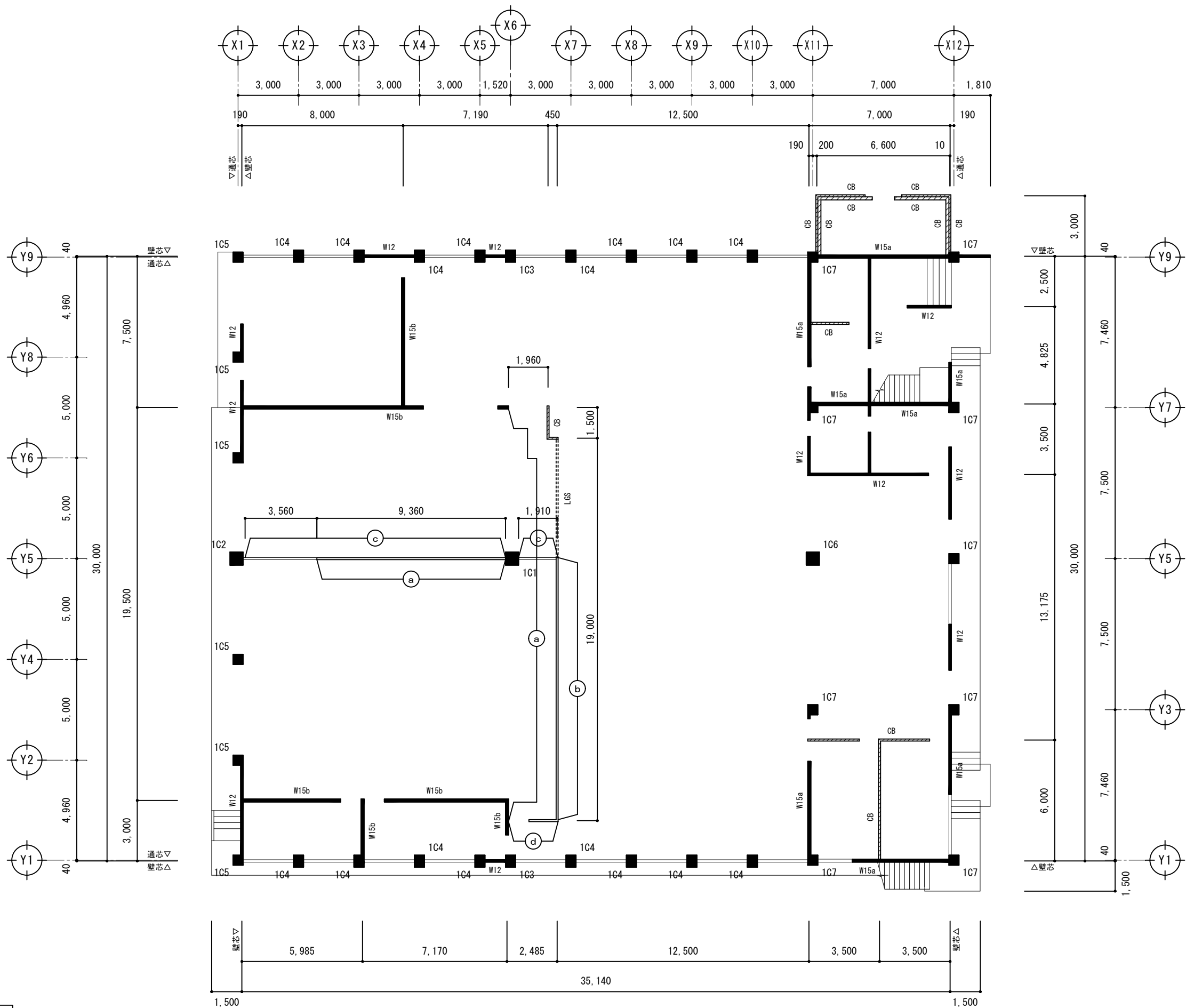
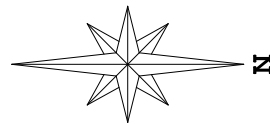
一級建築士事務所 吉本建築設計事務所

1級建築士事務所 登録（奈良）2017（ぬ）392号
奈良県桜井市栗殿1029の5
吉本ビル（桜井市役所前）

1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治
TEL 0744-43-8459

梁 配 筋 リ ス ト																																		
記号	G 1			G 2			G 3			G 4			G 5			G 6			G 7			G 8												
位置		中央	端部		中央	端部	外端	中央	内端		端部			中央		外端	中央	内端		中央	端部		中央	端部										
R 断面																																		
	上端筋		3-D25	7-D25		5-D25	9-D25	5-D25	3-D25	7-D25		3-D22			3-D22		5-D22	2-D22	3-D22		2-D22	3-D22		2-D22	4-D22									
	下端筋		9-D25	5-D25		10-D25	5-D25	3-D25	5-D25	3-D25		3-D22			3-D22		3-D22	3-D22	3-D22		3-D22	3-D22		4-D22	2-D22									
	寸法	500×1200			500×1200			450×1200			350×600			350×600			350×650			350×650			350×650											
	スタラップ	13φ#200			13φ#200			13φ#250			9φ#250			9φ#250			9φ#250			9φ#250			9φ#250											
腹筋	4-9φ			4-9φ			4-9φ			2-9φ			2-9φ			2-9φ			2-9φ			2-9φ												
2 断面																																		
																上端筋						6-D22	3-D22	6-D22		3-D22	6-D22		3-D22	5-D22				
																下端筋						3-D22	3-D22	3-D22		3-D22	3-D22		5-D22	3-D22				
																寸法										350×650			350×650			350×650		
																スタラップ										9φ#250			9φ#250			9φ#250		
腹筋													2-9φ			2-9φ			2-9φ															
F 断面																																		
	上端筋		3-D22	5-D22		3-D22	5-D22	5-D22	3-D22	5-D22		3-D19			3-D19		5-D19	3-D19	5-D19		3-D19	5-D19		3-D19	5-D19									
	下端筋		3-D22	5-D22		3-D22	5-D22	5-D22	3-D22	5-D22		3-D19			3-D19		5-D19	3-D19	5-D19		3-D19	5-D19		3-D19	5-D19									
	寸法	400×1200			400×1200			400×1200			350×700			350×700			350×700			350×700			350×700											
	スタラップ	13φ#250			13φ#250			13φ#250			9φ#250			9φ#250			9φ#250			9φ#250			9φ#250											
腹筋	4-9φ			4-9φ			4-9φ			2-9φ			2-9φ			2-9φ			2-9φ			2-9φ												

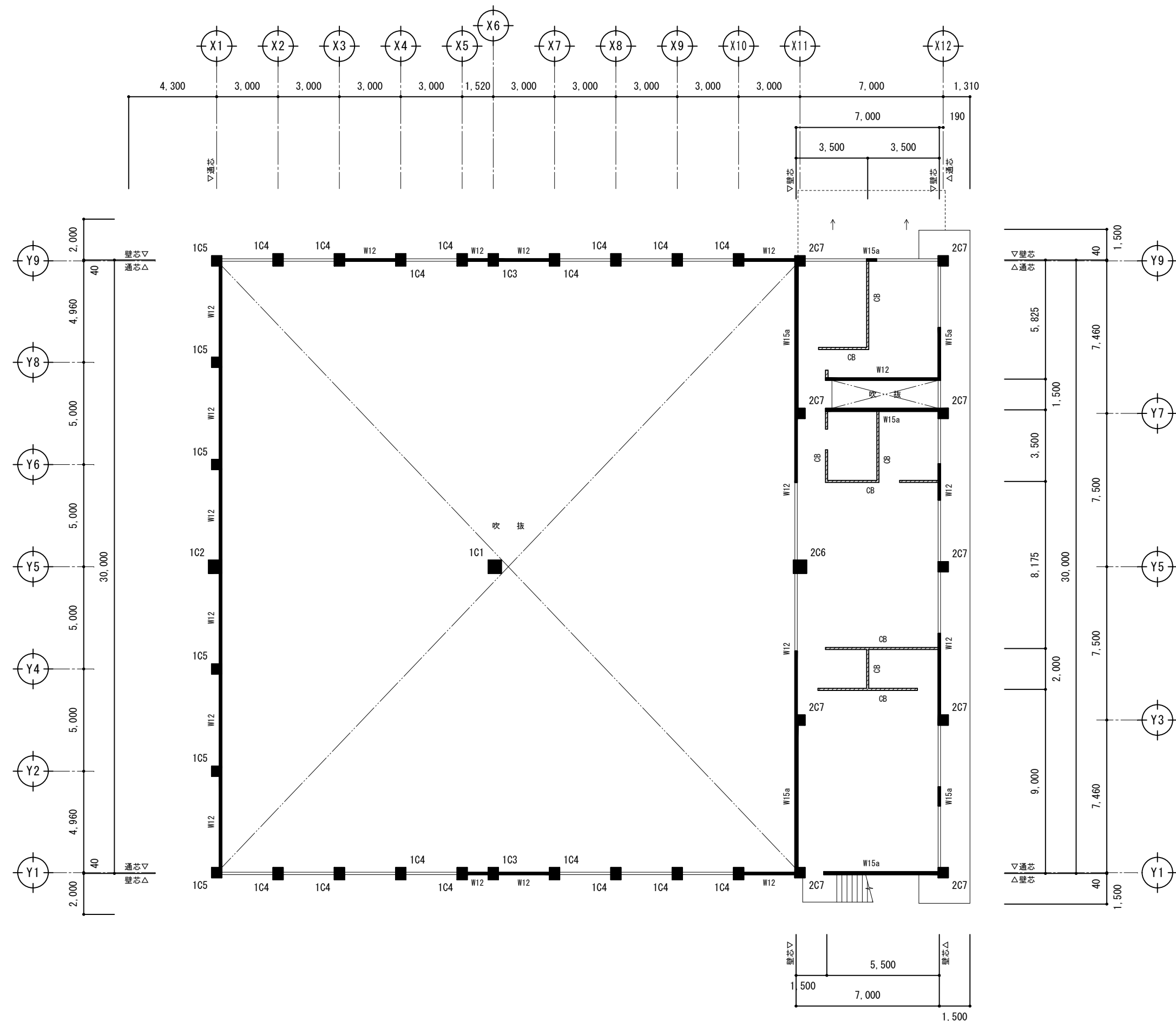
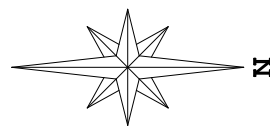
梁 配 筋 リ ス ト													
記号	G 8'			CG 1	CG 2	CG 3	CG 4	CG 5	B 1			B 2	
位置		中央	端部							中央	端部		
R 断面													
	上端筋	2-D22	4-D22	6-D22	5-D22	5-D22	3-D22	4-D22	2-D22	3-D22	2-D16		
	下端筋	4-D22	2-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22	3-D22	5-D22	2-D22	2-D16		
	寸法	350 × 730			500 × 1200	350 × 1200	350 × 600	350 × 600	500 × 650	300 × 650			250 × 450
	スタラップ	9 φ #250			9 φ #150	9 φ #150	9 φ #150	9 φ #150	9 φ #150	9 φ #250			9 φ #250
腹筋	2-9 φ			4-9 φ	4-9 φ	2-9 φ	2-9 φ	2-9 φ	2-9 φ				
2 断面													
	上端筋	3-D22	5-D22						2-D22	3-D22			
	下端筋	5-D22	3-D22						5-D22	2-D22			
	寸法	350 × 730							300 × 650				
	スタラップ	9 φ #250							9 φ #250				
腹筋	2-9 φ			2-9 φ									
F 断面													
	上端筋												2-D16
	下端筋												2-D16
	寸法								250 × 500				
	スタラップ								9 φ #250				
腹筋													



凡 例	
①	鉄骨壁下地 ▲フレキシブルボード t=5.0底目貼り
②	木製壁下地 プラスターボード t=12貼り
③	木製壁下地 合板 t=12貼り
④	木製壁下地 ▲フレキシブルボード t=5.0貼り

1 階柱・壁伏図 S=1/200

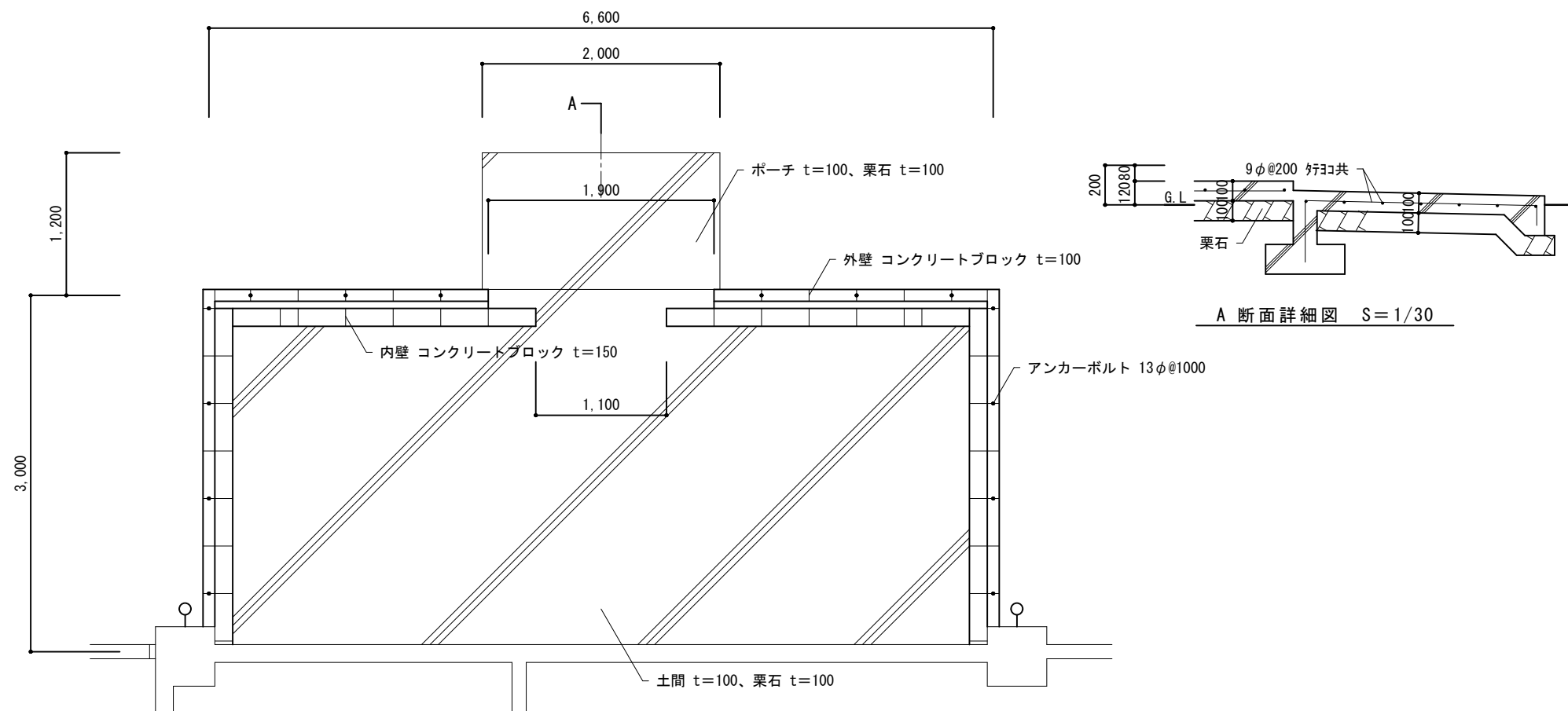
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1 階柱・壁伏図、凡例	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 奈良県桜井市栗殿 1 0 2 9 の 5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第 78907 号 吉 本 正 治 TEL 0 7 4 4 - 4 3 - 8 4 5 9	図番 A-18 枚/内
	縮尺 1/200	変更 令和 年 月 日						



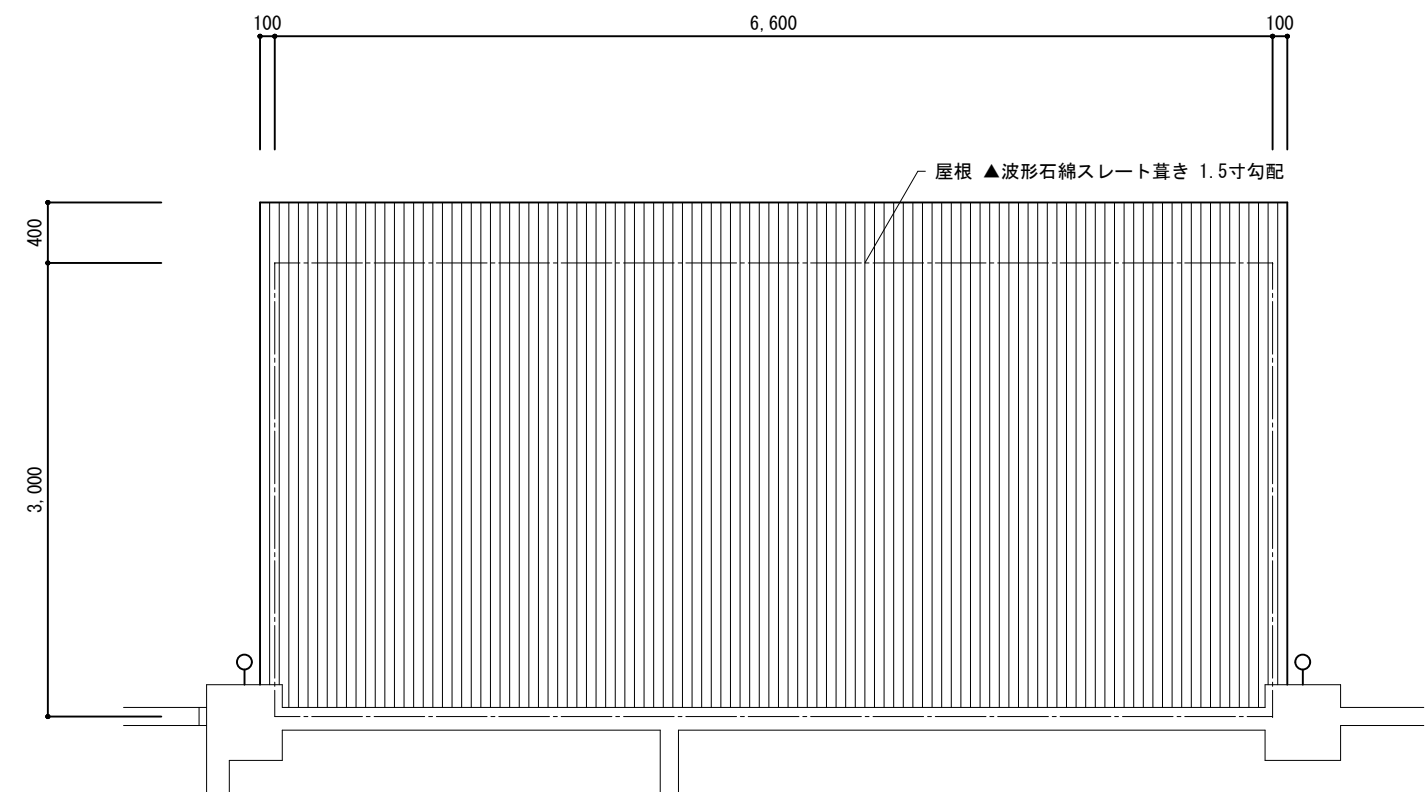
2 階柱・壁伏図 S=1/200

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 2 階柱・壁伏図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (ぬ) 392号 奈良県桜井市栗殿 1 0 2 9 の 5 吉本ビル (桜井市役所前) 1 級建築士・登録第 78907 号 吉 本 正 治 TEL 0 7 4 4 - 4 3 - 8 4 5 9	図番 A - 19 枚 / 内
	縮尺 1/200	変更 令和 年 月 日						

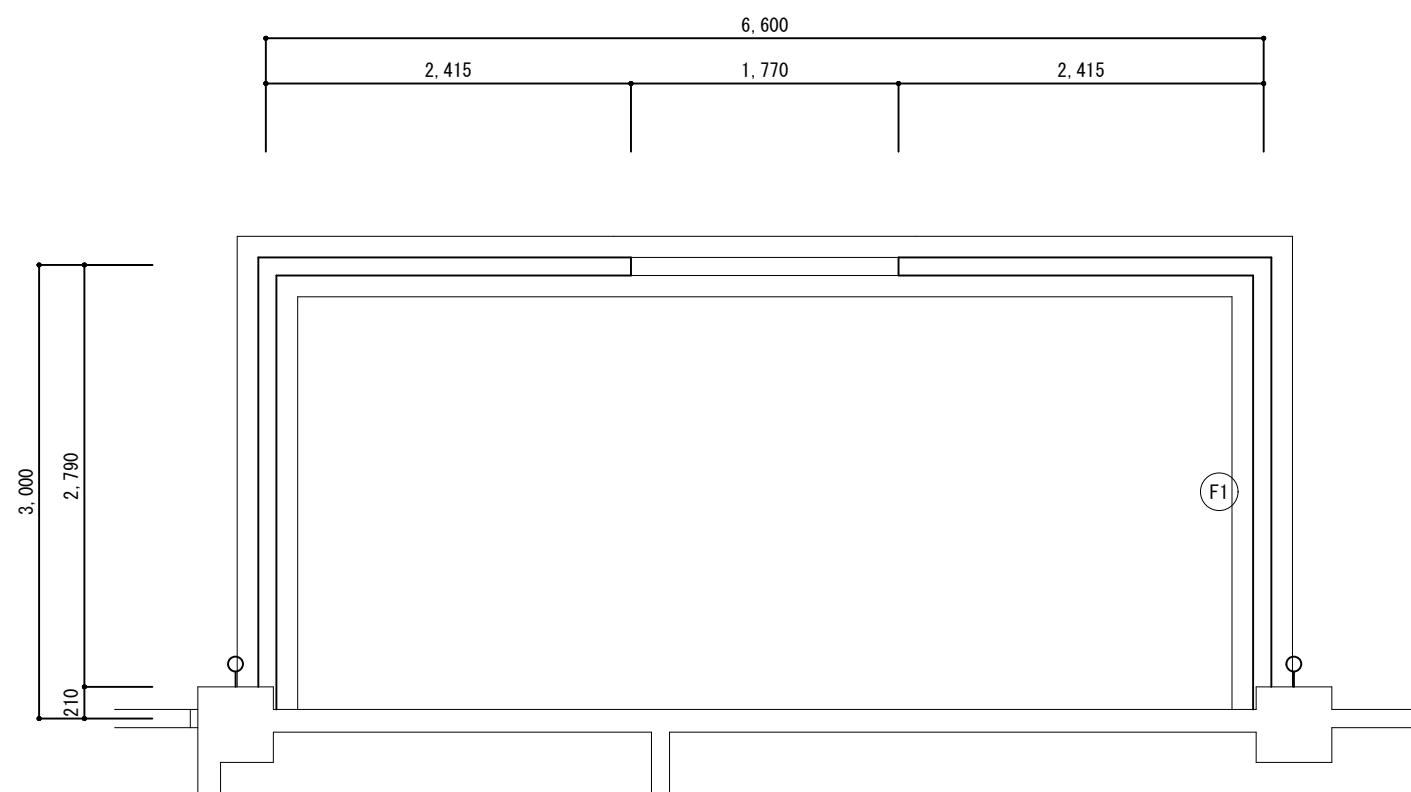
柱 配 筋 リ ス ト								
記号	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	
2階断面								
						650×650	500×500	
						10-D22	8-D22	
						9φ@250	9φ@250	
ダイヤ						9φ@750	9φ@750	
1階断面								
	650×650	650×650	500×600	500×600	500×500	650×650	500×500	
	主筋	16-D25	12-D22	12-D25	12-D25	10-D22	10-D22	8-D22
	フープ	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250	9φ@250
ダイヤ	9φ@750	9φ@750	9φ@750	9φ@750	9φ@750	9φ@750	9φ@750	
壁 配 筋 リ ス ト								
記号	W 1 2	W 1 5 a	W 1 5 b					
壁厚	1 2 0 (その他)	1 5 0 (管理棟ラーメン構造部)	1 5 0 (調理棟SCS版積載部)					
断面								
タテ筋	9φ@250 シングル	9φ@200 ダブル	9φ@150 シングル					
ヨコ筋	9φ@250 シングル	9φ@200 ダブル	9φ@200 シングル					
床 版 リ ス ト								
記号	床厚	位置	短辺方向		長辺方向		備考	
			中央	端部	中央	端部		
RS 1	120	上筋	13φ@200・400	9φ@400、13φ@200・400	9・13φ@250交互、9φ@300・500、13φ@300	9・13φ@250交互、9φ@300・500		
		下筋	9・13φ@200交互、9φ@200・400	9φ@200・400	9・13φ@250交互、9φ@300・500	9φ@300・500		
2S 1	120	上筋	13φ@200・400	9φ@400、13φ@200・400	9・13φ@250交互、9φ@300・500、13φ@300	9・13φ@250交互、9φ@300・500		
		下筋	9・13φ@200交互、9φ@200・400	9φ@200・400	9・13φ@250交互、9φ@300・500	9φ@300・500		
CS 1	120～150	上筋	9・13φ@200交互	9・13φ@200交互	9φ@250	9φ@250	角斜め補強筋：5-13φ	
		下筋	9φ@200	9φ@200	9φ@250	9φ@250		
土間	120、150	上筋	9φ@300クロス シングル	9φ@300クロス シングル	9φ@300クロス シングル	9φ@300クロス シングル	栗石 t=100	
		下筋						



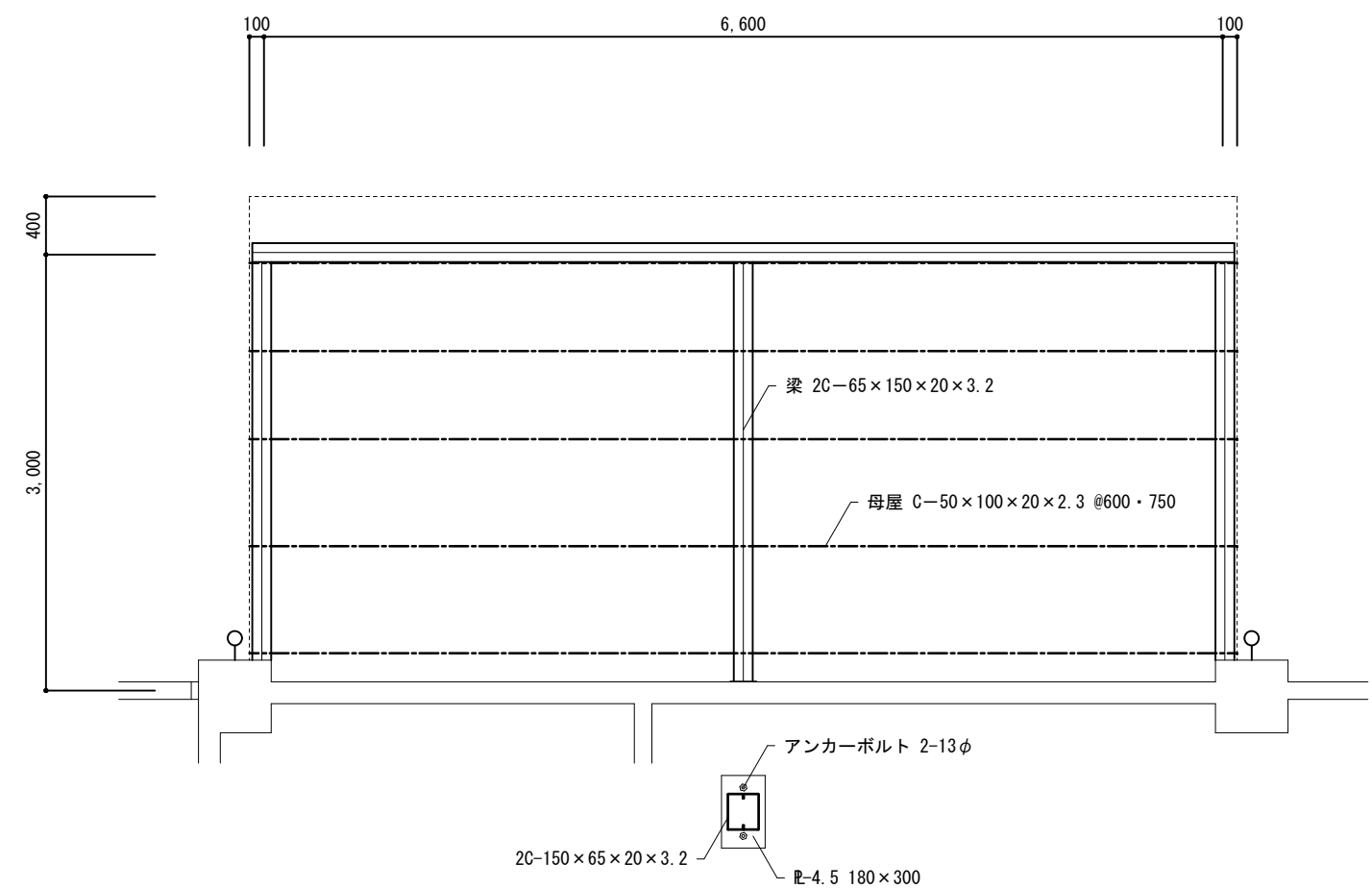
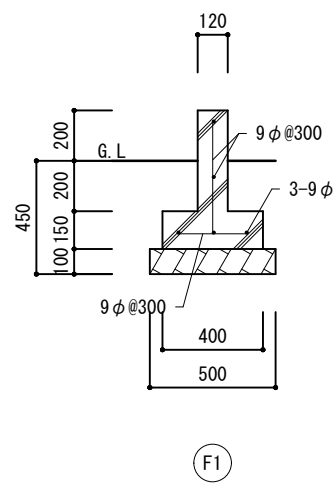
土間伏図 S=1/100



屋根伏図 S=1/100

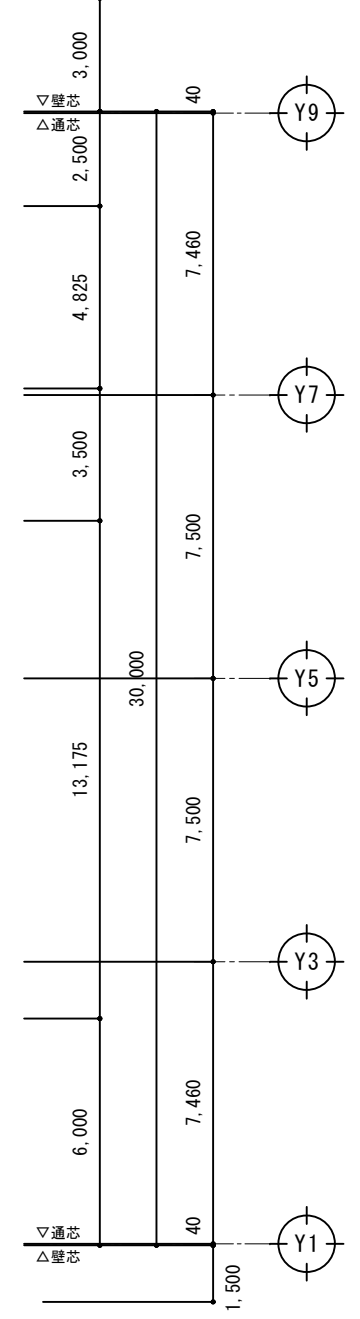
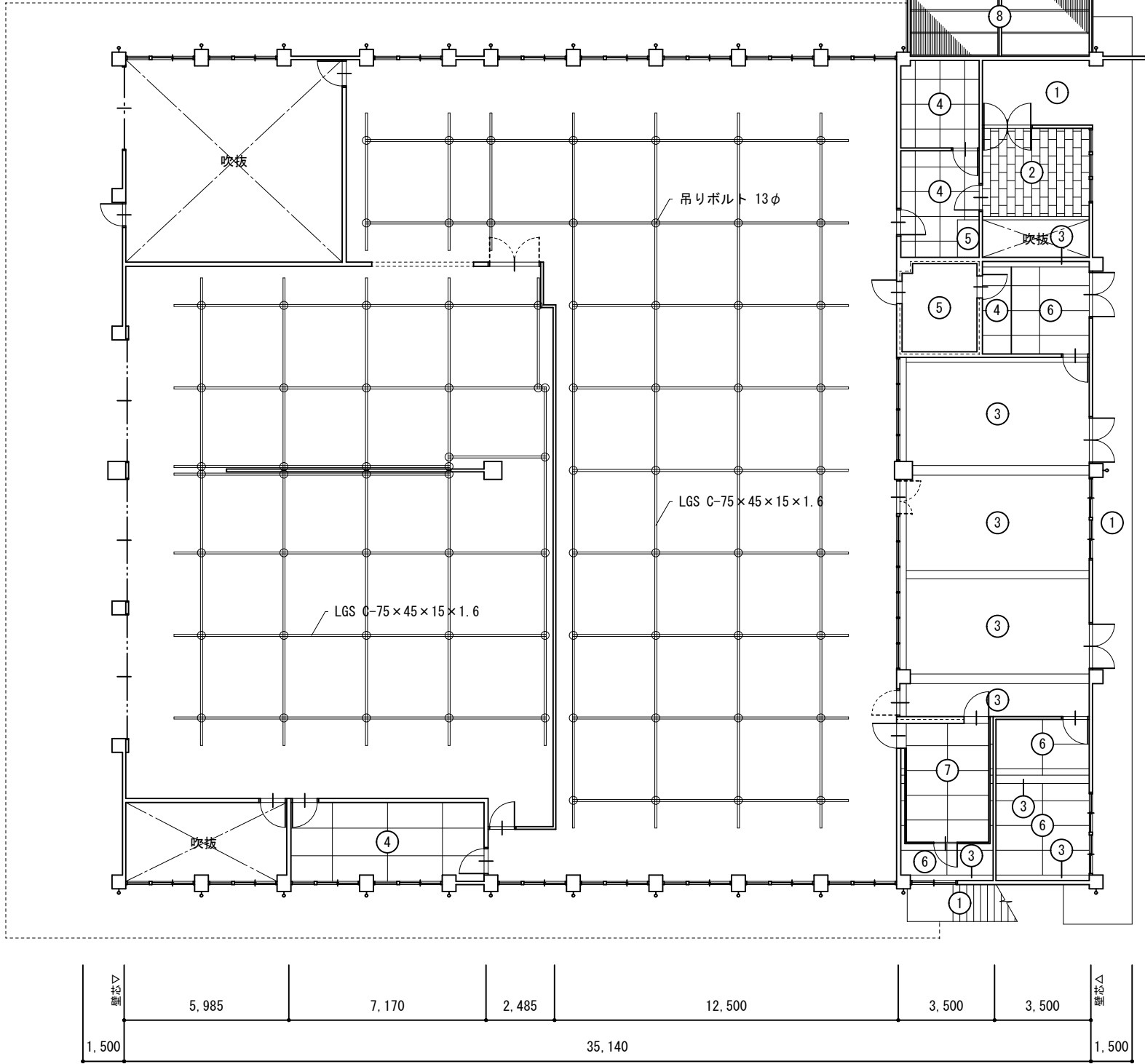
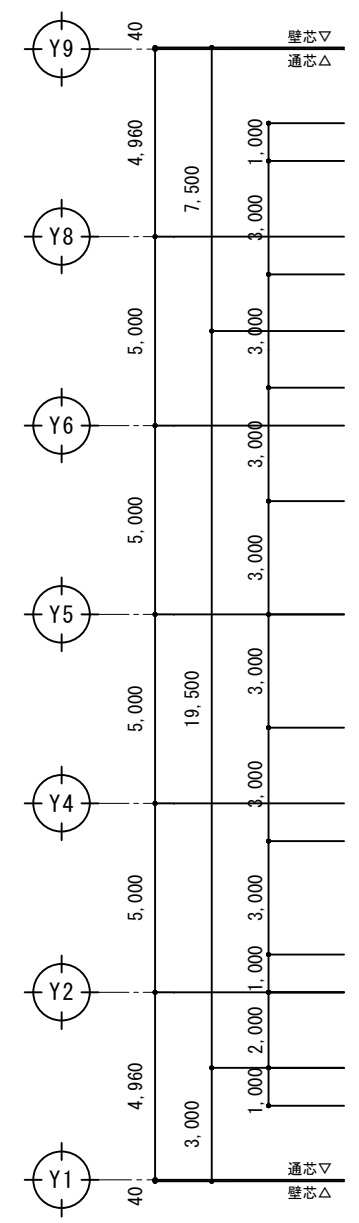
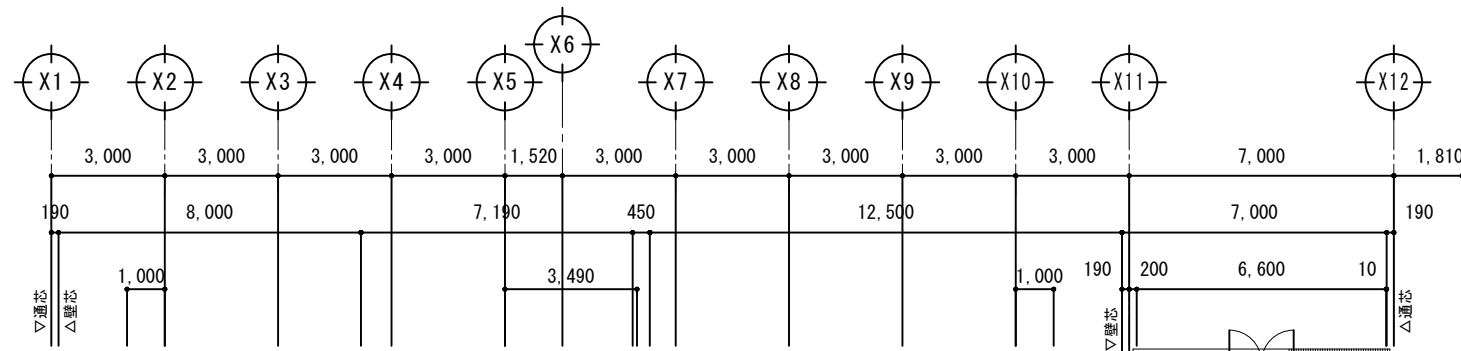
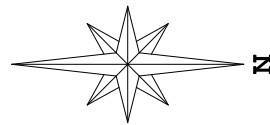


基礎伏図 S=1/100



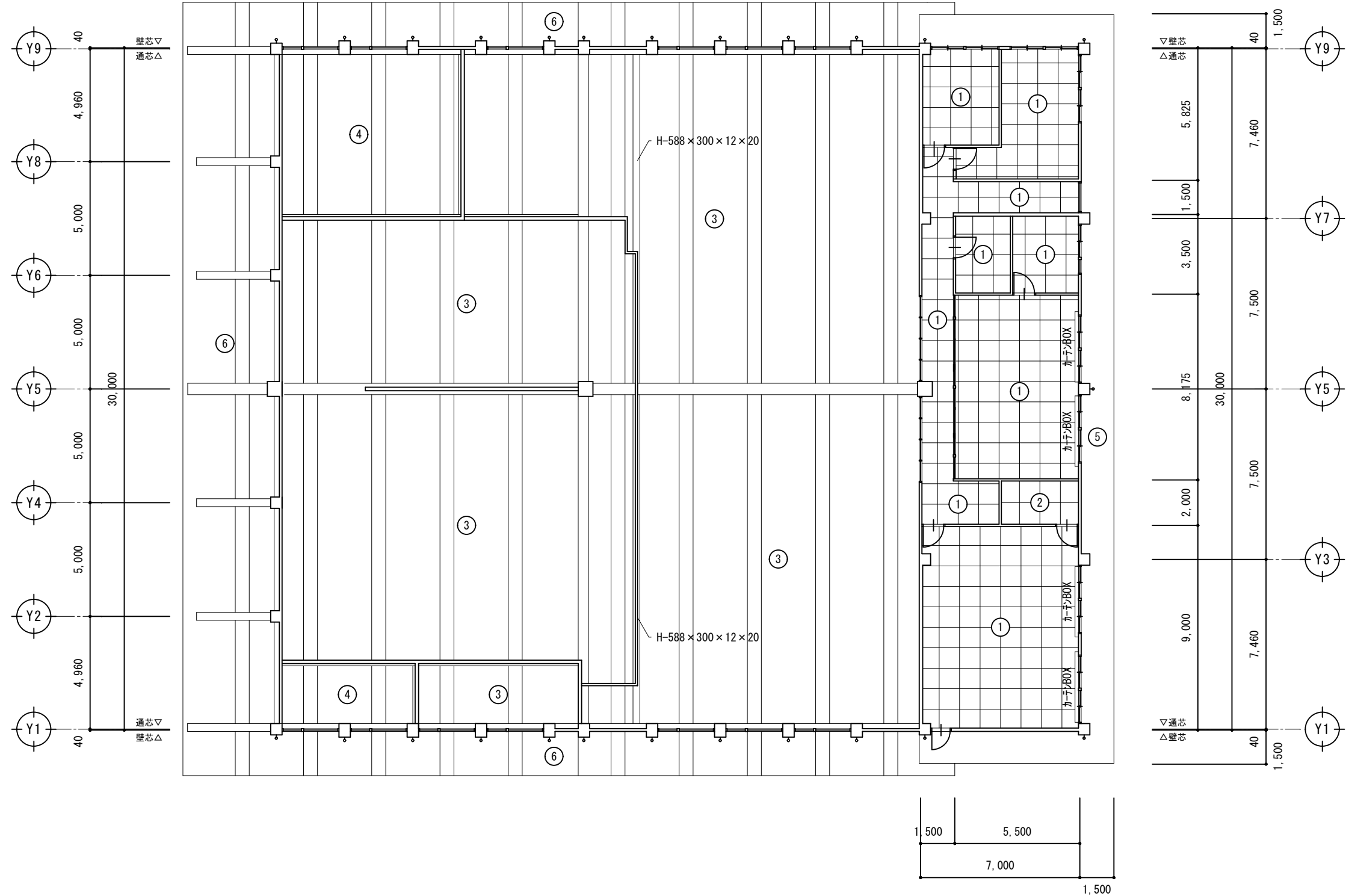
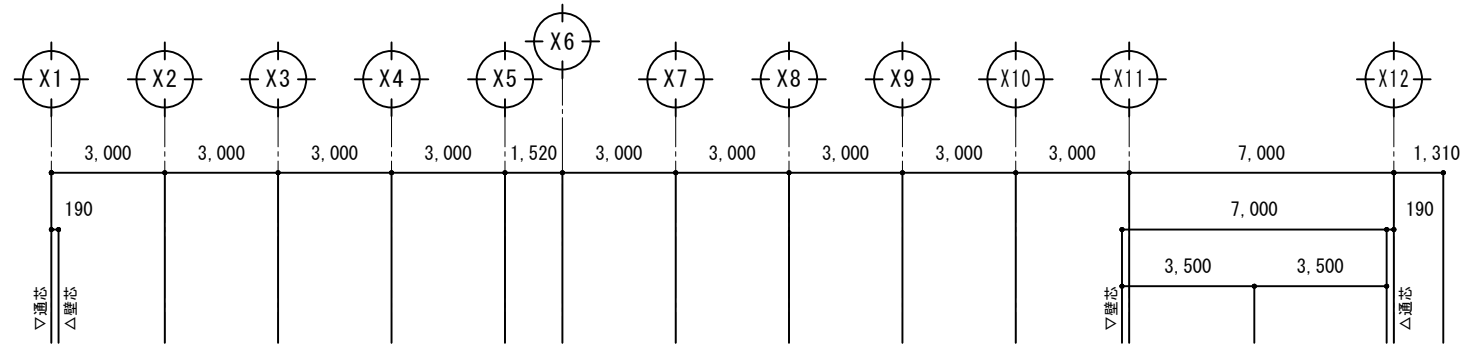
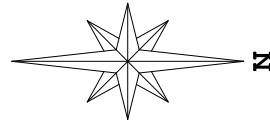
小屋伏図 S=1/100

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター ポンベ庫各伏図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-21 枚/内
	縮尺 1/50、1/30	変更 令和 年 月 日	特記無き限り土間等は、9φ@200 5筋共 シングル配筋とする。					
			CB壁は、9φ(端部隅角は13φ) タテ@800、ヨコ@600配筋とする。					
			▲印は、アスベスト含有材を示す。					



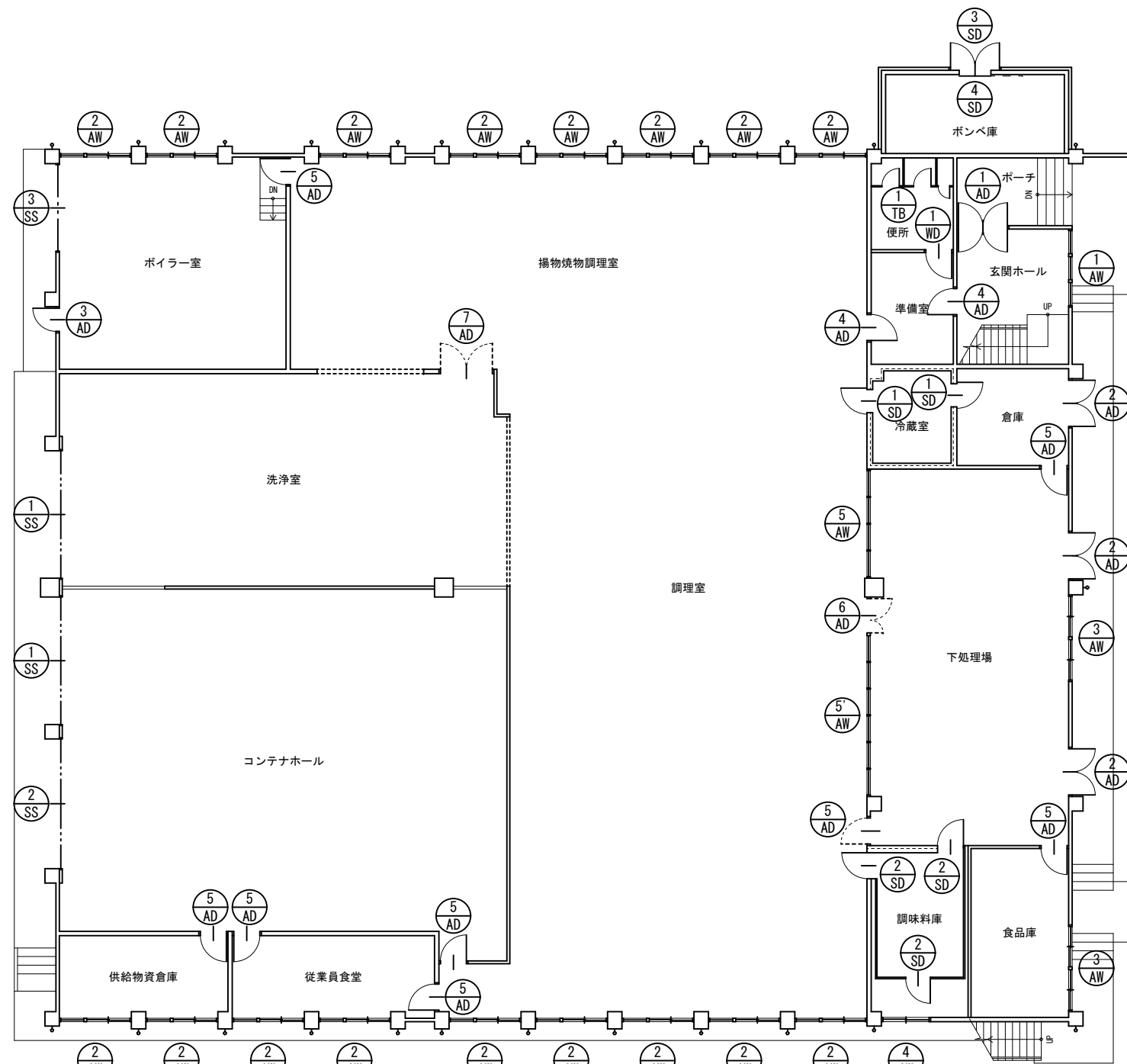
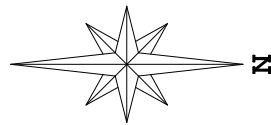
凡 例	
①	モルタル刷毛引きリシン吹付
②	プラスターボード t=9.0底目貼り 寒水石粉入VP吹付
③	コンクリート打放し下地 断熱・結露防止吹付材吹付（梁型共）
④	プラスターボード t=9.0底目貼り EP
⑤	モルタル金コテ押え
⑥	細毛木毛セメント板 t=15打込み化粧
⑦	プレハブ庫 ステンレス仕上
⑧	▲波形石綿スレート裏現しのまま

1 階天井伏図 S=1/200



凡 例	
①	プラスターボード t=9.0底目貼り EP
②	プラスターボード t=9.0底目貼り
③	SCS・ALC版下地 断熱・結露防止吹付材吹付（梁型共）
④	SCS・ALC版化粧
⑤	モルタル刷毛引きリシン吹付
⑥	SCS・ALC版リシン吹付（梁型 コンクリート打放しリシン吹付）

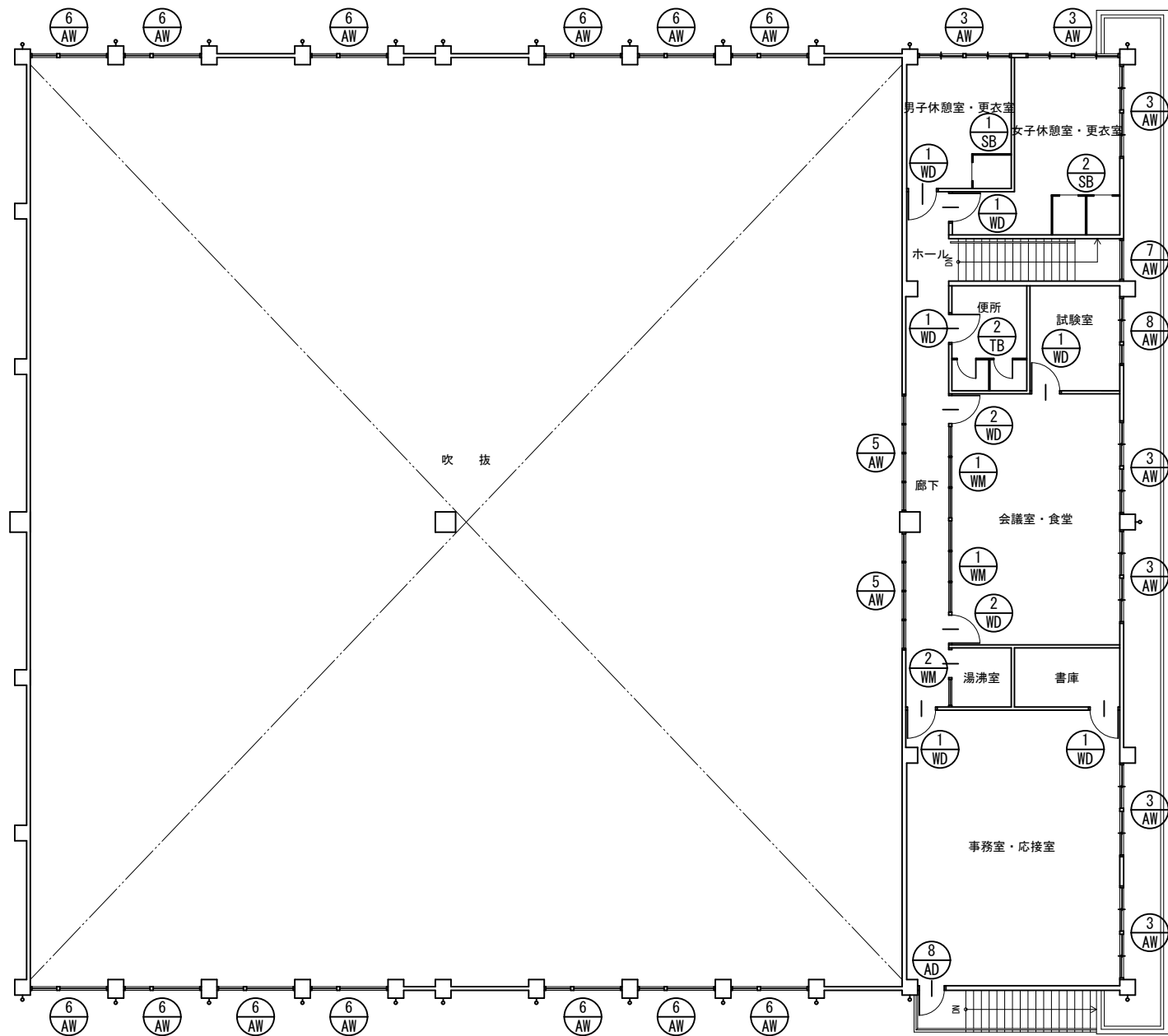
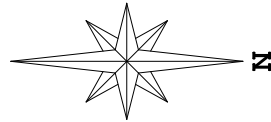
2 階天井伏図 S=1/200



1 階建具案内図 S=1/200

建 具 撤 去 リ ス ト

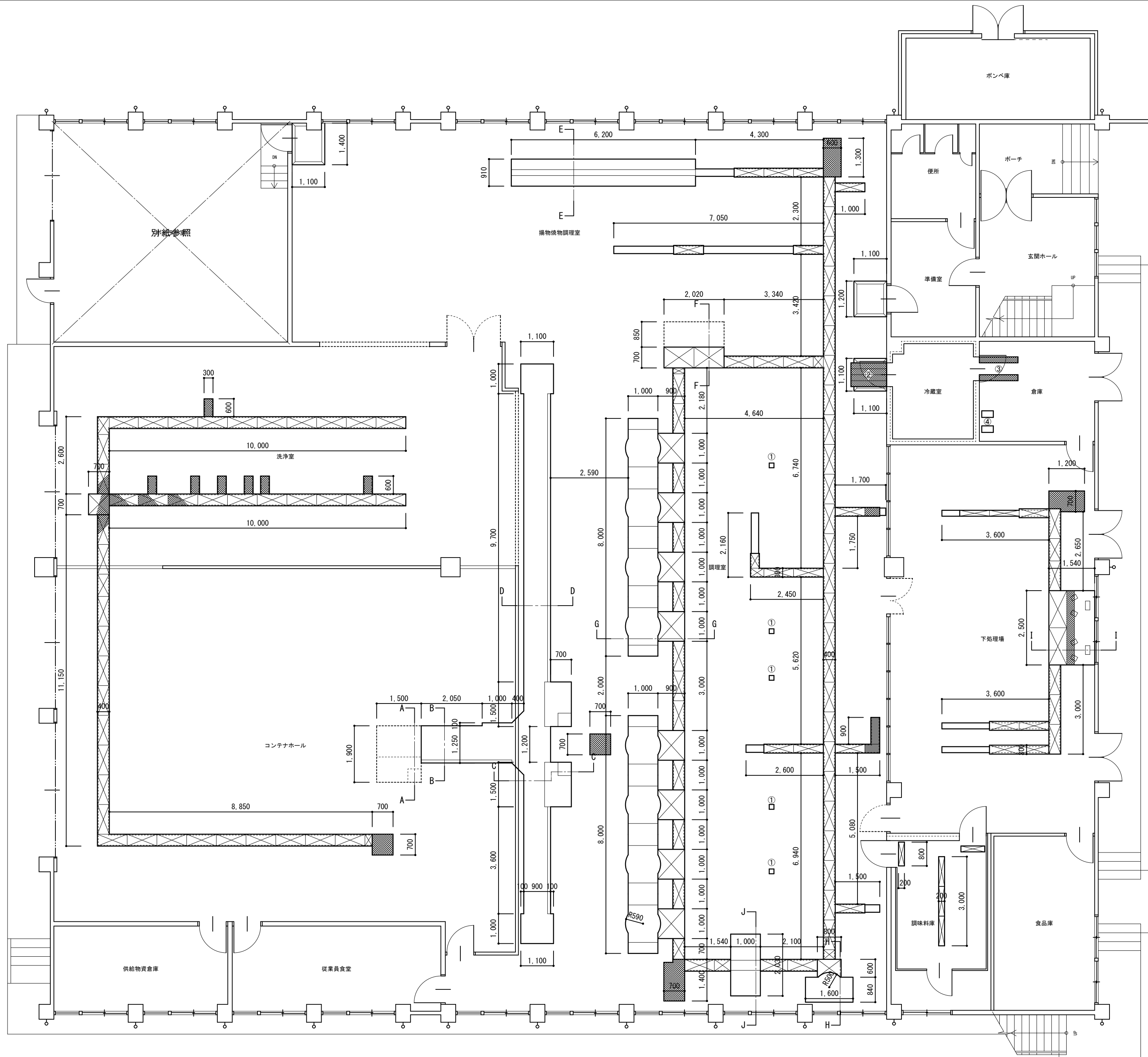
建 具 撤 去 リ ス ト						
記 号	名 称	建具寸法 (W×H×t×枚)	ガラス寸法 (W×H×t×枚)	数 量	材質仕上	ガラス/金物
AW-1	Fix窓	2,600 × 2,500 × 70	800 × 1,800 × 5.0 × 3	1	アルミ製	透明/
	ランマ		800 × 600 × 3.0 × 3			
AW-2	2枚引違い窓	2,400 × 1,800 × 70	705 × 850 × 3.0 × 2 705 × 350 × 3.0 × 2	17	同 上	透明/クレセント、網戸
	Fix窓		800 × 850 × 3.0 800 × 350 × 3.0			
	ランマ		730 × 400 × 3.0 × 2 800 × 400 × 3.0			
AW-3	下部2枚引違い窓	2,900 × 1,700 × 70	655 × 940 × 3.0 × 4	2	同 上	同 上
	上部2枚引違い窓		655 × 540 × 3.0 × 4			
AW-4	2枚引違い窓	1,600 × 1,300 × 70	755 × 850 × 3.0 × 2 755 × 350 × 3.0 × 2	1	同 上	同 上
AW-5	Fix窓	3,720 × 730 × 70	865 × 710 × 3.0 × 4	1	同 上	透明/
AW-5'	Fix窓	5,600 × 730 × 70	865 × 710 × 3.0 × 6	1	同 上	透明/
AD-1	両開き戸	1,700 × 2,500 × 70	650 × 1,600 × 5.0 × 2	1	同 上	透明/フロアヒンジ、押し板、 シリンダー本締錠、フランス落とし
	ランマ		1,700 × 600 × 5.0			
AD-2	両開き戸	1,600 × 2,500 × 70	—	3	同 上	透明/丁番、握り玉、錠、 アームストッパー
	ランマ		780 × 600 × 3.0 × 2			
AD-3	片開き戸	800 × 3,000 × 70	—	1	同 上	型板/丁番、握り玉、錠、 アームストッパー
	ランマ		800 × 900 × 4.0			
AD-4	片開き戸	900 × 2,520 × 70	—	2	同 上	透明/丁番、握り玉、ドアチェック
	ランマ		900 × 620 × 3.0			
AD-5	片開き戸	900 × 1,800 × 70	—	8	同 上	丁番、握り玉
AD-6	親子開き戸	1,193 × 1,800 × 70	—	1	同 上	同 上
AD-7	両開き戸	1,800 × 1,800 × 70	—	1	同 上	同 上
WD-1	片開き戸	900 × 1,800 × 35	—	1	ラワンベニヤ	丁番、ユニロック、ドアチェック
	ランマ	900 × 715 × 35	—			
SD-1	片開き戸	900 × 1,900 × 90	—	2	ステンレス製	丁番、レバーハンドル
		900 × 1,900 × 45	—			
SD-2	同 上	1,000 × 1,800 × 40	—	3	同 上	同 上
SD-3	両開き戸	1,700 × 2,030 × 86	—	1	スチール製	丁番、握り玉、錠
SD-4	片引き戸	1,220 × 2,000 × 50	—	1	同 上	レール
SS-1	電動シャッター	4,355 × 3,000	—	2	スチール製、スラット1.6	附属金物一式
SS-2	同 上	4,430 × 3,000	—	1	同 上	同 上
SS-3	軽量シャッター	3,000 × 3,000	—	1	スチール製、スラット0.8	ハイロック錠、手掛けバー
TB-1	トイレブース	2,795 × 1,850 × 35	—	1	ポリエステル樹脂化粧板	頭つなぎ、丁番、取手、ゴンベ、 ラバトリーヒンジ、 標示付ユニロック、支持金物
		1,150 × 1,850 × 35 × 2	—			



2階建具案内図 S=1/200

建具撤去リスト

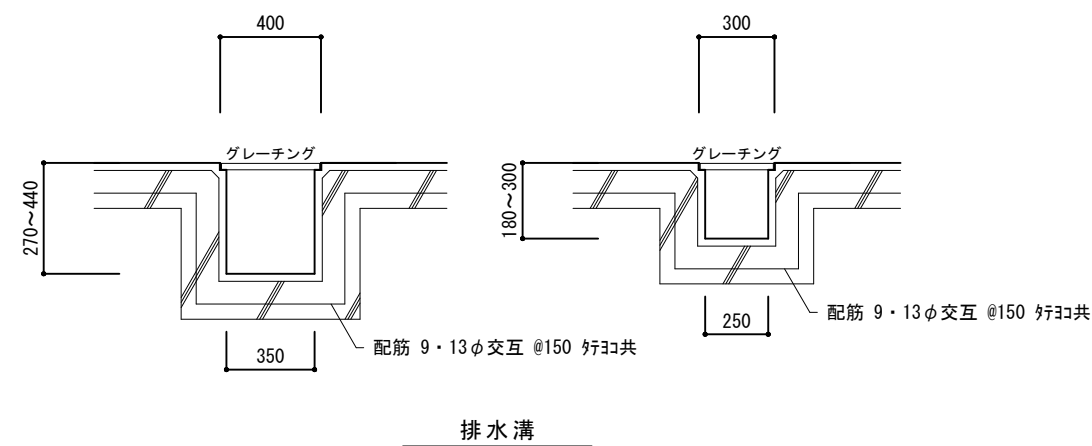
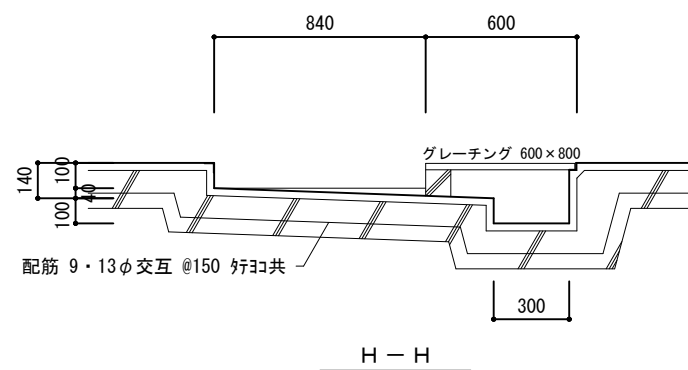
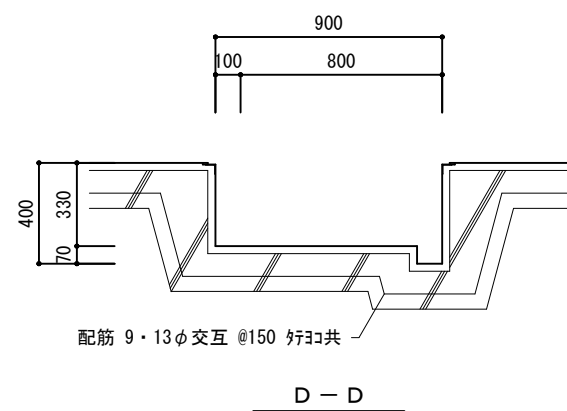
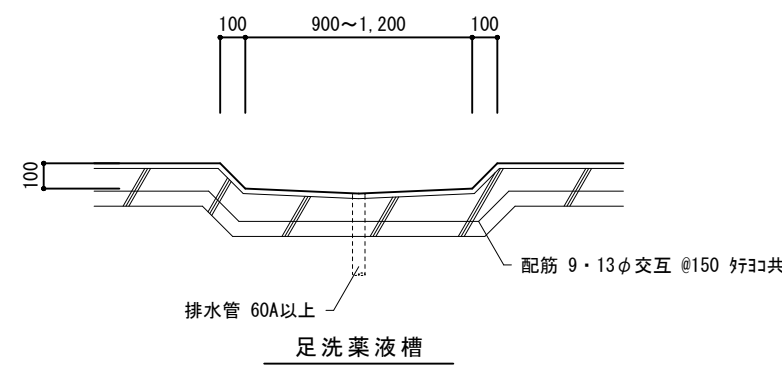
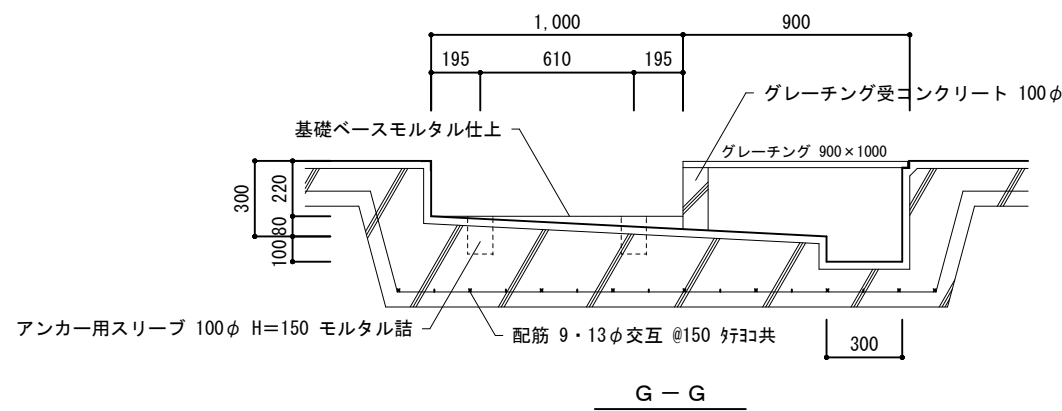
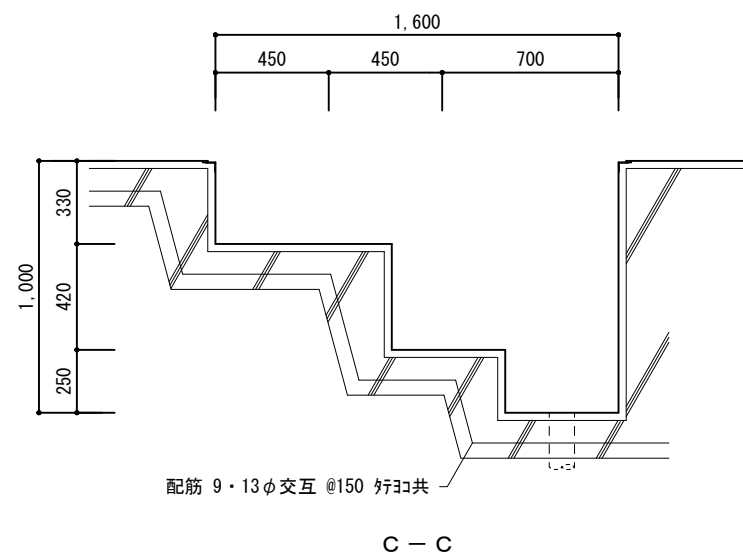
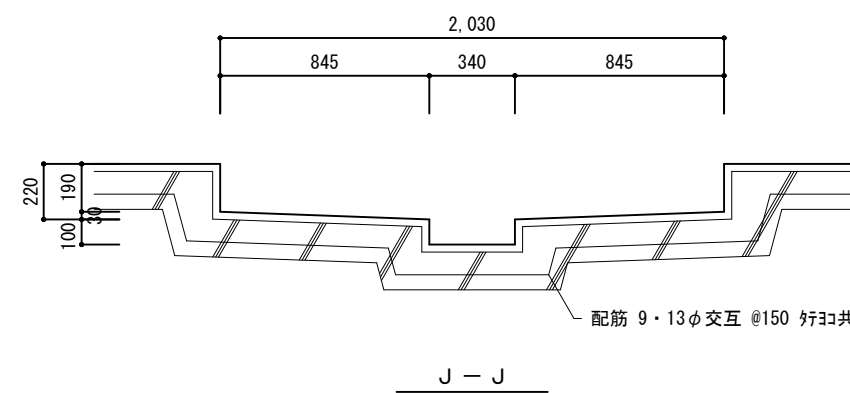
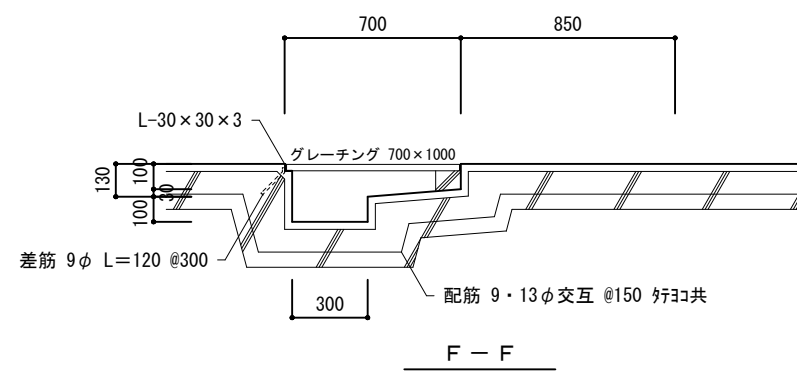
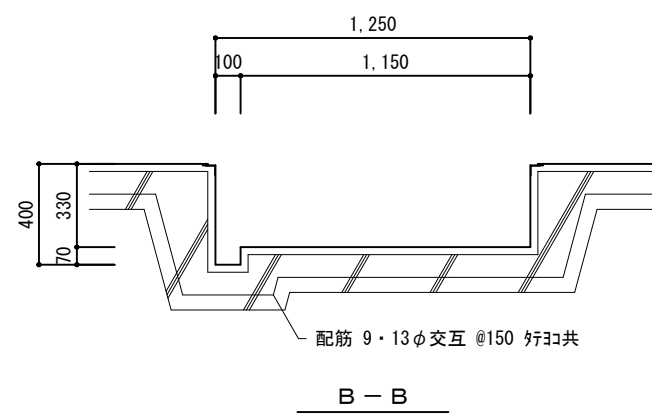
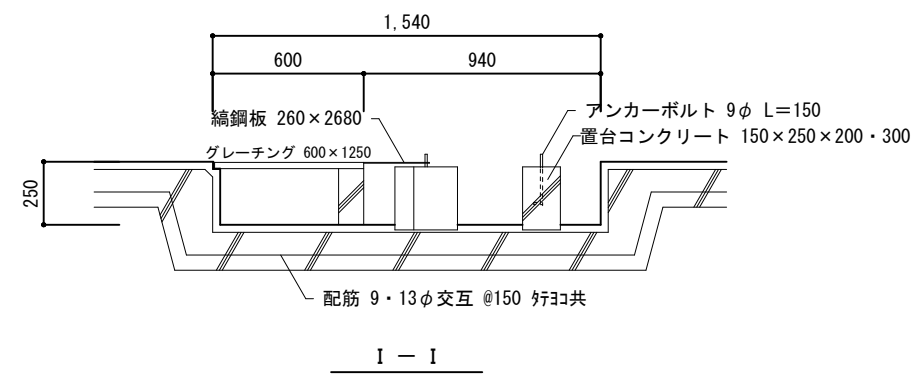
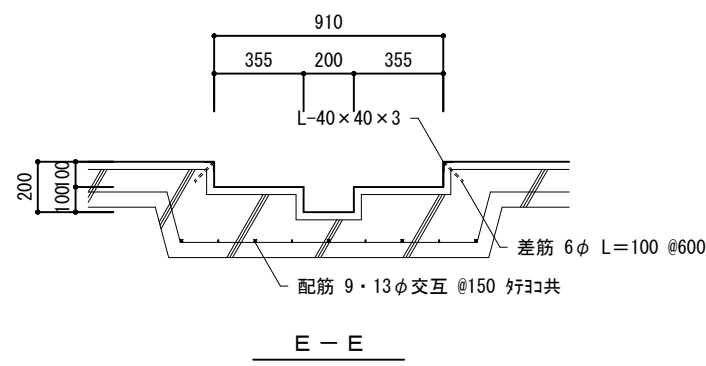
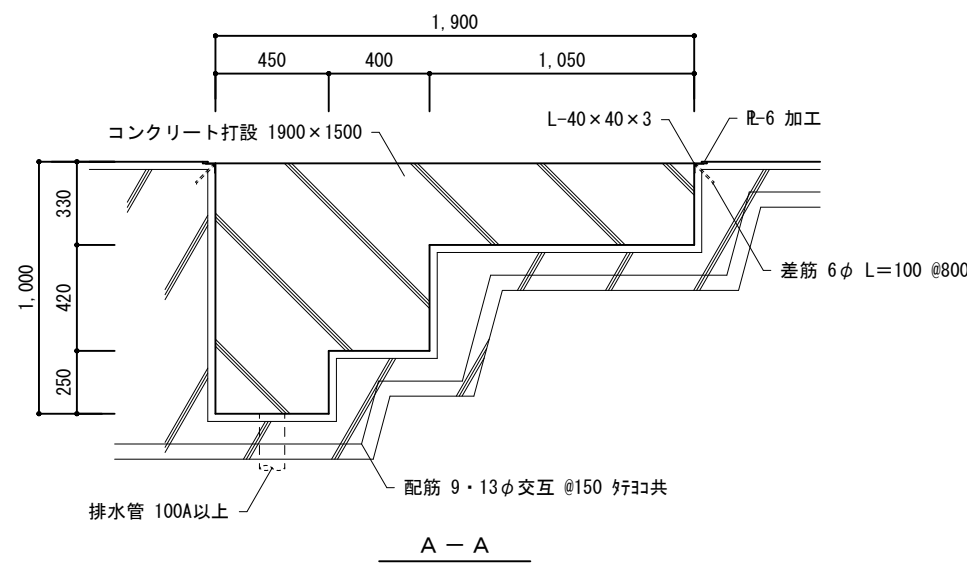
記 号	名 称	建具寸法 (W×H×t 枚)	ガラス寸法 (W×H×t 枚)	数 量	材質仕上	ガラス/金物
AW-3	下部2枚引違い窓	2,900 × 1,700 × 70	655 × 940 × 3.0 × 4	4	アルミ製	透明、型板/クレセント、網戸
	上部2枚引違い窓		655 × 940 × 4.0 × 4	3		
AW-5	Fix窓	3,720 × 730 × 70	655 × 540 × 3.0 × 4	4	同 上	透明/
			655 × 540 × 4.0 × 4	3		
AW-6	同 上	2,400 × 900 × 70	865 × 710 × 3.0 × 4	2	同 上	透明/
	同 上		730 × 900 × 3.0 × 2	13		
AW-7	同 上	1,255 × 1,700 × 70	800 × 900 × 3.0	1	同 上	同 上
	ランマ		607.5 × 1,000 × 3.0 × 2			
AW-8	2枚引違い窓	2,100 × 1,300 × 70	607.5 × 600 × 3.0 × 2	1	同 上	透明/クレセント、網戸
	Fix窓		655 × 850 × 3.0 × 2			
AD-8	片開き戸	800 × 2,500 × 70	655 × 350 × 3.0 × 2	1	同 上	透明/クレセント、網戸
	ランマ		600 × 850 × 3.0			
WD-1	片開き戸	900 × 1,800 × 35	700 × 800 × 3.0	6	アルミ製	透明/丁番、握り玉、錠、ドアチェック
	ランマ	900 × 715 × 35	800 × 600 × 3.0			
WD-2	片開き戸	900 × 1,800 × 35	—	2	ラワンベニヤ	丁番、ユニロック、ドアチェック
	ランマ	900 × 635 × 15	—			
WM-1	Fix窓	2,930 × 1,800 × 15	870 × 605 × 3.0	2	木 製	型板、ブラ板/
	ランマ	2,930 × 635 × 15	950 × 1,710 × 6.8 × 3			
WM-2	Fix窓	860 × 1,800 × 15	1,440 × 605 × 4.0 × 2	1	木 製	型板/
TB-2	トイレブース	2,290 × 1,850 × 35	—	1	ポリエステル樹脂化粧板	頭つなぎ、ラバトリーヒンジ、表示付ユニロック、支持金物
		1,000 × 1,850 × 35	—			
SB-1	シャワーブース	1,115 × 1,660 × 35	—	1	人造大理石	頭つなぎ
		1,230 × 1,660 × 35	—			
SB-2	同 上	2,200 × 1,660 × 35	—	1	同 上	同 上
		1,250 × 1,660 × 35 × 2	—			



ピット・排水溝伏図 S=1/100

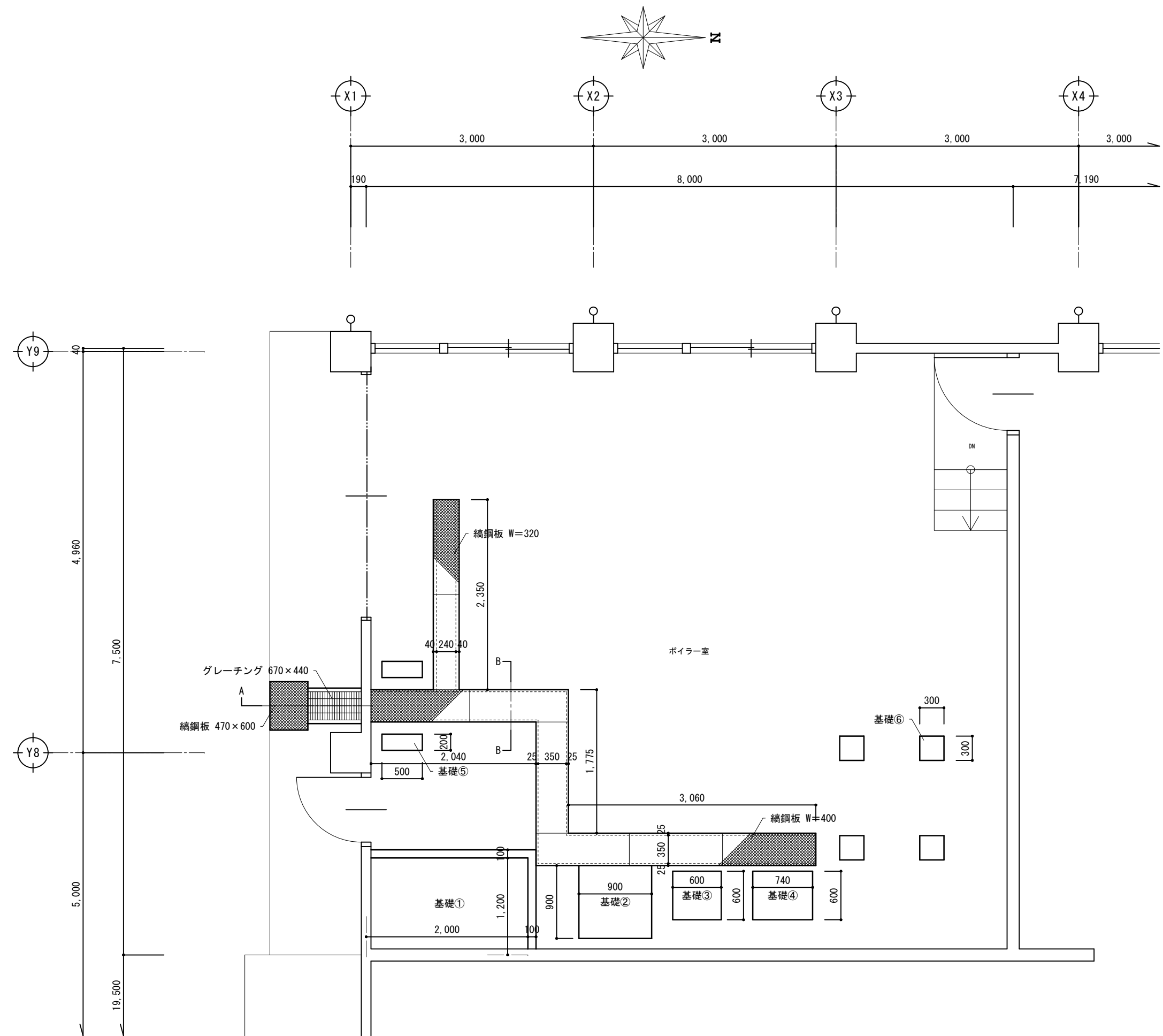
凡 例	
	グレーチング $W=400 \cdot 300 \cdot 200$
	鋸鋼板 $t=3.2$ $W=400 \cdot 300$
	溝蓋 $t=3.2$ $W=300$

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター ピット・排水溝伏図、凡例	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (給) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-26 枚/内
	縮尺 1/100、1/30	変更 令和 年 月 日						

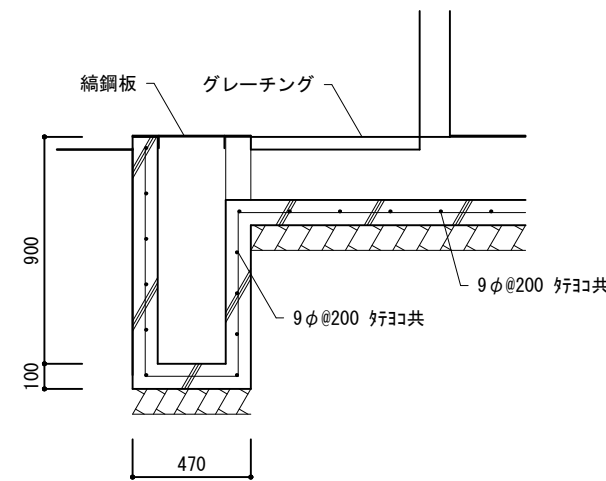


ピット・排水溝断面詳細図 S=1/30

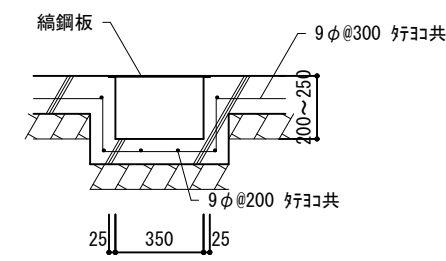
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター ピット・排水溝断面詳細図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL 0744-43-8459	図番 A-27 枚/内
	縮尺 1/30	変更 令和 年 月 日					



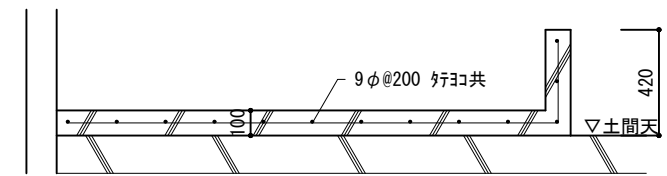
機械基礎伏図 S=1/50



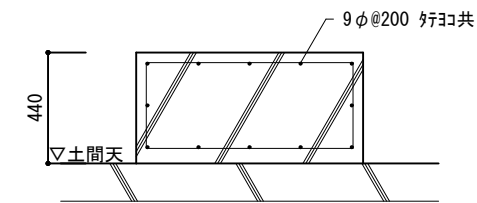
A断面詳細図 S=1/30



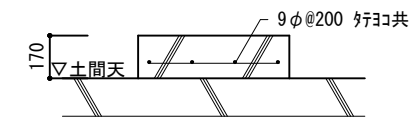
B-B断面詳細図 S=1/30



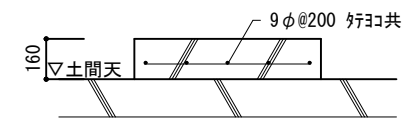
基礎①



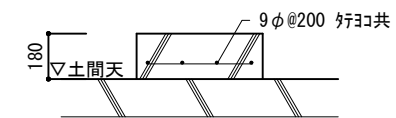
基礎②



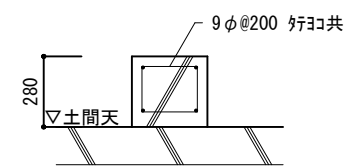
基礎③



基礎④

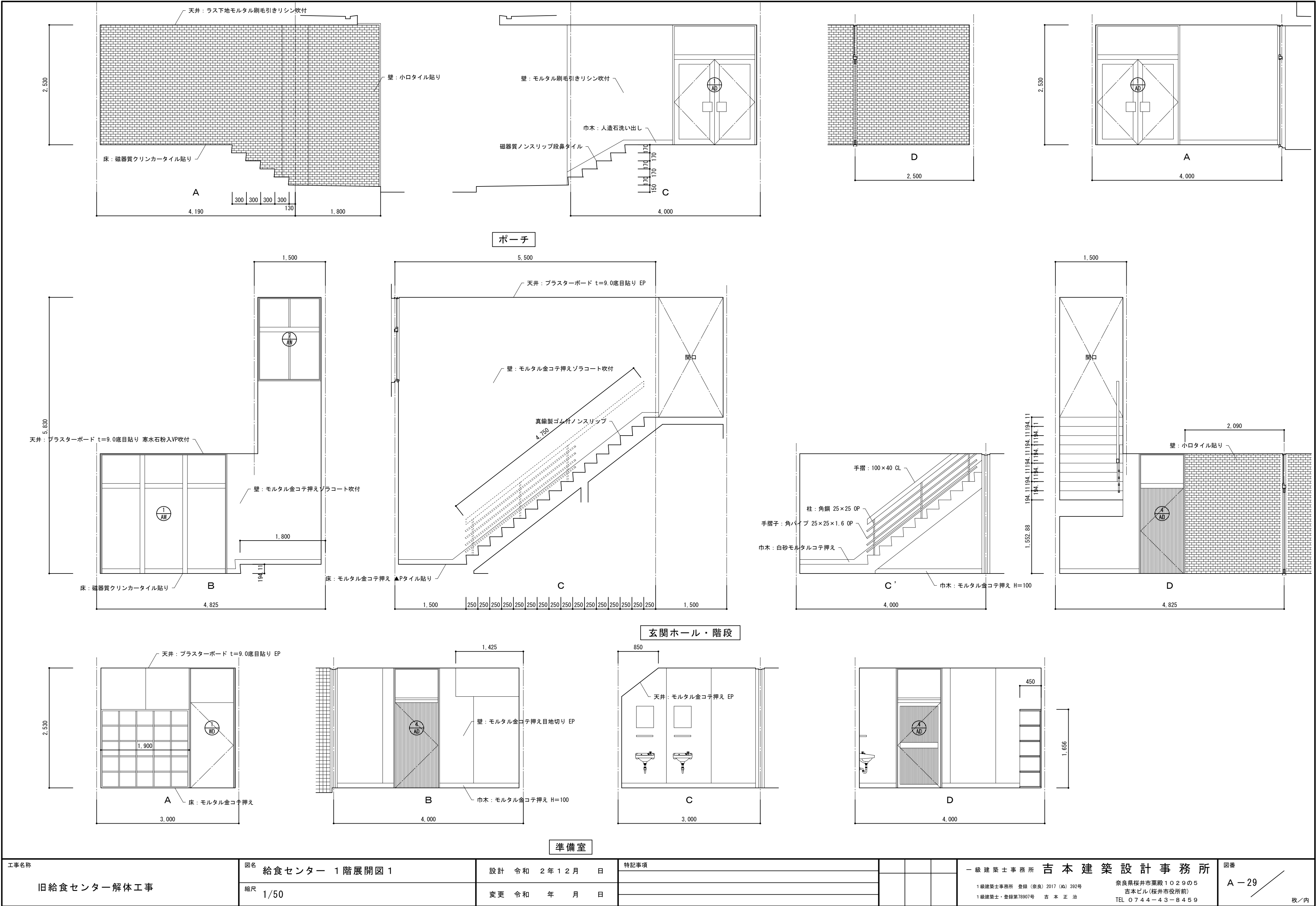


基礎⑤



基礎⑥

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 機械基礎伏図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項						一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所		図番 A - 28 枚 / 内
	縮尺 1/50、1/30	変更 令和 年 月 日									

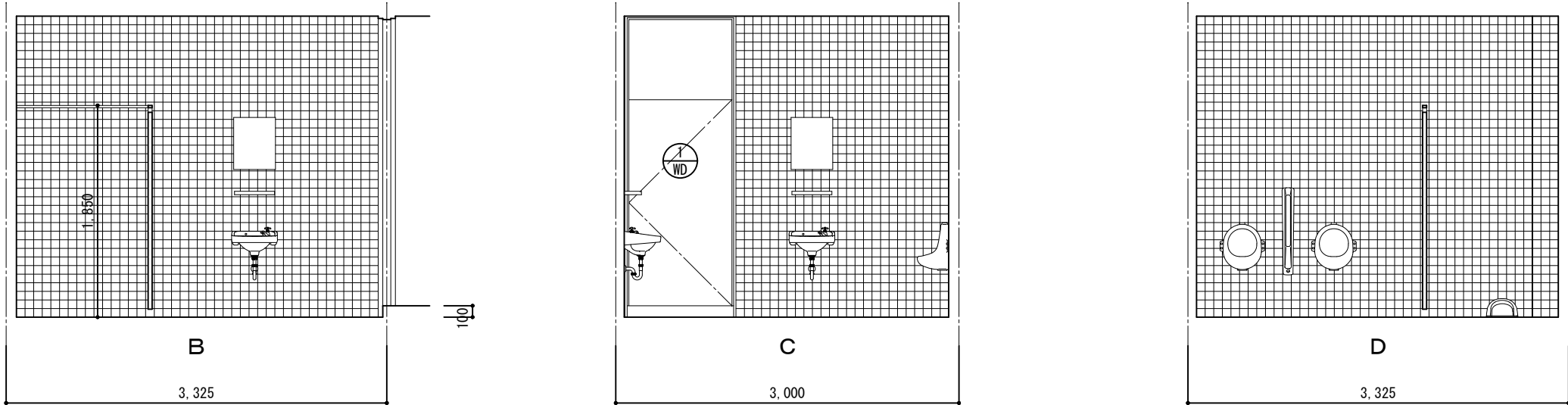


工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1階展開図 1	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所	図番 A-29
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日					

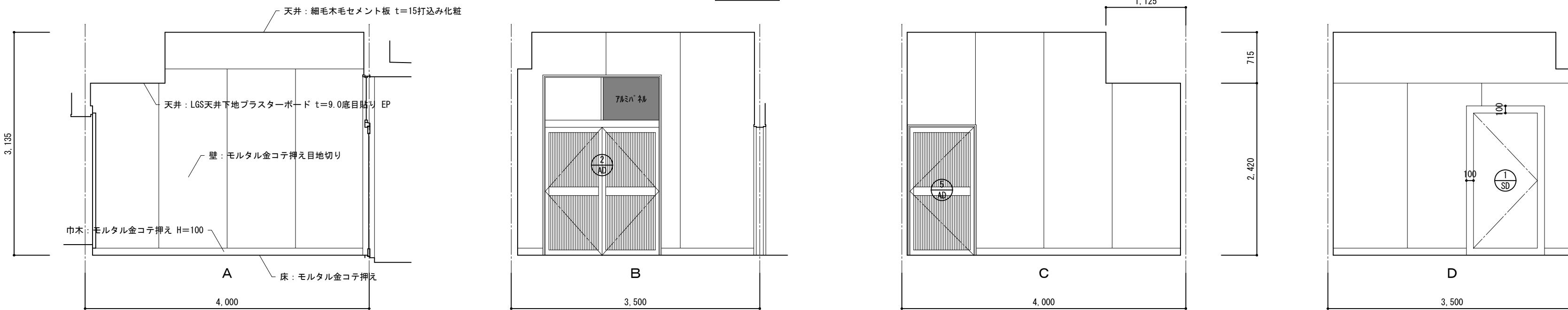
奈良県桜井市栗殿1029の5
吉本ビル(桜井市役所前)
TEL 0744-43-8459

1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号
1級建築士・登録第78907号 吉本正治

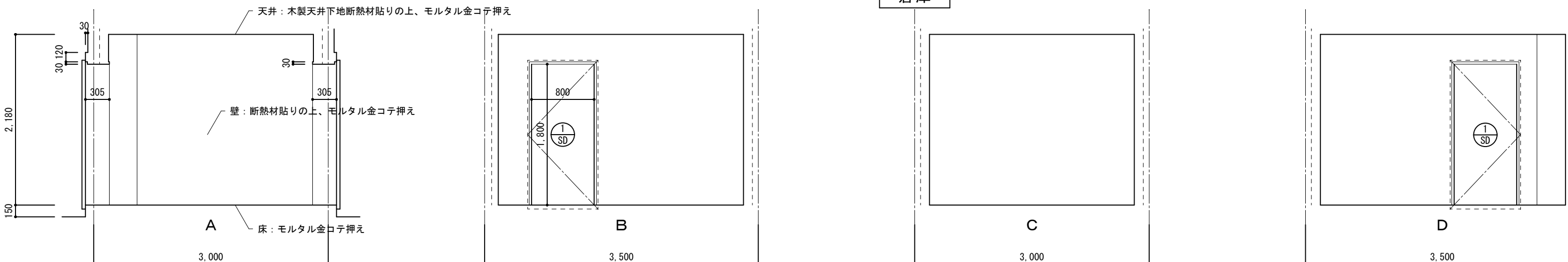
枚/内



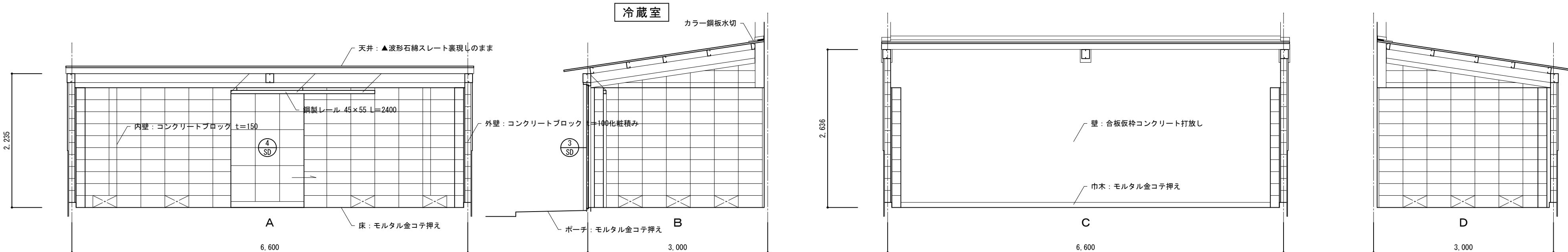
便所



倉庫

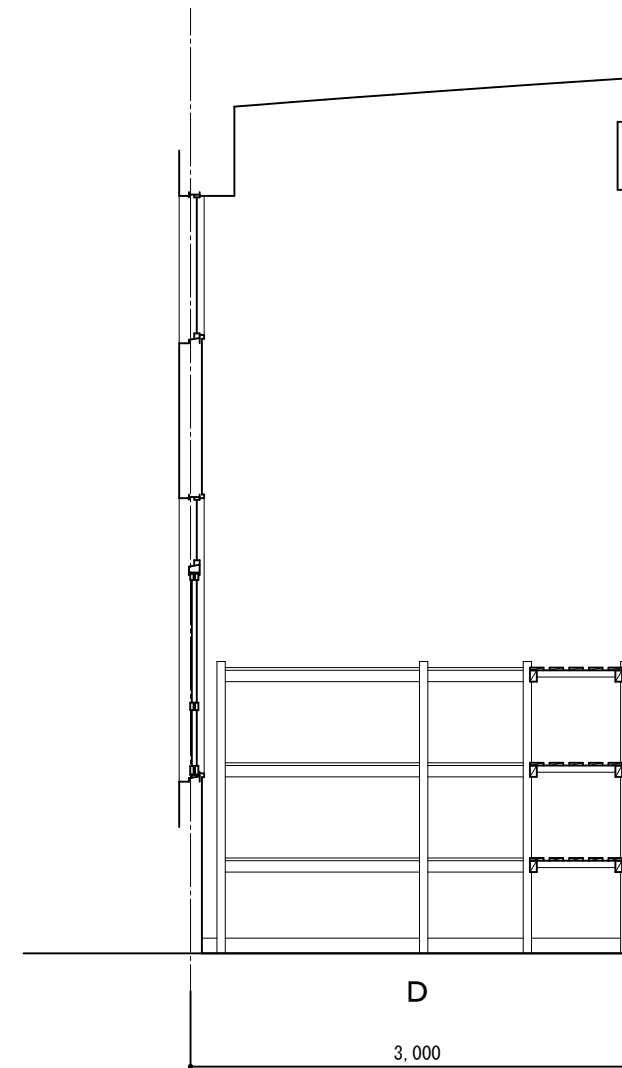
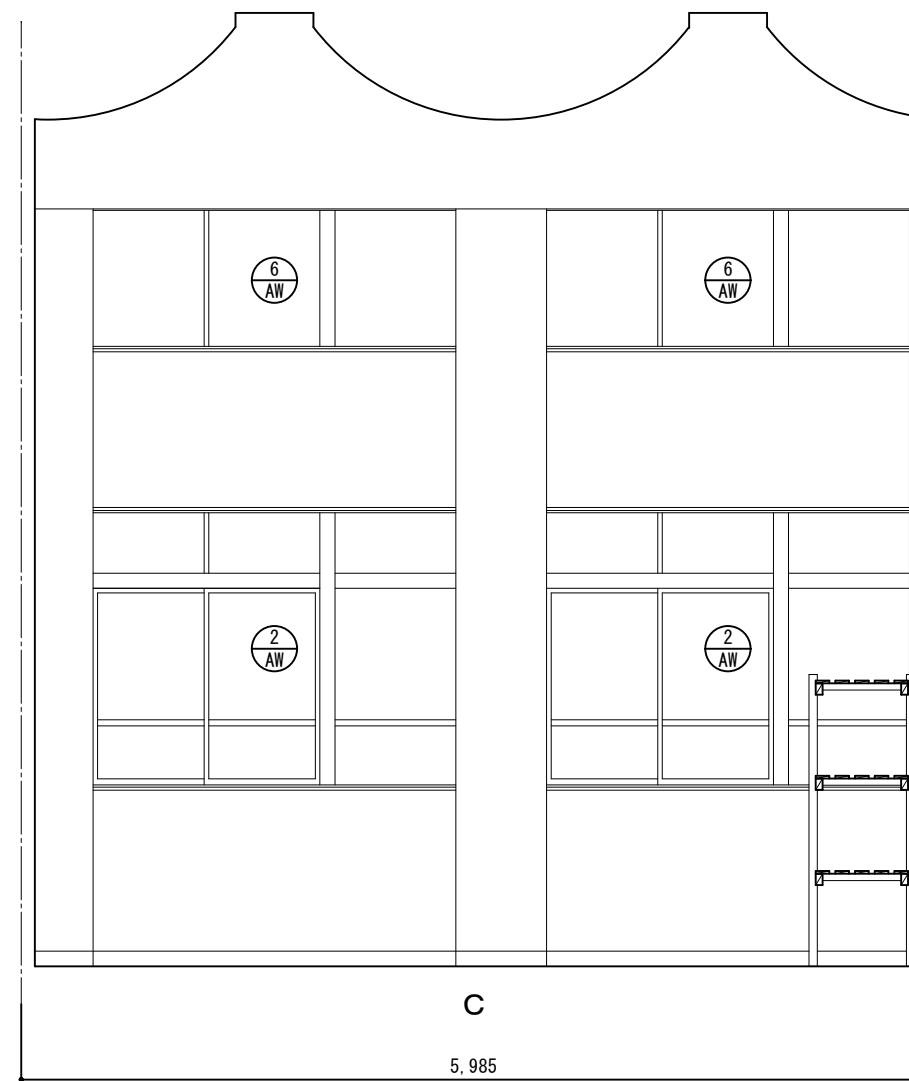
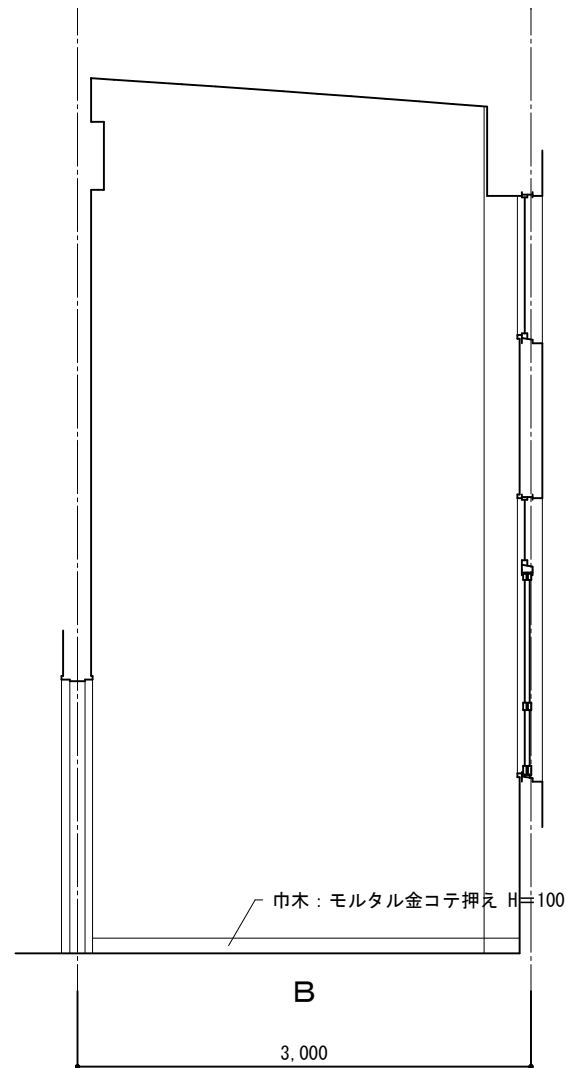
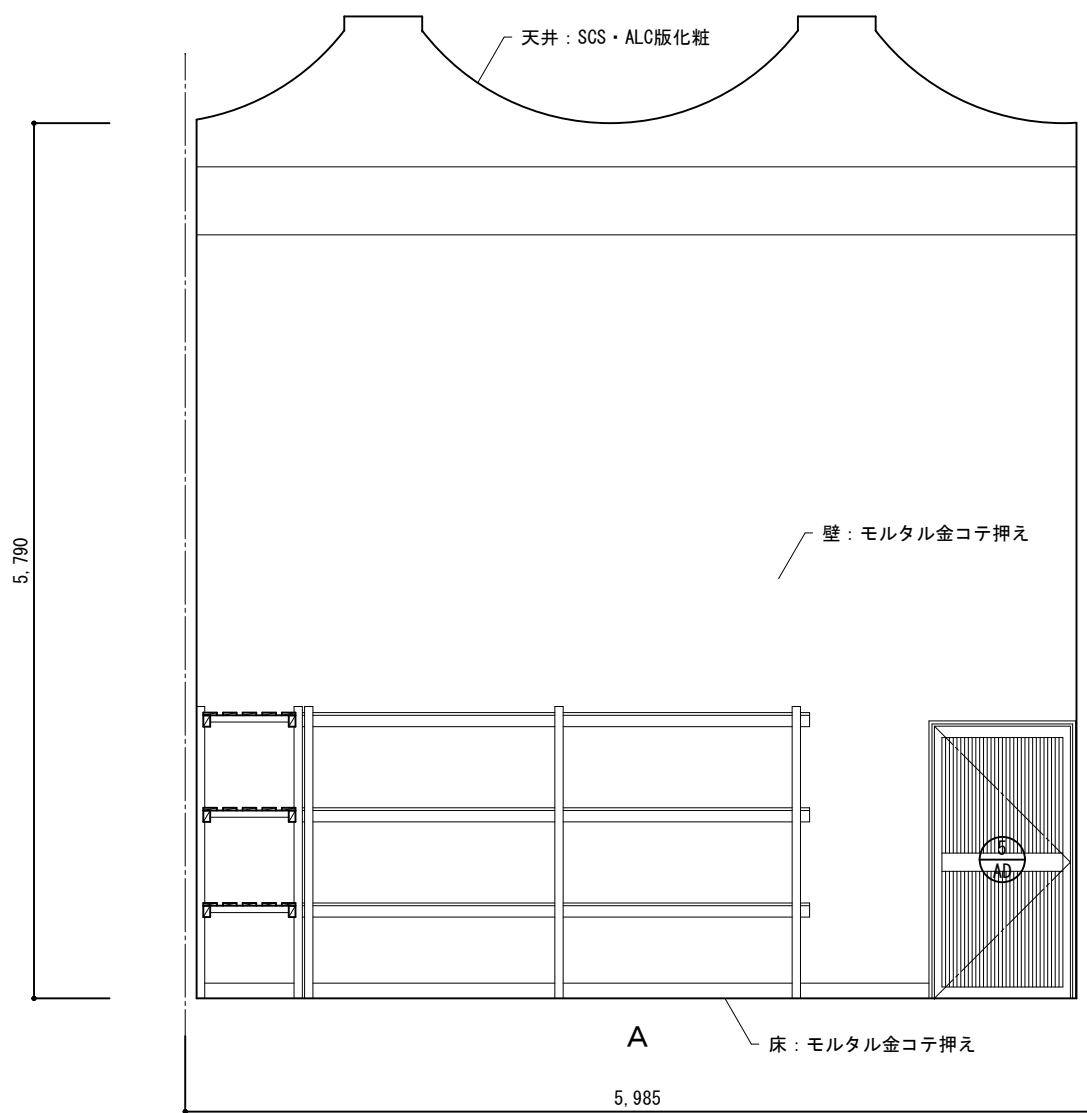


冷藏室

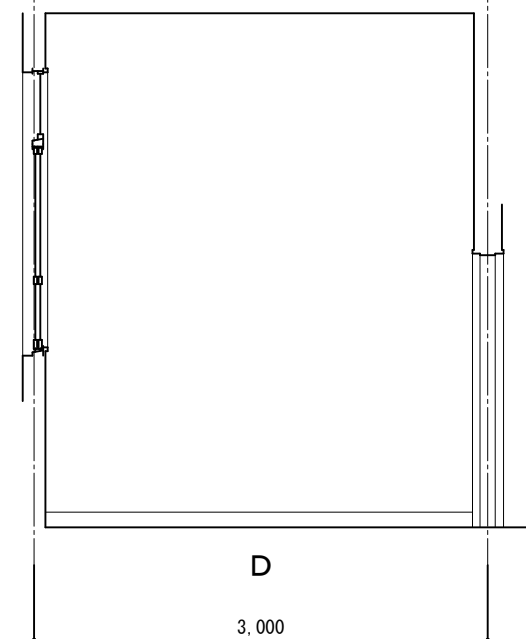
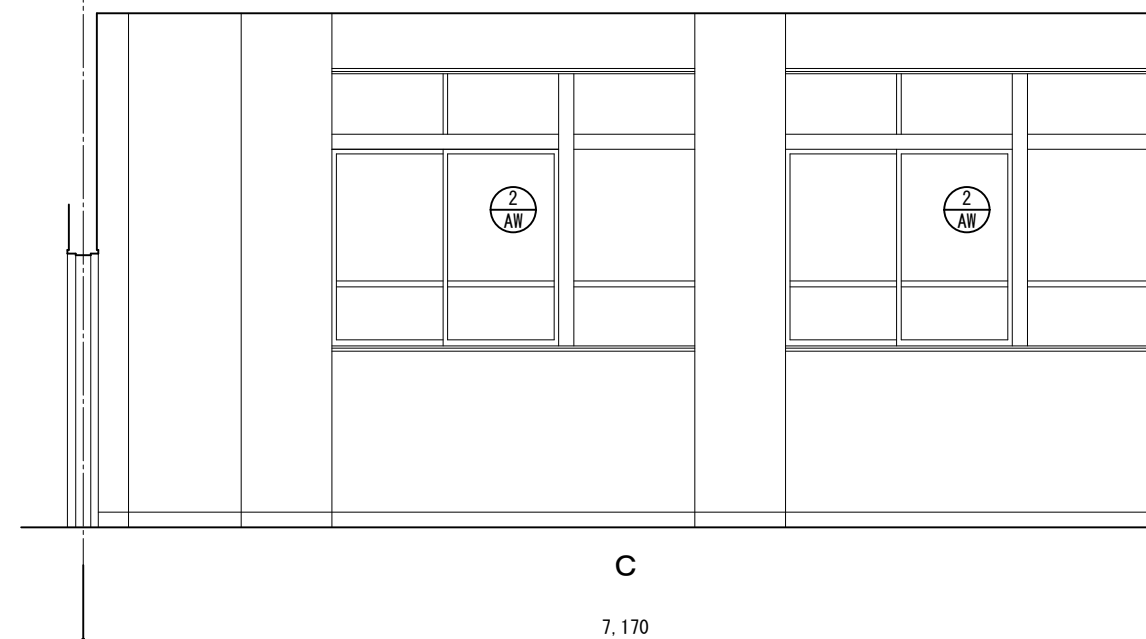
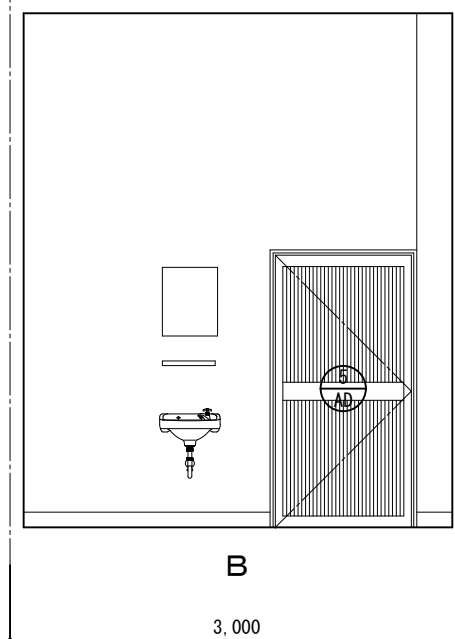
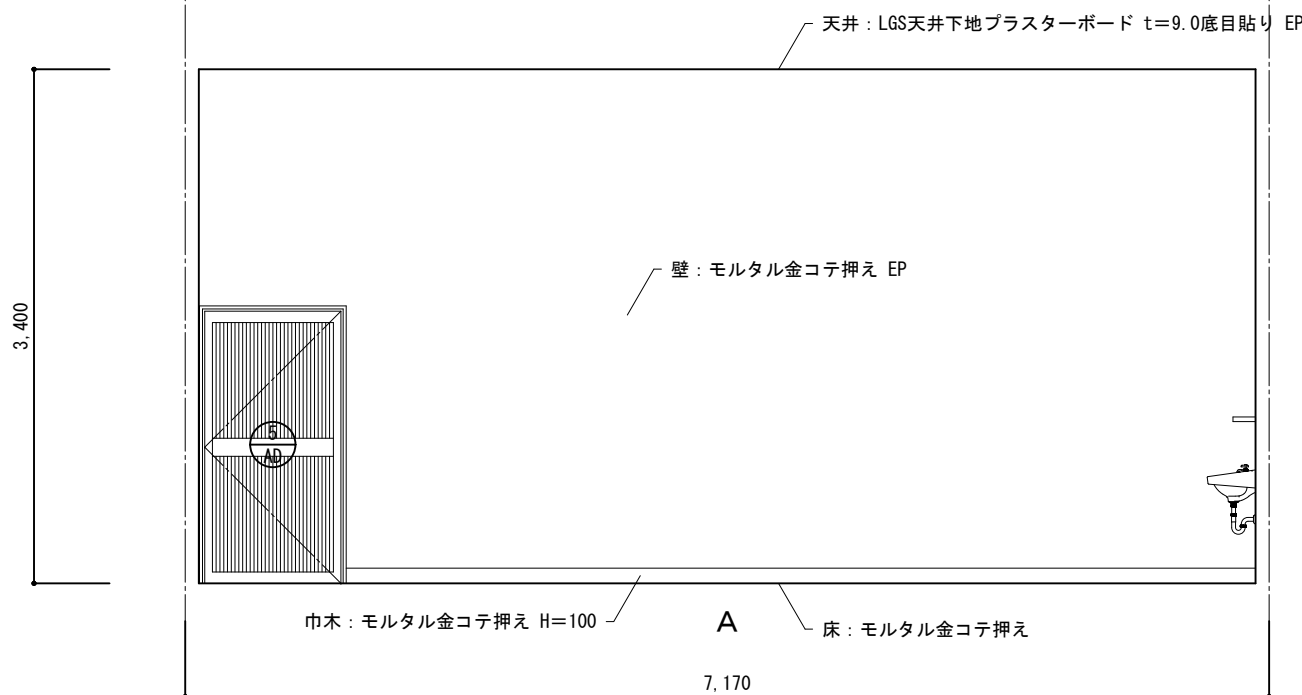


ボンベ庫

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1 階展開図 3	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項 ▲印は、アスベスト含有材を示す。				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(ぬ)392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-31
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日						

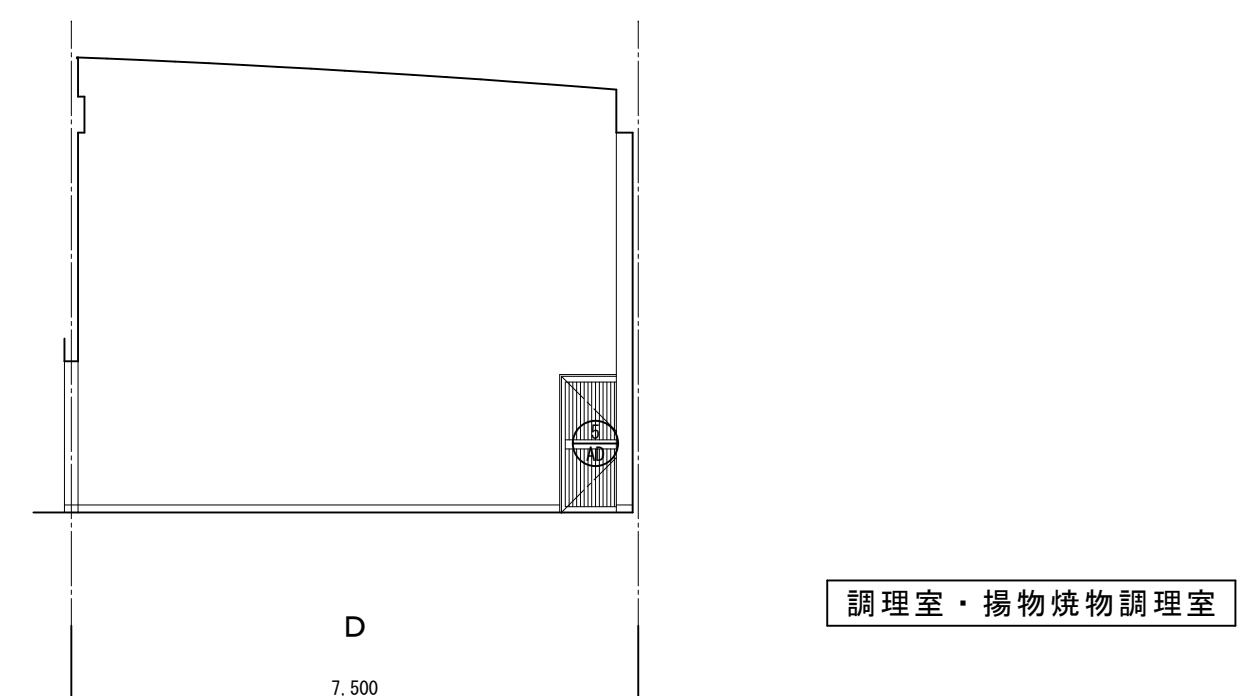
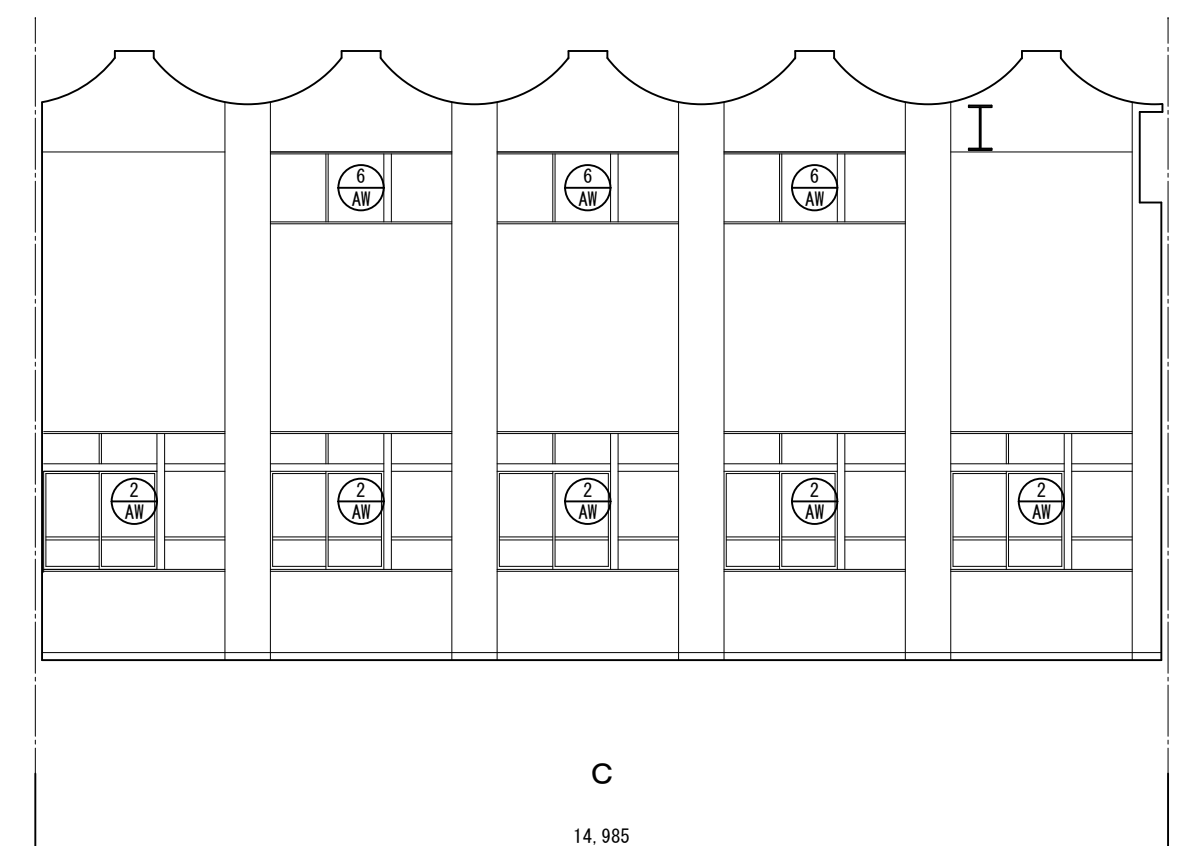
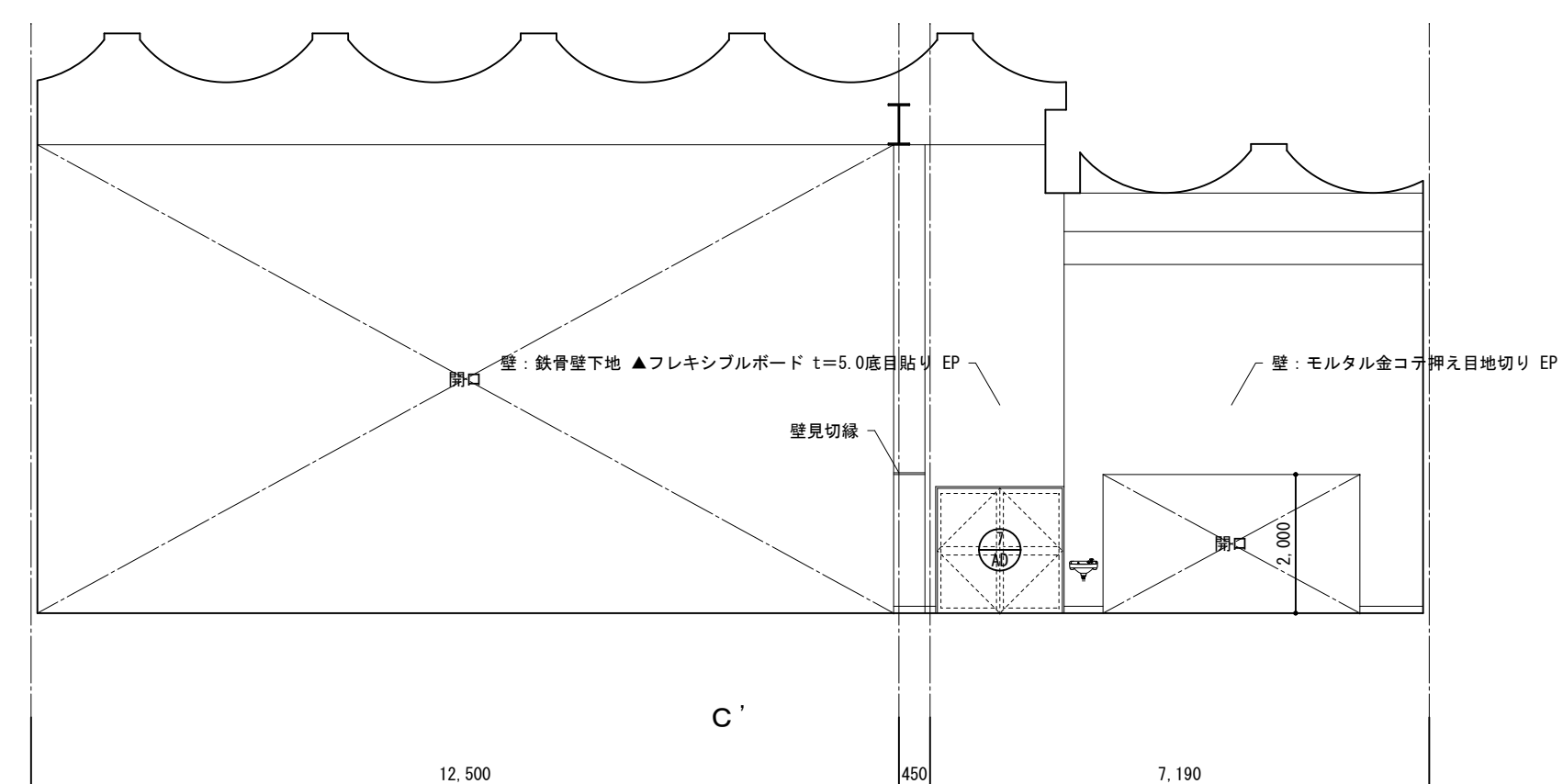


供給物資倉庫

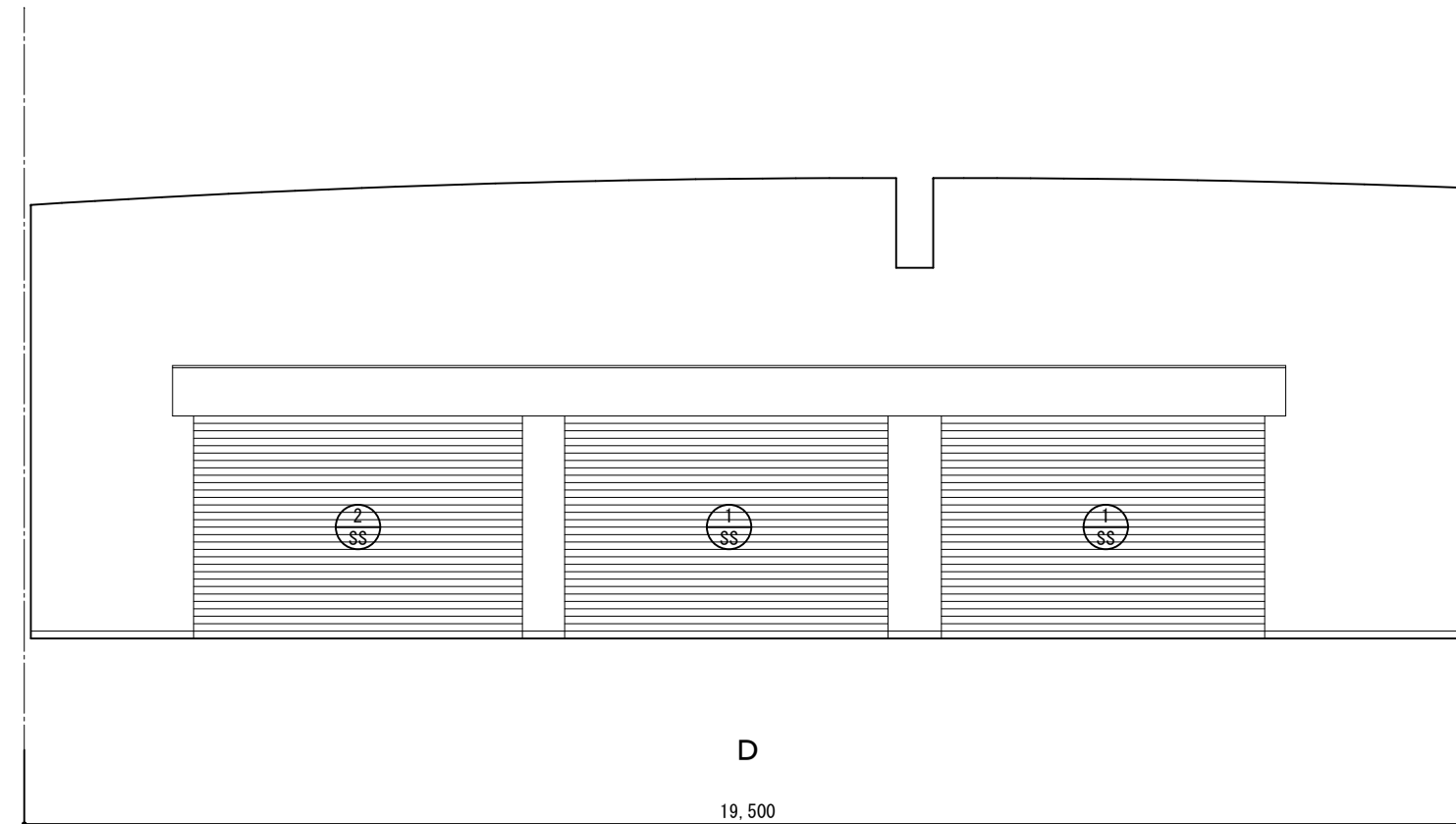
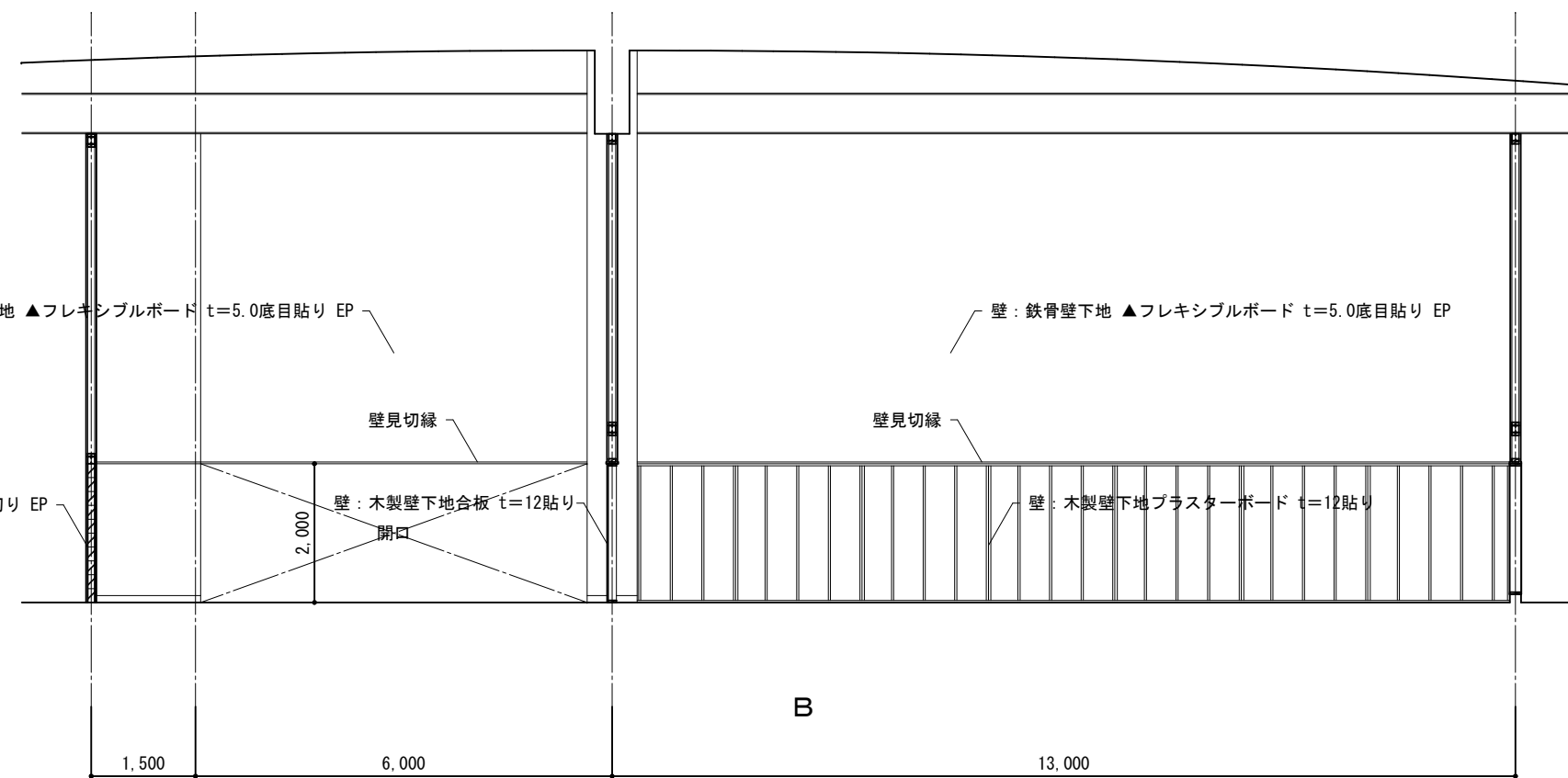


従業員食堂

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1階展開図 4	設計 令和 2年12月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所	図番 A-32 枚/内
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日						



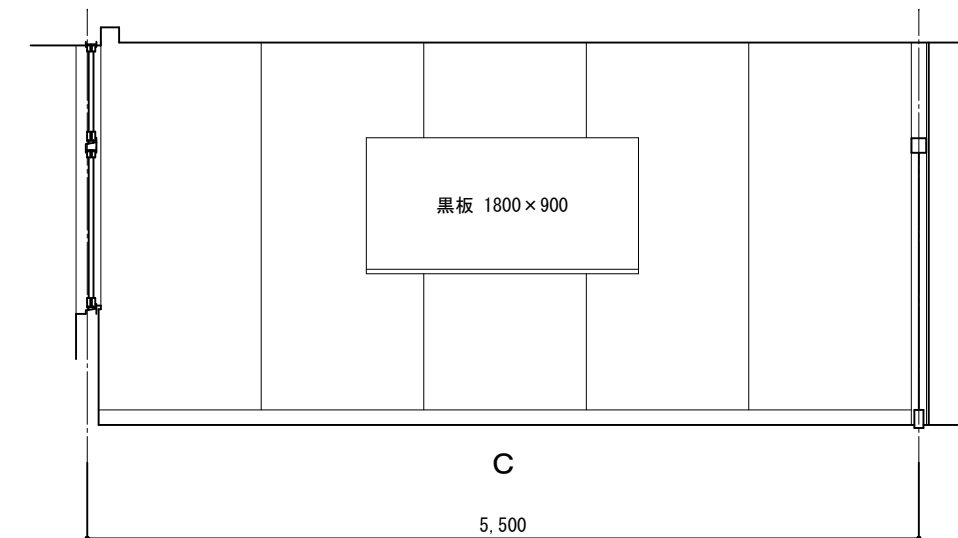
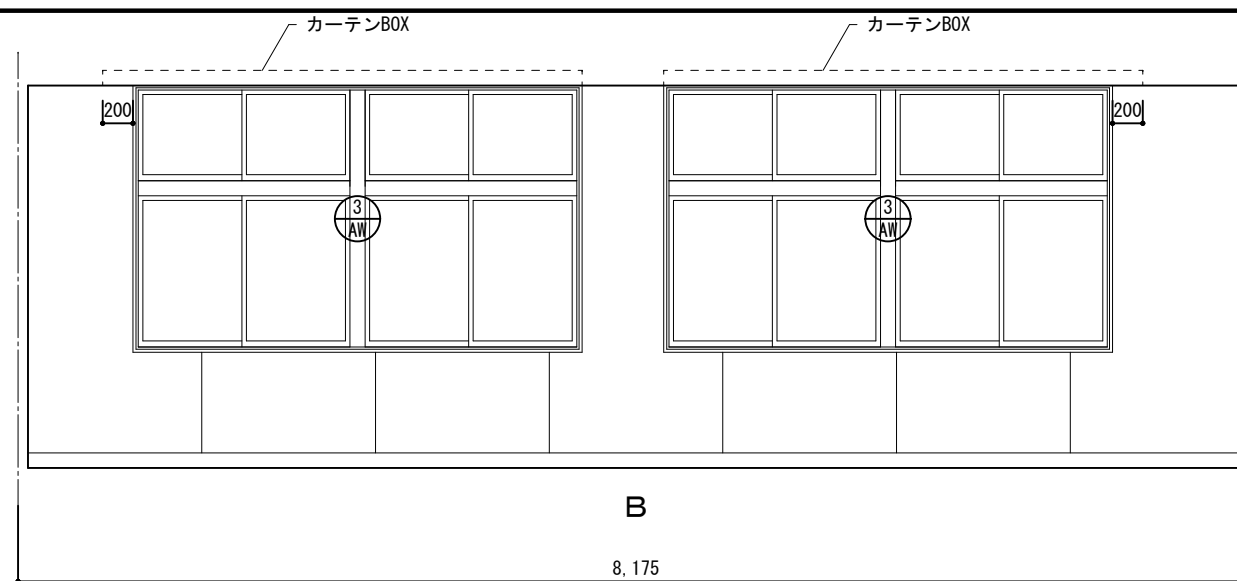
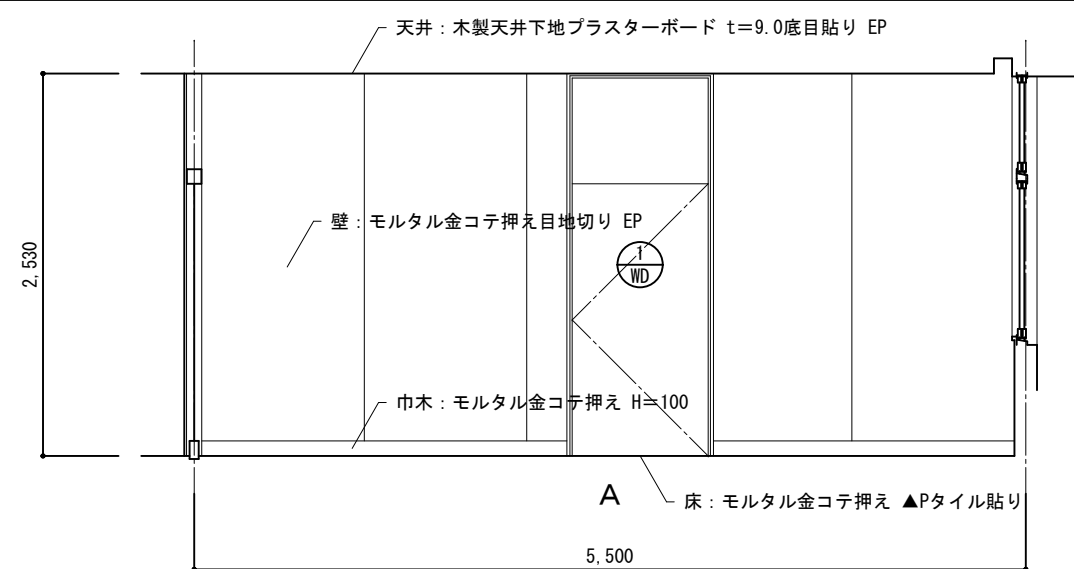
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1階展開図 5	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (ぬ) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-33 枚/内
	縮尺 1/100	変更 令和 年 月 日	▲印は、アスベスト含有材を示す。					



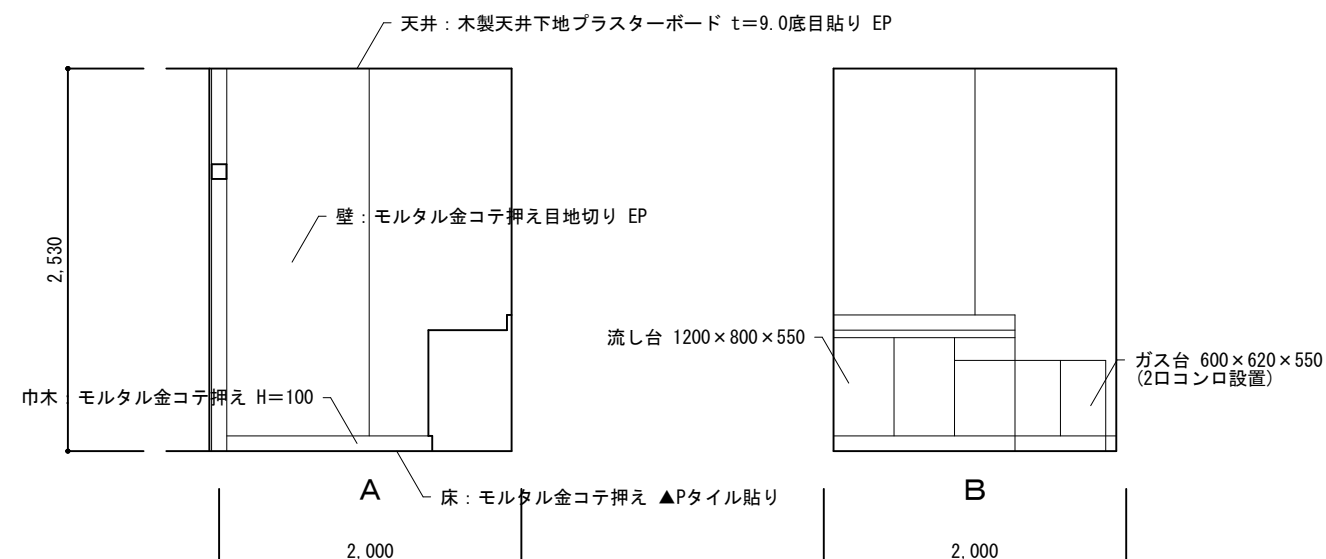
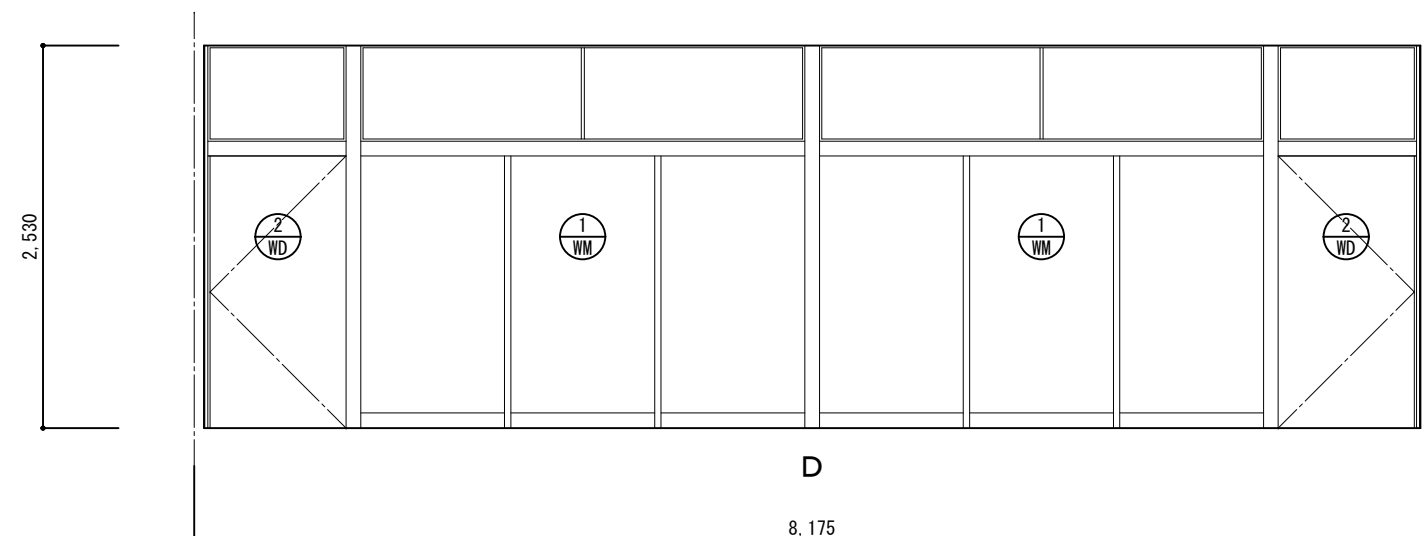
Architectural drawing showing a building elevation. The drawing includes a staircase on the left side, a circular feature with a cross inside, and a rectangular feature with a cross inside. The drawing is labeled with dimensions: 1,500, 250, 250, and 7,500. The drawing is also labeled with 'B' and '212, 5, 11, 212, 5'.

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 1階展開図 6	設計 令和 2年12月 日	特記事項 ▲印は、アスベスト含有材を示す。				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(ぬ)392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-34 枚/内
	縮尺 1/100	変更 令和 年 月 日						

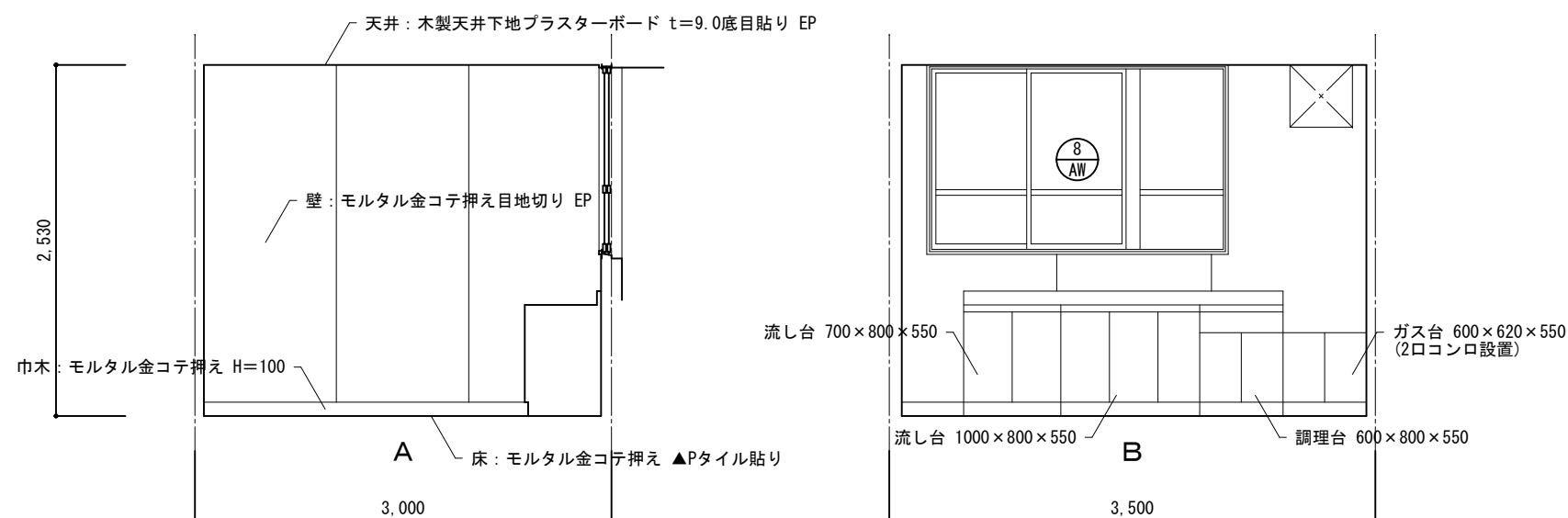
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 2階展開図 1	設計 令和 2年12月 日	特記事項 ▲印は、アスベスト含有材を示す。				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-35 枚/内
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日						



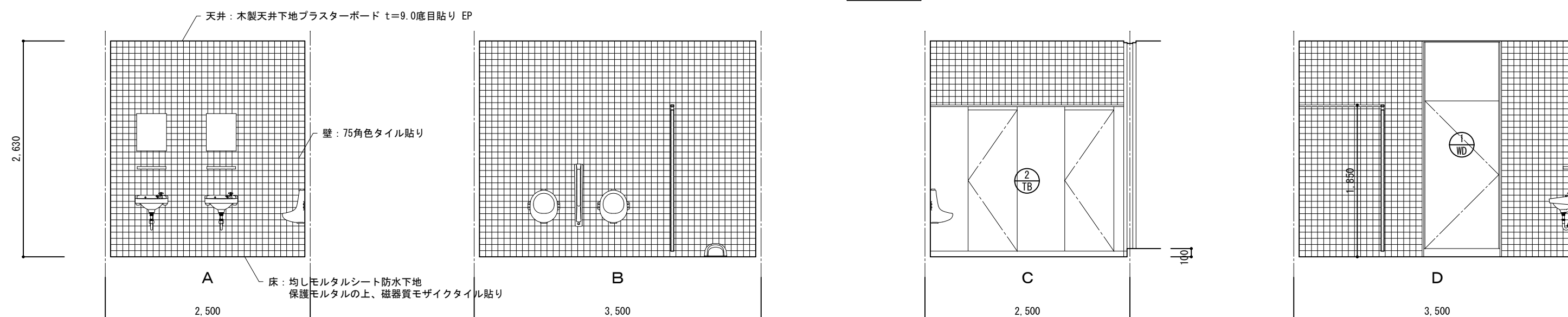
會議室食堂



湯沸室

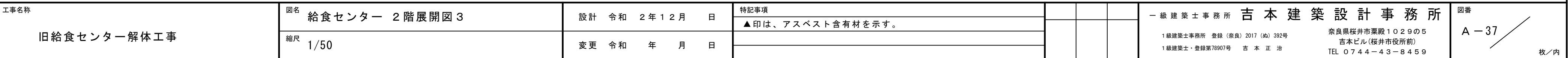
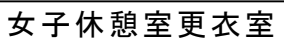
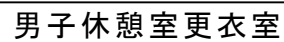


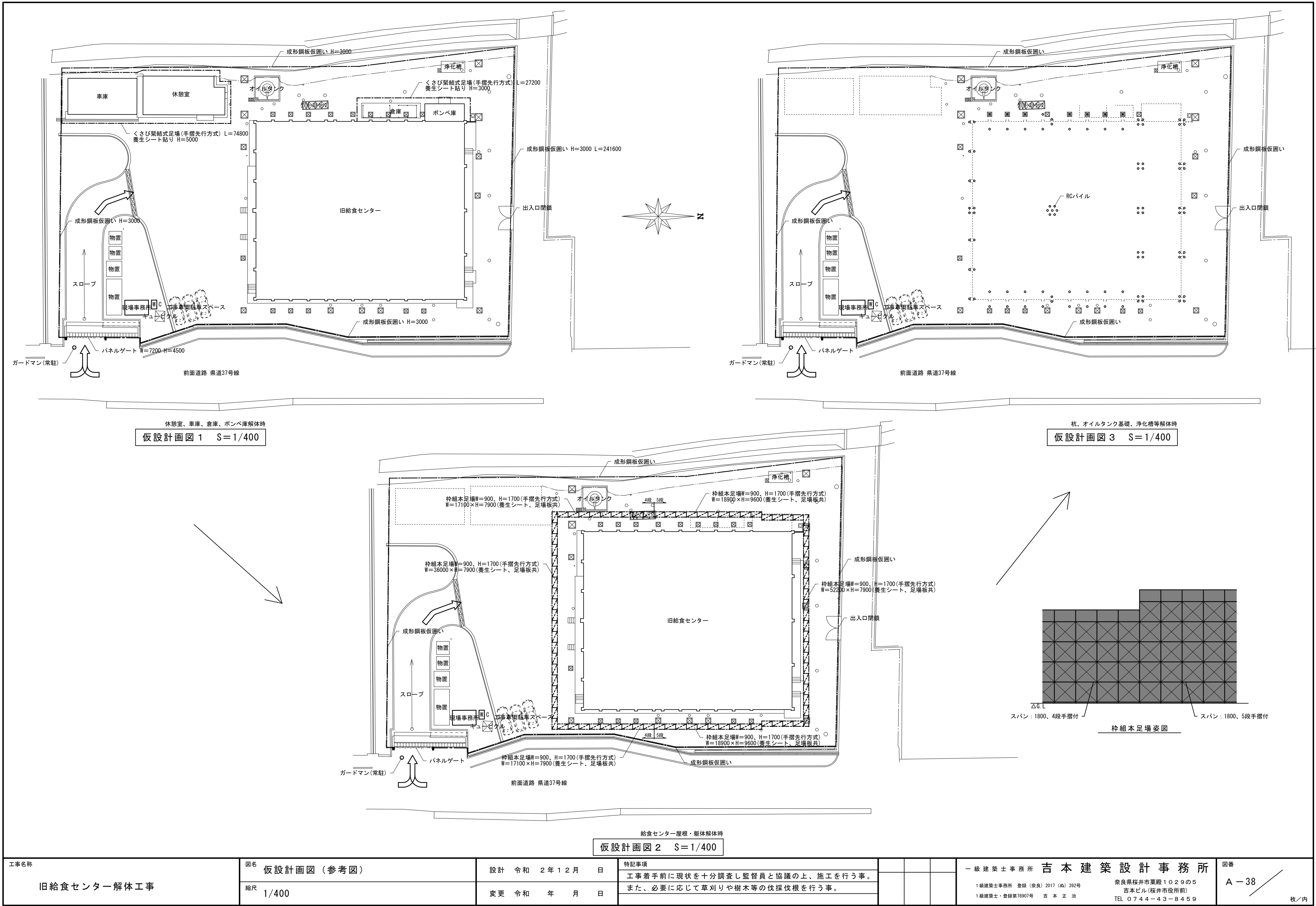
實驗室



便所

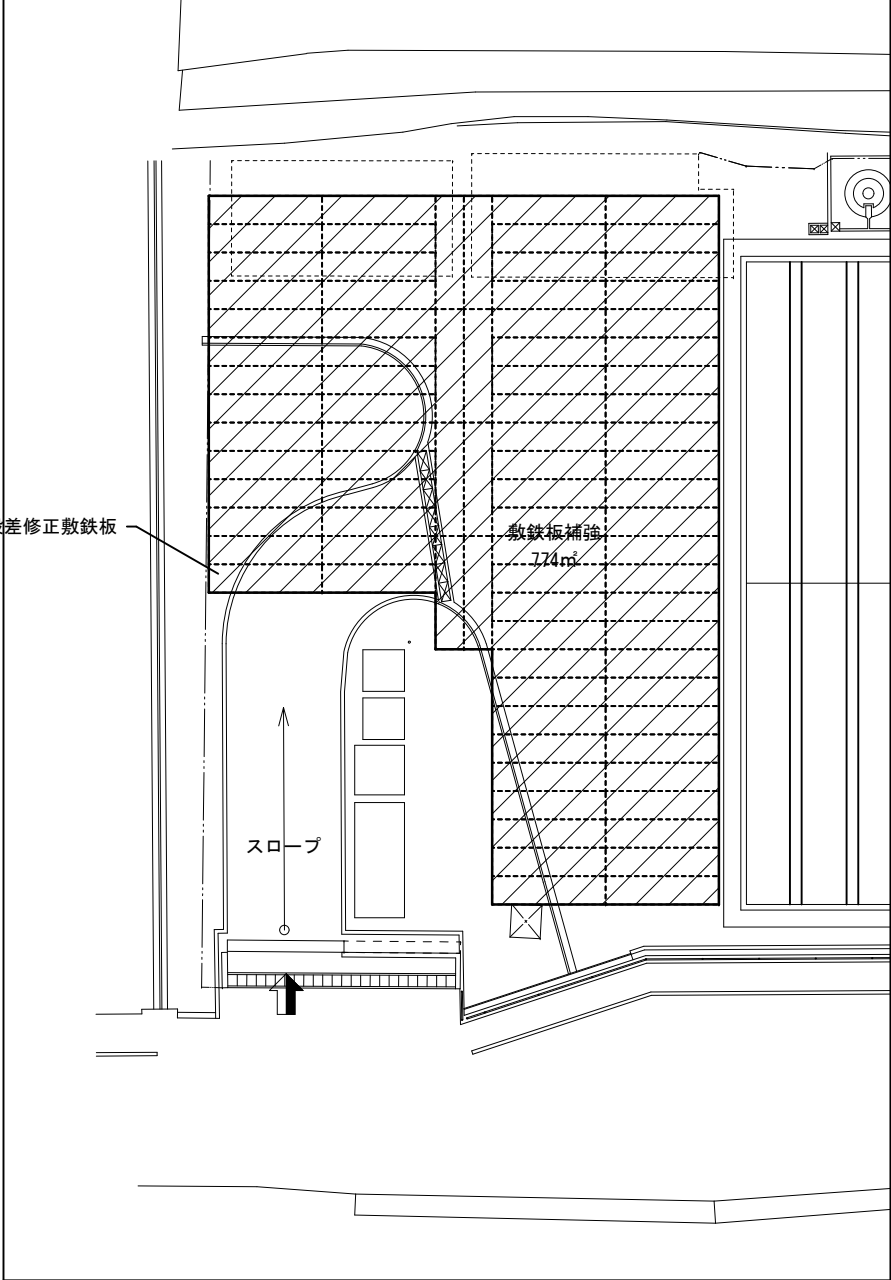
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給食センター 2 階展開図 2	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (給) 392号 奈良県桜井市業殿 1 0 2 9 の 5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0 7 4 4 - 4 3 - 8 4 5 9	図番 A-36
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日	▲印は、アスベスト含有材を示す。					



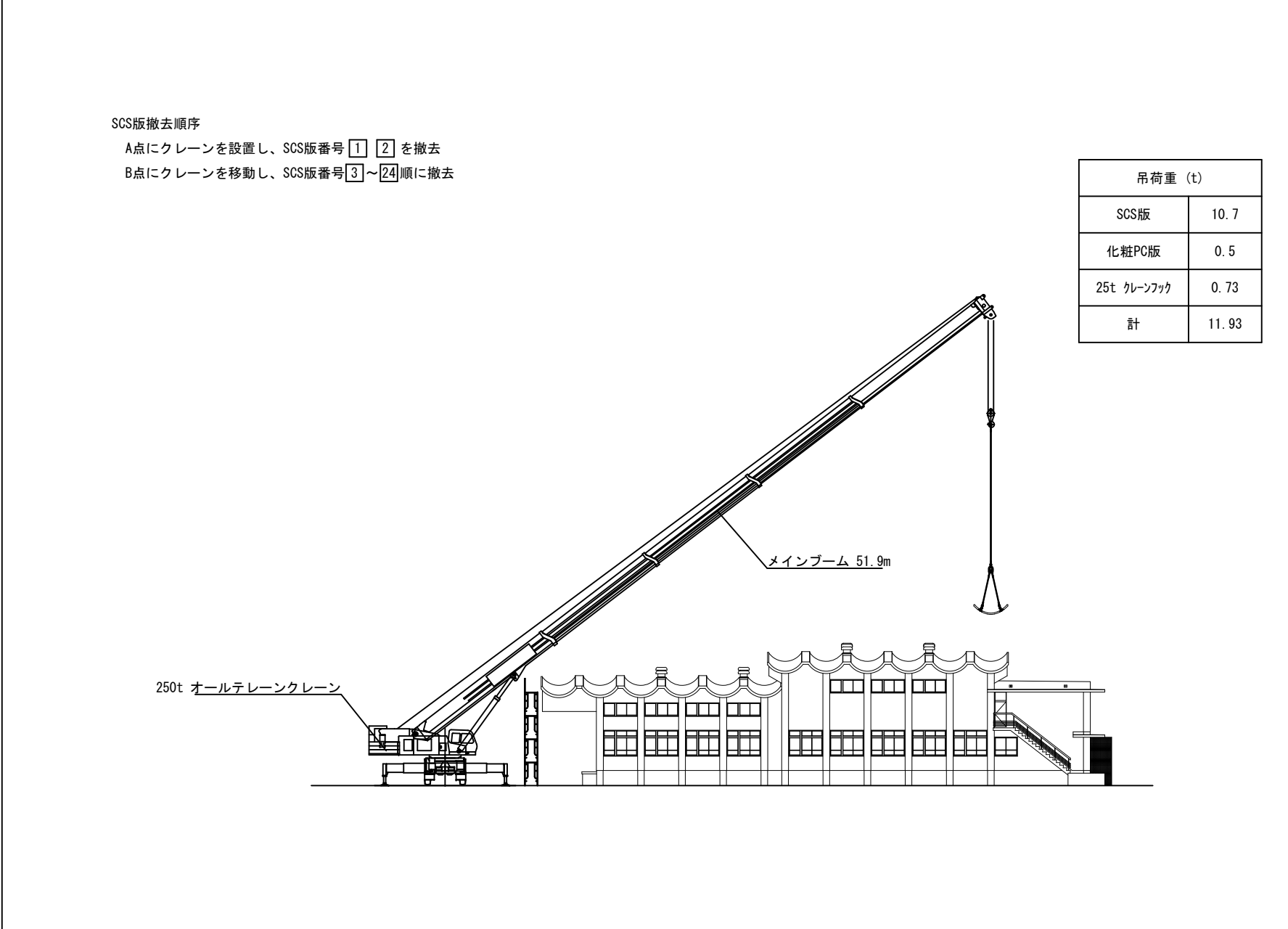


工事名称 旧給食センター解体工事	図名 仮設計画図（参考図）	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項						一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録（奈良）2017（第）392号 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル（桜井市役所前） TEL 0744-43-8459	図番 A-38 枚/内
	縮尺 1/400	変更 令和 年 月 日	工事着手前に現状を十分調査し監督員と協議の上、施工を行う事。							
			また、必要に応じて草刈りや樹木等の伐採伐根を行う事。							

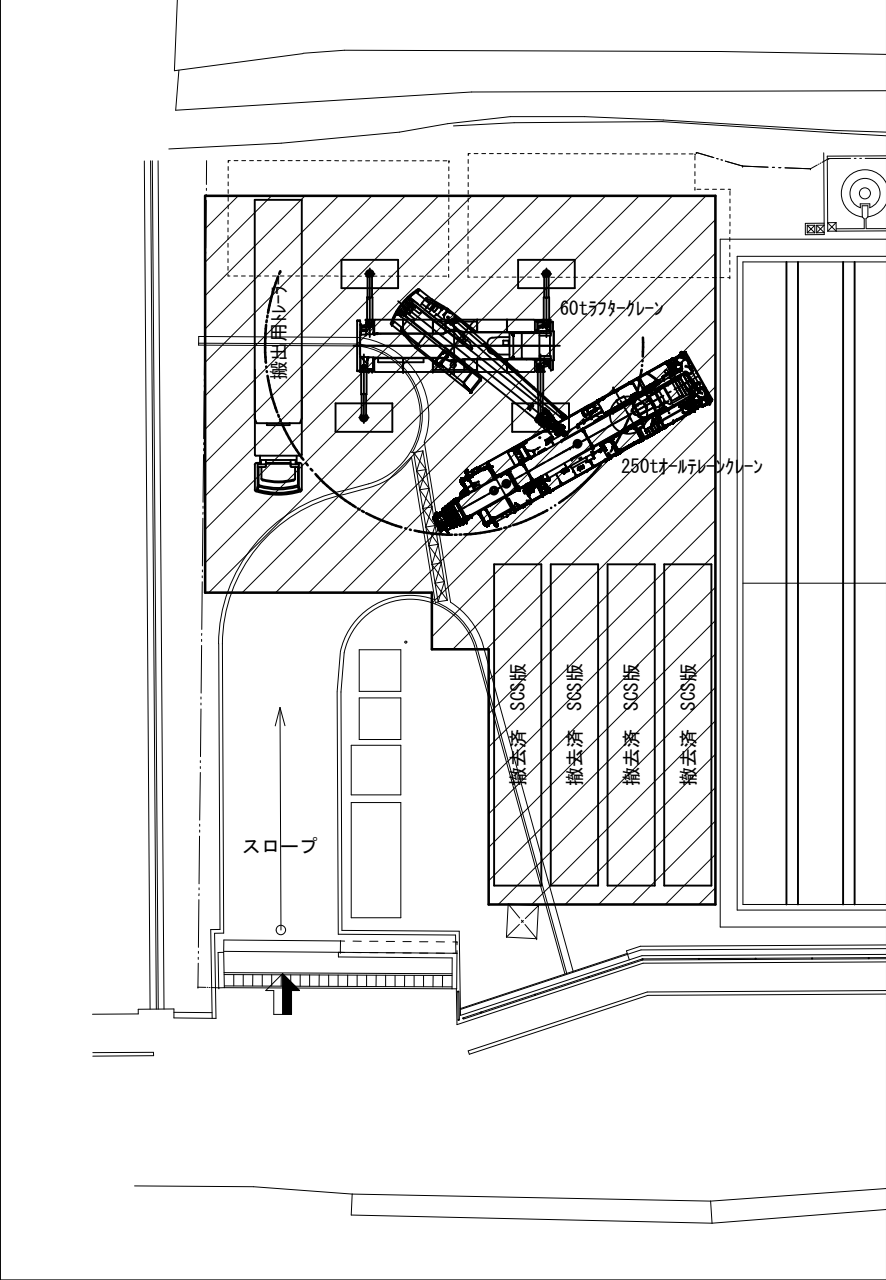
1. 撤去・敷鉄板配置図



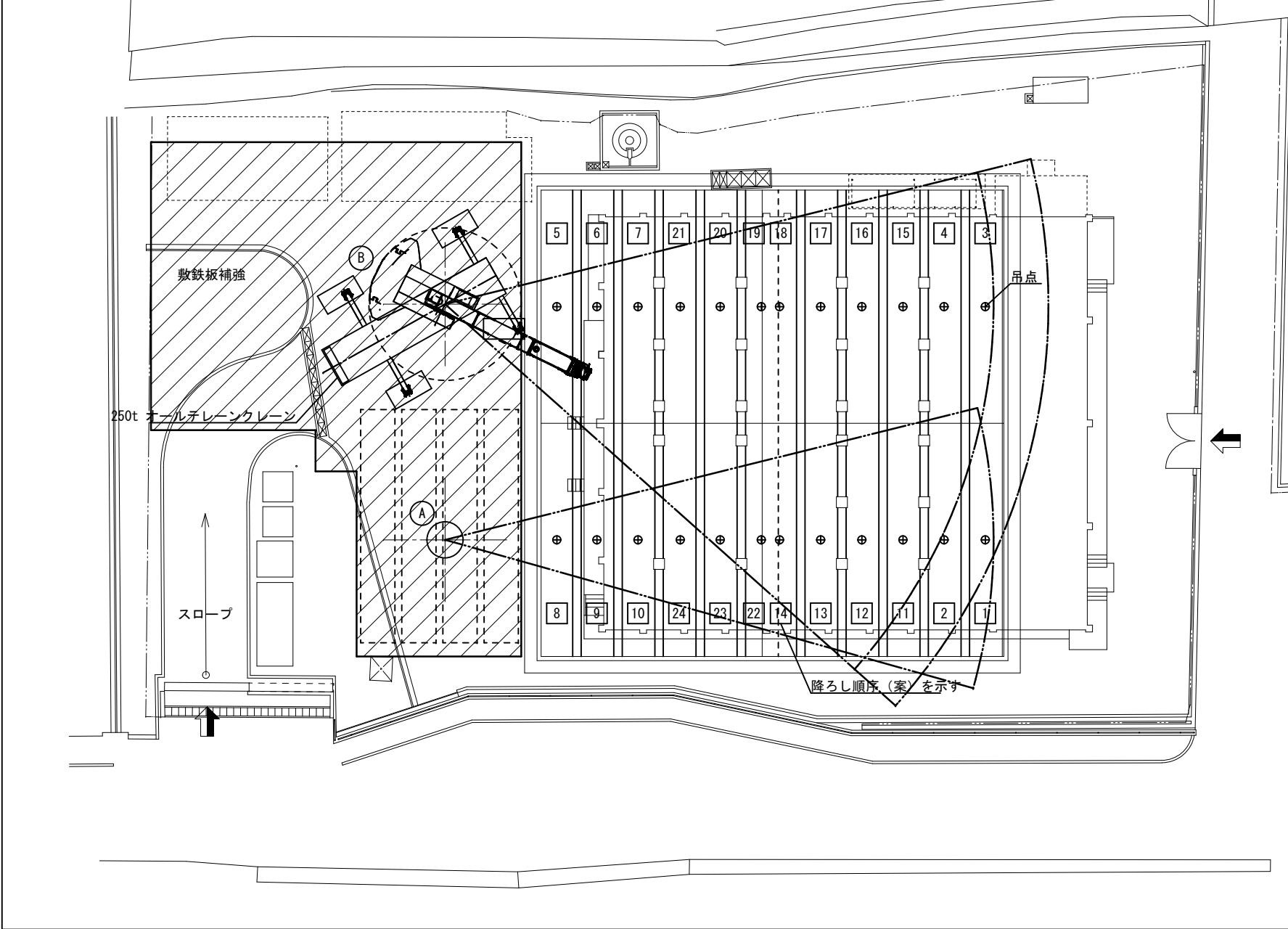
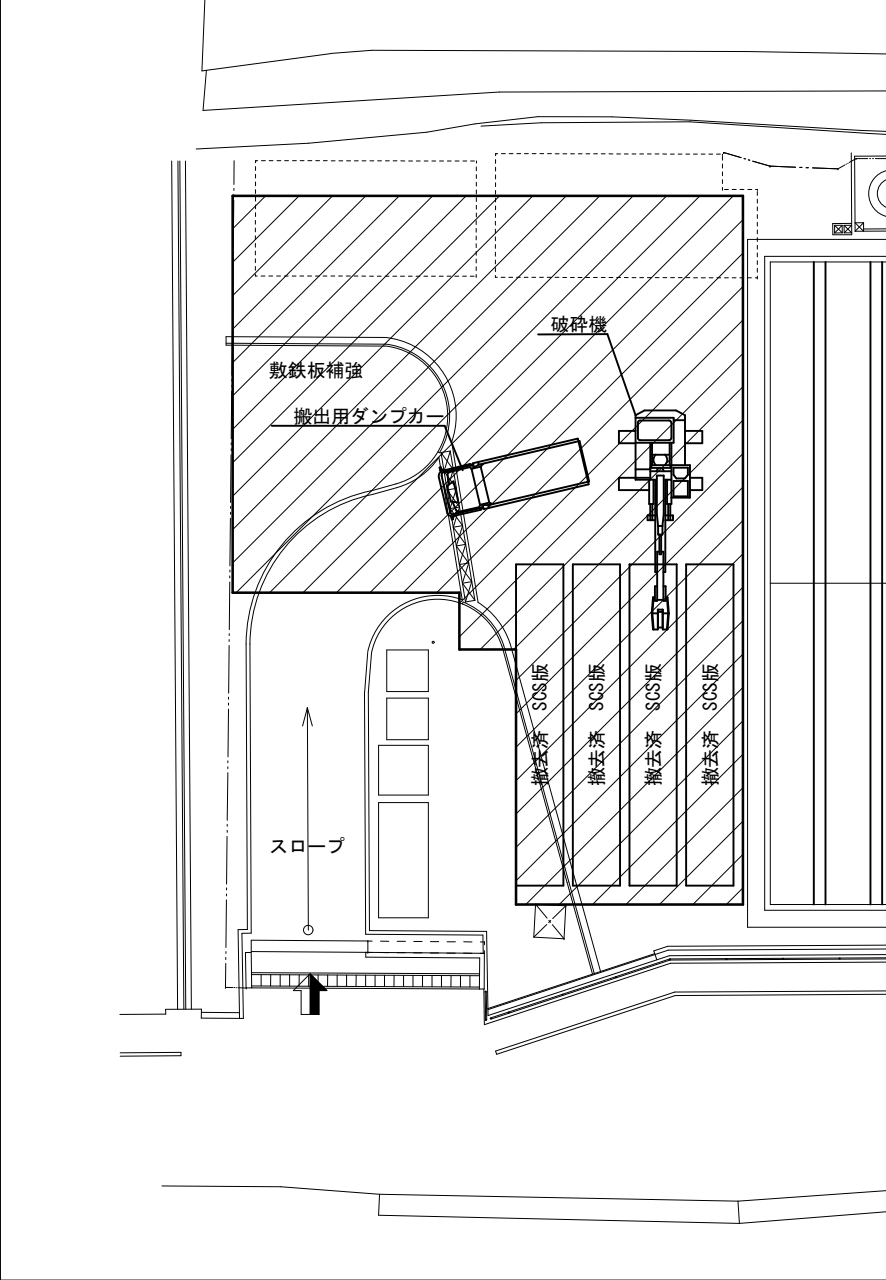
2. SCS版撤去計画図

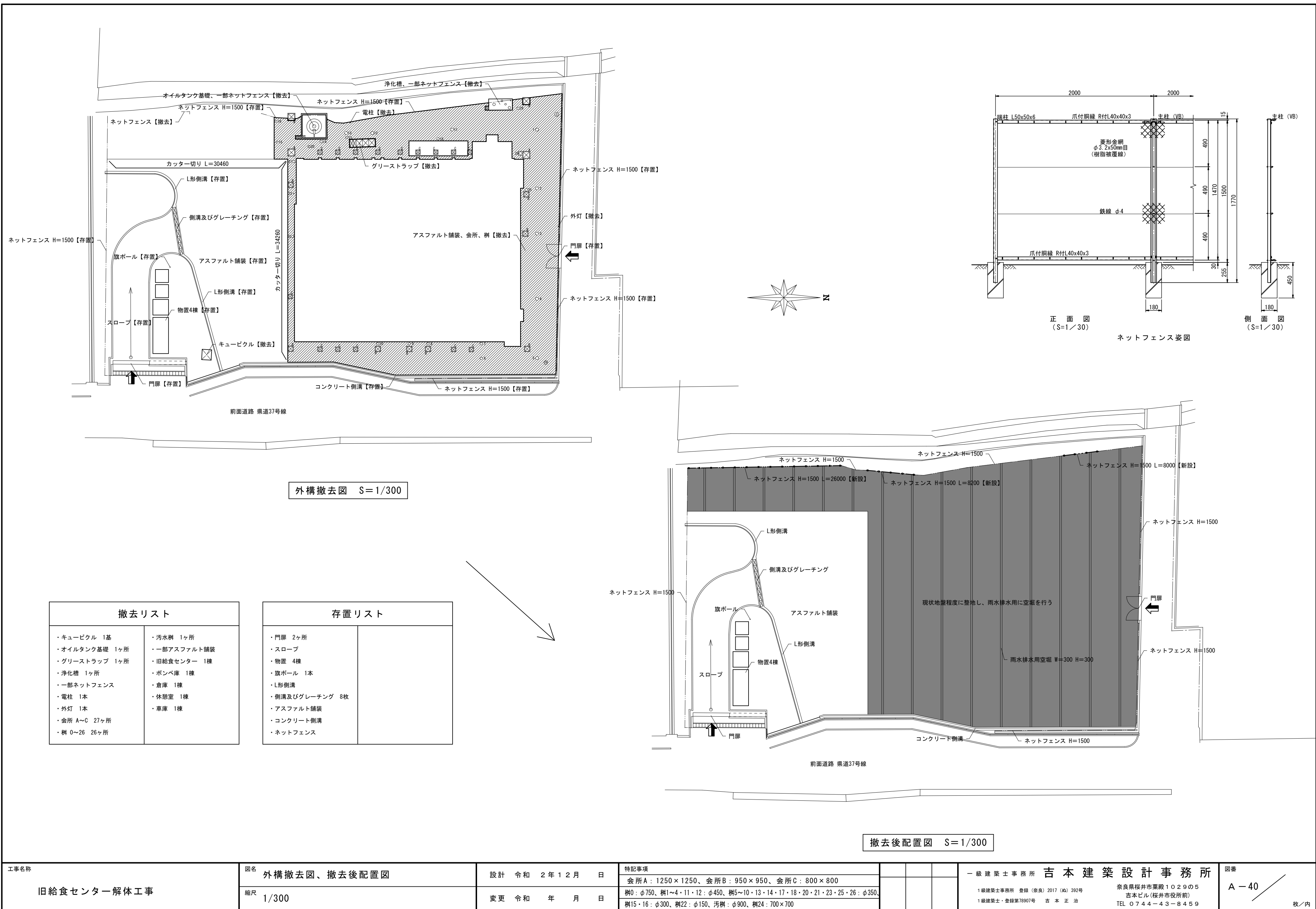


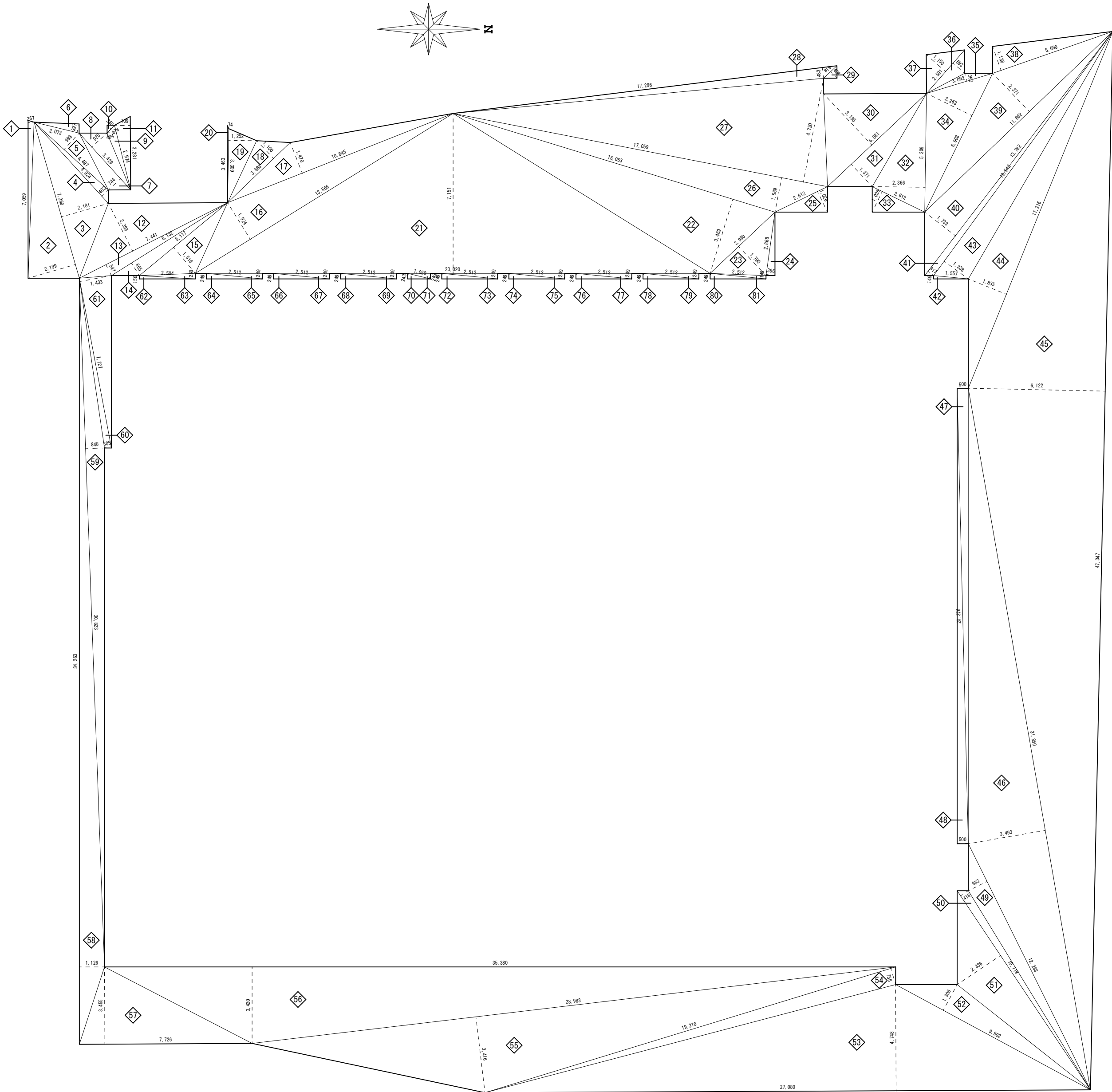
3. クレーン解体計画図



4. 解体時平面図





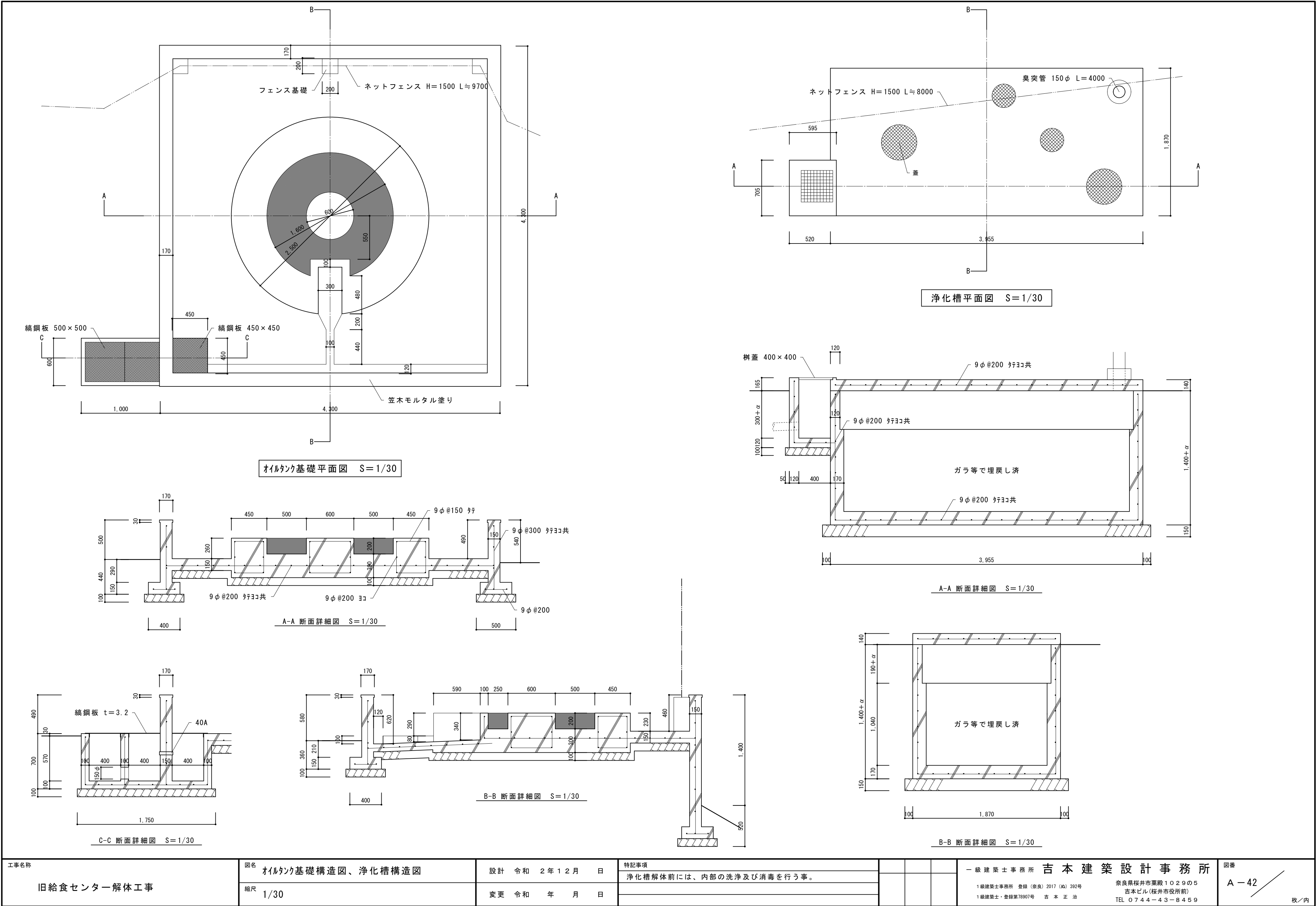


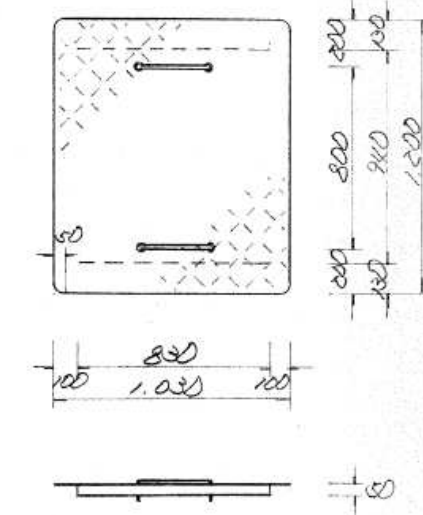
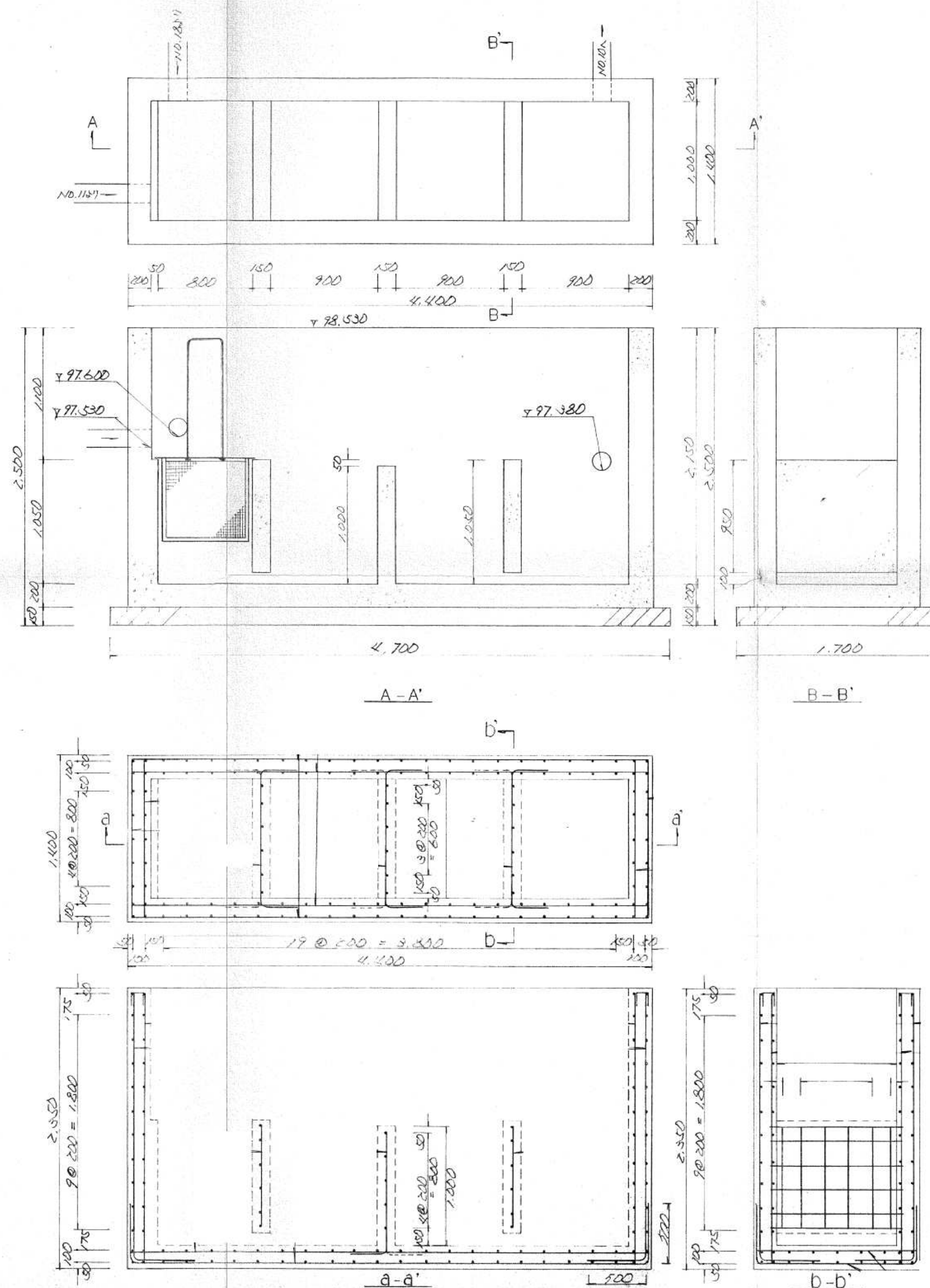
アスファルト舗装面積求積図 S=1/150

アスファルト舗装面積求積表							
記号	大斜 m	小斜 m	面積 m ²	記号	大斜 m	小斜 m	面積 m ²
1	7.059	0.267	1.884753	43	13.542	1.338	18.119196
2	7.268	2.199	15.982332	44	17.216	1.835	31.59136
3	7.268	2.181	15.851508	45	47.347	6.122	289.858334
4	4.924	0.403	1.984372	46	31.850	3.493	111.25205
5	4.497	0.998	4.488006	47	20.376	0.500	10.188
6	2.073	0.397	0.822981	48	20.376	0.500	10.188
7	3.429	0.744	2.551176	49	12.288	0.933	11.464704
8	3.429	0.925	3.171825	50	10.719	0.416	4.459104
9	2.974	0.404	1.201496	51	10.719	2.336	25.039584
10	0.478	0.248	0.118544	52	9.902	1.308	12.951816
11	3.281	0.709	2.326229	53	27.080	4.748	128.57584
12	7.441	2.393	17.806313	54	19.210	0.755	14.50355
13	7.441	0.547	4.070227	55	28.983	3.416	99.005928
14	6.132	0.665	4.07778	56	35.380	3.420	120.9996
15	5.117	1.516	7.757372	57	7.726	3.455	26.69333
16	13.566	1.924	26.100984	58	34.263	1.126	38.580138
17	10.845	1.470	15.94215	59	30.823	0.848	26.137904
18	3.883	1.100	4.2713	60	7.727	0.305	2.356735
19	3.309	1.252	4.142868	61	7.727	1.433	11.072791
20	3.463	0.074	0.256262	62	2.504	0.150	0.3756
21	23.020	7.151	164.61602	63	2.504	0.250	0.626
22	15.053	3.469	52.218857	64	2.512	0.249	0.625488
23	3.990	1.790	7.1421	65	2.512	0.249	0.625488
24	2.868	0.396	1.135728	66	2.512	0.249	0.625488
25	2.612	1.026	2.679912	67	2.512	0.249	0.625488
26	17.059	1.569	26.765571	68	2.512	0.249	0.625488
27	17.059	4.720	80.51848	69	2.512	0.249	0.625488
28	17.296	0.483	8.353968	70	1.050	0.243	0.25515
29	0.819	0.408	0.334152	71	1.050	0.243	0.25515
30	6.081	3.135	19.063935	72	2.512	0.249	0.625488
31	6.081	1.371	8.337051	73	2.512	0.249	0.625488
32	5.309	2.366	12.561094	74	2.512	0.249	0.625488
33	2.612	1.026	2.679912	75	2.512	0.249	0.625488
34	6.908	2.263	15.632804	76	2.512	0.249	0.625488
35	3.092	0.363	1.122396	77	2.512	0.249	0.625488
36	2.591	0.693	1.795563	78	2.512	0.249	0.625488
37	2.591	1.150	2.97965	79	2.512	0.249	0.625488
38	5.690	1.138	6.47522	80	2.512	0.249	0.625488
39	11.662	2.371	27.650602	81	2.512	0.149	0.374288
40	13.782	1.733	23.884206				
41	13.782	0.317	4.368894	倍面積 m ²		1609.663058	
42	1.557	0.149	0.231993	求積面積 m ²		1609.663058 ÷ 2 = 804.831529	

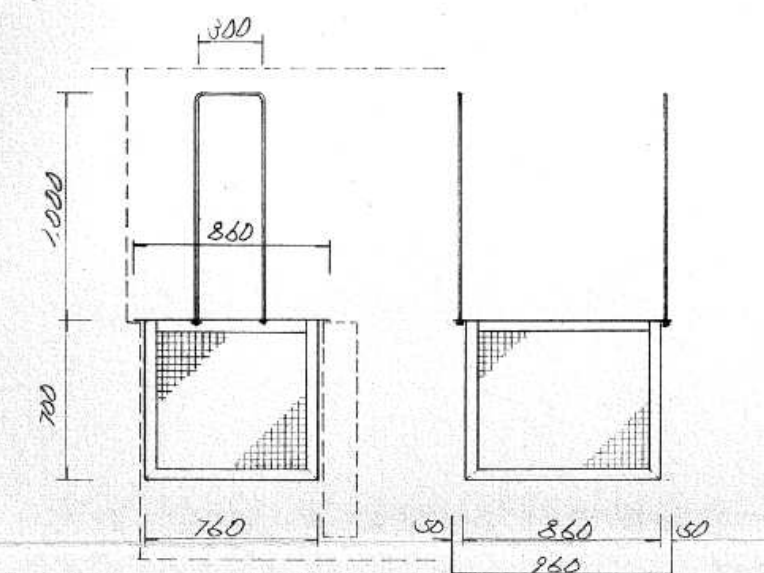
※アスファルト舗装：804.831529㎡－倉庫土間：25.074㎡－グリースラップ：6.16㎡－会所合計：18.025㎡－樹合計：4.1225875㎡＝751.4499415㎡
アスファルト舗装撤去面積＝751.45㎡

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 アスファルト舗装面積求積図・表	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項						一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-41 枚/内
	縮尺 1/150	変更 令和 年 月 日								



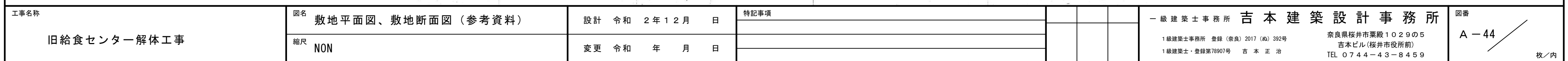
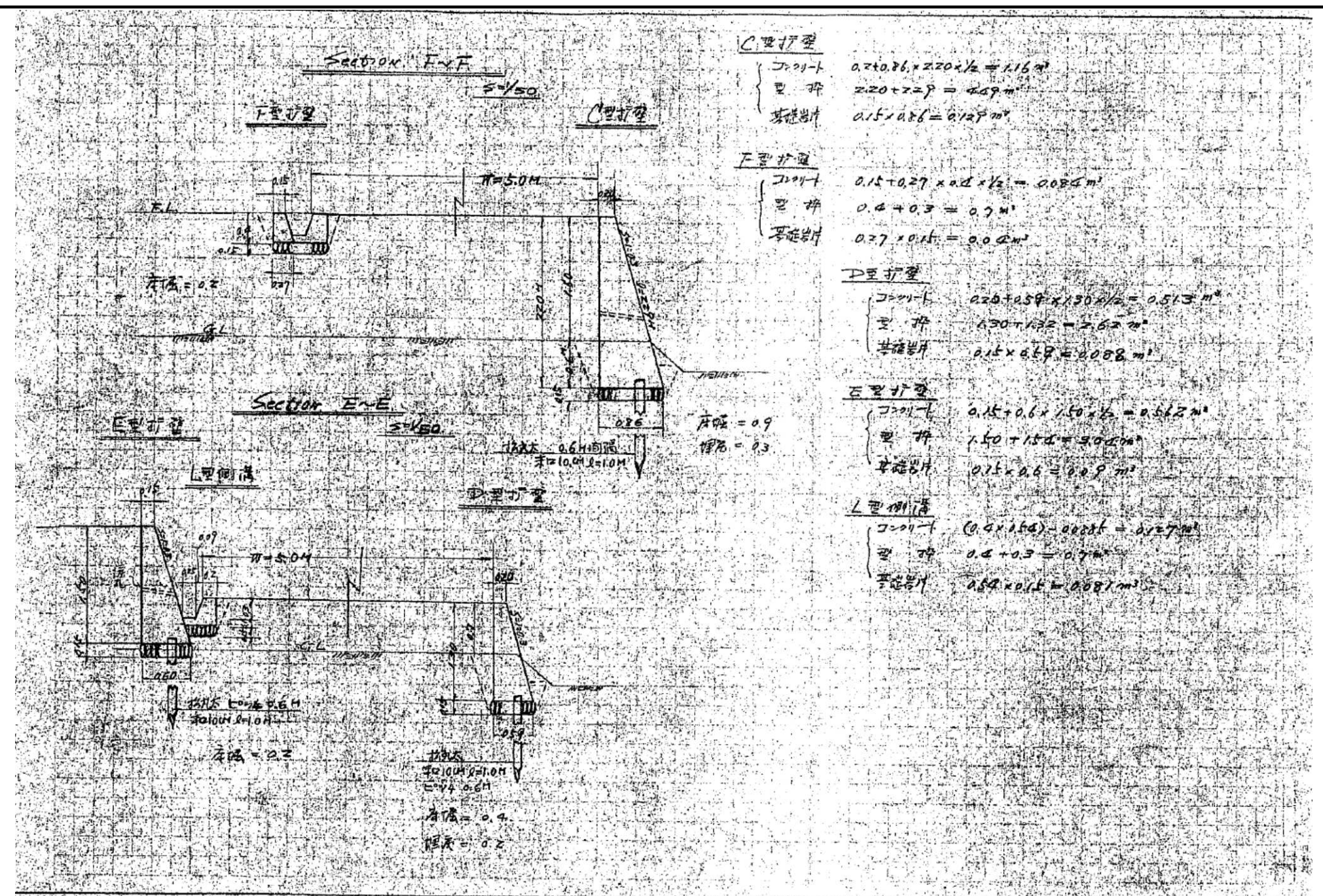


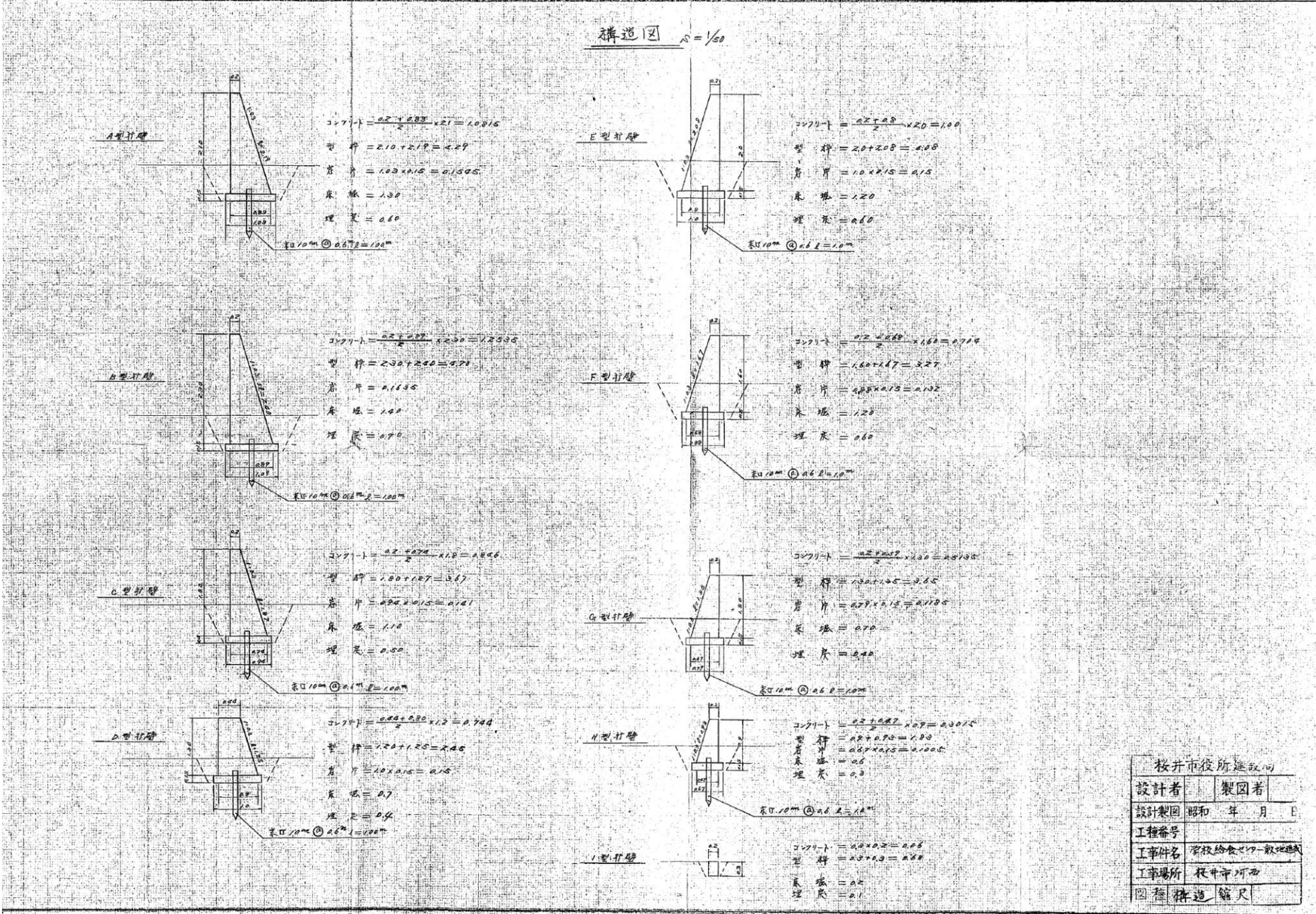
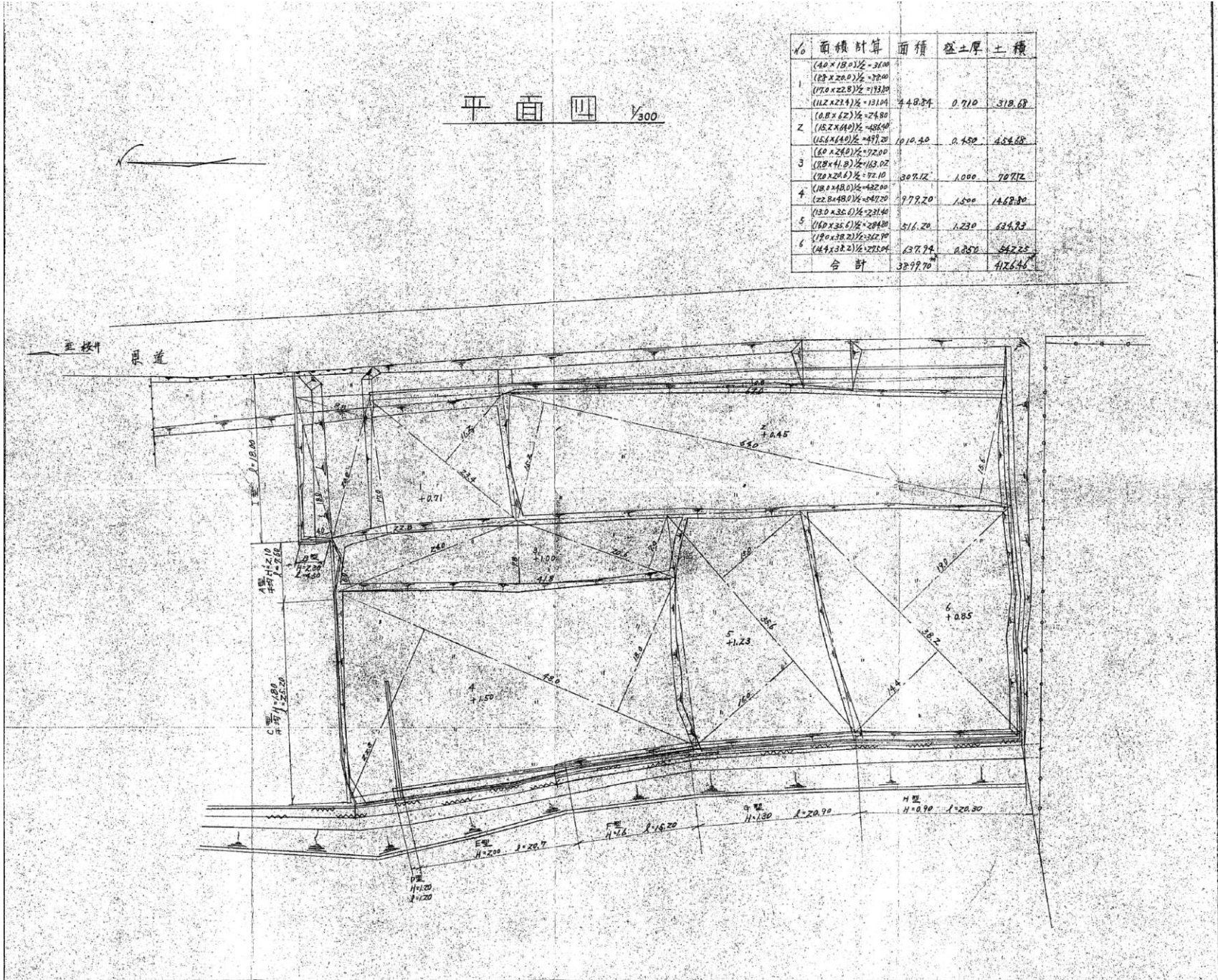
受けサビ
ステンレス製
網目 5 mm JXF
1 個



L 鋼板
t = 6.0 mm 角 60 4 枚

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 グリーストラップ構造図 縮尺 NON	設計 令和 2 年 1 2 月 日 変更 令和 年 月 日	特記事項		一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (第) 392 号 1 級建築士・登録第 78907 号 吉本正治 奈良県桜井市栗殿 1029 の 5 吉本ビル (桜井市役所前) TEL 0744-43-8459	図番 A-43 枚/内
---------------------	--------------------------------	--	------	--	---	-------------------





杭打工事記録

1. 一般工事 桜井市立学校給食センター新築工事

2. 施工場所 桜井市 桜井

3. 使用杭

大洋フンフリー工業株式会社製品

JISA 5310 遠心力鉄筋コンクリート杭

φ300 × 7 = 5本 (試験杭)

φ300 × 7 = 17本

φ300 × 6 = 20本

φ300 × 5 = 57本

計 99本

養生日数 約 50日

2. 施工要領

1. 施工

杭打は富田産業株式会社工事部の責任施工としディーゼ

ルバイルハンマー(K-13型)に基いて行つた。

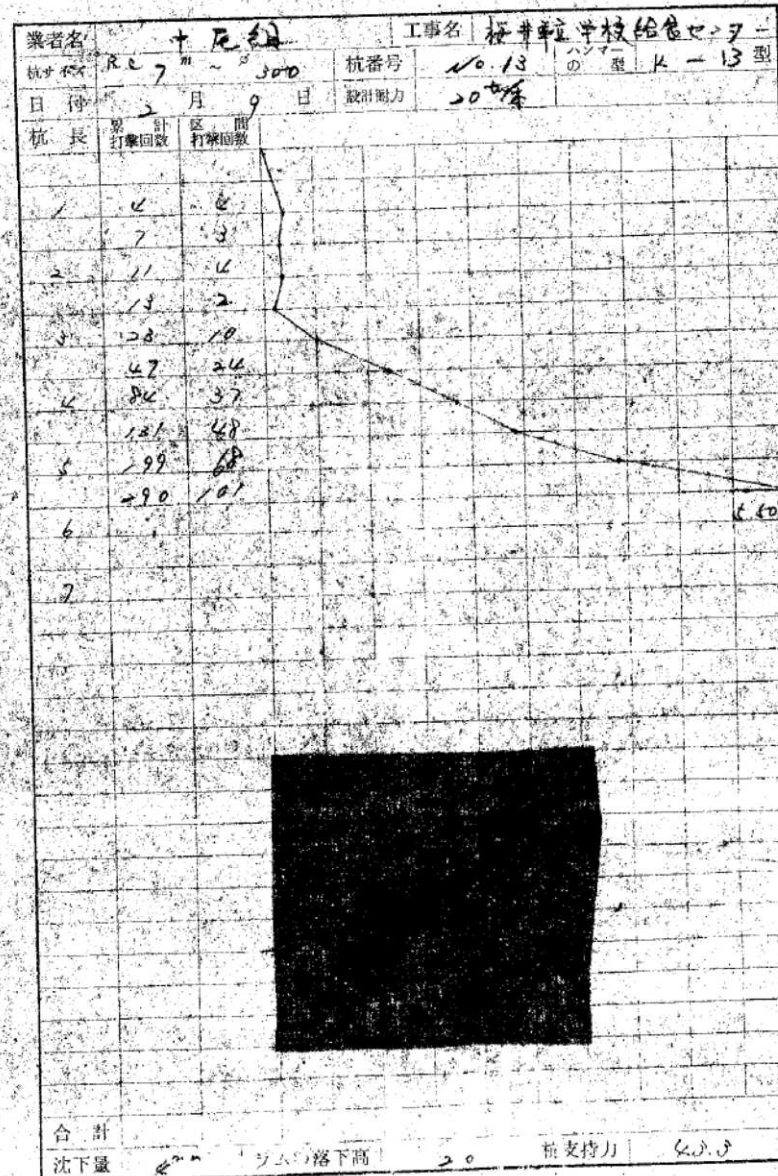
2. ハンマー性能

全長 3.850 m/m
全重量 2.900 kg
ピストン重量 1.300 kg
打撃回数 45~60 blow/min
打撃出力 3.380 kg/m
爆発による押圧力 45.000 kg

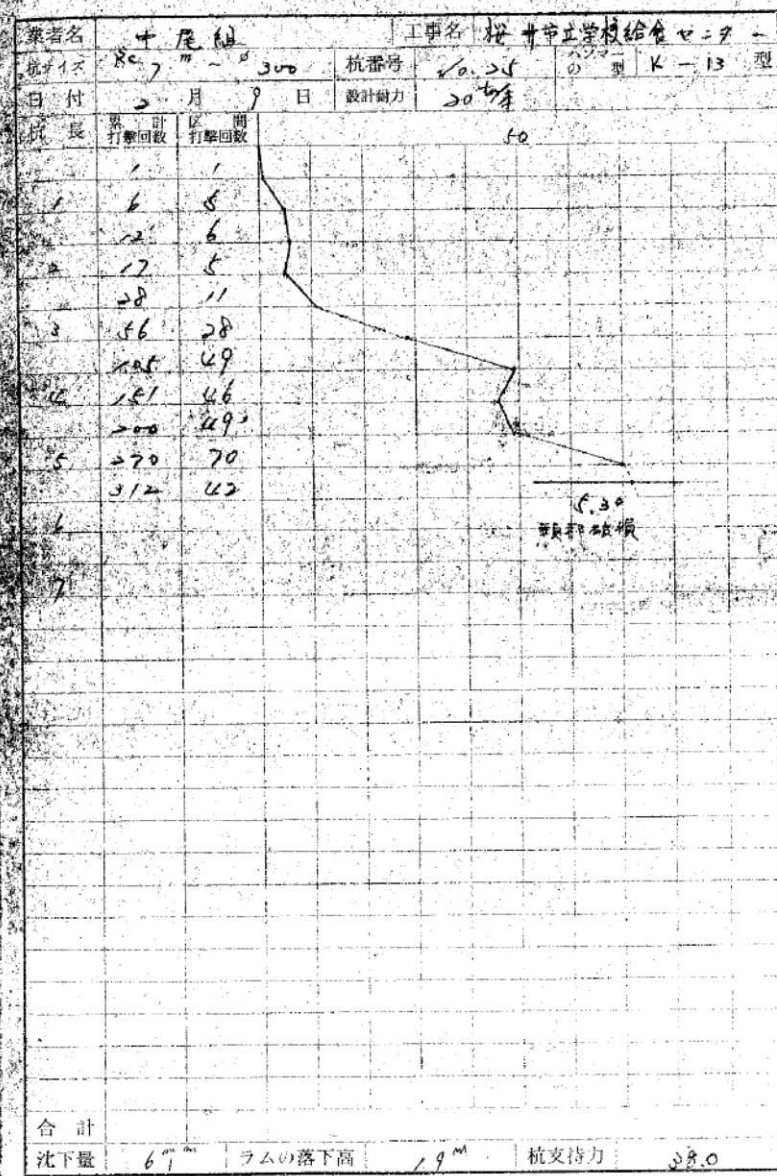
3. 杭打状況

-2-

試験打記録



試験打記録



3. 記録

杭支持力の算出は建築基礎構造設計基準の式による。

$$R = \frac{F}{5S + 0.1}$$

R = 許容支持力 ton

F = 打撃エネルギー (2WH) ton/m

W = ピストン重量 ton

H = ピストン落下高 m

S = 杭の最終貫入量 m

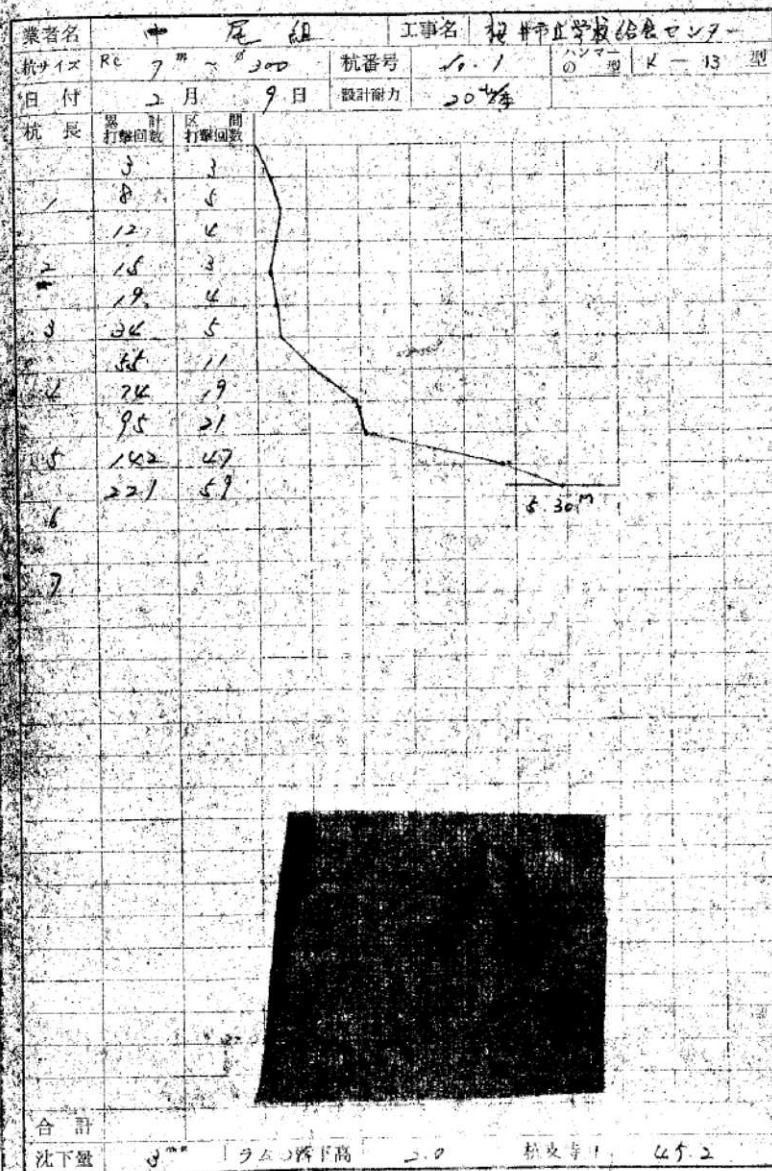
5 = 杭の貫入抵抗値に対する安全率

0.1 = 杭クッション及び土質の弾性ロス係数

(注) ヤットコ及継手金具使用の場合支持力は各20%減とする。

-3-

試験打記録



工事名称

旧給食センター解体工事

図名

杭打ち仕様書 1 (参考資料)

縮尺

NON

設計 令和 2 年 1 2 月 日

変更 令和 年 月 日

特記事項

一級建築士事務所 吉本建築設計事務所

1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号
1級建築士・登録第78907号 吉本正治

奈良県桜井市栗殿1029の5
吉本ビル(桜井市役所前)
TEL 0744-43-8459

図番

A-46

枚/内

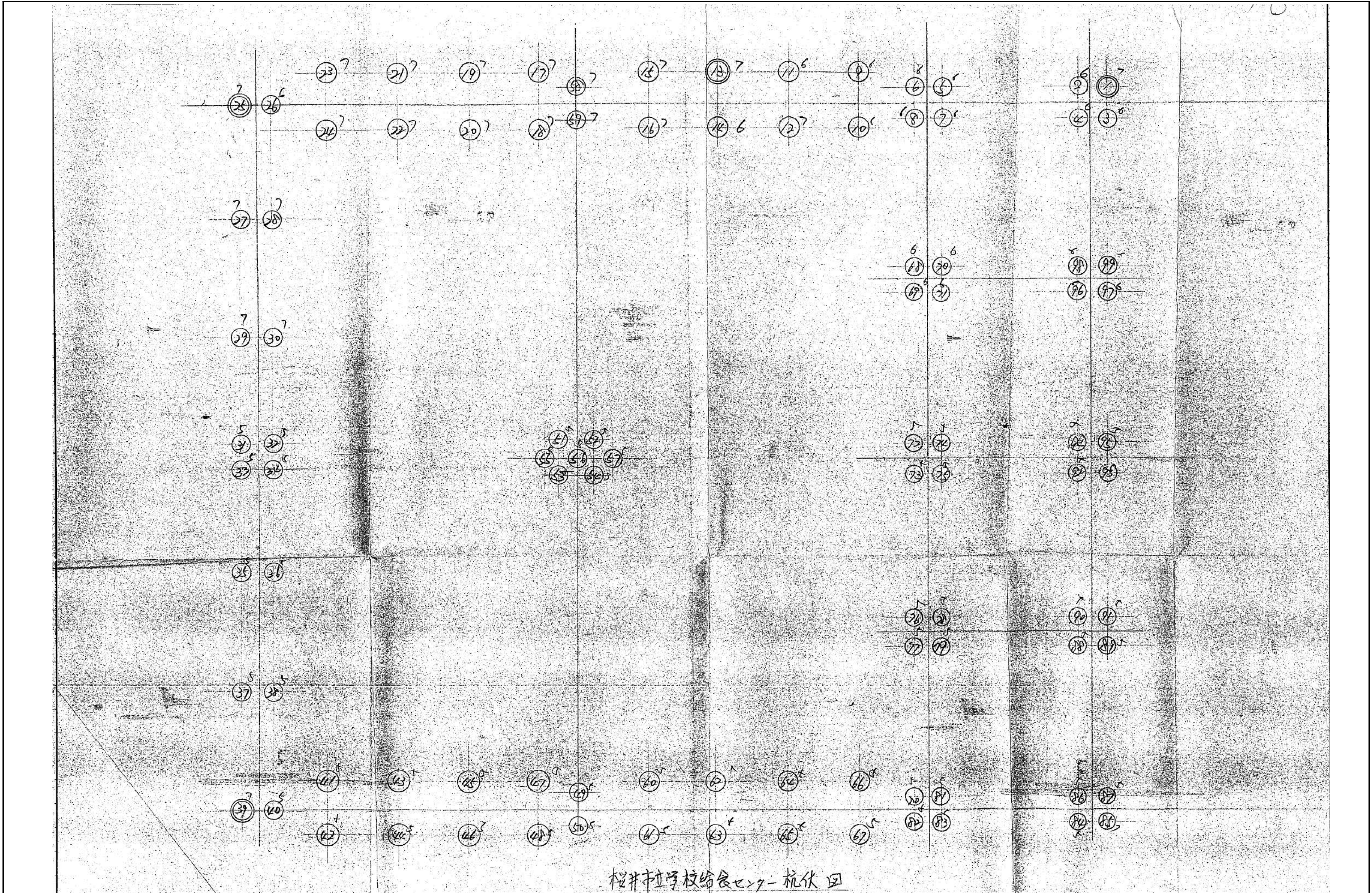
試驗打記錄

調査名	工事名						林業調査会報告書
期日	年	月	日	機番	②	K-13	
場所	区	町	丁目	段付	20	10	
長さ	打撃回数	打撃距離					
1	1	1					
2	1	1					
3	1	1					
4	1	1					
5	1	1					
6	1	1					
7	1	1					
8	1	1					
9	1	1					
10	1	1					
11	1	1					
12	1	1					
13	1	1					
14	1	1					
15	1	1					
16	1	1					
17	1	1					
18	1	1					
19	1	1					
20	1	1					
21	1	1					
22	1	1					
23	1	1					
24	1	1					
25	1	1					
26	1	1					
27	1	1					
28	1	1					
29	1	1					
30	1	1					
31	1	1					
32	1	1					
33	1	1					
34	1	1					
35	1	1					
36	1	1					
37	1	1					
38	1	1					
39	1	1					
40	1	1					
41	1	1					
42	1	1					
43	1	1					
44	1	1					
45	1	1					
46	1	1					
47	1	1					
48	1	1					
49	1	1					
50	1	1					
51	1	1					
52	1	1					
53	1	1					
54	1	1					
55	1	1					
56	1	1					
57	1	1					
58	1	1					
59	1	1					
60	1	1					
61	1	1					
62	1	1					
63	1	1					
64	1	1					
65	1	1					
66	1	1					
67	1	1					
68	1	1					
69	1	1					
70	1	1					
71	1	1					
72	1	1					
73	1	1					
74	1	1					
75	1	1					
76	1	1					
77	1	1					
78	1	1					
79	1	1					
80	1	1					
81	1	1					
82	1	1					
83	1	1					
84	1	1					
85	1	1					
86	1	1					
87	1	1					
88	1	1					
89	1	1					
90	1	1					
91	1	1					
92	1	1					
93	1	1					
94	1	1					
95	1	1					
96	1	1					
97	1	1					
98	1	1					
99	1	1					
100	1	1					

枕状図 番号	枕状 日付	枕状 長さ×幅 径%—長径	枕状 落下 の高 (m)	枕状 最終 比下量 (%)	枕状 力 ton	記 事
67	2-11	φ300×5	1.9	5	39.5	
68		φ300×6	2.0	7	38.6	
69			2.2	5	39.5	
70			2.0	6	40.0	
71			2.0	6	40.0	
72		φ300×5	1.8	8	38.5	
73			1.8	9	32.2	
74			1.8	8	33.5	
75			1.8	10	31.2	
76			1.7	9	30.5	
77			1.7	10	32.9	
78			1.7	10	32.9	
79			1.7	7	30.5	
80			1.9	10	32.9	
81			1.8	8	31.5	
82			1.8	10	31.2	
83			1.8	7	32.6	
84			1.8	8	33.5	
85	2-9	φ300×7	2.0	3	45.2	試験機
86	2-11	φ300×5	1.8	7	34.6	
87			1.8	6	36.0	
88			1.8	13	28.3	
89			1.8	10	31.2	
90			1.8	8	33.5	
91			1.8	10	31.2	
92			1.9	7	36.6	
93			1.8	10	31.2	
94			2.0	3	45.2	
95			2.0	4	43.3	
96		φ300×6	2.0	4	43.3	
97			2.0	5	41.6	
98			2.0	4	43.3	
99			2.0	4	43.3	

[illegible]

試料 番号	材 寸	花巻 長mm	△の 高 mm	荷重 kg	荷重 力 ton	記 事
2	2-8	2500×7	2.6	5	48.2	試験機
3	2-8	2500×6	3.0	8	45.2	
4			1.9	5	39.5	
5			2.6	6	43.3	
6			1.9	5	39.5	
7			1.8	5	39.5	
8			2.0	6	40.8	
9			1.9	6	39.0	
10			1.8	6	39.0	
11			1.9	6	39.5	
12	2-8	2500×7	2.6	5	41.6	
13	2-8	2500×7	2.0	6	39.0	
14	2-12	2500×6	1.9	6	43.3	試験機
15	2-12	2500×7	2.0	5	39.5	
16			2.0	5	41.6	
17			2.0	4	43.3	
18			2.0	4	43.3	
19			2.0	2	47.3	
20			2.0	3	45.2	
21			2.0	3	45.2	
22			2.0	2	47.3	
23			1.9	6	39.0	
24			2.0	3	45.2	
25	2-8	2500×7	1.9	6	39.0	試験機
26	2-12	2500×6	2.0	2	47.3	
27	2-11	2500×7	2.0	3	43.2	
28			2.0	5	41.6	
29			2.0	4	41.6	
30			2.0	4	43.3	
31		2500×5	2.0	8	37.1	
32			2.0	7	39.6	
33			2.0	4	43.3	

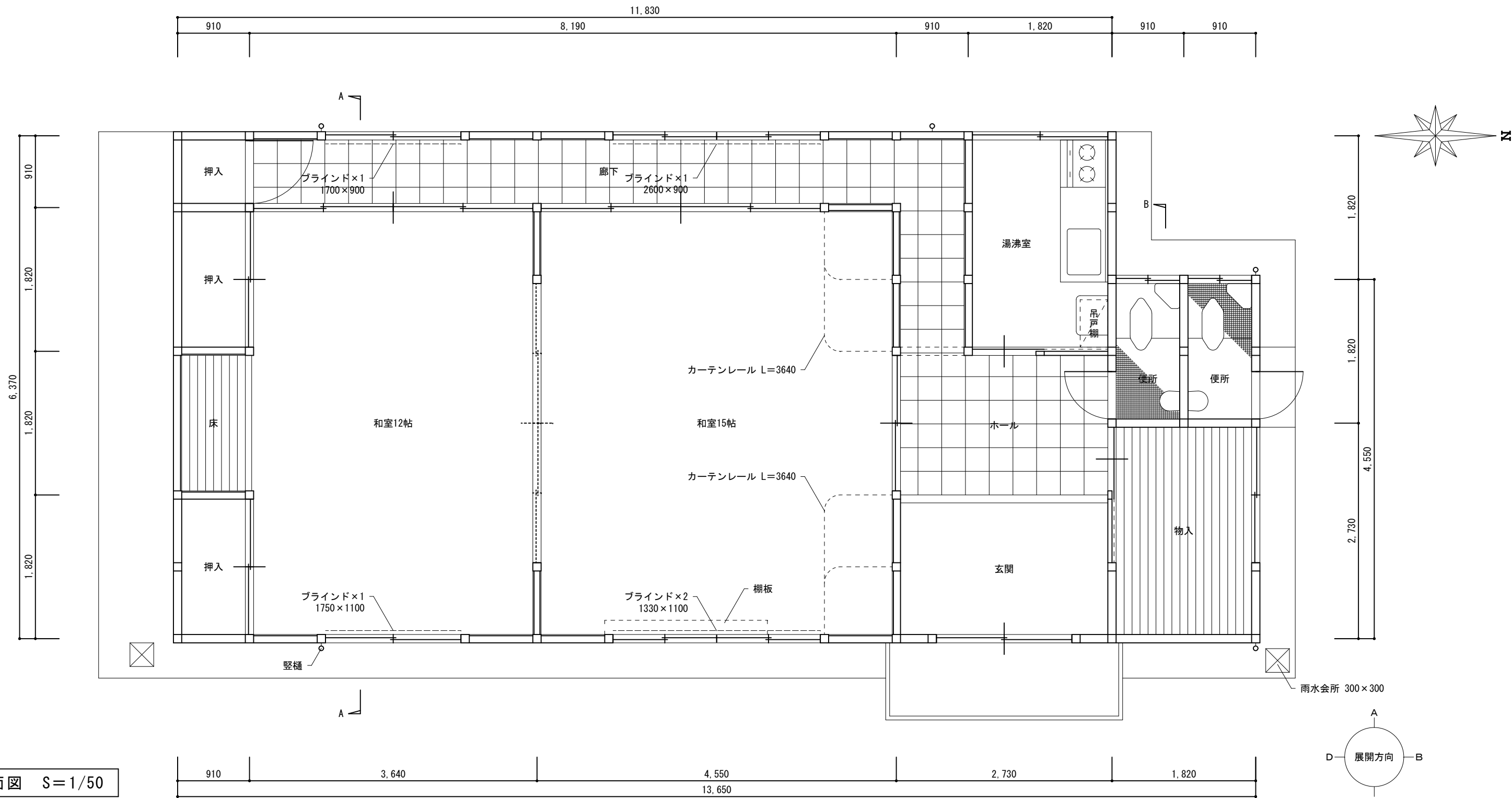


桜井市立学校給食センター杭伏図

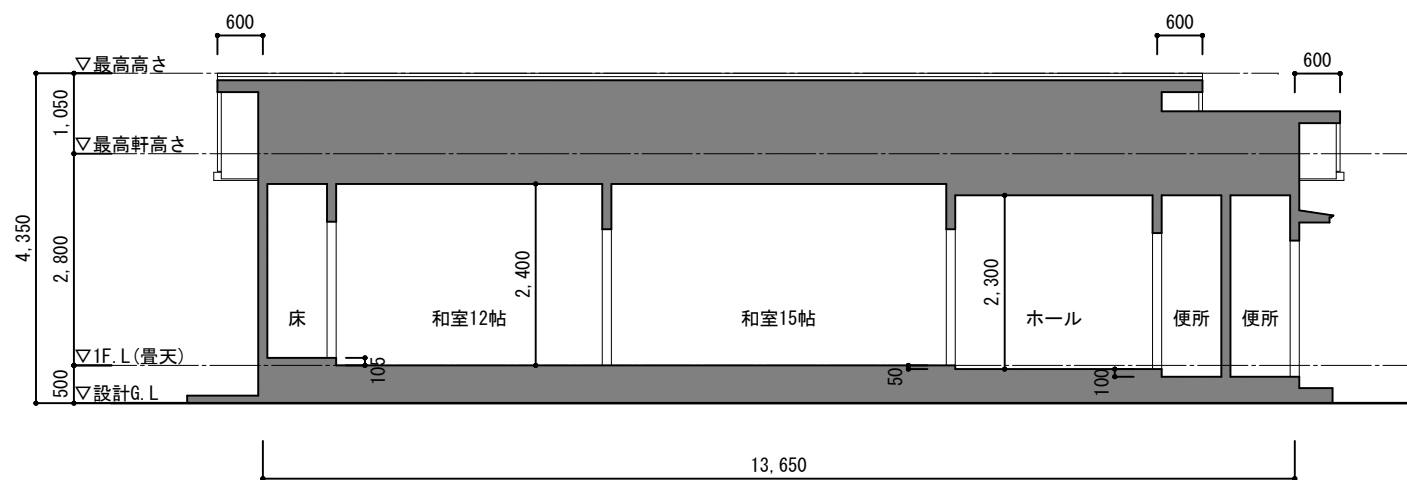
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 杭伏図（参考資料） 縮尺 NON	設計 令和 2 年 1 2 月 日 変更 令和 年 月 日	特記事項		一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録（奈良）2017（第）392号 1級建築士・登録第78907号 吉本正治 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル（桜井市役所前） TEL 0744-43-8459	図番 A-48 枚／内
--	---	---	---	-------------------------------------	---	--

外 部 仕 上 表					
屋 根	コンパネ t=12下地▲アスファルトルーフィング22kgの上カラーベスト葺き 3寸勾配	外 壁	杉板 t=10貼りプラス下地モルタル刷毛引き AR吹付	樋	軒樋：塩ビ製 角75、堅樋：塩ビ製 60φ
軒 裏	モルタル刷毛引き AR吹付	巾 木	モルタル金コテ押え H=300	外部建具	アルミ製
庇	銅板葺き 1200×450			ポーチ・犬走	モルタル金コテ押え

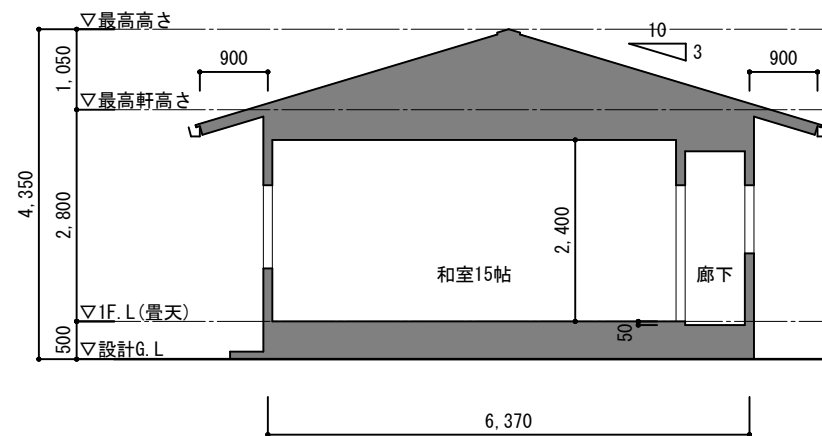
内 部 仕 上 表									
階	室 名	床	巾 木	腰 壁	壁	天 井	廻 縁	C H	備 考
1	玄 関	モルタル金コテ押え	モルタル金コテ押え ラワン板 30×110 OP	プリント合板 t=5.0貼り	同 左	ラワン合板 t=4.0下地ビニルクロス貼り	木製 無地	2.600	
	ホール	単板 t=2.5下地フロアパネル t=14.5貼り	木製 20×50	同 上	同 左	同 上	同 上	2.300	上り框
	廊 下	同 上	同 上	ラワン合板 t=5.5下地ビニルクロス貼り	同 左	ラワン合板 t=4.0下地布クロス貼り	同 上	2.360	ブラインド
	和 室	コンパネ t=12貼りの上畳敷き	畳寄せ	同 上	同 左	貼奎底目貼り	同 上	2.400	ブラインド、換気扇 棚板(15帖のみ)、カーテンレール(15帖のみ)
	床	ケヤキ板 t=9.0貼り	雑巾摺	同 上	同 左	ラワン合板 t=4.0下地布クロス貼り	同 上	2.295	床框、雲板、軸釘
	押 入	ラワン合板 t=12貼り	同 上	ラワン合板 t=5.5貼り	同 左	ラワン合板 t=4.0貼り	同 上	2.400	中段
	湯沸室	コンパネ t=12下地クッションフロア t=2.0貼り	ラワン H=100 OP	▲化粧石綿セメント板 t=3.0下地ビニルクロス貼り 一部100角タイル貼り	同 左	ジブトーン t=9.0貼り	ラワン OP	2.330	流し台、ガス台、コンロ、吊戸棚 湯沸器、洗面器、鏡、換気扇
	物 入	アピトンフローリング t=14貼り	同 上	ラワン合板 t=5.5底目貼り OP	同 左	▲フレキシブルボード t=6.0貼り EP	同 上	2.300	天井点検口
	便 所	モザイクタイル貼り	100角タイル貼り H=200	モルタル金コテ押え AEP	同 左	同 上	同 上	2.400	和便器、ロータンク、手洗器



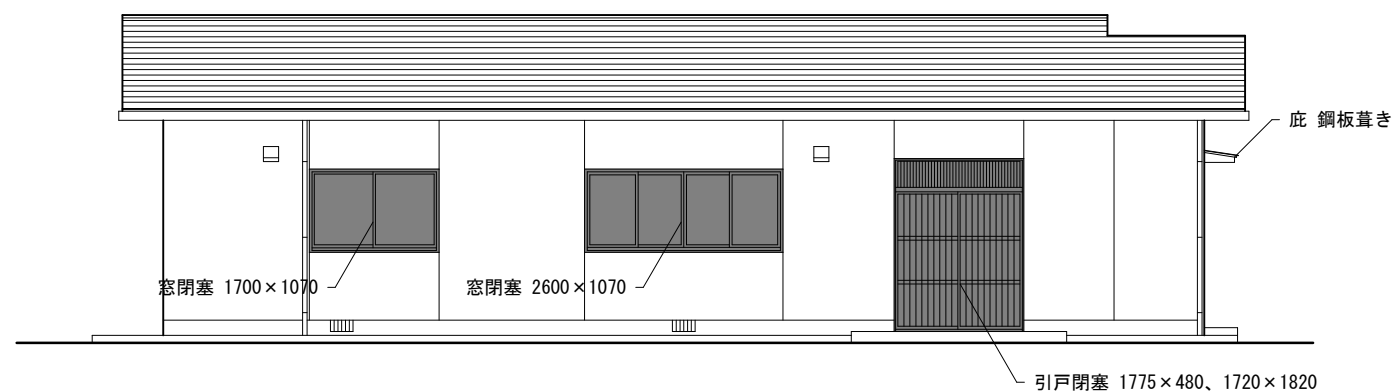
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 休憩室 仕上表、1階平面図	設計 令和 2年12月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治	図番 A-49 枚/内
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日	▲印は、アスベスト含有材を示す。				



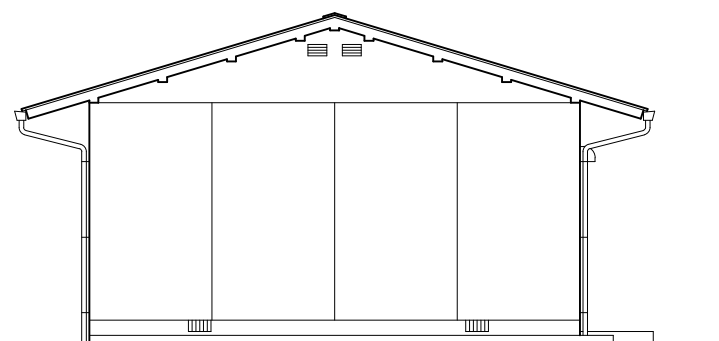
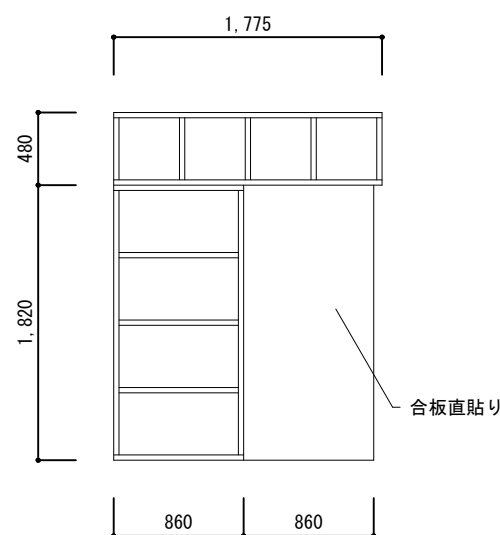
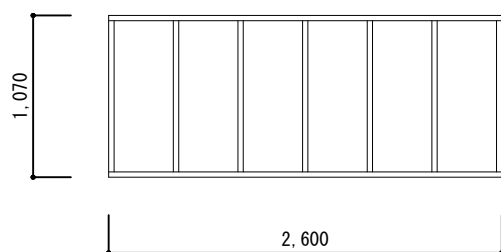
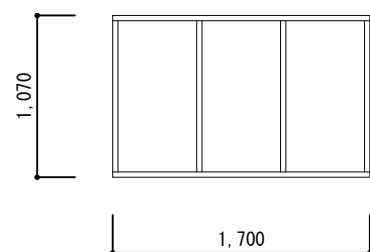
断面図 S=1/100



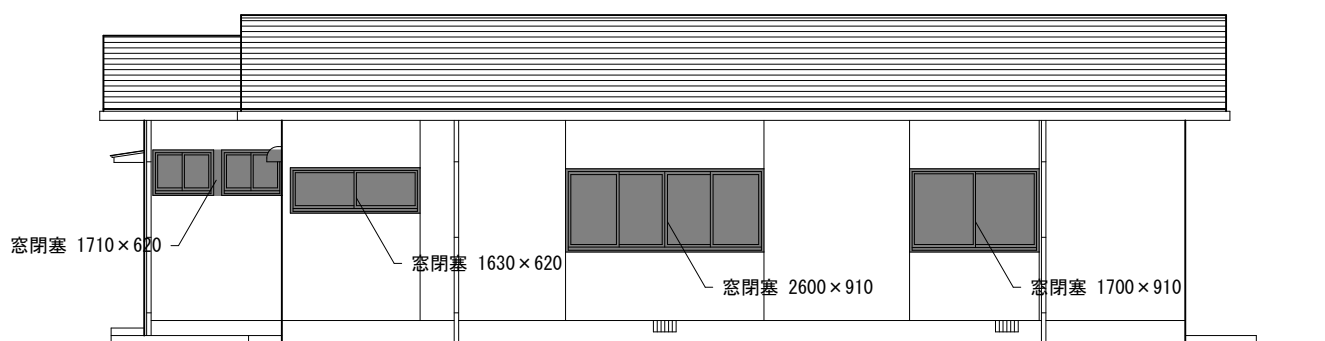
断面図 S=1/100



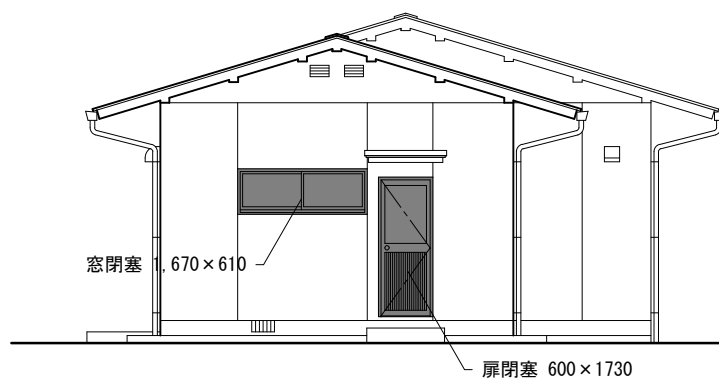
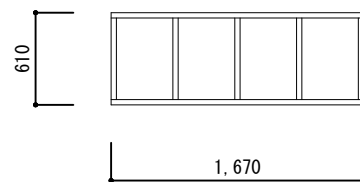
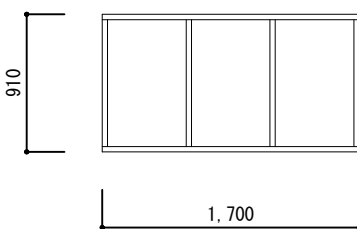
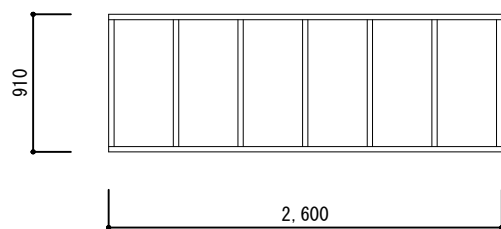
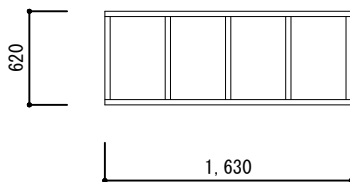
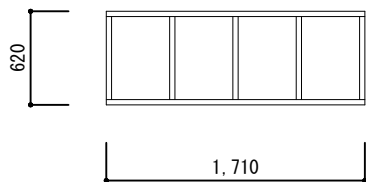
東立面図 S=1/100



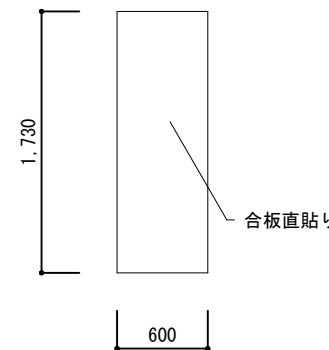
南立面図 S=1/100



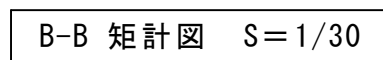
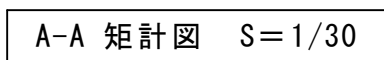
西立面図 S=1/100



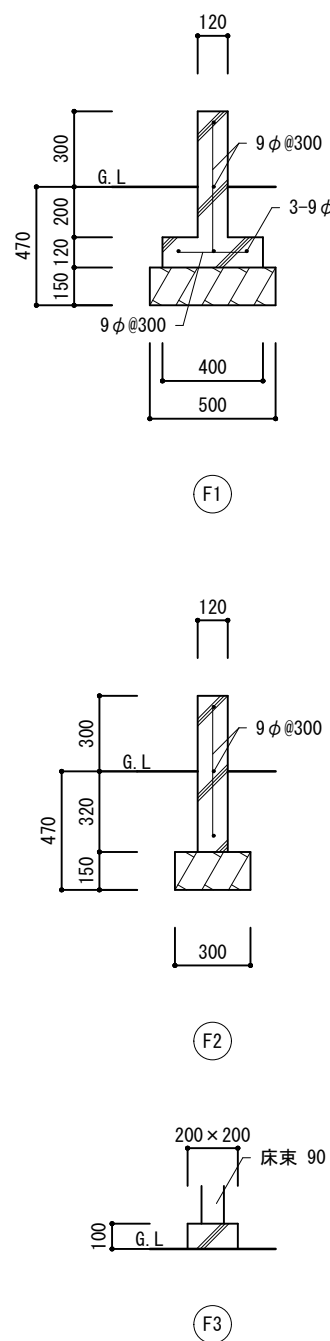
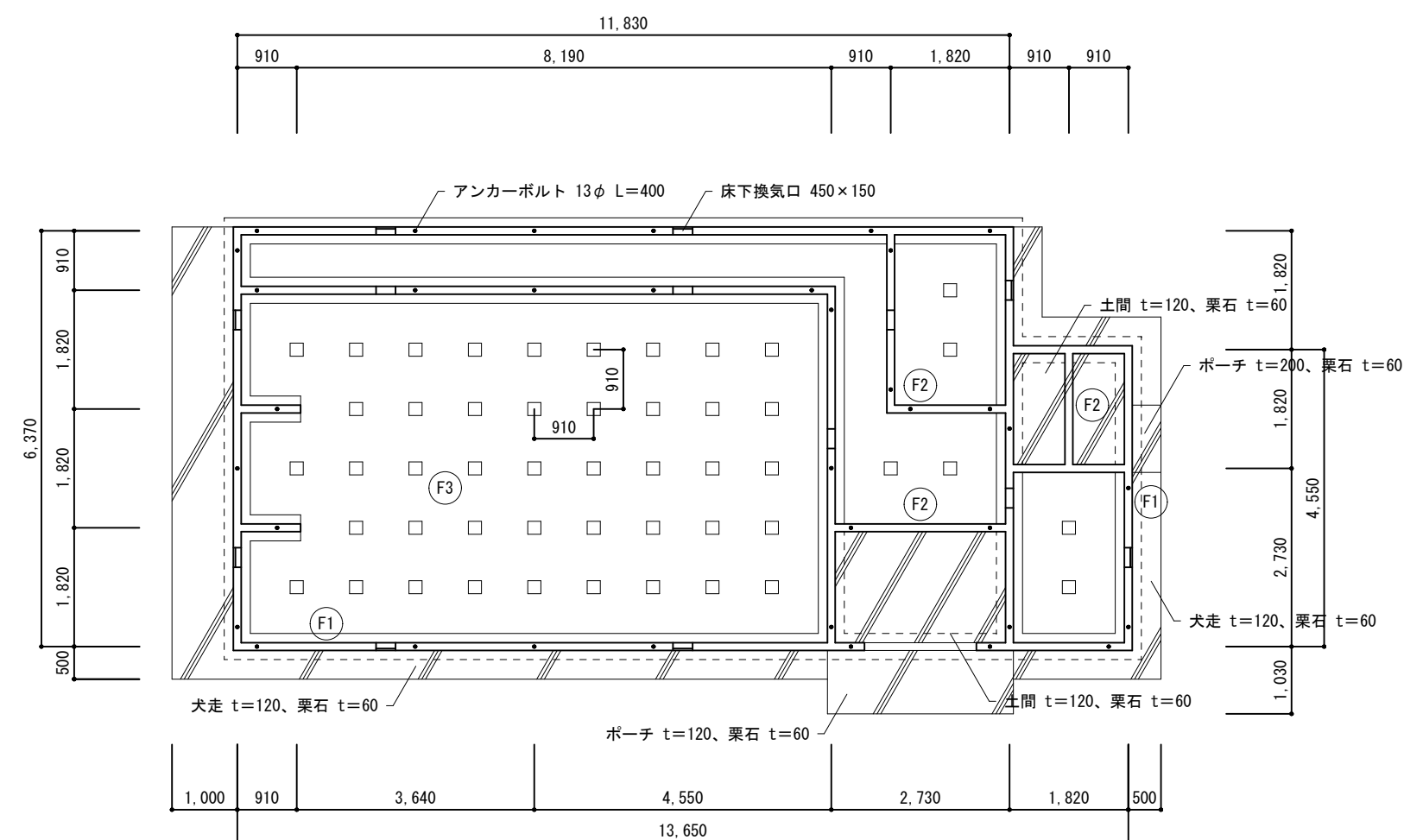
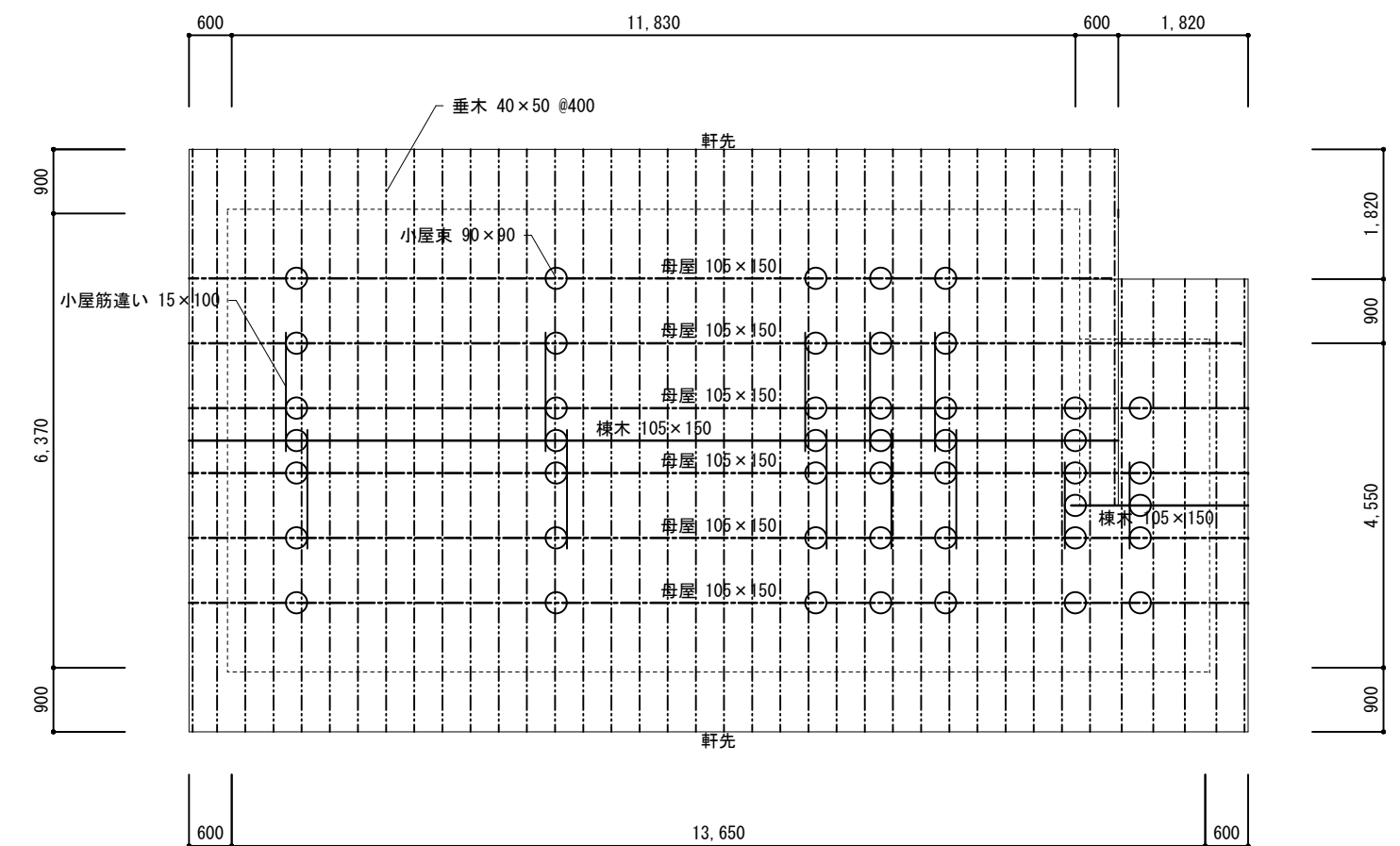
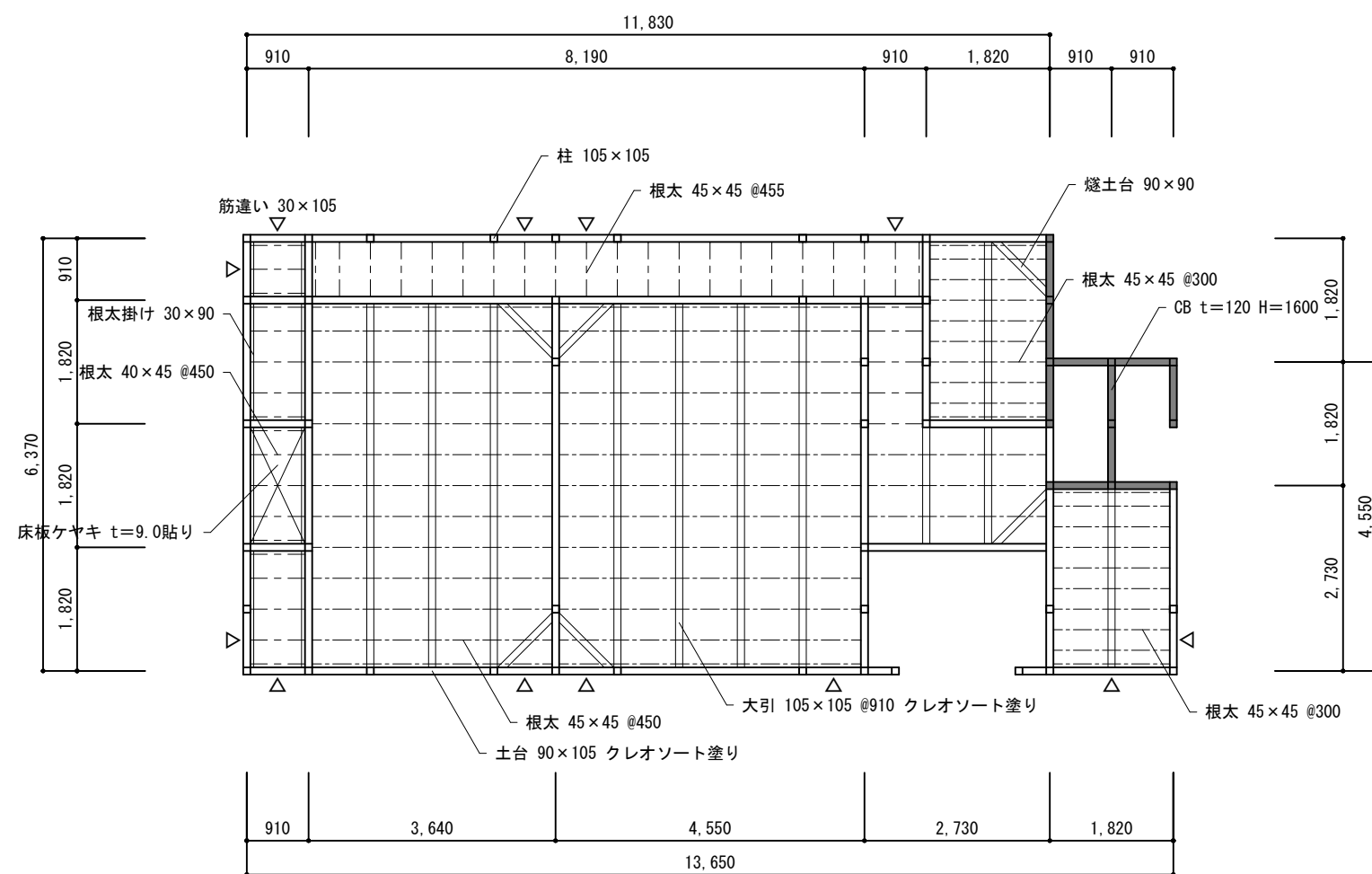
北立面図 S=1/100



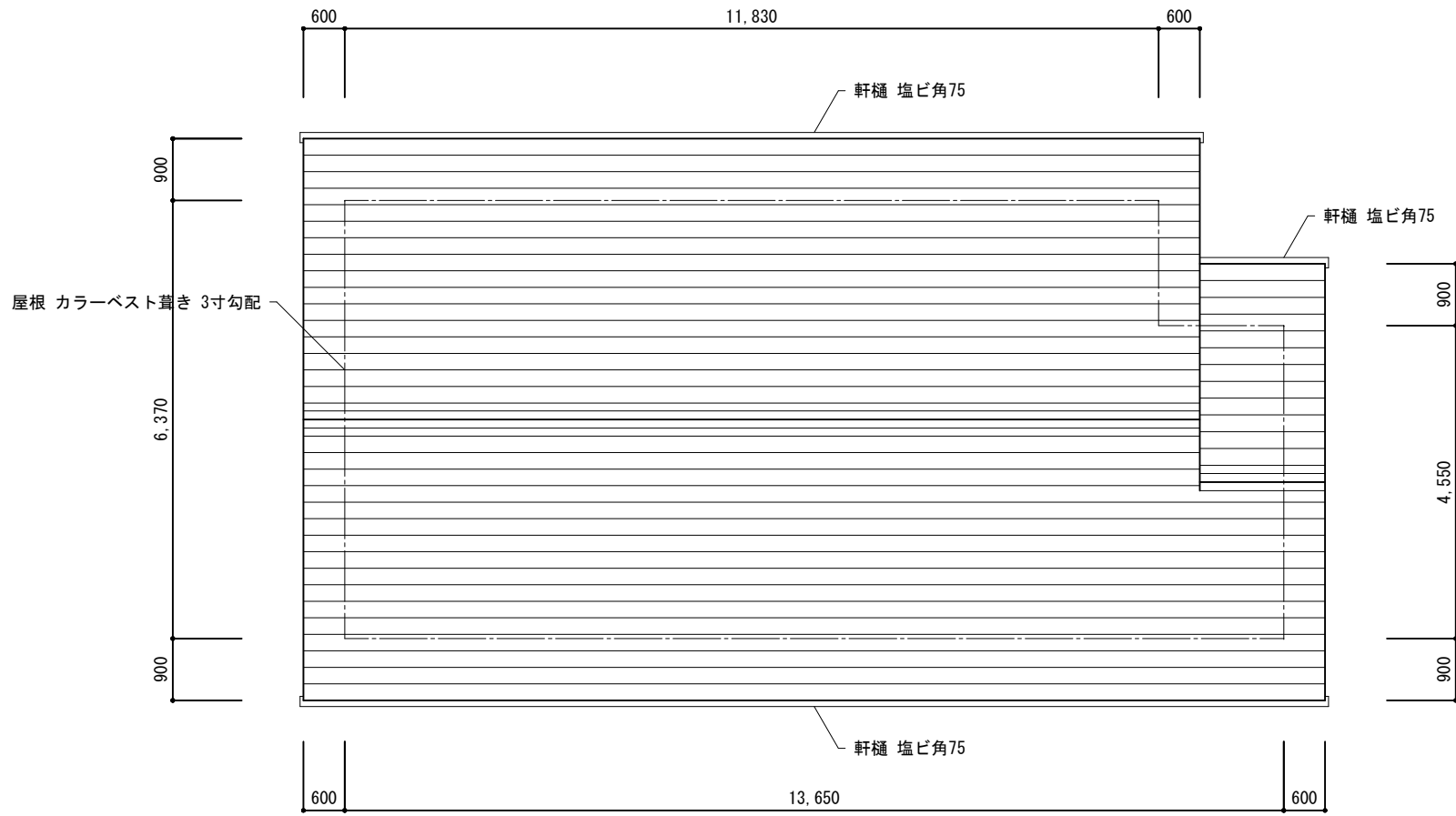
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 休憩室 断面図、立面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項 閉塞は、木枠 35×35組下地合板 t=12貼り			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治	奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL 0744-43-8459	図番 A-50 枚/内
	縮尺 1/100、1/50	変更 令和 年 月 日						



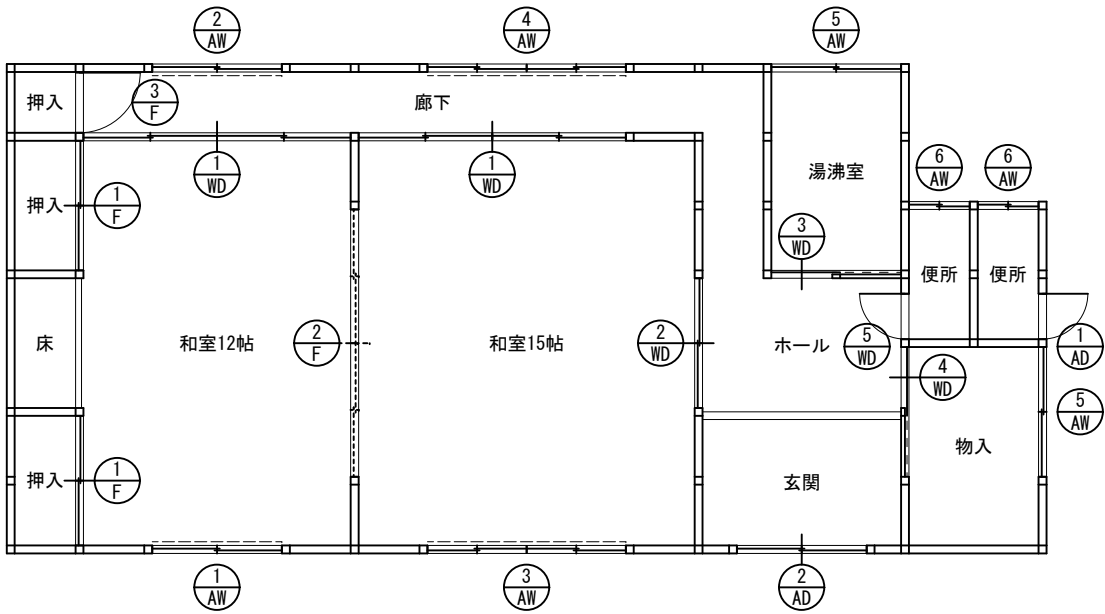
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 休憩室 矩計図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録（奈良）2017（め）392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル（桜井市役所前） 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A - 51
	縮尺 1/30	変更 令和 年 月 日	▲印は、アスベスト含有材を示す。					



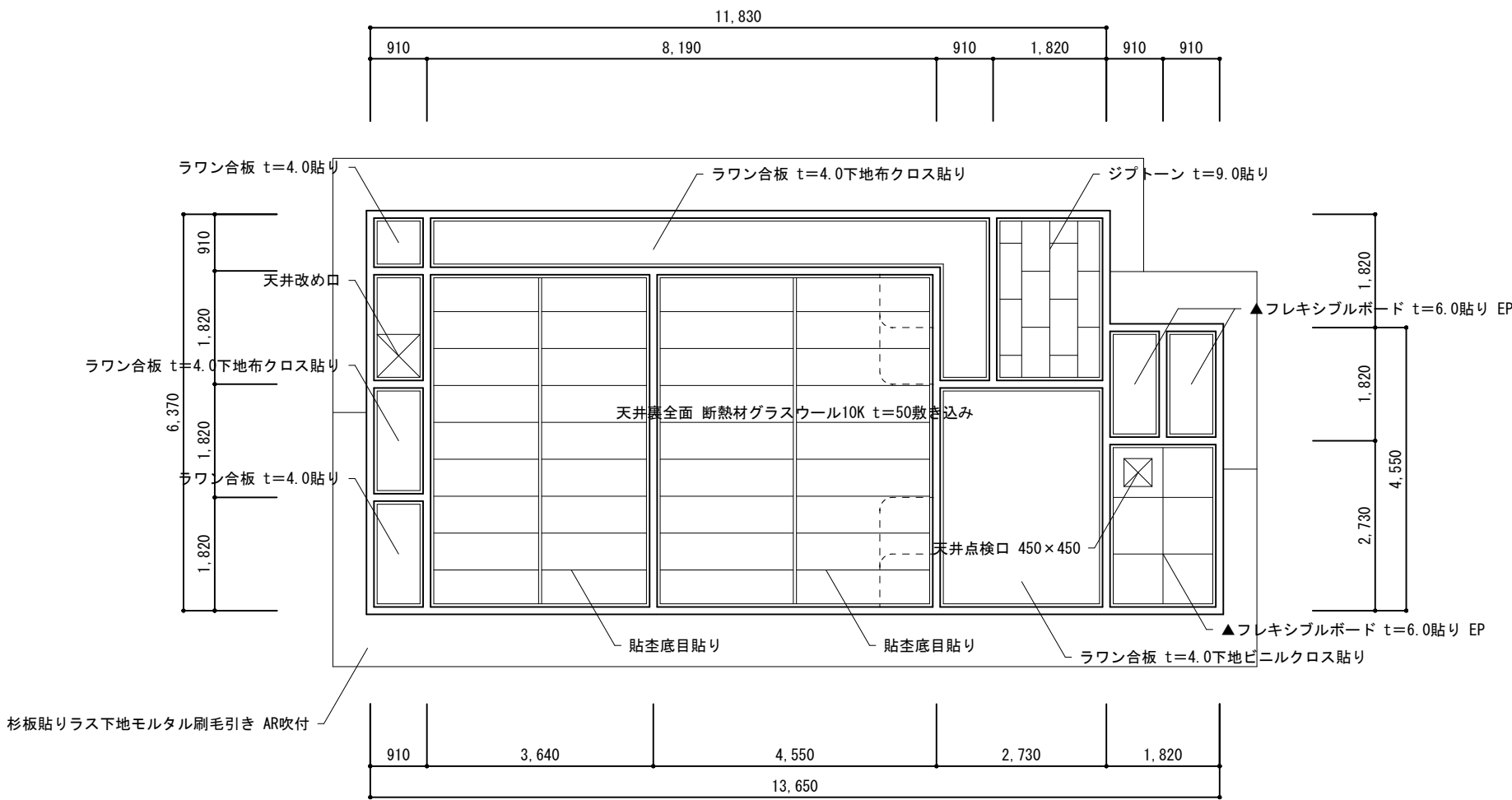
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 休憩室 各伏図 1	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所	図番 A-52
	縮尺 1/100、1/30	変更 令和 年 月 日	特記無き限り土間等は、9φ@200 びり共 シングル配筋とする。					



屋根伏図 S=1/100

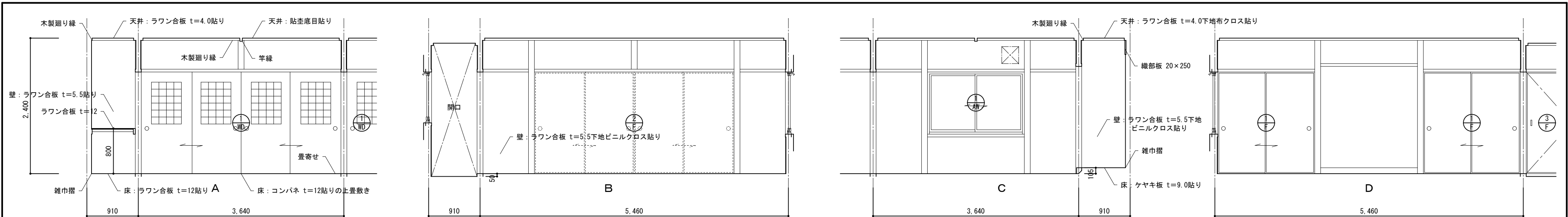


建具伏図 S=1/100

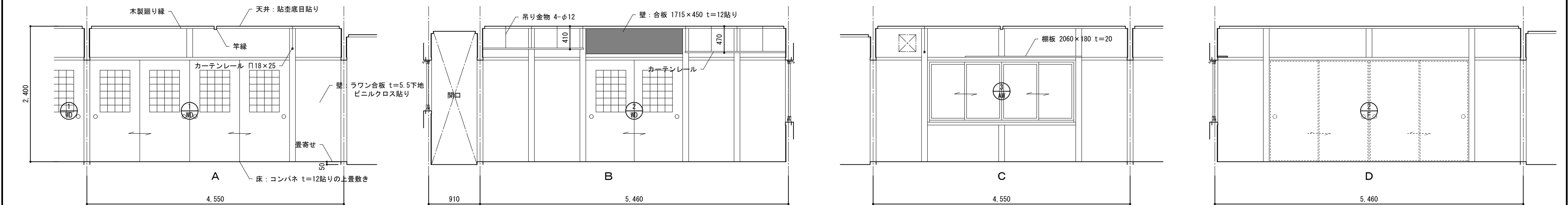


天井伏図 S=1/100

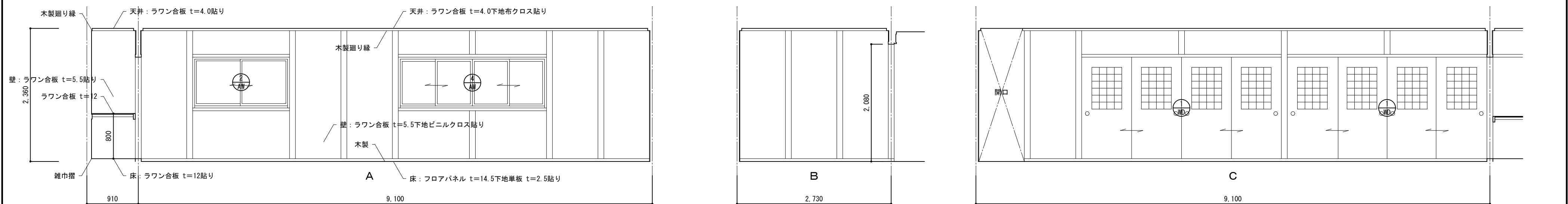
建 具 撤 去 リ ス ト						
記 号	名 称	建具寸法(W×H×t×枚)	ガラス寸法(W×H×t×枚)	数 量	材質仕上	ガラス/金物
AW-1	2枚引違い窓	1,690 × 1,060 × 60	800 × 930 × 3.0 × 2	1	アルミ製	透明/クレセント、網戸
AW-2	2枚引違い窓	1,690 × 900 × 60	800 × 780 × 3.0 × 2	1	同 上	同 上
AW-3	4枚引違い窓	2,590 × 1,060 × 60	600 × 930 × 3.0 × 4	1	同 上	同 上
AW-4	4枚引違い窓	2,590 × 900 × 60	600 × 780 × 3.0 × 4	1	同 上	同 上
AW-5	2枚引違い窓	1,640 × 560 × 60	780 × 490 × 4.0 × 2	2	同 上	型板/クレセント、網戸
AW-6	2枚引違い窓	750 × 580 × 60	320 × 490 × 4.0 × 2	2	同 上	同 上
AD-1	片開きドア	640 × 1,800 × 60	530 × 750 × 4.0 × 1	1	アルミ製/ガラスサッシ付	型板/円筒錠、戸当り
AD-2	2枚引違い戸	1,680 × 2,240 × 70	755 × 525 × 4.0 × 6	1	アルミ製	型板/シリンダー付カマ錠、
	ランマ		1,620 × 340 × 4.0 × 1			アルミ枠、下框ステンレス
WD-1	4枚引違い戸	900 × 1,800 × 30 × 4	550 × 760 × 3.0 × 4	2	シナベニヤ両面クロス貼り	スリ/平戸車、引手、敷居スベリ
WD-2	2枚引違い戸	880 × 1,800 × 30 × 2	550 × 760 × 3.0 × 2	1	同 上	同 上
WD-3	片引き戸	820 × 1,800 × 30 × 1	450 × 690 × 3.0 × 1	1	両面プリント合板	スリ/レール、戸車、引手
WD-4	片引き戸	840 × 1,800 × 30 × 1	—	1	同 上	レール、戸車、引手
WD-5	片開きドア	650 × 1,800 × 30 × 1	—	1	同 上	円筒錠、丁番、戸当り
F-1	2枚引違い襖	890 × 1,800 × 21 × 2	—	2	フスマ紙(新島ノ子)	引手、敷居スベリ
F-2	4枚引違い襖	890 × 1,800 × 21 × 4	—	1	同 上	同 上
F-3	片開き襖	800 × 1,800 × 21 × 1	—	1	同 上	引手、丁番



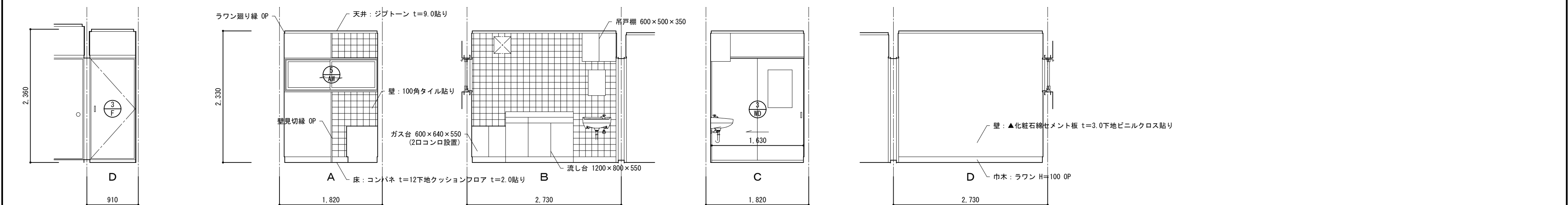
和室12帖



和室15帖



廊下

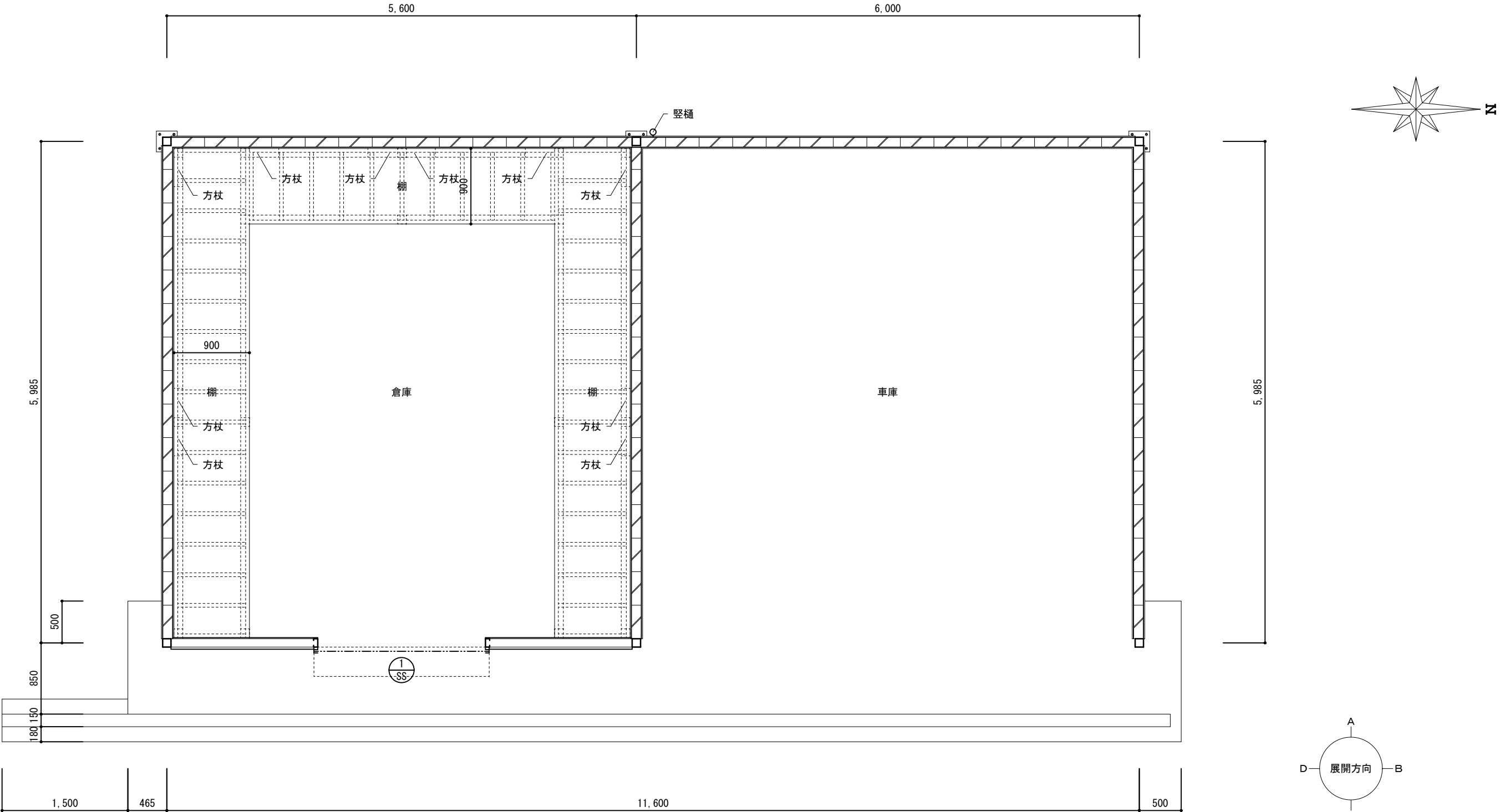


湯沸室

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 休憩室 展開図 1	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項 ▲印は、アスベスト含有材を示す。			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-54
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日					

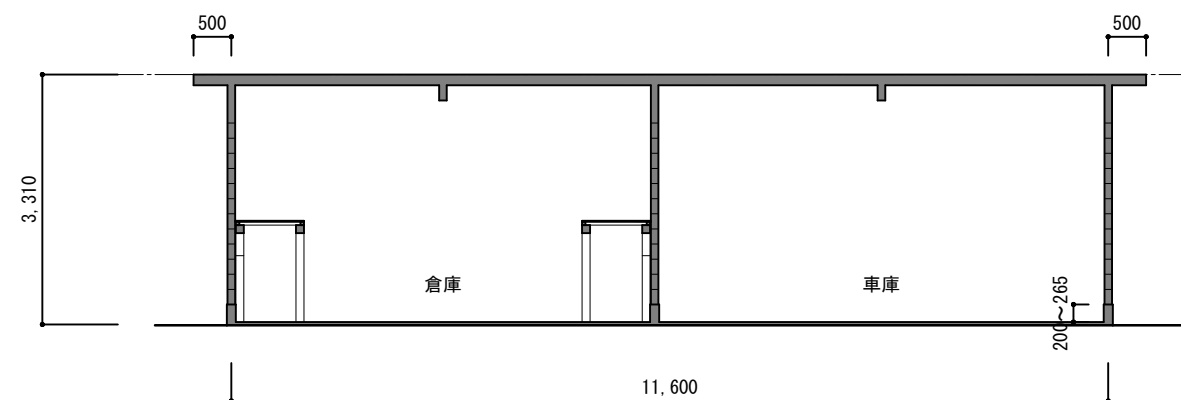
外 部 仕 上 表					
屋 根	鉄骨下地▲波形石綿スレート葺き 1寸勾配	外 壁	コンクリートブロック t=120積み リシン吹付、一部鉄骨下地金属系サイディング t=0.5貼り	樋	軒樋：塩ビ製 丸105、 縦樋：塩ビ製 75φ
軒 裏	波形石綿スレート裏現しのまま	巾 木	モルタル金コテ押え H=200～265	外部建具	SS-1 軽量シャッター 2.000×2.900 スチール製、スラット0.8、ハイロック錠、手掛けバー
				ポーチ・犬走	コンクリート直押え

内 部 仕 上 表									
階	室 名	床	巾 木	腰 壁	壁	天 井	廻 縁	C H	備 考
1	車 庫	コンクリート直押え、目地切り	モルタル金コテ押え	コンクリートブロック t=120積み リシン吹付	同 左	▲波形石綿スレート裏現しのまま	－	－	
	倉 庫	同 上	同 上	同 上、一部鉄骨下地ラワン合板 t=12貼り	同 左	同 上	－	－	木製棚

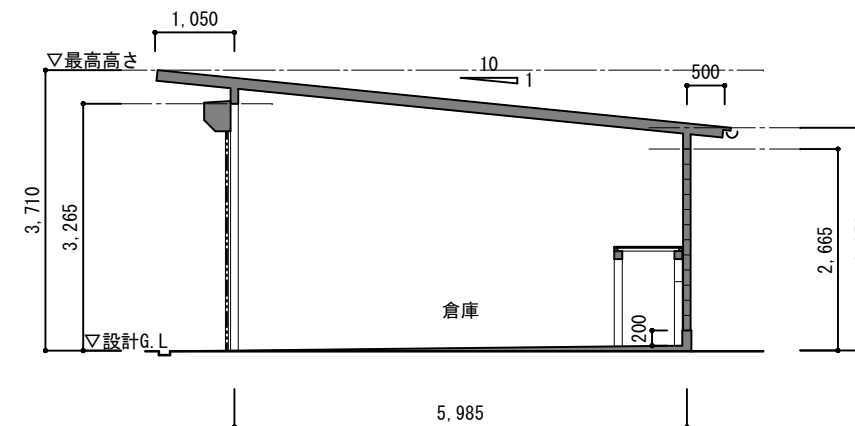


工事名称 旧給食センター解体工事	図名 車庫 仕上表、1階平面図 縮尺 1/50	設計 令和 2 年 1 2 月 日 変更 令和 年 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (第) 392号 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治	図番 A-56 枚/内
			▲印は、アスベスト含有材を示す。				

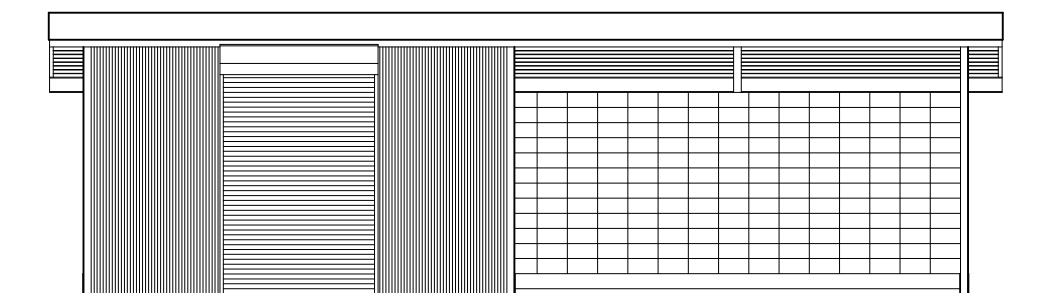
奈良県桜井市栗殿1029の5
吉本ビル(桜井市役所前)
TEL 0744-43-8459



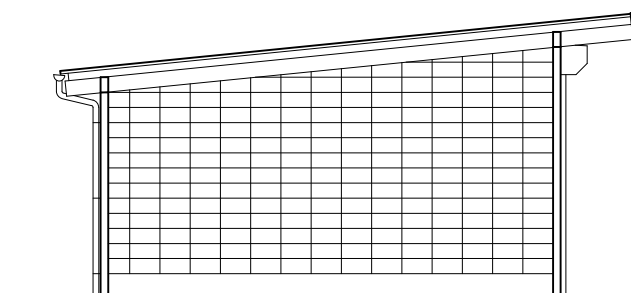
断面図 S=1/100



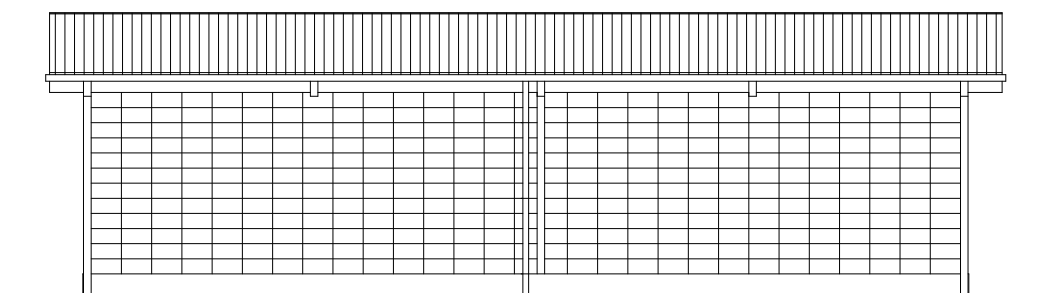
断面図 S=1/100



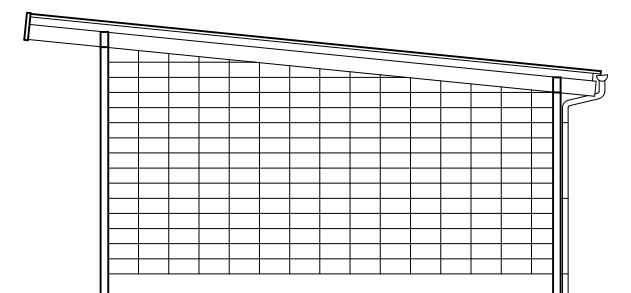
東立面図 S=1/100



南立面図 S=1/100

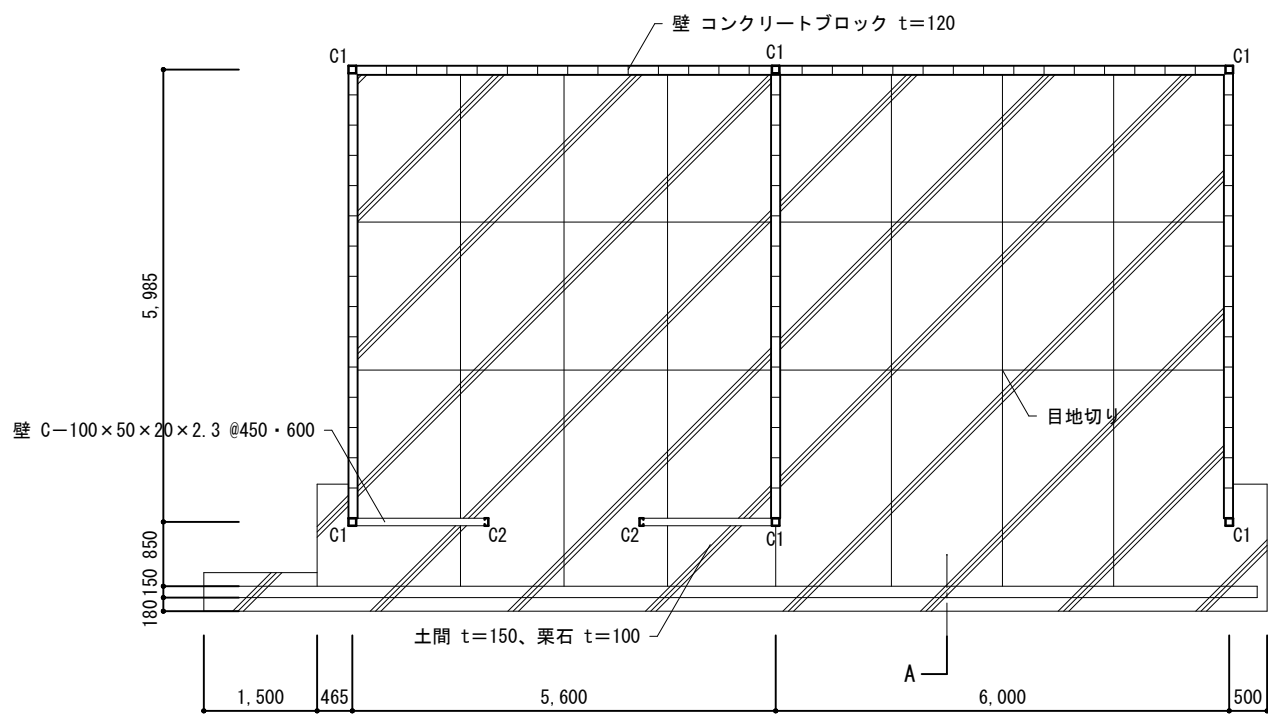


西立面図 S=1/100



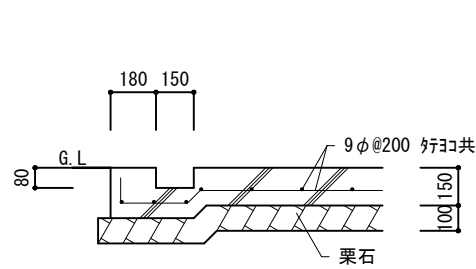
北立面図 S=1/100

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 車庫 断面図、立面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項						一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所			図番
	縮尺 1/100	変更 令和 年 月 日							1 級建築士事務所 登録（奈良）2017（ぬ）392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル（桜井市役所前） 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	A-57 枚/内		

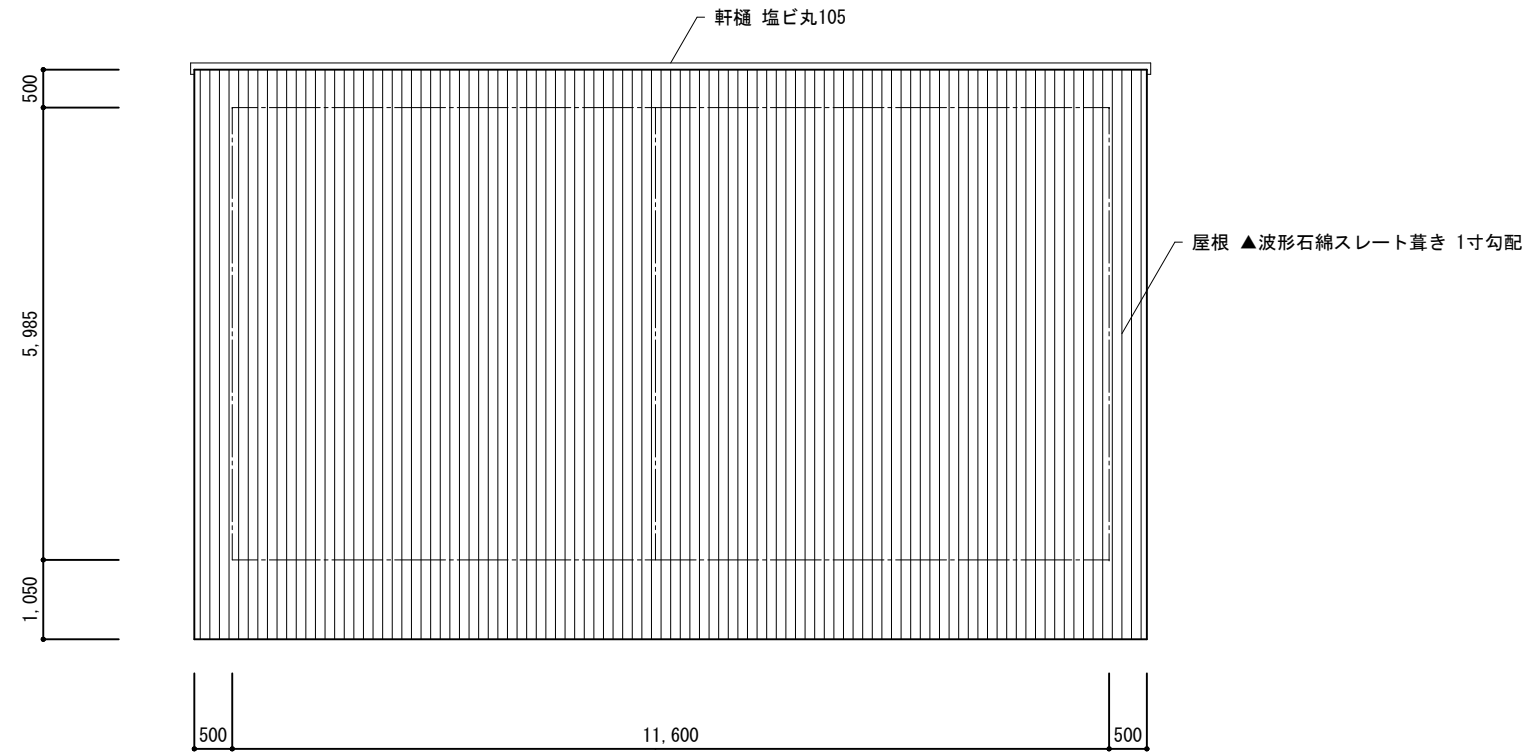


土間伏図 S=1/100

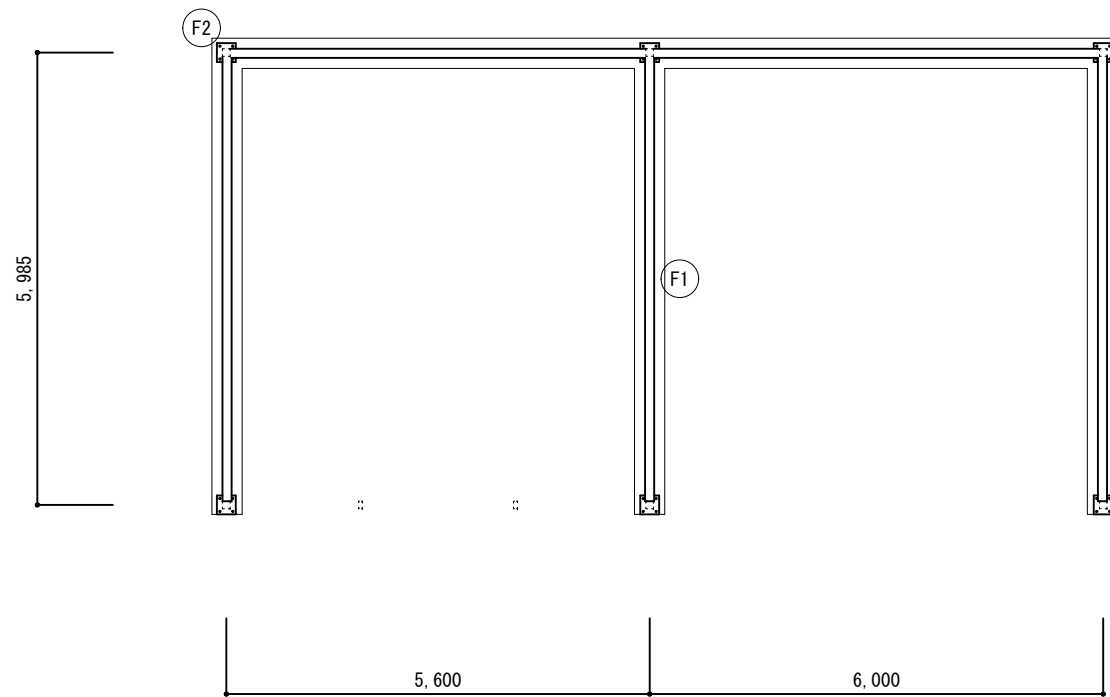
部材リスト	
記号	部材
C1	□-100×100×3.2
C2	C-100×50×20×2.3



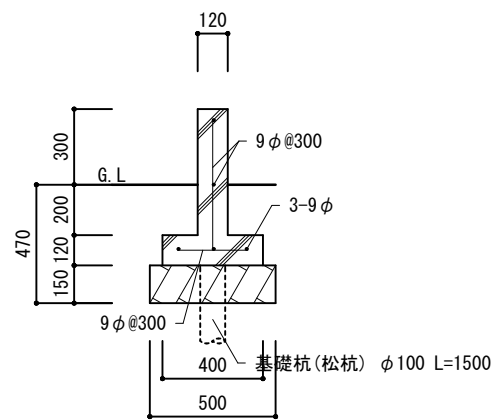
A断面詳細図 S=1/30



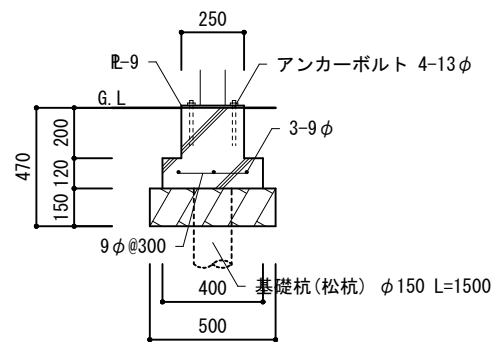
屋根伏図 S=1/100



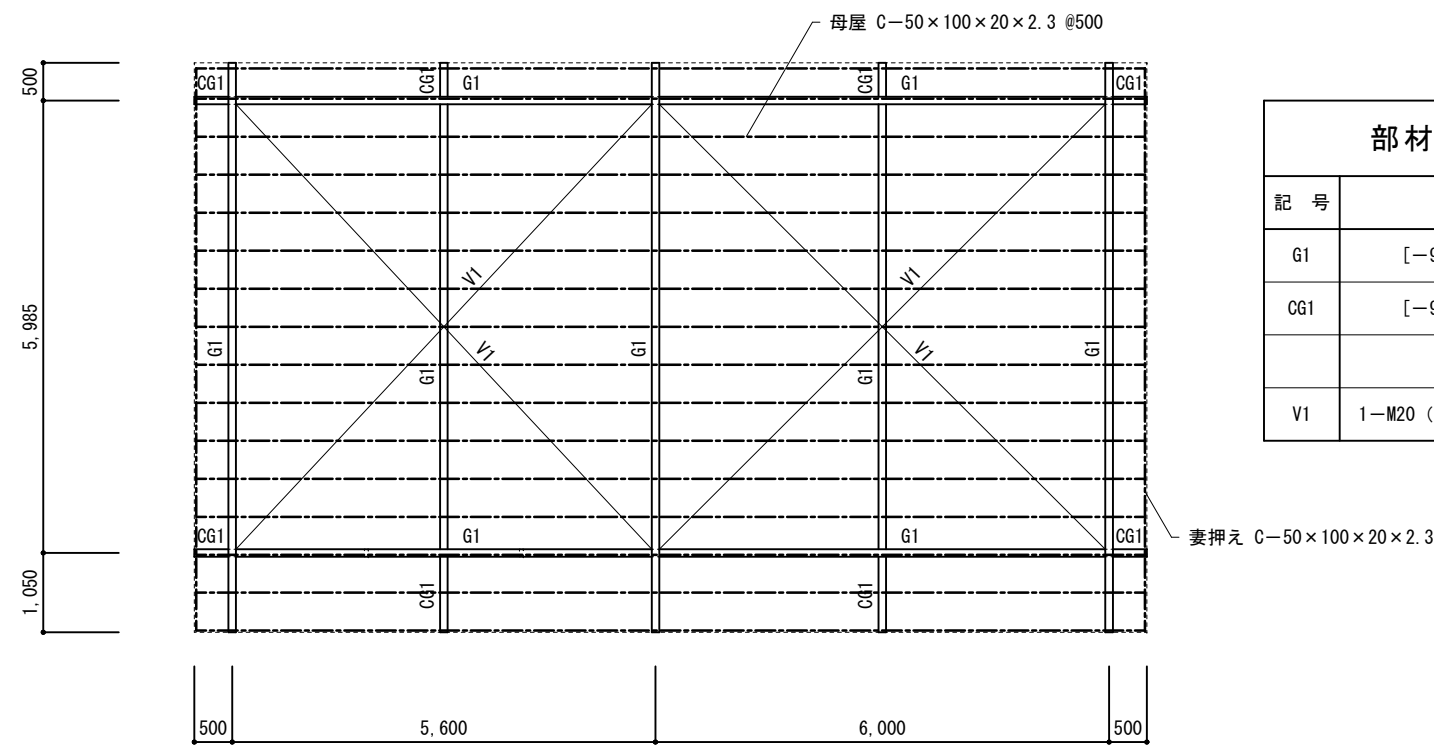
基礎伏図 S=1/100



F1



F2

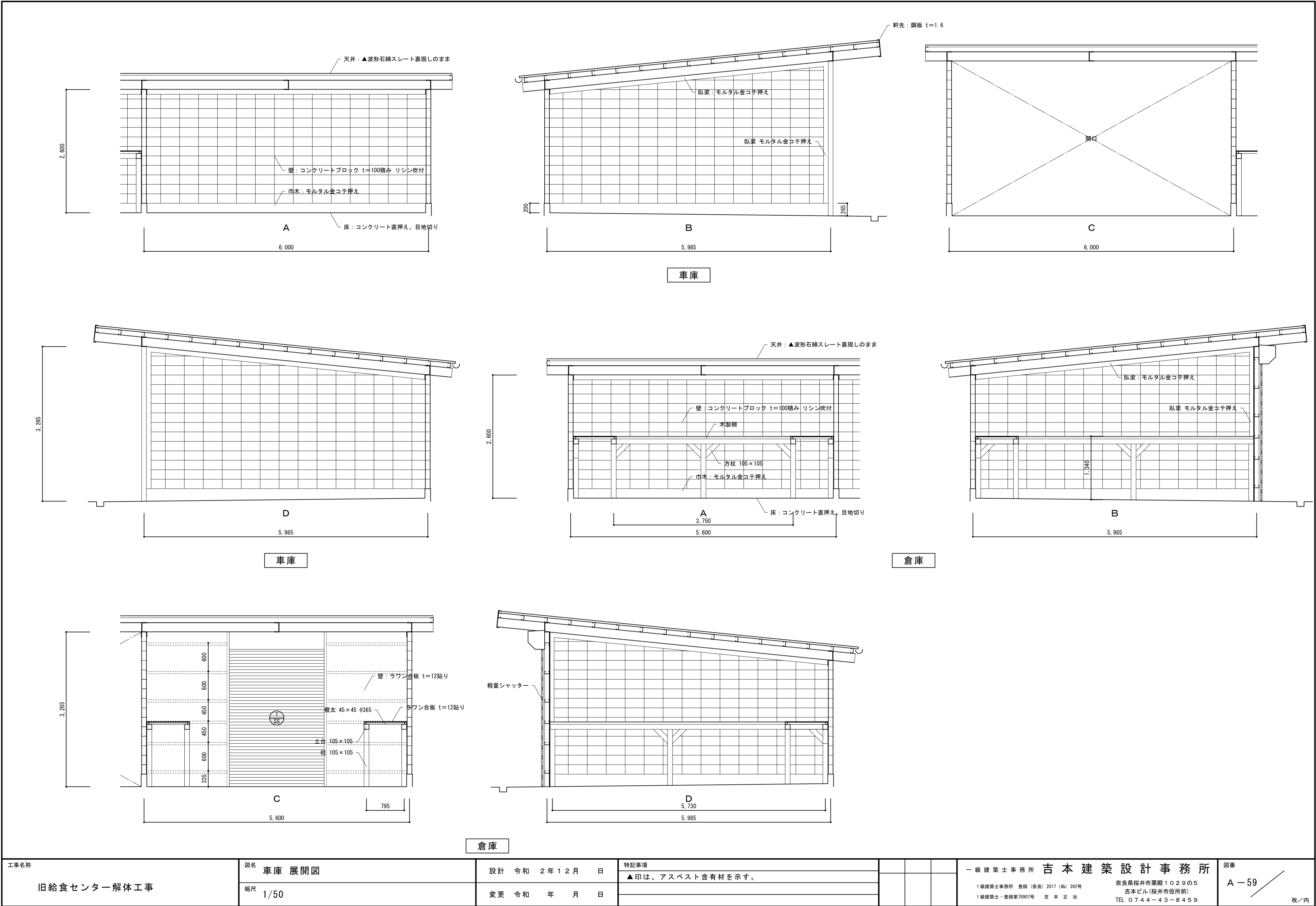


小屋伏図 S=1/100

部材リスト	
記号	部材
G1	[-90×200×8×13.5
OG1	[-90×200×8×13.5
V1	1-M20 (ターンバックル締め)

妻押え C-50×100×20×2.3

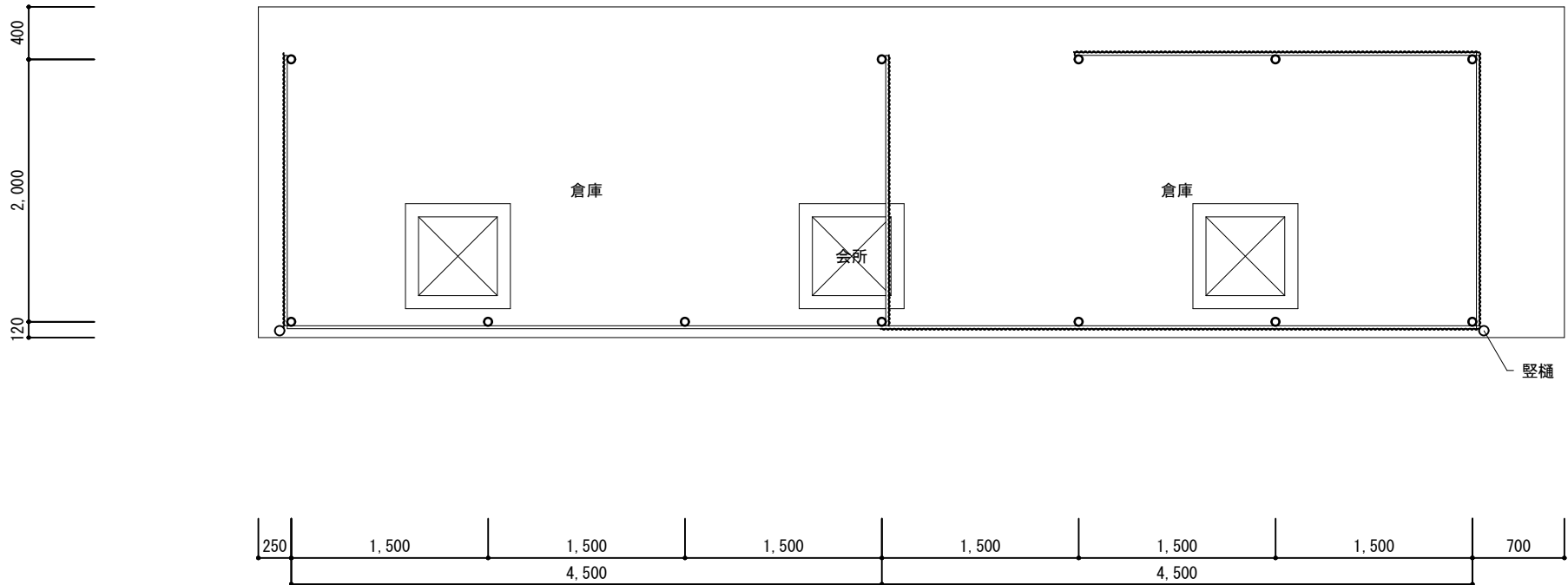
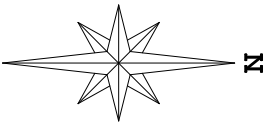
※基礎杭は、施工年度や杭径・杭長等から松杭と想定する。
φ150は6本、φ100は35本と判明したが、打込場所は不明。
基礎撤去時に現状を十分調査し、監督員と協議の上対応する事。



工事名称 旧給食センター解体工事	図名 車庫 展開図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所	図番 A-59 枚/内
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日	▲印は、アスベスト含有材を示す。				
			1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL 0744-43-8459				

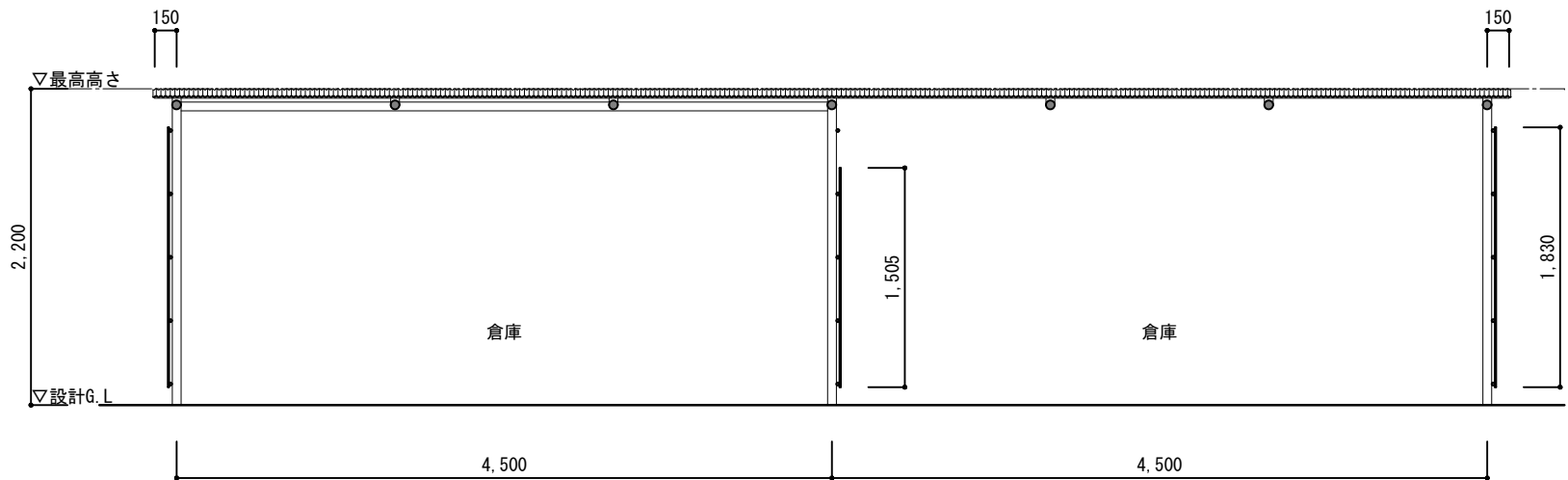
外 部 仕 上 表					
屋 根	軽量鉄骨下地ガラス繊維強化ポリエステル板 32波 t=0.8 フック止め 0.5寸勾配	外 壁	軽量鉄骨下地ガラス繊維強化ポリエステル板 32波 t=0.8 フック止め	樋	軒樋：塩ビ製 丸75、 縦樋：塩ビ製 75φ
軒 裏	ガラス繊維強化ポリエステル板裏現しのまま				

内 部 仕 上 表									
階	室 名	床	巾 木	腰 壁	壁	天 井	廻 縁	C H	備 考
1	倉 庫	コンクリート直押え	－	STK41 φ60.5×3.2、φ21.7×1.9 SOP塗り	同 左	同 左	－	－	

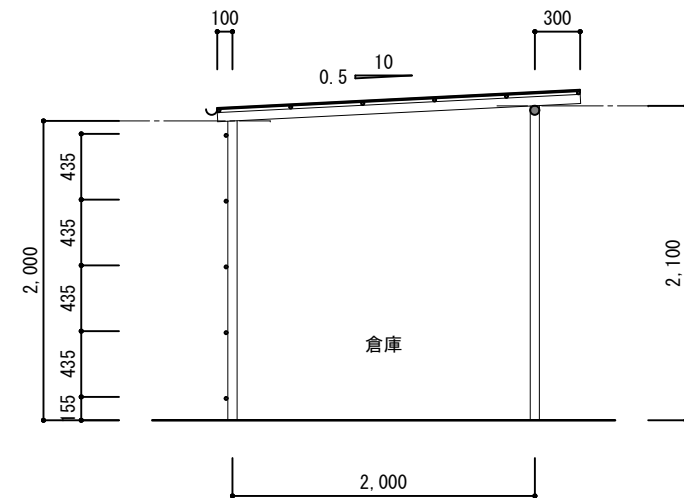


1 階平面図 S=1/50

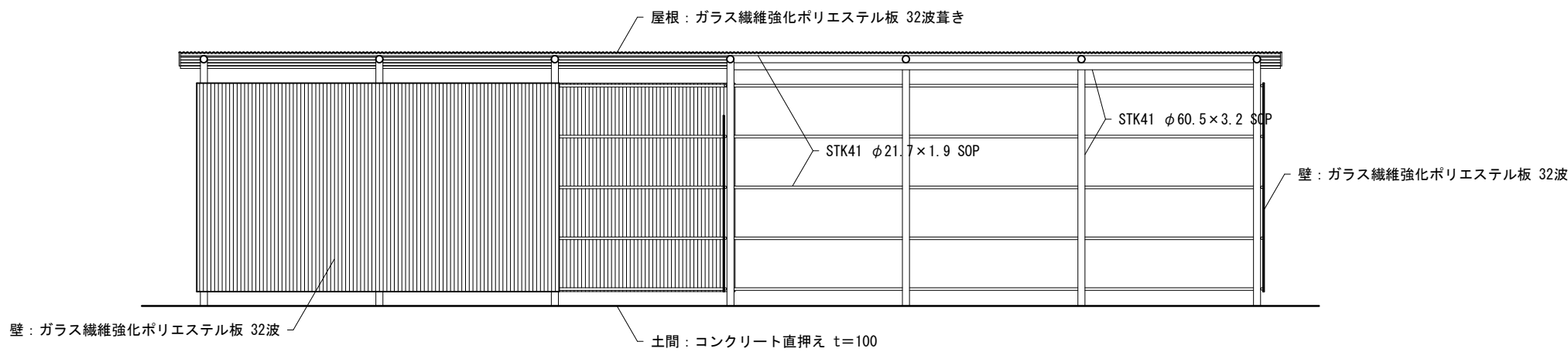
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 倉庫 仕上表、1 階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録（奈良）2017（第）392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル（桜井市役所前） 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 A-60 枚／内
	縮尺 1/50	変更 令和 年 月 日						



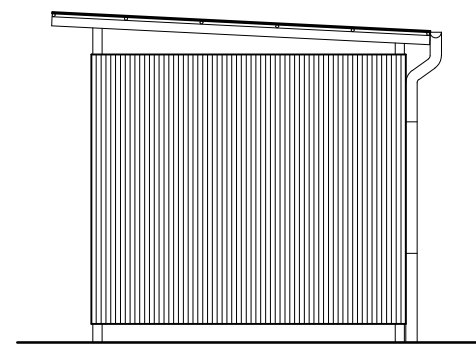
断面図 S=1/100



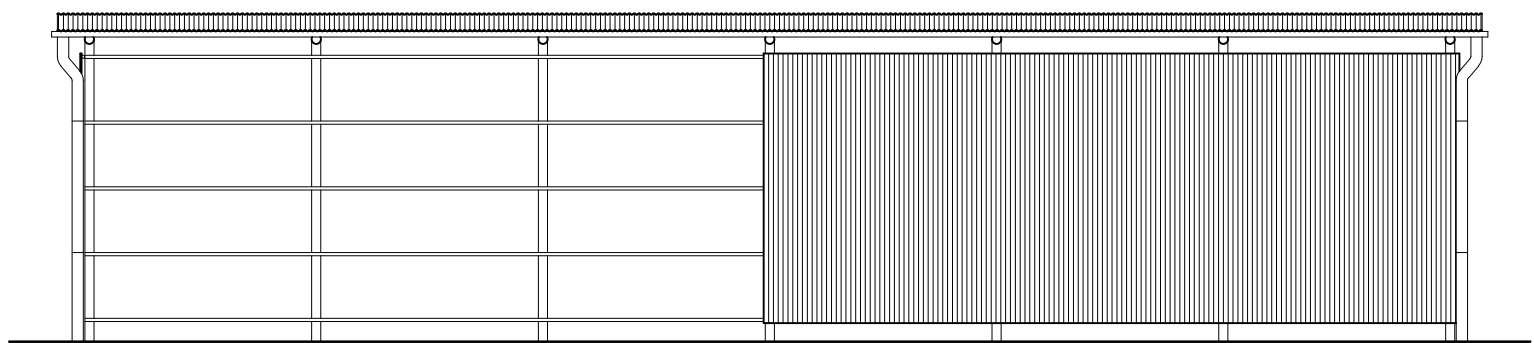
断面図 S=1/100



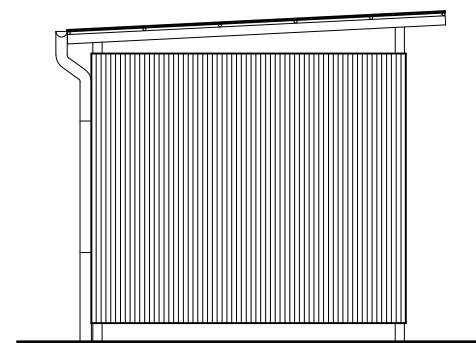
東立面図 S=1/100



南立面図 S=1/100

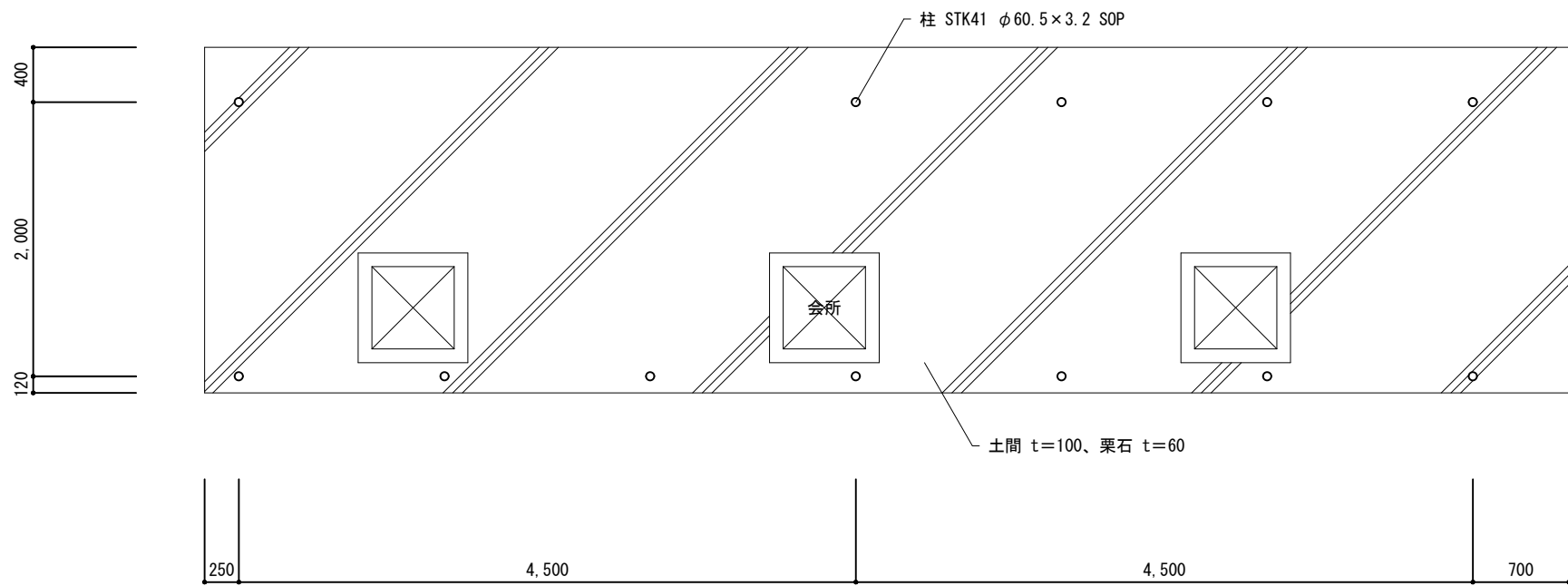


西立面図 S=1/100

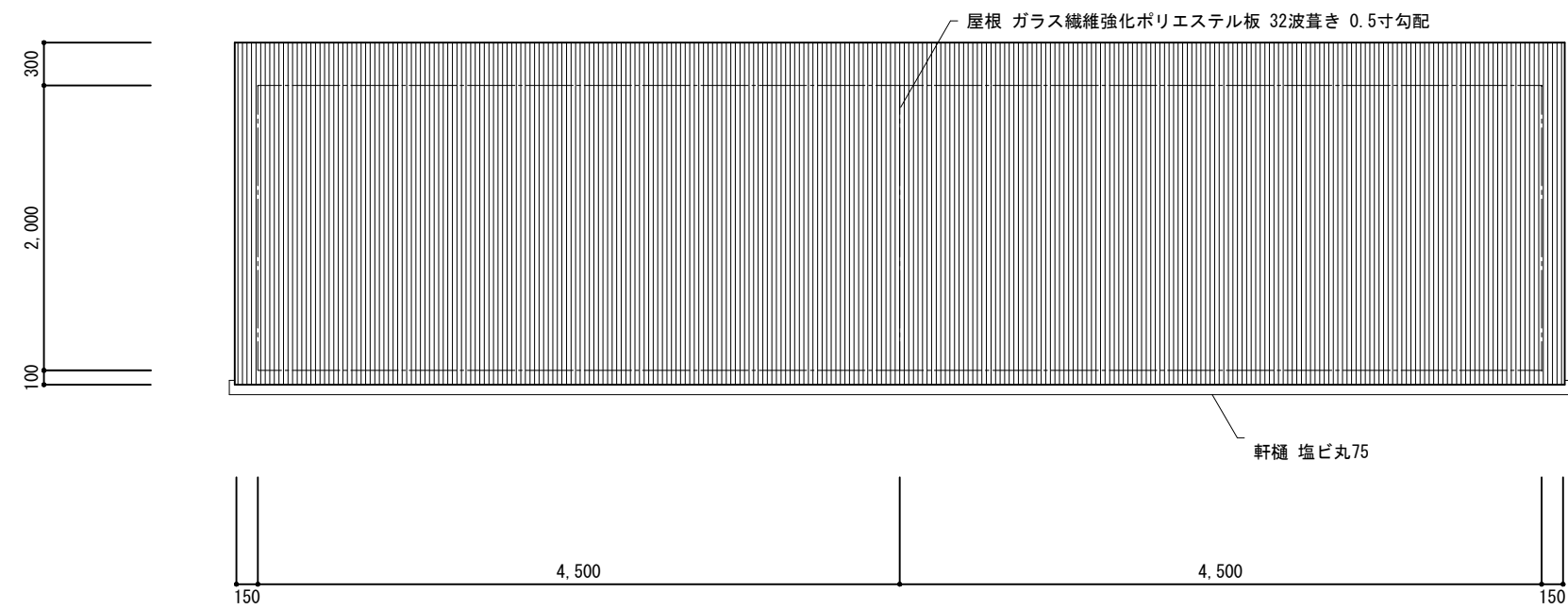


北立面図 S=1/100

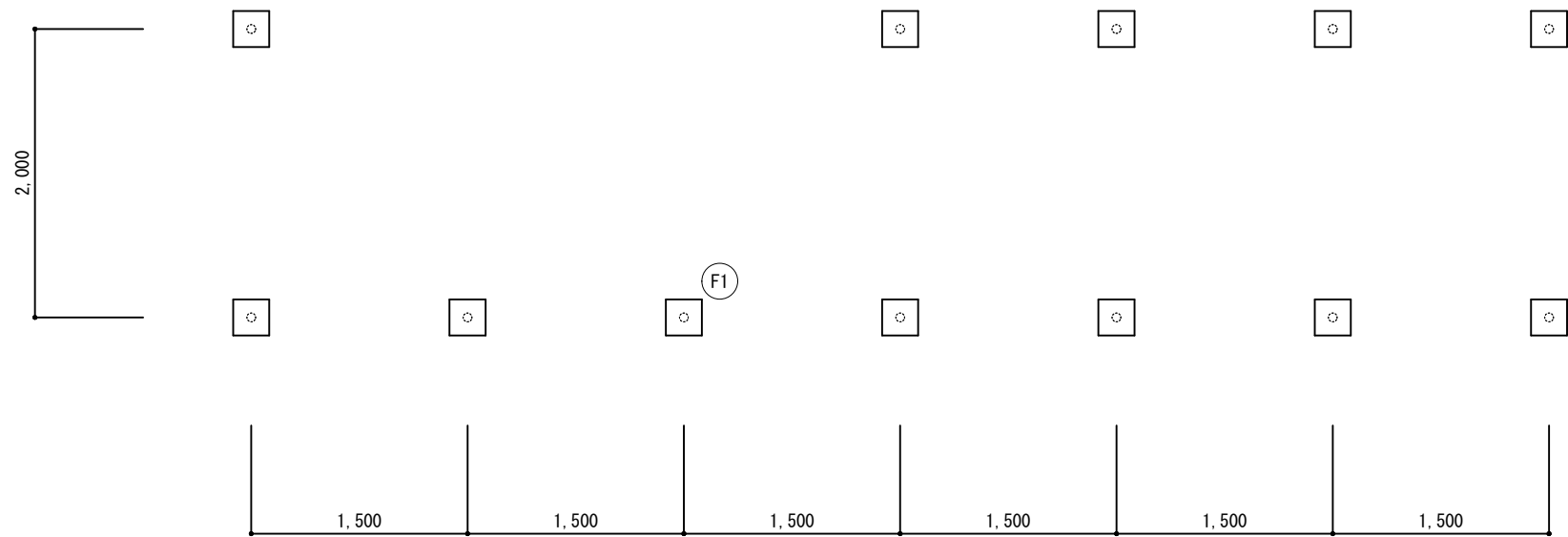
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 倉庫 断面図、立面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治	図番 A - 61 枚/内
	縮尺 1/100	変更 令和 年 月 日					



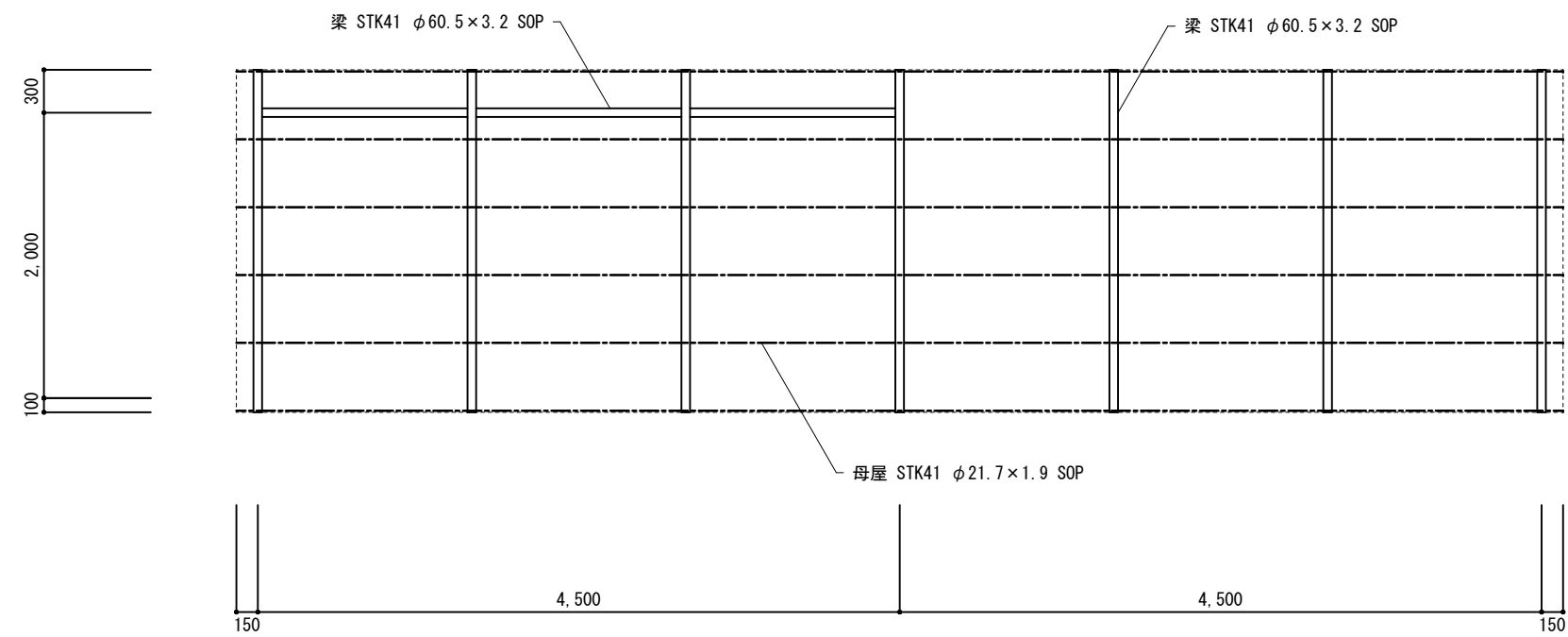
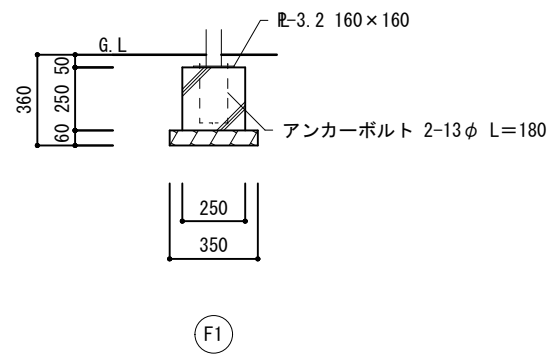
土間伏図 S=1/50



屋根伏図 S=1/50



基礎伏図 S=1/50



小屋伏図 S=1/50

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 倉庫 各伏図 縮尺 1/50、1/30	設計 令和 2 年 1 2 月 日 変更 令和 年 月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 1級建築士・登録第78907号 吉本正治 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL 0744-43-8459	図番 A-62 枚/内
			特記無き限り土間等は、9φ@200 5桁33共 シングル配筋とする。				

旧給食センター解体工事						電気設備工事特記仕様書					
I. 工事概要											
1. 工事場所						桜井市 大字河西 地内					
2. 建物概要											
建物名		構造	階数	延面積 (㎡)	消防法令 別表第一	耐震安全性の 分類					
給食センター(パントリー庫含)		RC造	地上階	1,284	15項	乙類					
休憩室		W造	地上階	83.64	15項	乙類					
車庫		S造	地上階	69.43	15項	乙類					

3. 工事項目											
●印を適用し、各一式とする。											
工事項目／機別及び屋外		給食セ	休憩室	車庫						屋外	
電 灯 設 備		○	○	○						○	
動 力 設 備		○	○	○						○	
電 熱 設 備		○	○	○						○	
電 気 保 護 設 備		○	○	○						○	
受 変 電 設 備		○	○	○						○	
電力貯蔵設備		○	○	○						○	
発電設備		○	○	○						○	
構内情報通信設備		○	○	○						○	
構内交換設備		○	○	○						○	
情報表示設備		○	○	○						○	
映像・音響設備		○	○	○						○	
拡 声 設 備		○	○	○						○	
誘導支援設備		○	○	○						○	
テレビ共同受信設備		○	○	○						○	
監視カメラ設備		○	○	○						○	
駐車場管制設備		○	○	○						○	
防火・入退室管理設備		○	○	○						○	
火災報知設備		○	○	○						○	
中央監視制御設備		○	○	○						○	
医療関係設備		○	○	○						○	
撤去工事		●	●	●						●	
構内配電経路		(外灯設備も含む)								○	
構内通信経路										○	
テレビ電波障害防除設備										○	

- II. 電気設備新築・改修工事仕様
1. 共通仕様
- 1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)以下「標準仕様書」という、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)以下「改修標準仕様書」という及び公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)以下「標準図」というによる。
- 2) 工事種目に機械設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
2. 特記仕様
- 1) 項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、※印を優先とする。
- 適用する。
- 2) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の編・章・節・項を示す。また、< >内表示番号は、改修標準仕様書の編・章・節・項を示す。
3. 電気工作物の種類
- ※印または●印を適用とし、※印を優先とする。
- ※契約電力500kW未満の自家用電気工作物
- 契約電力500kW以上の自家用電気工作物
- 一般用電気工作物
- 電気事業用電気工作物

章		項目	特記事項
一	般	※設計図書の優先順位	(1)質問回答書(以下(2)から(5)までに對するもの) (1.1.1.1)<1.1.1.1> (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)標準仕様書・改修標準仕様書 以上(1)から(5)の順番のとおりとする。 ただし、明示なき材料、仕上り等については、監督職員の指示による。
		※官公署その他への 届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集(奈良県土木マネジメント部)」の書式に従い、日程管理を行う。(1.1.1.3)<1.1.1.3>
		※工事実績情報の登録	適用する。(1.1.1.4)<1.1.1.4>
		○他工事との取合い	別記工事区分表による。
		※疑義に対する協議等	設計図面に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。(1.1.1.8)<1.1.1.8>
		○概成工期	現場説明時の現場説明事項による。(1.1.2.1)<1.1.2.1>
		※実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
		※施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。 (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 (3) (1)、(2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.1.2.2)<1.1.2.2>
		●電気保安技術者及び 工事用電力設備の 保安責任者	電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。(1.1.3.2)<1.1.3.2> 工事用電力設備の保安責任者として有資格者を定め、監督職員に報告する。(建1.1.3.4)
		○電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
二	事	※施工条件	現場説明時の現場説明事項による。(1.1.3.3)<1.1.3.3>
		※施工中の安全確保	常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、請負者の責任において直ちに誠意をもって対応する。(1.1.3.5)<1.1.3.5>
		※交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車道を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通安全員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。又、工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打合せのうえ、安全管理を行う。なお、交通安全員については、現場説明事項による。(1.1.3.6)<1.1.3.7>
		※災害時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。(1.1.3.7)<1.1.3.8>
		※施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の化学物等安全データシート(MSDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。(1.1.3.8)<1.1.3.9>
		●施工調査	工事の着手に先立ち、施工計画調査を行うと共に、次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。 ●施設管理者 ○当該施設の電気主任技術者 ●関係官公署(建築主事、消防署等) ●電気事業者 ●通信事業者 ○()<1.1.5.1><1.1.5.3>
		●地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等 建物内又は既設コンクリート内の既設・配管配線を含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験掘方法を監督職員と協議する。

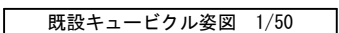
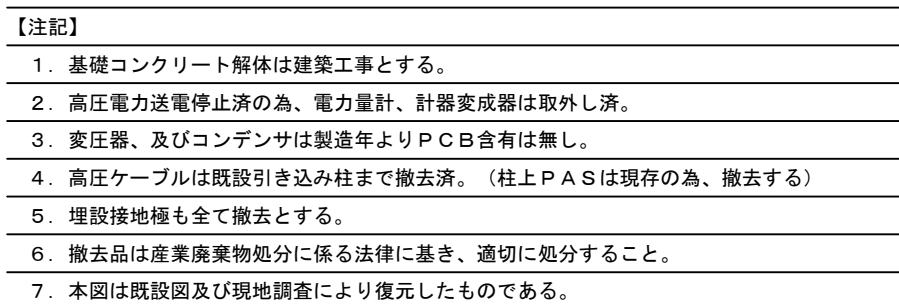
一	般	●発生材の処理等	○引き渡しを要するもの () ○現場において再利用を図るもの () ●再資源化を図るもの。 ●蛍光灯 ●LEDランプ ●小型二次電池 ○() ※再生資源利用(促進)計画(実施)書を提出する。 (建設副産物対策近畿地方連絡協議会編) ※産業廃棄物の処理 関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ※産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する。(D.E票の写し) ●特定家庭用機器再商品化法に該当するものは適法処理する。 ●ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形もしくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。) ○() (1.1.3.9)<1.1.9.1>
		○機材等	※別添(設備機材)に掲げる設備機材は(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの(ただし、評価の有効期限内のものに限る)を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編1.4.2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書等は除く)に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ※本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
		○機材の試験	機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。(1.1.4.5)<1.1.4.6>
		○色彩による表示	監督職員の指示による。(1.1.4.2)<1.1.4.2>
		○見本施工の実施	図示(図面番号) (1.1.5.3)<1.1.6.4>
		○化学物質の濃度測定	※実施する(○着工前 ※施工完了後 ○() (1.1.5.7)<1.1.6.8> 測定対象化学物質 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン 測定対象室及び測定箇所数 室名 箇所数 測定方法は監督職員の指示による
		○化学物質を放散させる 建築材料等の使用 制限	※本工事の建築内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上建築材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3)接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーサーブチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料 第三種 ①建築基準法第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認可を受けた材料
		○中間技術検査の実施	○県土木マネジメント部建築工事監督及び検査必携(奈良県土木マネジメント部)に定める中間検査による。(1.1.6.2)<1.1.10.2>
		●完成時の提出図書 (建築に準ずる)	※作成する(機器製作図含む) ※受注者において完成図を作成し、糊製本「」部提出する(原因共) 製本サイズ ○A1 ○A2 ○A3 ※完成図は、原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする ※完成図CADデータの提出 ※あり ※参考CADデータの貸与 ※あり ○なし ○安全に関する資料 ○建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な機器一覧表を提出する。 ※提出部数(※1部 ○1部) ●その他の引き渡し書類 保証書、施工図(制御システム図・機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。 ○既存完成図の修正(多年度継続工事の場合) ○既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。(1.1.7.1)(1.1.7.2)(1.1.7.3)<1.1.11.1><1.1.11.2><1.1.11.3>
		●工事写真・完成写真	※工事写真 「営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」による。 ○完成写真 ※工事写真に準じて作成する。 ○下表による。 分類・規格 撮影枚数 部数 原板の大きさ(mm) その他 ○カラーサービス版 ○6 ○9 ○12 ○24×36以上 ○カラーキャノン版 ○監督職員指示箇所 ○100×125以上 (ただし、上記写真は、アルバム製本とする。) ○完成写真として、全紙パネルを提出する。
二	共	○耐震施工	設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人国土交通省国土技術政策総合研究所・建築研究所監修)2014年版」による。なお設計用水平地震力は、次に示す設計用標準水平地震力、機器の重量を乗じたものとする。また、設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。 設計用標準水平地震度 ○特定の施設 重要 一般 重要 一般 設置場所 機器 水槽類 機器 機器 水槽類 機器 上層階、屋上及び塔屋 2.0(2.0) 2 1.5(2.0) 1.5(2.0) 1.5 1.0(1.5) 中間階 1.5(1.5) 1.5 1.0(1.5) 1.0(1.5) 1 0.6(1.0) 1階及び地下階 1.0(1.0) 1.5 0.6(1.0) 0.6(1.0) 1 0.4(0.6) 注、()内の数値は、防振支持の機器の場合に適用する。 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ○配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電装置 ○交換機 ○ ○電算用電源 ○中央監視装置 ○UPS装置 ○防火機器 上層階の定義は、次による。6階建以下の場合は最上階 7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 (2.2.1.13)(3.2.1.1)(4.3.1.1)(5.2.1.1)(5.2.2.1)(6.2.1.11)(2.2.1.14)<3.2.2.1><4.2.2.1><5.2.2.1><5.2.3.1><6.2.1.12>
		○あと施工アンカー	埋込み配管等の探査(○行わない ○金具探知機により行う) 性能確認試験 ○行う(図面番号) ※行わない <1.2.12.3> 確認強度 (一社)日本建築あと施工アンカー協会によるあと施工アンカー基準試験法による。 試験の箇所数 改修標準仕様書(建築工事編)による。 <1.2.12.3>

一	共	○はつり	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターとし、復旧はモルタル補修とする。梁貫通は不可。
		○風圧力の検討	建築基準法に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲は、それぞれの取付部分を含むものとする。 ○受電部システム及び引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信用アンテナ及びアンテナマスト ○ 風圧力に対する性能(建築基準法に定められた風速及び地表面粗度区分)風速(○30 ○32 ○34) 地表面粗度区分(○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ)
		○電線管	図面に合成樹脂性可とう管(以下PF管という)であっても、露出部分は鋼製電線管で施工する。なお、鋼製電線管を使用する場合は、電線の収容本数を考慮する。また、屋外露出(雨線内・雨線外共)部分で明示無き場合は、鋼製電線管とする。 配線室以外で露出配管の場合は、すべて化学処理(エッチングプライマー1種)の後、鋼合ペイント2回塗りとする。 ○ただし厚鋼電線管は溶融亜鉛めっき(亜鉛付着量300g/㎡以上)を施したのとし、塗装は不要とする。
		○ボックス	PF管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。
		○電線	図面に記載なきものはEM-IEとする。
		○電線本数、管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
		○呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
		○フラッシュプレート	※金属製(ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製
		○フロアプレート	水平高低調整式(空腔防止フリリング付、OAフロア部分を除く) ※砲金製 ○アルミ製
		○盤類塗装色	製造者の標準色とする。ただし、建築意匠見合いとなる部分については監督職員の指定色とする。(2.1.7.3)(2.1.12.3)(3.1.1.3)(4.2.1.3)(6.1.4.2)(7.1.2.3)
二	通	○寸法	盤その他機器類について図示した寸法は、約寸法とする。建築意匠見合いとなる部分については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
		○最上階の埋込配管	最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。
		○機器の取替及び改造	機器の取替及び改造を行った場合、取替日、請負者名、施工者名及び能力等を記した銘板を取付ける。
		○再使用機器	取外した上再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定のうち取付ける。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして、十分に清掃を行うこと。
		○圧着端子	丸型とする。
		○盤類仕様	○分電盤 ○実験盤 ○開閉器箱 ○制御盤 ○非接地電源用分電盤 ○製造者標準品とする場合は別図による。(図面番号) ○盤名称・回路名称を彫刻した樹脂製の銘板で表示する。 ○盤内配線は原則としてエコ電線とする。<消防法上はHIV> ○キャビネットはステンレス製とする。 ○JIS C 0920に對する保護等級の試験を行う。 ○積算計器(※無検定 ○検定付 別図による。(図面番号)) ○工事番号・工事名称・施工年月・受注者・施工者(受注者と同一でない場合)を銘板等で表示する。
		○地中埋設標	※要 埋設票箇所数()箇所 ○不要
		○標識シート	全ての地中管路に標識シート(2倍長)を設ける。(2.2.12.4)<2.2.14.4> 地面(舗装がある場合は舗装下面)と埋設管天端との間に敷設すること
		○砂利地床	※再生砕石 ○
		○屋外形手元開閉器箱	※SUS製 ○溶融亜鉛めっき ○鋼板製 ○ 塗装○不要 ○要 ○製造者標準品とする場合は別図による。(図面番号) ○盤名称・回路名称を彫刻した樹脂製の銘板で表示する。 ○盤内配線は原則としてエコ電線とする。<消防法上はHIV> ○キャビネットはステンレス製とする。 ○JIS C 0920に對する保護等級の試験を行う。 ○積算計器(※無検定 ○検定付 別図による。(図面番号)) ○工事番号・工事名称・施工年月・受注者・施工者(受注者と同一でない場合)を銘板等で表示する。
三	事	○屋外形 フルボックス等	屋外形のフルボックス及び屋外に使用する配管支持金物等の材料は、SUS製又は溶融亜鉛めっき(JIS H 8641に規定するHDZ35相当)とする。 なお、蓋用のネジは屋内外とも六角アプセットボルト(+)とする。
		○コンセントプレート	コンセントプレートの指定箇所に回路名称(回路番号)を付す。
		○バスダクト	エキスパンションダクトは別図による。(図面番号) (2.2.9.2)<2.2.10.2>
		○環境に配慮した電線 (EMケーブル)	以下のケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 OEM-UTP JIS X 5150に準じ絶縁材にJCS規格によるEMケーブルの耐熱性架橋ポリエチレンを用いたものとする。 OEM-MEES JCS3271(MVVS)に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたものとする。 OFP、FP-C、HP シースにJCS規格によるEMケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたものとする。 ビニル電線、ビニルシースケーブル等を使用する旨の記載があるものは、EMケーブルの規格を含むものとする。EMケーブルの電線色別は、原則として「標準仕様書」による。
		○設備機能上の協議	図面において機能上疑義を生じた場合は、検討した後、監督職員と協議する。
		○天井点検口等	天井点検口の裏側に用途名称を付す。また、大型フルボックスの見やすい部分に、用途名称を付す。
		●土工事	●地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、 ※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。 ○山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。 ●残土処分 ※構外搬出適切処理 ○構内指示の場所に敷きならし (1.2.2.1)<1.2.3.1>
		○地中埋設管の埋戻し	○コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。
		○コクリート工事	図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。 設計基準強度 ※18N/mm2以上 スランプ ※18cm以下 ○
		○電線接続	屋外でケーブル相互の接続または端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す(2.2.1.1)<2.2.1.2>

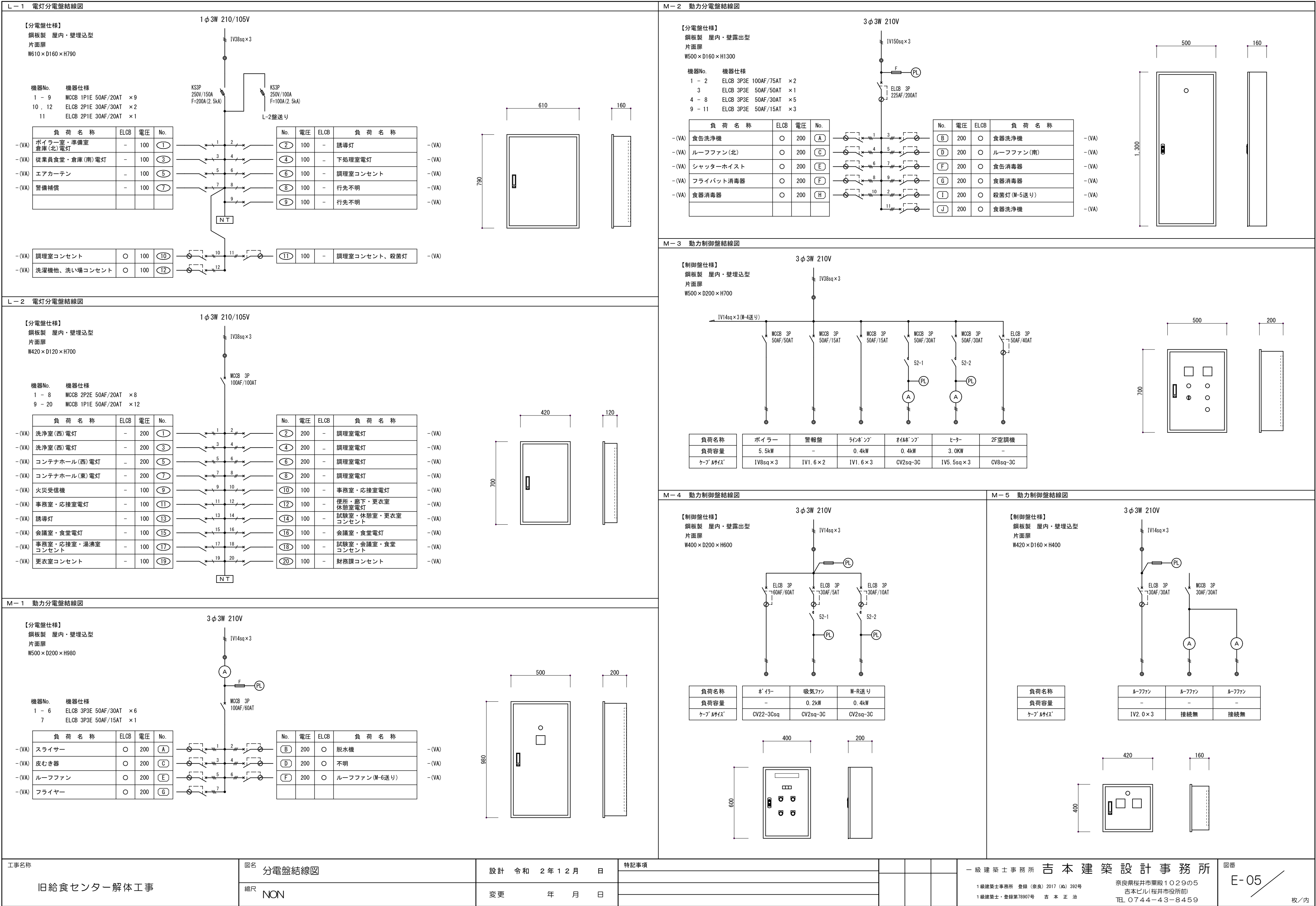
仮設	○監督職員事務所 (総合会議室を含む)	(1.2.1.1)<1.2.2.7> ※本工事(規模※10㎡程度 ○20㎡程度 ○30㎡程度 ○65㎡程度 ○100㎡程度) 仕上りの程度 部 位 仕 様 床 ※合板張り又はビニル床シート張り ○ 内壁・天井 ※合板張り又は石膏ボード張り+塗装 ○ 屋 根 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り+塗装 ○	
	○監督職員事務所の 備品等	備品の種類 机・椅子 書棚 黒板又は ホワイトボード 掛時計 数 量 組 台 個 個 備品の種類 ゴム長靴 雨がっぱ 安全帯 懐中電灯 数 量 足 着 個 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 加入電話機 湯沸器 数 量 人用 台 台 台 備品の種類 掃除具 パソコン 周辺機器 ヘルメット 数 量 個 台 個 その他事務所として通常必要な備品を揃えること (1.2.1.1)<1.2.2.7>	
	●足場、さん橋類	※関係者が設置したものは無償で使用できる。 (1.2.1.1)<1.2.2.2> ●本工事で設置する。 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」 (厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等」に 関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」 に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、 解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により 行うこと。	
工事	●工事用仮設物	構内につくることが ※できる ○できない	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付	
	○LED照明器具の規格	LED照明器具の定格消費電力等の規定が標準図とJILで異なる場合、JILの規定を	
	○照明制御装置	適用する。 調光下限値、感知時間等システム設定は監督職員の指示による。 (2.1.6.2) ○センサー設定器を 個附属すること。 (2.1.6.3) ○人の通り抜けと滞在を識別して制御を行う。 ○調光器(図面番号) ○照明制御監視装置は次の機能を有する。(図面番号)	
	○防水試験	防漏及び防湿型の照明器具は防水試験を行う。 (2.1.19.1)	
	○照度測定	照度測定を行う。 (2.2.18.2)<2.2.20.2> 測定結果はJIS Z 9110およびJIS Z 9127の推奨照度の照度範囲内であることを 確認する。	
	○傾斜天井	※傾斜天井対応の器具を使用する。 ○別途工事により対応する。	
	○非常用照明	○電源内蔵形 ○電源別置形 LED照明器具を用いる非常用照明は、床面において水平面照度で2lx以上を確保	
	○フロアコンセント	○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○○フロア用	
	○予備配管	分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(E25)を 1本、5個以上の場合(E25)を2本天井内まで立ち上げる。	
○スイッチ	大角ネーム付とする。換気扇用スイッチは確認表示付とする。 ○ワイドスイッチ		
動力	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付	
	○制御盤	単位ユニットの電流計はコンデンサよりも負荷側に接続する。 自動運動回路は、試験運転にした場合運動しないものとする。	
	○監視方法	○警報盤による代表監視 ○中央監視制御装置による監視	
	○インターロック	火災報知設備の受信機、運動制御器及びガス漏れ火災警報受信機と連動して空 調機を停止させる。	
	○制御盤の散水試験	散水試験を行う。試験個数○全数 ○全体の()%	
電熱設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付	
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付	
	○適用JIS	※JIS A 4201-2003 ○JIS A 4201-1997	
	○雷保護	○外部雷保護 ○内部雷保護 ※C種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm以上とする (2.2.13.9)	
	○保護レベル	○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ	
雷保護設備	○接地	○A型接地極 ○B型接地極 ○構造体利用接地極 (大地抵抗率測定用接地補助棒を構造体下部に設ける。) (2.2.13.2)<2.2.17.4>	
	○鋼製突針支持管	○一段目の長さは ※4000mm以上 ○ mm以上	
	○鉄骨及び鉄筋との 接続	※圧着、ねじ締め、ボルト締め ○溶接 (2.2.17.3)	

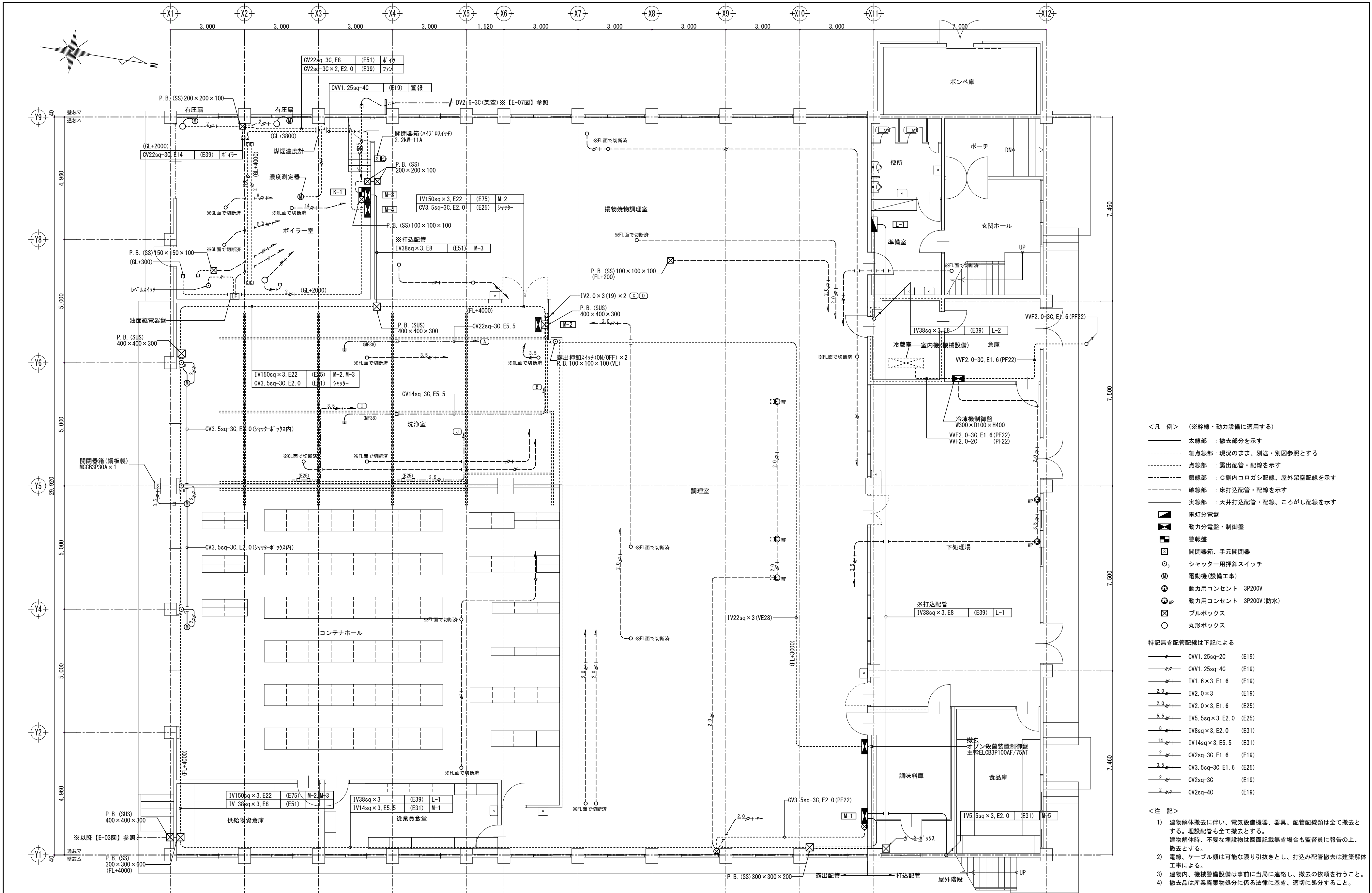
受電設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○受電電圧	※高圧受電(6.6kV) ○特別高圧受電(150kV)
	○配電盤形式	○P F ・S形 (変圧器容量300kVA未満) ○C B形
	○認定キュービクル	消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。
	○設備容量	○変圧器総容量 kVA ○高圧電動機総容量 kW
変圧器	○変圧器	※「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること ※油入 ○モールド ○ガス入 ○防振ゴム付 ○ダイヤル温度計付 ○移動車輪付
	○進相コンデンサ	○高圧側設置 ○低圧側設置 ○A P F C (自動力率調整器) ※設ける ○設けない
	○直列リアクトル	※0% ○13%
電	○基礎	※別途工事 ○本工事 ○既設
	○接地の共用	A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。
	○盤内換気扇	公称羽根径は300mmφ(鋼製)とし、電源100Vは配電盤内より供給する。 サーモスタート(30℃～40℃可変形とし、(※35℃ ○℃)にセット)及び切替スイッチ(自動・手動・断)を設ける。 ○屋内用配電盤の場合、外部換気扇連動(※端子 ○スイッチ)を設ける。
設備	○盤内ヒータ	盤内ヒータ及び同用スイッチを設ける
	○付属品等	予備限流ヒューズを収納ケースに入れ、盤内に収納する。
	○その他	○配電盤内部照明はLED照明器具とし、盤前後の扉ごとに設ける。 ○低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板組込形で埋込形とする。 ○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ○低圧配電盤に内部点検空間を設ける。 ○主遮断装置、変圧器、低圧主回路導体にそれぞれヒートラベルを貼付する。 ○接地線用の銅帯母線を設け、接地線の取出しが一ヶ所に集中するのを避ける。 ○接地抵抗値を測定用端子を測定しやすい位置に設ける。 ○キャビネットはステンレス製とする。 ○据え付け用架台は溶融亜鉛めっきとする。 ○キュービクルの内部から回路名称がわかるように表示する。 ○屋外キュービクルのネットフェンス ※本工事 ○別途工事 ○内部の点検用スペースは三方をアクリル板で囲む。 ○停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち合わせることを。
電力貯蔵設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事種類	○直流電源装置 ○交流無停電電源装置(UPS)
	○その他	直流電源装置の過放電防止保護装置(直流不足電圧継電器)の設定電圧は90Vとする。
発電設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事種類	○ディーゼル発電装置 ○ガスタービン発電装置 ○ガスタービン発電装置 ○マイクロヒューズ発電装置 ○燃料電池発電装置 ○熱併供給発電装置(コージェネレーション装置) ○太陽光発電装置 ○低圧用SPDの性能 ※標準仕様書による ○(図面番号) (5.1.7.4) ○風力発電装置 ○小出力発電装置
	○用途	○非常用発電設備 ○常用発電設備(※系統連機型 ○独立型)
設備	○騒音低減性能	○超低騒音型 ○低騒音型 ○通常型
	○基礎	※別途工事 ○本工事 ○既設
	○主燃料槽等	○磁わい式液面検出装置 ○液面指示計器は磁わい式とする。(5.1.1.6)
構造内情報設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○UTM	機能は別図による(図面番号) (6.1.5.6)
構内交換設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○形式	○ボタン電話装置 ○交換装置
	○フロアコンセント	○外部固定形 ○内部固定形 ○回転形または上下動形
情報設備表示	○保安器用接地工事	※本工事 ○別途工事
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事種類	○マルチサイン装置 ○出退表示設備 ○時刻表示設備 ○時刻同期装置
映像設備音響	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事種類	○非常放送設備 ○一般放送設備 ○
拡声設備	○放送設備の兼用	非常放送設備を一般放送設備と兼用する。
	○増幅器	○自動放送はアッテネータを経由した回路とする。
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事種類	○非常放送設備 ○一般放送設備 ○
	○増幅器	○自動放送はアッテネータを経由した回路とする。

誘導支援設備	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○工事種類	○音声誘導装置 (6.1.10.2) ○インターホン (6.1.10.3) ○トイレ等呼出装置 (6.1.10.7) ○通話機能 (6.1.10.8) ○受付呼出装置 (6.1.10.4) 親機には、子機カメラ角度調整機能付とする。
	○テレビインターホン	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
テレビ共同受信設備	○工事範囲	○UHF(全帯域用) ○BS・110° GS ○CS (6.1.11.3)
	○アンテナ	○壁面取付形 ○自立形 (6.1.11.3) ※溶融亜鉛めっき ○ステンレス
	○アンテナmast	○壁面取付形 ○自立形 (6.1.11.3) ※溶融亜鉛めっき ○ステンレス
監視カメラ設備	○電界強度等	電界強度及び電界は、最上階が打上がったときに、アンテナ取付け予定位置、またその周辺で測定する。(測定チャンネルは別図による(図面番号)) その測定記録を監督職員に速やかに提出すること。(6.2.19.3)<6.2.21.3>
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)
	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取り外し再取付
	○カラーモニタ	解像度は別図による(図面番号) (6.1.13.3)
監視カメラ設備	○時刻同期装置	設置する (6.1.13.5)

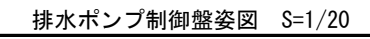
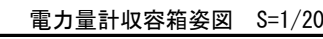
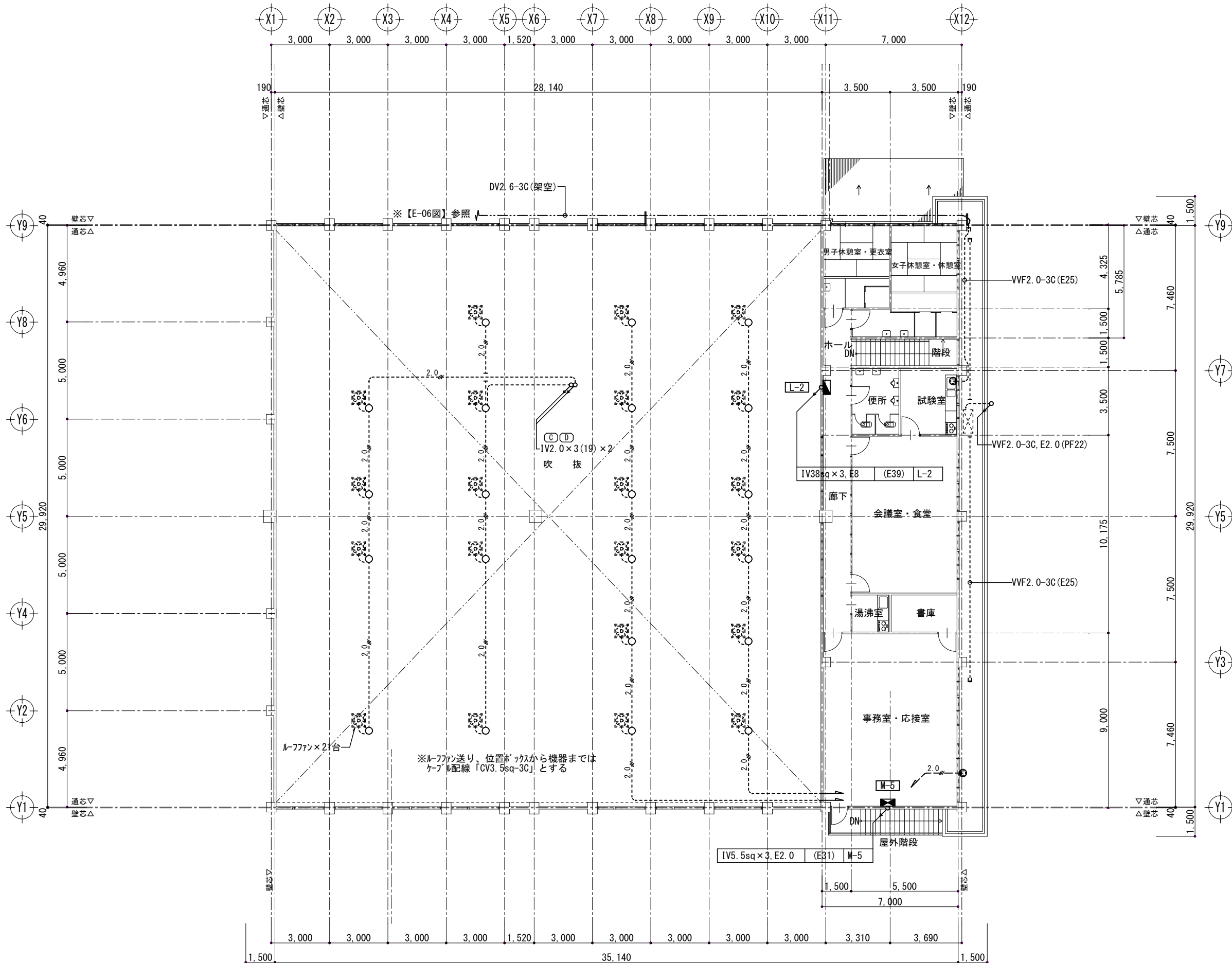


凡 例	
PAS	----- 高圧気中開閉器
VCT	----- 計器用変成器
VT	----- 計器用変圧器
CT	----- 計器用変流器
ZCT	----- 零相変流器
ZPD	----- 零相電圧変成器
WH	----- 電力量計
A	----- 電 流 計
W	----- 電 力 計
V	----- 電 圧 計
VS	----- 電圧計切替スイッチ
AS	----- 電流計切替スイッチ
LBS	----- 高圧負荷開閉器
PC	----- 高圧カットアウト
DS	----- 断 路 器
F	----- ヒューズ
PF	----- 電力ヒューズ
T	----- 変 圧 器
SC	----- 進相コンデンサ
SR	----- 直列リアクトル
DCC	----- 放電コイル
LA	----- 避 雷 器
HGR	----- 高圧地絡継電器
LGR	----- 低圧地絡継電器
UVR	----- 不足電圧継電器
OCR	----- 過電流継電器
TC	----- トリップコイル
CTT	----- 試験用電流端子
VTT	----- 試験用電圧端子



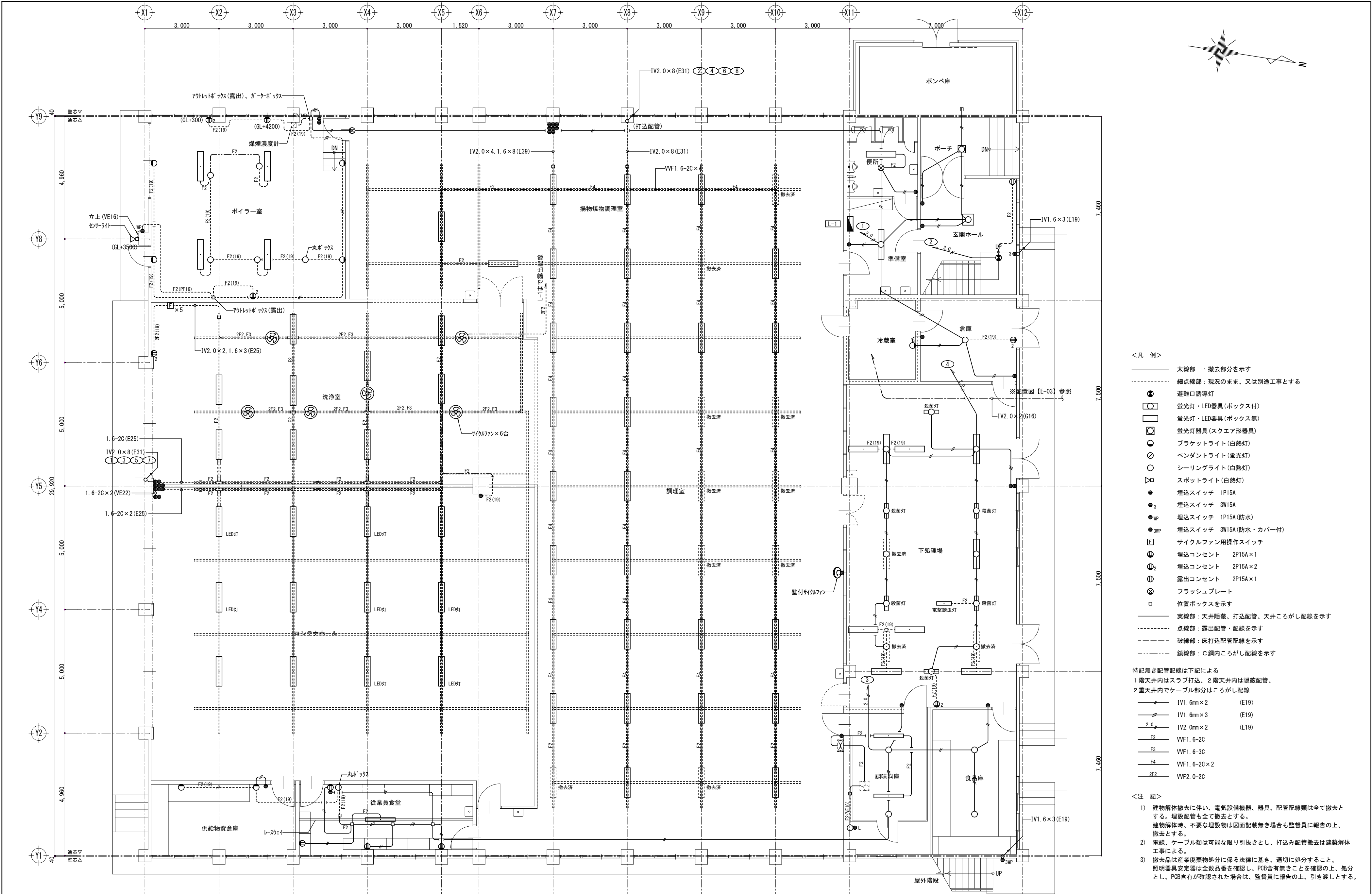


- <凡 例> (※幹線・動力設備に適用する)
- 太線部 : 撤去部分を示す
 - 細点線部 : 現況のまま、別途・別図参照とする
 - 点線部 : 露出配管・配線を示す
 - 鎖線部 : C鋼内コログン配線、屋外架空配線を示す
 - 破線部 : 床打込配管・配線を示す
 - 実線部 : 天井打込配管・配線、こがし配線を示す
- 電灯分電盤
 - 動力分電盤・制御盤
 - 警報盤
 - 開閉器箱、手元開閉器
 - シャッター用押釦スイッチ
 - 電動機(設備工事)
 - 動力用コンセント 3P200V
 - 動力用コンセント 3P200V(防水)
 - プルボックス
 - 丸形ボックス
- 特記無き配管配線は下記による
- CV1. 25sq-2C (E19)
 - CV1. 25sq-4C (E19)
 - IV1. 6×3, E1. 6 (E19)
 - IV2. 0×3 (E19)
 - IV2. 0×3, E1. 6 (E25)
 - IV5. 5sq×3, E2. 0 (E25)
 - IV8sq×3, E2. 0 (E31)
 - IV14sq×3, E5. 5 (E31)
 - CV2sq-3C, E1. 6 (E19)
 - CV3. 5sq-3C, E1. 6 (E25)
 - CV2sq-3C (E19)
 - CV2sq-4C (E19)
- <注 記>
- 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。埋設配管も全て撤去とする。建物解体時、不要な埋設物は図面記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
 - 電線、ケーブル類は可能な限り引抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
 - 建物内、機械警備設備は事前に当局に連絡し、撤去の依頼を行うこと。
 - 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。



＜注 記＞

- 1) 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。
埋設配管も全て撤去とする。
- 2) 建物解体時、不要な埋設物は図面記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
- 2) 電線、ケーブル類は可能な限り引き抜き、打込式配管又は建築解体工事による。
- 3) 建物内、機械廃棄設備は事前に当局に連絡し、撤去の依頼を行うこと。
- 4) 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。

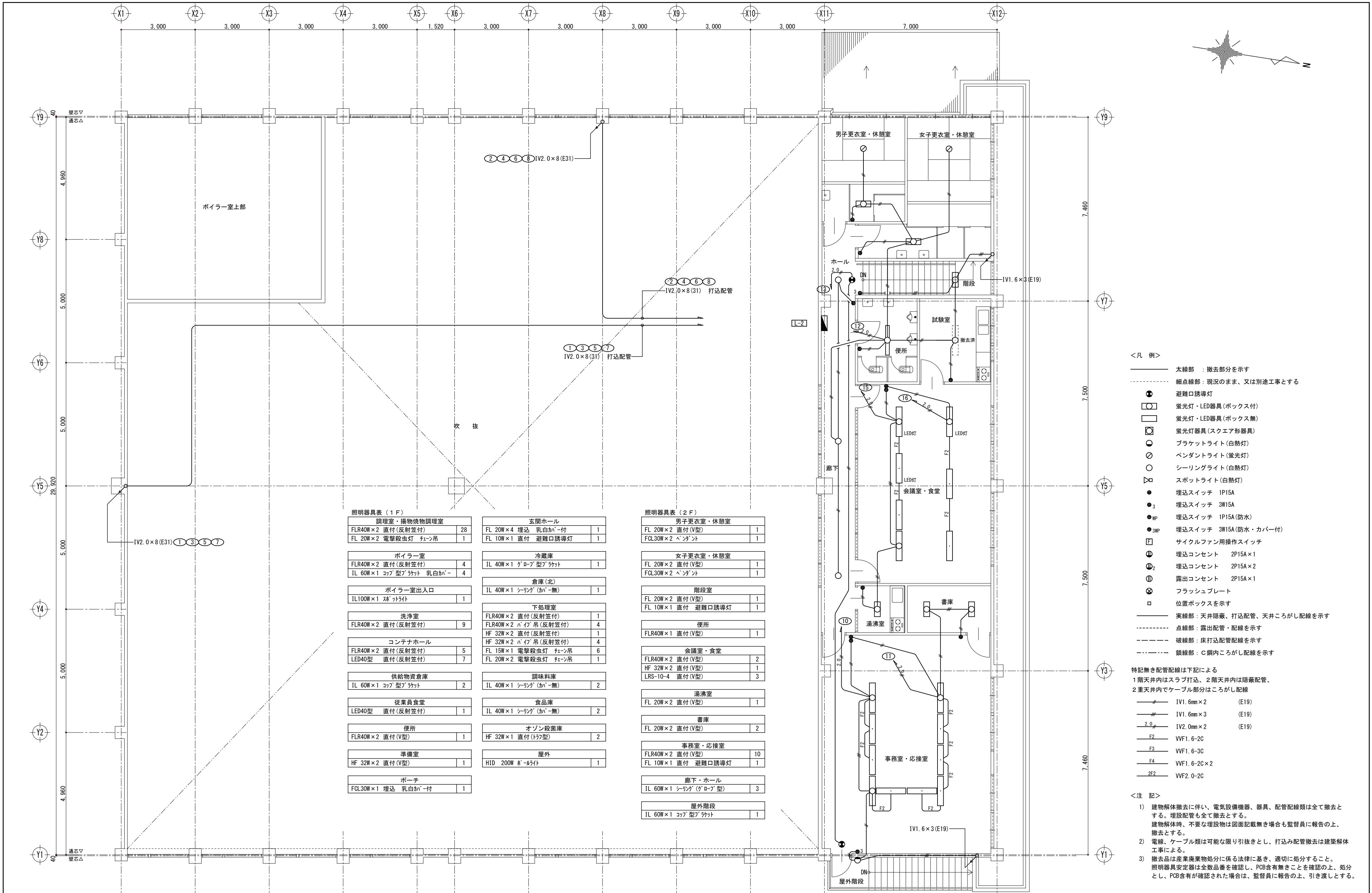


- <凡 例>
- 太線部 : 撤去部分を示す
 - 細点線部 : 現況のまま、又は別途工事とする
 - : 避難口誘導灯
 - : 蛍光灯・LED器具(ボックス付)
 - : 蛍光灯・LED器具(ボックス無)
 - ⊗ : 蛍光灯器具(スクエア形器具)
 - : ブラケットライト(白熱灯)
 - : ペンダントライト(蛍光灯)
 - : シーリングライト(白熱灯)
 - ⊗ : スポットライト(白熱灯)
 - : 埋込スイッチ 1P15A
 - ₃ : 埋込スイッチ 3W15A
 - _{MP} : 埋込スイッチ 1P15A(防水)
 - _{3MP} : 埋込スイッチ 3W15A(防水・カバー付)
 - Ⓛ : サイクルファン用操作スイッチ
 - Ⓛ₂ : 埋込コンセント 2P15A x 1
 - Ⓛ₂ : 埋込コンセント 2P15A x 2
 - Ⓛ₂ : 露出コンセント 2P15A x 1
 - ⊗ : フラッシュプレート
 - : 位置ボックスを示す
 - : 実線部 : 天井隠蔽、打込配管、天井ごころがし配線を示す
 - : 点線部 : 露出配管・配線を示す
 - : 破線部 : 床打込配管配線を示す
 - : 鎖線部 : C鋼内ごころがし配線を示す
- 特記無き配管配線は下記による
- 1 階天井内はスラブ打込、2 階天井内は隠蔽配管、
 - 2 重天井内でケーブル部分はごころがし配線
- # — : IV1.6mm x 2 (E19)
 - # — : IV1.6mm x 3 (E19)
 - 2.0 # — : IV2.0mm x 2 (E19)
 - F2 — : VWF1.6-2C
 - F3 — : VWF1.6-3C
 - F4 — : VWF1.6-2C x 2
 - 2F2 — : VWF2.0-2C
- <注 記>
- 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。埋設配管も全て撤去とする。
建物解体時、不要な埋設物は図面記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
 - 電線、ケーブル類は可能な限り引抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
 - 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。
照明器具安定器は全数品番を確認し、PCB含有無きことを確認の上、処分とし、PCB含有が確認された場合は、監督員に報告の上、引き渡しとする。

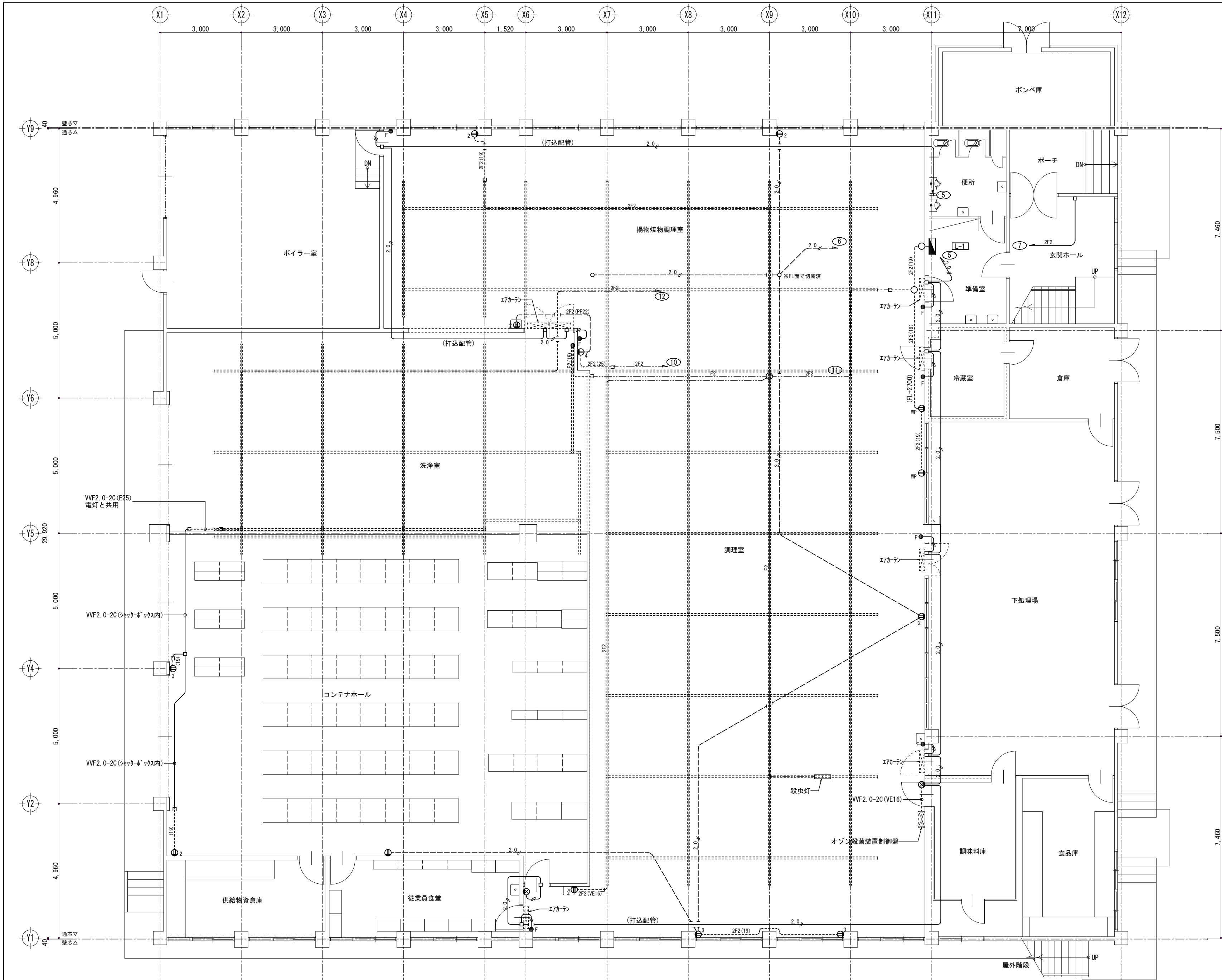
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 電灯設備 1階平面図	設計 令和 2年12月 日	特記事項	一級建築士事務所 吉本建築設計事務所	図番 E-08
	縮尺 1/100	変更 年 月 日			

1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号
1級建築士・登録第78907号 吉本正治

奈良県桜井市栗殿1029の5
吉本ビル(桜井市役所前)
TEL. 0744-43-8459



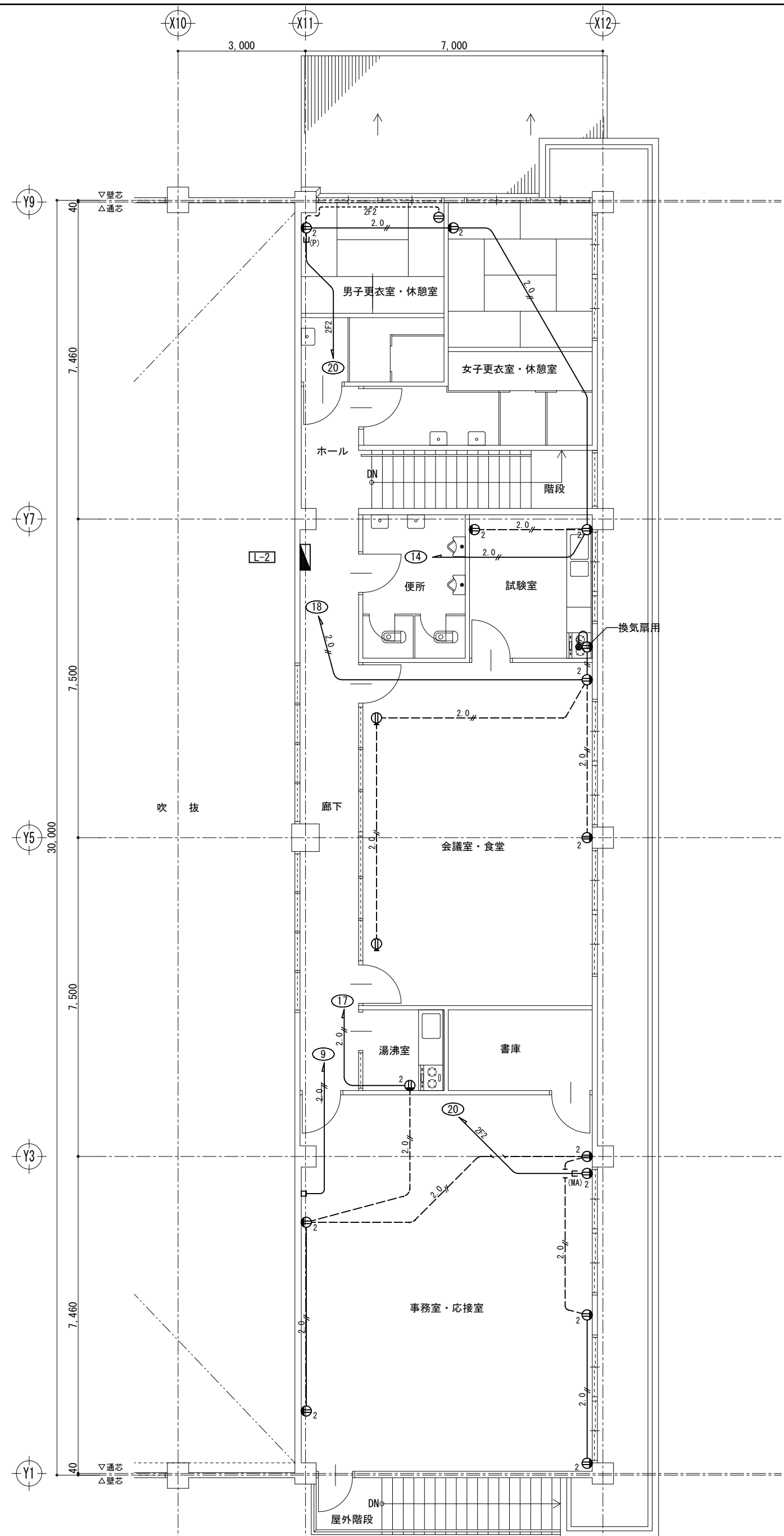
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 電灯設備 1階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本正治 TEL 0744-43-8459	図番 E-09 枚/内
	縮尺 1/100	変更 年 月 日						



- <凡 例>
- 太線部 : 撤去部分を示す
 - 細点線部 : 現況のまま、又は別途工事とする
 - : 埋込スイッチ 1P15A
 - _F : エアカーテン用操作スイッチ
 - Ⓛ : サイクルファン用操作スイッチ
 - Ⓢ : 埋込コンセント 2P15A×1
 - Ⓢ₂ : 埋込コンセント 2P15A×2
 - Ⓢ₃ : 埋込コンセント 2P15A×3
 - Ⓢ₄ : 埋込コンセント 2P15A×4
 - Ⓢ₅ : 防水コンセント 2P15A×2
 - Ⓢ₆ : フロアコンセント 2P15A×1 (アップコン)
 - Ⓢ₇ : 露出コンセント 2P15A×1
 - Ⓢ₈ : フラッシュプレート
 - : 位置ボックスを示す
 - : 実線部 : 天井隠蔽、打込配管、天井こがし配線を示す
 - : 点線部 : 露出配管を示す (ケーブルはステابل止)
 - - - : 破線部 : 床打込配管配線を示す
 - · - · - : 鎖線部 : C鋼内こがし配線を示す
- 特記無き配管配線は下記による
- 1 階天井内はスラブ打込、2 階天井内は隠蔽配管、
2 重天井内でケーブル部分はこがし配線
- ⅠⅠⅠ ⅠⅠⅠ 6mm×3 (E19)
 - ⅠⅠⅠ ⅠⅠⅠ 2.0mm×2 (E19)
 - F2 VVF1. 6-20
 - F3 VVF1. 6-30
 - F4 VVF1. 6-20×2
 - 2F2 VVF2. 0-20
 - (MA) メタルモールA型保護を示す
 - (P) 樹脂モール保護を示す

- <注 記>
- 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。埋設配管も全て撤去とする。
建物解体時、不要な埋設物は図面記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
 - 電線、ケーブル類は可能な限り引抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
 - 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 コンセント設備 1階平面図 縮尺 1/100	設計 令和 2年12月 日 変更 年 月 日	特記事項		一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号 1級建築士・登録第78907号 吉本正治 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL. 0744-43-8459	図番 E-10 枚/内
---------------------	------------------------------------	---------------------------------	------	--	---	-------------------

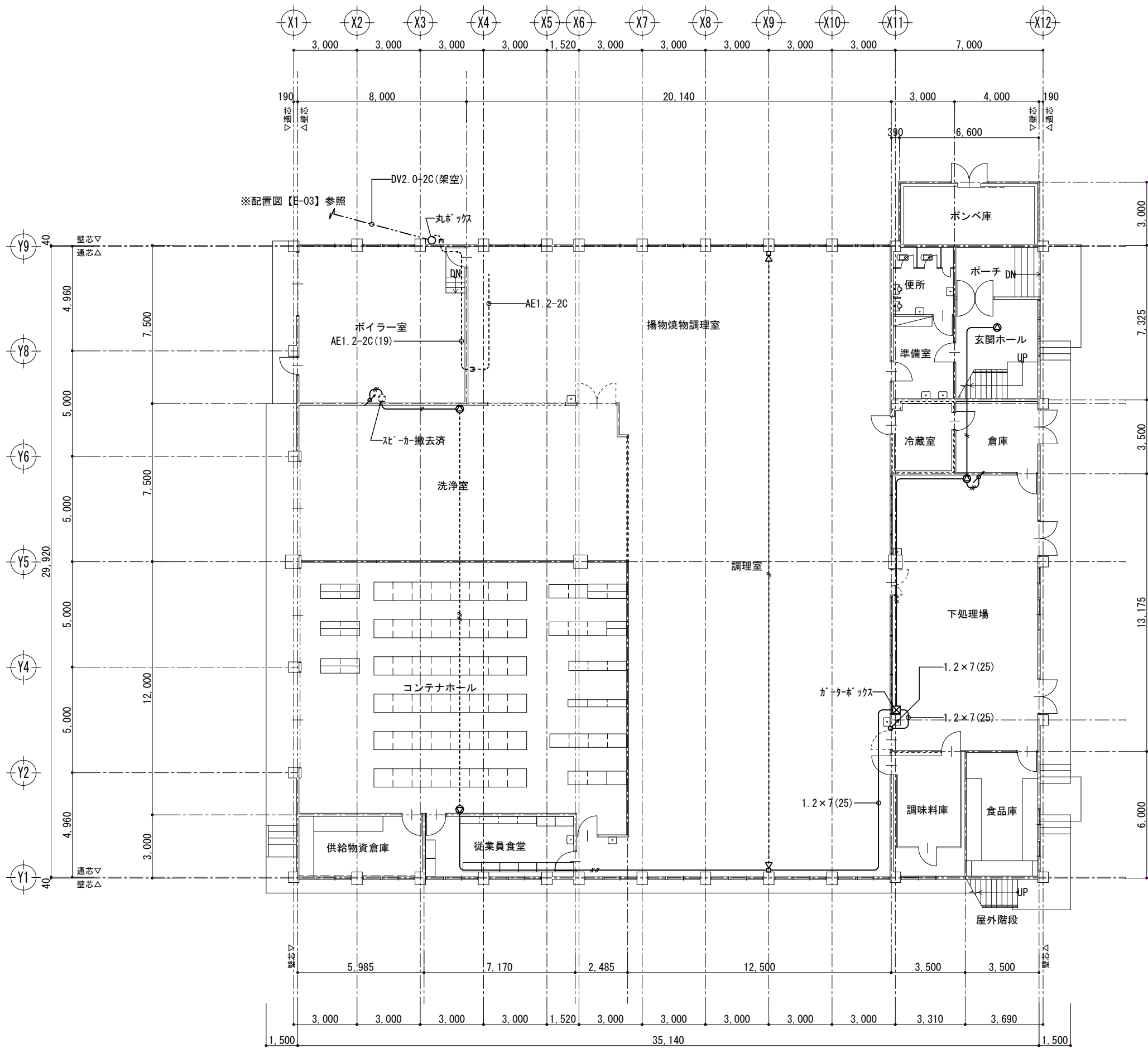
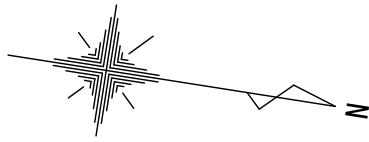


●	大線部	撤去部分を示す
.....	細点線部	現況のまま、又は別途工事とする
●	埋込スイッチ	1P15A
○ _E	エアカテン用操作スイッチ	
F	サイクルファン用操作スイッチ	
Ⓜ	埋込コンセント	2P15A×1
Ⓜ ₂	埋込コンセント	2P15A×2
Ⓜ ₃	埋込コンセント	2P15A×3
Ⓜ ₄	埋込コンセント	2P15A×4
Ⓜ _{HP}	防水コンセント	2P15A×2
Ⓜ	フロアコンセント	2P15A×1 (アップコン)
Ⓜ	露出コンセント	2P15A×1
⊗	フラッシュプレート	
□	位置ボックスを示す	
.....	実線部	天井隠蔽、打込配管、天井ごろがし配線を示す
.....	点線部	露出配管を示す(ケーブルはステープル止)
-----	破線部	床打込配管配線を示す
.....	鎖線部	C鎖内ころがし配線を示す

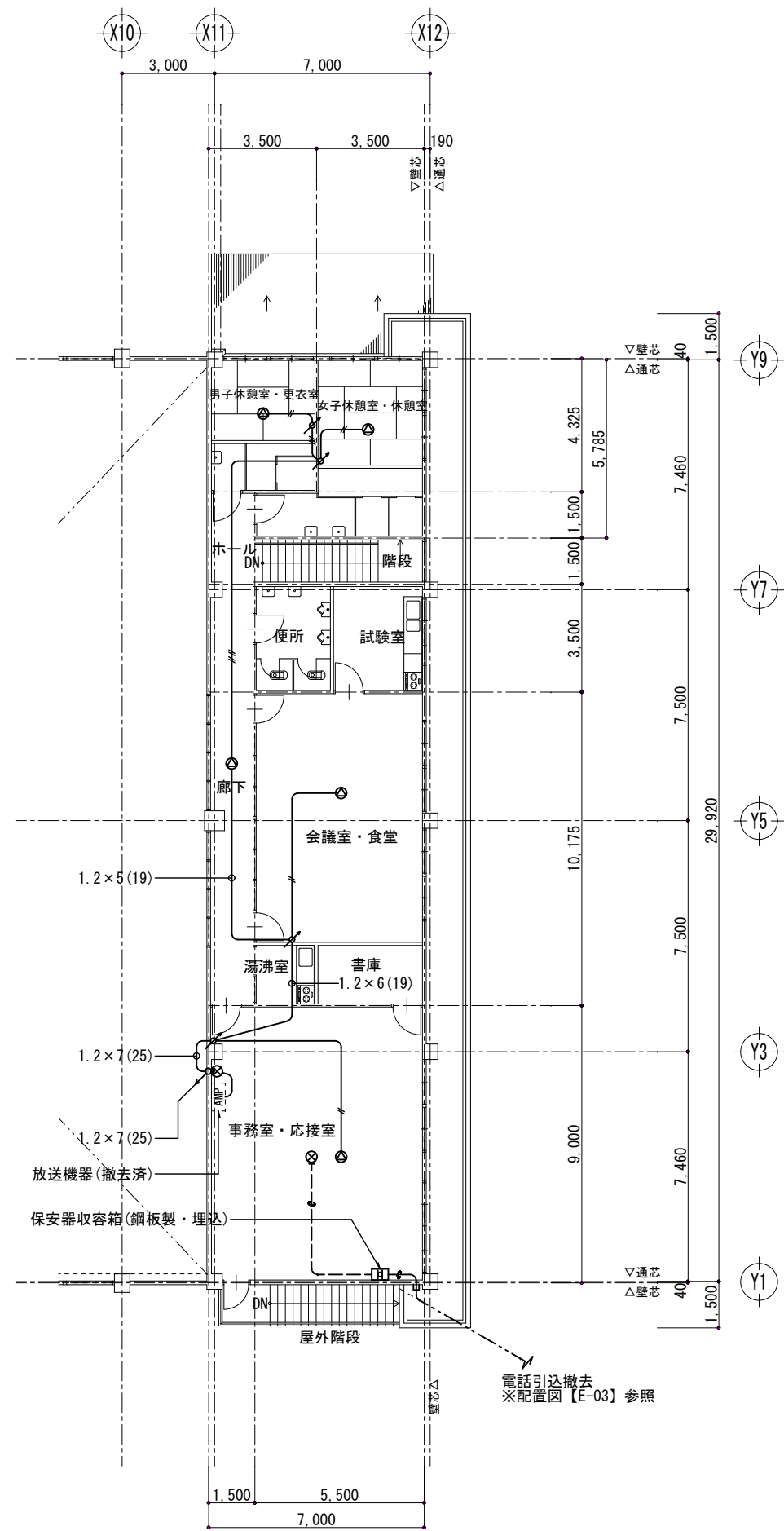
＜注 記＞

- 1) 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。
建物解体時、不要な埋設物は回収記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
- 2) 電線、ケーブル類は可能な限り引抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
- 3) 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。

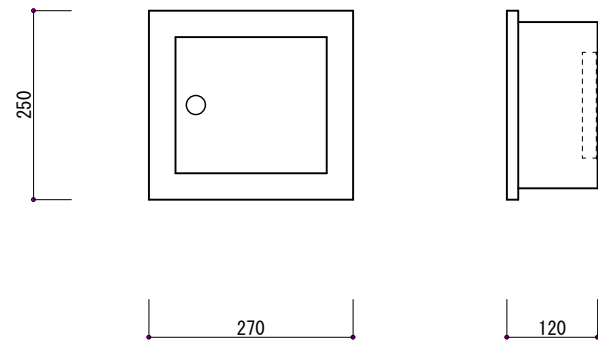
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 コンセント設備 2階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (ホ) 392号 奈良県桜井市要殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 E-11 枚/内
	縮尺 1/100	変更 年 月 日						



1 階平面図 S=1/200



2 階平面図 S=1/200



保安器収容箱姿図 S=1/10

<凡 例>

- 太線部 : 撤去部分を示す
- 細点線部 : 現況のまま、又は別途工事とする
- 壁掛形スピーカー
- 天井埋込形スピーカー
- ホーン形スピーカー
- アッテネーター
- フラッシュプレート
- フロアプレート

特記無き配管配線は下記による (※点線部は露出、破線部は床打込配管配線を示す)
1 階天井内はスラブ打込、2 階天井内は隠蔽配管

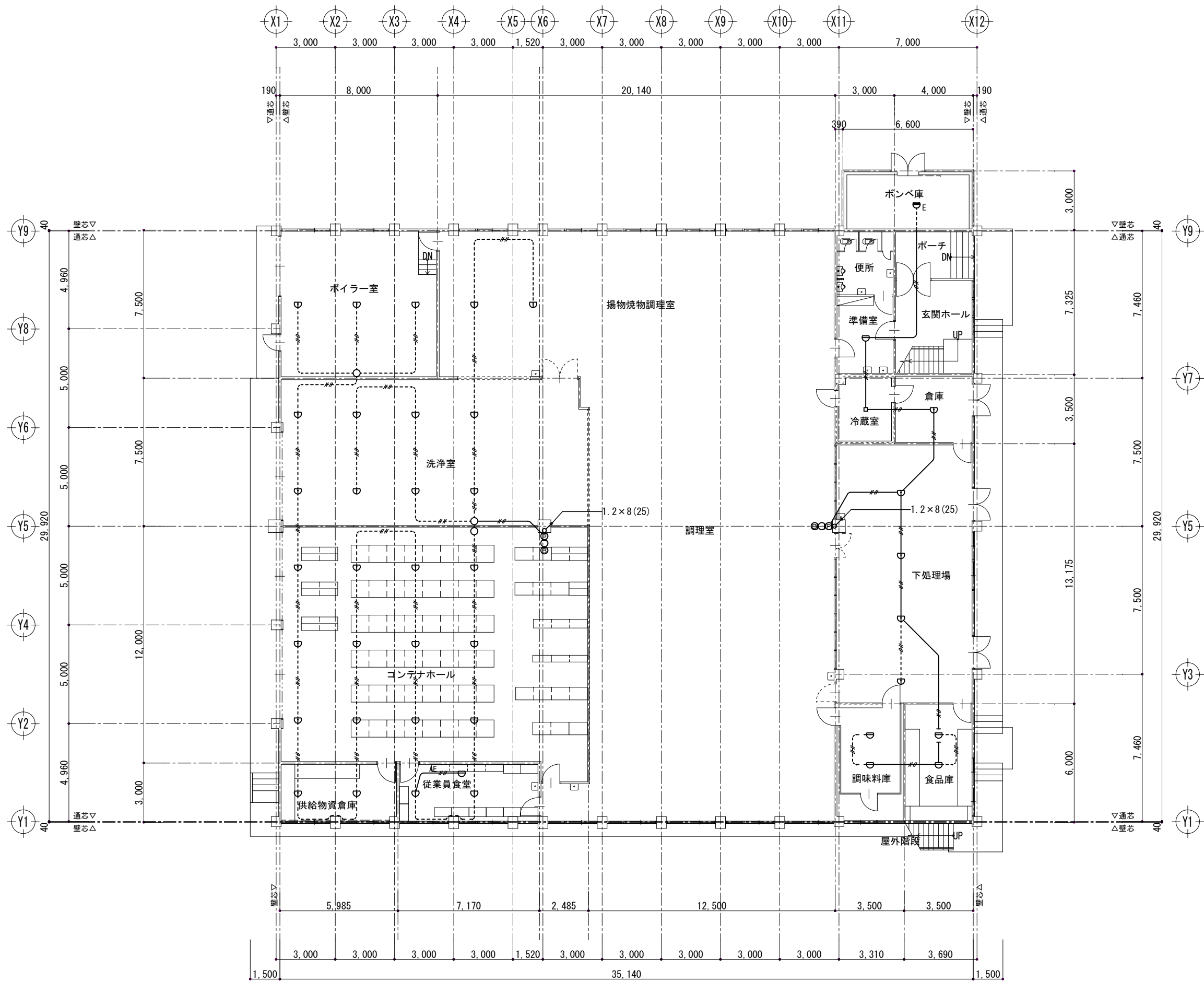
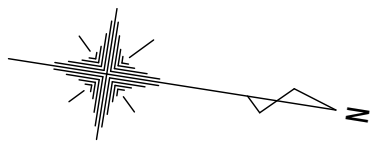
- IV1. 2mm×2 (E19)
- IV1. 2mm×3 (E19)
- IV1. 2mm×4 (E19)
- 電話用配管 (E25)

<注 記>

- 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。
建物解体時、不要な埋設物は図面記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
- 電線、ケーブル類は可能な限り引抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
- 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 弱電設備 1・2階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所	図番 E-12
	縮尺 1/200、1/10	変更 年 月 日					

1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (第) 392 号
1 級建築士・登録第 78907 号 吉 本 正 治
奈良県桜井市粟殿 1029 の 5
吉本ビル (桜井市役所前)
TEL. 0744-43-8459



<凡 例>

- 太線部 : 撤去部分を示す
- 細点線部: 現況のまま、又は別途工事とする
- 火災受信機 (P型1級・壁掛・8回線)
- 発信機 (P型1級 埋込)
- 表示灯 (露出)
- 警報ベル (露出)
- 熱感知器 (差動式スポット形 露出・2種)
- 熱感知器 (差動式スポット形 露出・2種) ※天井内
- 熱感知器 (定温式スポット形 露出・1種)
- 熱感知器 (定温式スポット形 露出・1種防水)
- 熱感知器 (補償式スポット形 露出・1種防爆型)
- 煙感知器 (イオン化式スポット形 露出・2種)

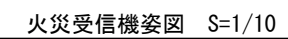
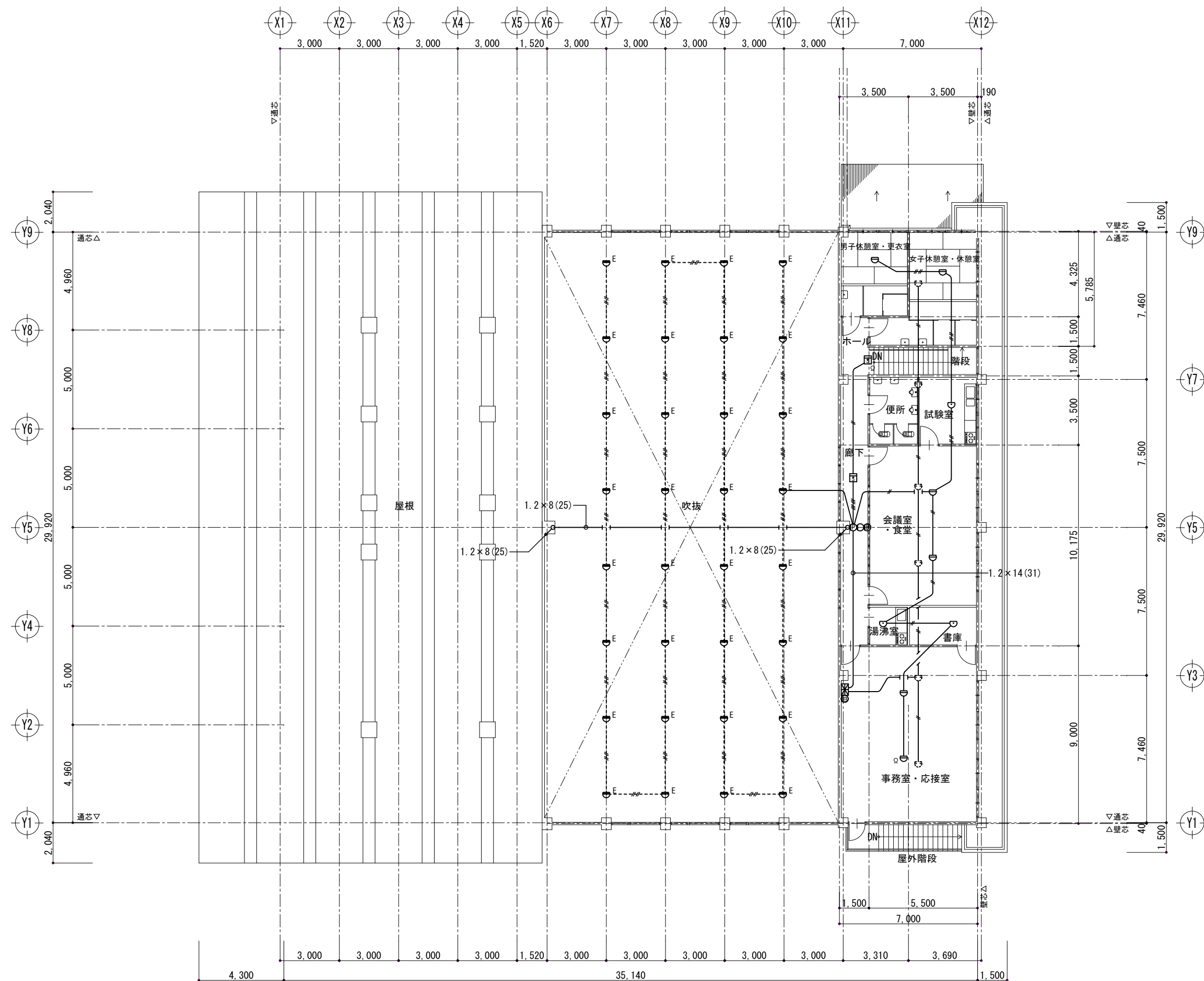
特記無き配管配線は下記による (※点線部は露出、破線部は床打込配管配線を示す)
1 階天井内はスラブ打込、2 階天井内は隠蔽配管

- IV1. 2mm × 2 (E19)
- IV1. 2mm × 4 (E19)
- IV1. 2mm × 6 (E19)

<注 記>

- 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。
図示無き分岐配管配線も全て撤去とする。(但し、打込み配管は除く)
本図は既設図及び現地確認の上復元した図であるが、施工時に図示無き設備が存在する場合も、監督員に報告の上適切に撤去及び処分を行うこと。
- 電線、ケーブル類は可能な限り引抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
- 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。
- 煙感知器、イオン化式の場合はメーカー回収委託を行うこと。

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 火災報知設備 1 階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項						一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録 (奈良) 2017 (ぬ) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 E-13 枚/内
	縮尺 1/200	変更 年 月 日								



- | | | |
|---|----------------------------|------------------|
| | 太線部 | ：撤去部分を示す |
| ----- | 細点線部 | ：現状のまま、又は別途工事とする |
|  | 火災受信機 (P型1線・壁掛・8回線) | |
|  | 発信機 (P型1線 埋込) | |
|  | 表示灯 (露出) | |
|  | 警報ベル (露出) | |
|  | 熱感知器 (差動式スポット形 露出・2種) | |
|  | 熱感知器 (差動式スポット形 露出・2種) ※天井内 | |
|  | 熱感知器 (定温式スポット形 露出・1種) | |
|  | 熱感知器 (定温式スポット形 露出・1種防水) | |
|  | 熱感知器 (補償式スポット形 露出・1種防爆型) | |
|  | 煙感知器 (イオン化式スポット形 露出・2種) | |

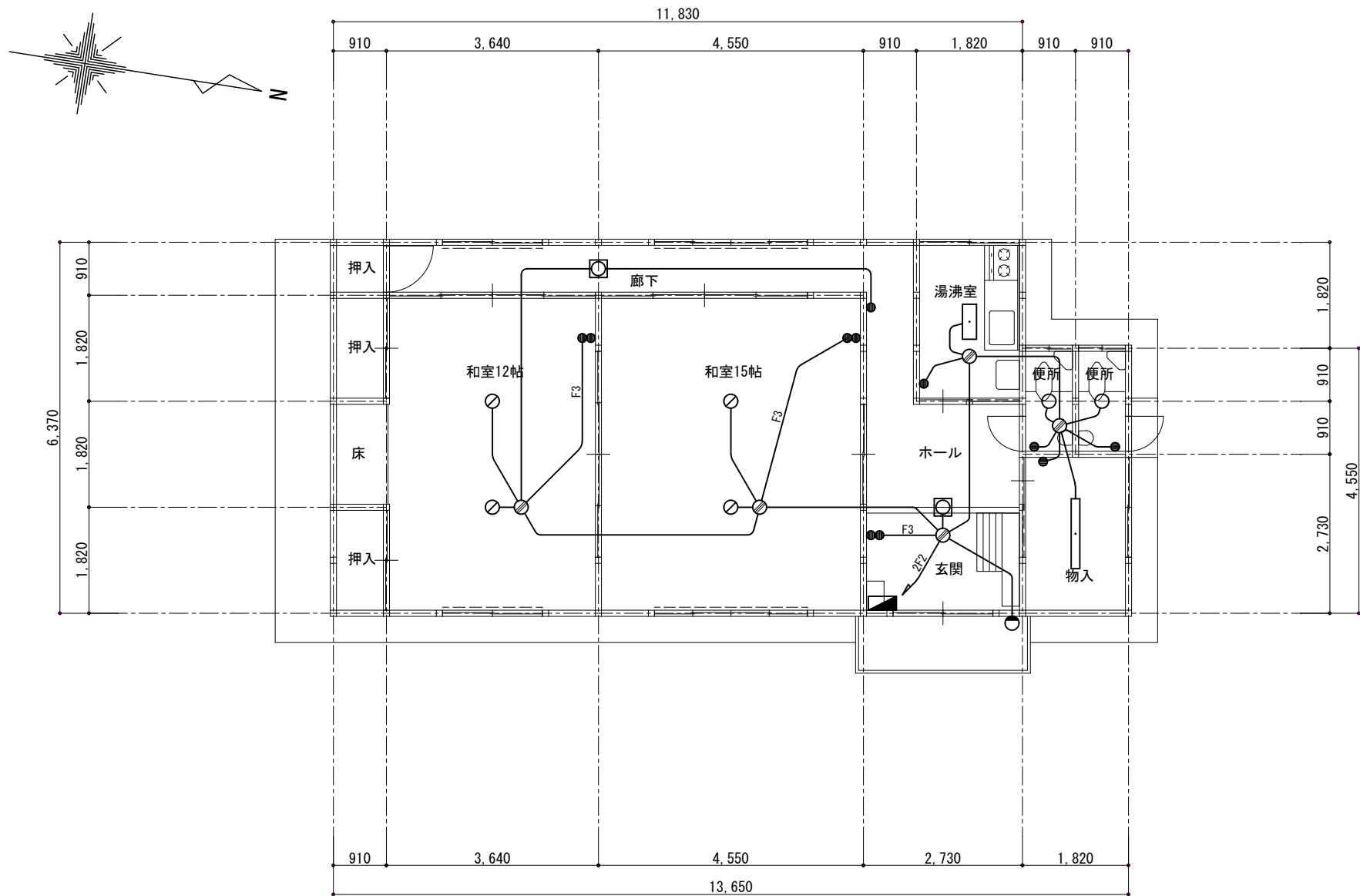
特記無き配管配線は下記による（※点線部は露出、破線部は床打込配管配線を示す）
1 階天井内及び天井裏感知器はスラブ打込、2 階天井内は隠蔽配管

- | | |
|---|--------------------|
|  | IV1. 2mm x 2 (E19) |
|  | IV1. 2mm x 4 (E19) |
|  | IV1. 2mm x 6 (E19) |

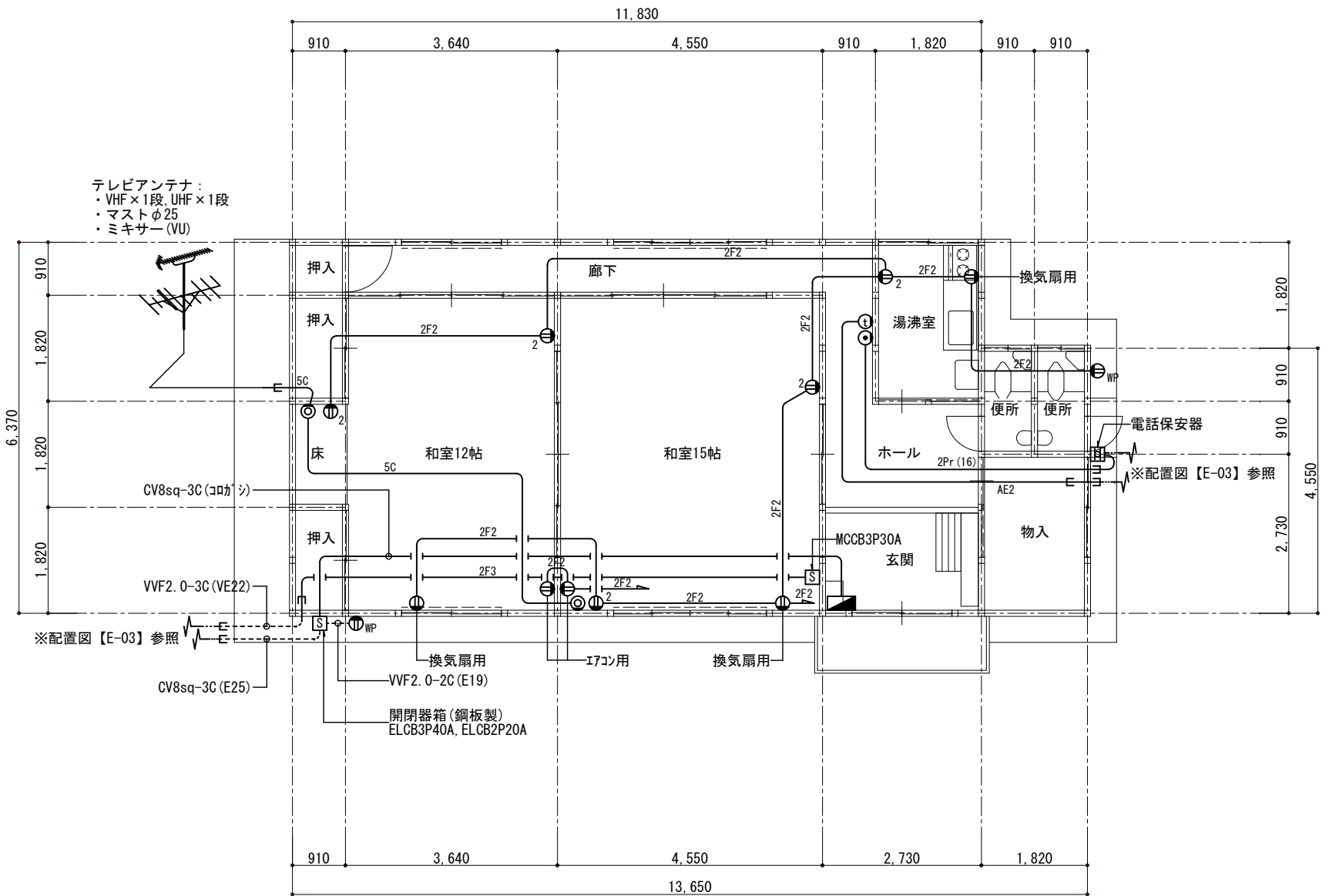
- 1) 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線等は全て撤去とする。
図示無き分岐配管配線も全て撤去とする。(但し、打ち込み配管は除く)
本図は既設設備及び現地確認の上で元とした図であるが、施工時(1)図示無き設備が存在する場合は、監督官に報告の上適切に撤去及び処分を行うこと。
- 2) 電線、ケーブル類は可能な限り引抜とし、打ち込み配管を行う又は建築解体工事による。
- 3) 撤去品は産業廃棄物処分に係る法令に基づき、適切に処分すること。
- 4) 煙感知器、イオン化式の場合はメーカー回収委託を行うこと。

枚/内

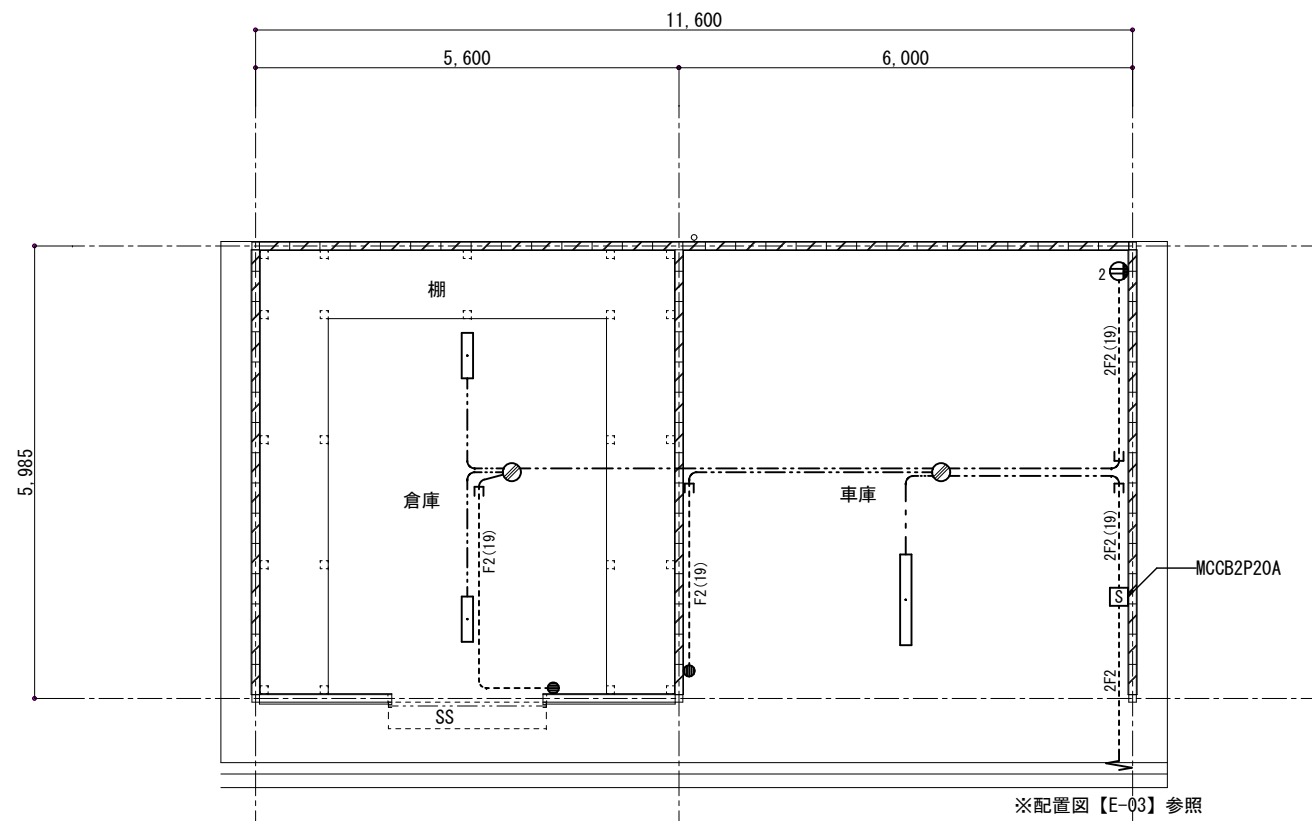
電灯設備 休憩室 1 階平面図 S=1/100



コンセント・弱電設備 休憩室 1 階平面図 S=1/100



電灯設備 車庫 1 階平面図 S=1/100



照明器具表 (休憩室)

和室		
FCL30+40W 和風ペンダントライト	3	
FCL30+40W 洋風ペンダントライト	1	

廊下・ホール・玄関		
FCL30W x 1 シーリングライト スクエア型	2	

湯沸室		
FL20W x 2 直付(キケンライト)アクリル板付	1	

便所		
1L60W x 1 シーリングライト コップ型	2	

物入		
FLR40W x 1 直付(スクエア型)	1	

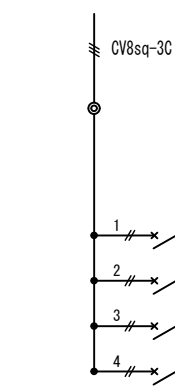
出入口		
1L 60W x 1 コップ型ブラケット	1	

照明器具表 (車庫・倉庫)

車庫		
LSS-1-4 直付	1	

倉庫		
FL20W x 1 直付(反射笠付)	2	

1φ3W 210/105V



【分電盤仕様】

樹脂製ホーム分電盤
カバー無

機器No. 機器仕様
1 - 4 MCCB 2P1E 30AF/20AT x 4

No.	電圧	ELCB	負荷名称
①	100	-	照明
②	100	-	コンセント
③	100	-	エアコン
④	100	-	予備

-(VA)

-(VA)

-(VA)

-(VA)

分電盤結線図

<凡 例>

- 太線部 : 撤去部分を示す
- 電灯分電盤
- 開閉器箱、ブレーカー
- 蛍光灯・LED器具
- 蛍光灯器具(スクエア形器具)
- ブラケットライト(白熱灯)
- ペンダントライト(蛍光灯)
- シーリングライト(白熱灯)
- 埋込スイッチ 1P15A
- 埋込コンセント 2P15A x 1
- 埋込コンセント 2P15A x 2
- 防水コンセント 2P15A x 2
- 電話用プレート
- インターホン(通話式・受話器型)
- テレビ端子
- ケーブルジョイント部を示す
- 実線部: 天井隠蔽、打込配管、天井こらし配線を示す
- 点線部: 露出配管、配線を示す
- 鎖線部: C 鋼内こらし配線を示す

特記無き配管配線は下記による

2 重天井内はケーブル部分こらし配線、壁隠蔽部は (VE16) 保護

- VVF1. 6-2C
- F3 VVF1. 6-3C
- 2F2 VVF2. 0-2C
- 2F3 VVF2. 0-3C
- AE AE1. 2-2C
- 5C 5C-2V
- 2Pr (16) 0. 65-2Pr 電話線 (VE16)

<注 記>

- 建物解体撤去に伴い、電気設備機器、器具、配管配線類は全て撤去とする。
- 建物解体時、不要な埋設物は図面記載無き場合も監督員に報告の上、撤去とする。
- 電線、ケーブル類は可能な限り引き抜きとし、打込み配管撤去は建築解体工事による。
- 撤去品は産業廃棄物処分に係る法律に基づき、適切に処分すること。
- 照明器具安定器は全数品番を確認し、PCB含有無きことを確認の上、処分とする。
- PCB含有が確認された場合は、監督員に報告の上、引き渡しとする。

仮設	○監督職員事務所 (総合会議室を含む)	○本工事 (規模 ※10㎡程度 ○20㎡程度 ○30㎡程度 ○65㎡程度 ○100㎡程度) 仕上げの程度 (2. 4. 1. 1) <1. 2. 3. 1>	部 位	仕 様
	床	※合板張り又はビニルシート張り ○		
	内壁・天井	※合板張り又は石膏ボード張り＋塗装 ○		
	屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り＋塗装 ○		
設備	○監督員事務所の備品	備品の種類 机・椅子 書 棚 風扇又は80ℓ以上ノット 掛時計 数量 組 台 個 個 個 備品の種類 ゴム長靴 雨がつば 安全帯 ヘルメット 数量 足 着 個 個 個 備品の種類 懐中電灯 衣類ロッカー 冷暖房機器 加入電話機 数量 個 人用 台 台 台 備品の種類 湯沸器 掃除具 パソコン 周辺機器 数量 台 個 台 台 台		
	●工事用仮設物 ●足場・さん橋類	その他事務所として通常必要な備品を備えること。 構内につくることが ※できる ○できない ※関係者が設置したものは、無償で使用できる。 ●本工事で設置する。 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省発基第0424001号平成21年4月24日) の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の (2) 手すり設置方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。 (2. 4. 1. 1) <1. 2. 2. 1> 内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種 (単管足場) ○F種 (くさび式緊結足場) 外部足場 ○A種 (枠組足場) ○B種 (くさび式緊結足場) ※C種、D種 ○E種 (高所作業車)		
工事	○方式	○新設 ○改修 ○空気調和 ○ダクト方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式 ○既設 ○ダクト方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイル・ダクト併用方式 ○個別方式		
	○主要熱源機器	○ボイラー ○温風暖房機 ○温水発生機 ○遠心冷凍機 ○スクリーン冷凍機 ○吸収冷凍機 ○冷却塔 ○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット ○直だし吸収冷凍水機 ○小型吸収冷凍水機ユニット ○コージェネレーション装置 ○水蓄熱ユニット ○ユニット形空調調和機 ○コンパクト形空調調和機 ○パッケージ形空調調和機 ○ガスエンジン式パッケージ形空調調和機 ○ファンコイルユニット ○空気清浄装置 ○全熱交換器 ○放熱器		
空気	○設計時の温湿度条件	場所 屋 外 屋内 (調整目標値) 一般事務室 時期 温度 (DB) 湿度 (RH) 温度 (DB) 湿度 (RH) 温度 (DB) 湿度 (RH) 冬 期 0. 4℃ 68. 0% 22℃ 40% 22℃ 40% % 夏 期 35. 1℃ 52. 3% 26℃ 50% 26℃ 50% %		
	○ダクトの種別 ○ダクトの工法 ○チャンパー等	※低圧ダクト ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト (3. 2. 2. 2) <3. 2. 2. 2> ○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト ○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法 (○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (長辺の長さが1500mm以下の部分) (3. 2. 2. 1) ~ (3. 2. 2. 5) ※屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。 <3. 2. 2. 1> ~ <3. 2. 2. 5> 製作及び取付は、標準仕様書第3編 2. 2. 2 「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼 ※要 (標準仕様書第2編表 2. 3. 2 及び表 2. 3. 4 による。) ○不要 (2. 3. 1. 4) (3. 1. 14. 5) (3. 2. 2. 2) (3. 2. 2. 6)		
調和	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※垂鉛鉄板製 ○グラスウール製 (3. 1. 14. 5) ボックスの吊りは 3 点支持を標準とし、これによれない場合は監督職員との協議による。		
	○風量測定口の取付位置	図示による。 (図面番号) (3. 2. 2. 6)		
設備	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2. 2. 1. 2) (1) 冷温水管・膨張管・エア抜管・膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白管) ○耐熱性ライニング鋼管 (SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FGA) ○ステンレス鋼管 (SUS304) (継手) ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管 (白管) ○硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA, SGP-FPA) ○ステンレス鋼管 (SUS304) (継手) (3) 蒸気給気管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370 黒管Sch40) (4) 蒸気還管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370 黒管Sch40) ○一般配管用ステンレス鋼管 (SUS304) (継手) ○ (5) 高温水管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370 黒管) ○Sch40 ○Sch80 ○ (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管 (黒管) (トラフ内共) (※一般 ○) ※硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (SGP-VS) (※地中 (屋内及び屋外) ○) (7) 空調用給水管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA, SGP-FPA) ○水道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) ○ (8) 空調用排水管 ○硬質塩化ビニル管 (VP) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA) ○結露防止層付硬質塩化ビニル管 (屋内) ○ (9) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 ○銅管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370 黒管Sch40)		
	○メカニカルタイプ ○風速センサタイプ (3. 1. 15. 13) (3. 2. 15. 14)			
地下	○地下オイルタンク	(1) 本体 ※地下オイルタンク 記号 T0- (3. 1. 13. 7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 記号 T0SF- (2) 蓋 ※WPM-AW800 ○WPM-AW700 ○WPM-A450 ○ (3) タンク室 ○設けない (コロッケ形) ○ (4) コンクリート工事 ※本工事 ○別途建築工事 (5) コンクリート躯体工事 ※本工事 ○別途建築工事 (6) 内部充填砂 ※本工事 ○別途建築工事		
換気	○バーナーの制御方式	(7) タンク外面防護処理 ※施工しない ○施工する (○アスファルト被覆 ○エポキシ樹脂被覆 ○) (8) 基礎杭 ※不要 ○要 (9) 遠隔油量指示計 ※設ける ○設けない ○オン・オフ制御 ○ハイ・ロー制御 ○比例制御 ○ () (3. 1. 1. 1) (3. 1. 2. 1) (3. 1. 2. 2) (3. 1. 2. 3) (3. 1. 2. 4)		
	○鋼板製煙道	図面に明記なき鋼板製煙道の厚さ ※3. 2mm ○4. 5mm (3. 1. 1. 3) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口 (80φ以上) の箇所は図示による。 (3. 2. 1. 4) (図面番号)		
設備	○ばい煙濃度計	○設けない (3. 1. 1. 4) ○設ける (電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。) ※送風機付き ○送風機なし ()		
	○給水軟化装置	(1) 運転方式 ※自動式 ○手動式 (3. 1. 1. 6) (2) イオン交換樹脂筒 ※1筒式 ○ () (3) 処理水用硬度測定器 ※設ける ○設けない ()		
空調	○無圧式温水発生器の本体内部防錆処理	ステンレスを除く鋼製の場合の内部防錆処理は (3. 1. 2. 2) ○溶融亜鉛めっき 2種55 ○溶融アルミニウムめっき 2種 ○熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法		
	○リリグユニット 空気熱源ヒートポンプユニット 遠心冷凍機 スクリーン冷凍機	○圧縮機インバーター制御 (図面番号) (3. 1. 3. 1) ~ (3. 1. 3. 4) ○モジュール型の適用 (図面番号) ○水蓄熱用に使用する場合の適用 (図面番号) ○始動方式 (図面番号)		
気	○冷媒	図示による。 (図面番号) (3. 1. 3. 1) ~ (3. 1. 7. 7)		
	○成績係数	図示による。 (図面番号) (3. 1. 3. 1) ~ (3. 1. 7. 7) ○グリーン購入法で定める数値以上とする。		
調和	○スクリュー冷凍機	○熱回収型の適用 (図面番号) (3. 1. 3. 4)		
	○直だし吸収式冷凍水機	排熱熱交換器 ※設ける ○設けない (3. 1. 3. 6) 排熱投入型再生器 ※設ける ○設けない 排熱を回収又は投入している運転状態における燃料削減率は図示による。 (図面番号)		
設備	○小型吸収式冷凍水機ユニット	冷却塔、ポンプの補機類の組み込みの有無等図示による。 (図面番号) (3. 1. 3. 7)		
	○コージェネレーション装置 ○水蓄熱ユニット	仕様、システム等は図示による。 (図面番号) (3. 1. 4. 1) ~ (3. 1. 4. 16) 冷媒は図示による。 (図面番号) (3. 1. 5. 1) ~ (3. 1. 5. 11) 水生成装置 ○スタティック形 (○内触式 ○外触式 ○カプセル式) ○ダイナミック形 タンク本体の材質は図示による。 (図面番号) (3. 2. 1. 12) 基礎等は図示による。 (図面番号)		
空調	○空気調和機	○ユニット形空調調和機 加湿器、許容騒音レベル、吐出口風速等図示による。 (図面番号) ○コンパクト形空調調和機 加湿器、アパル、制御盤等図示による。 (図面番号) ○ファンコイルユニット サブドレンパンの適用は図示による。 (図面番号) ○カセット形ファンコイルユニット 図示による。 (図面番号) ○パッケージ形空調調和機 加熱器、加湿器、アパル、冷媒等図示による。 (図面番号) ○ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 加湿器、冷媒、成績係数等図示による。 (図面番号)		
	○空気清浄装置	基礎 ※標準基礎 ○防振基礎 (3. 1. 7. 1) ~ (3. 1. 7. 7) フィルターの形式等図示による。 (図面番号) (3. 1. 8. 1) ~ (3. 1. 8. 5) ○回転形全熱交換器 回転数制御装置は図示による。 (図面番号) (3. 1. 9. 1) ~ (3. 1. 9. 4) ○全熱交換ユニット 運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。 (図面番号) (3. 1. 9. 1) ~ (3. 1. 9. 4)		
設備	○放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。 (図面番号) コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。 (図面番号) (3. 1. 10. 1) ~ (3. 1. 10. 11)		
	○送風機	電動機の仕様等は図示による。 (図面番号) (3. 1. 11. 1) ~ (3. 1. 11. 4) 水抜き穴 (※設けない ○設ける) 基礎 ※標準基礎 ○防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3. 2. 1. 19) 基礎 ※標準基礎 ○防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3. 2. 1. 20)		
ポンプ	○ポンプ類	本体及びベ-スの材質、構成、形式、フ-ト弁の口径、電動機等図示による。 (図面番号) (3. 1. 12. 1) ~ (3. 1. 12. 6) 基礎 ※標準基礎 ○防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3. 2. 1. 20)		
	○還水タンク	※SUS鋼板溶接加工 (○SUS304 ○SUS316 ○SUS444) 配管接続は図示による。 (図面番号) (3. 1. 13. 2) ○開放形膨張タンク (○鋼板製 ○ステンレス鋼板製 (SUS304)) (3. 1. 13. 5) ○密閉形隔膜式膨張タンク (溶接接 ○あり ○なし) (3. 1. 13. 6) ○接続口を設ける (○還水管 ○排水管) (3. 1. 13. 9)		
膨張	○膨張タンク	○開放形膨張タンク (○鋼板製 ○ステンレス鋼板製 (SUS304)) (3. 1. 13. 5) ○密閉形隔膜式膨張タンク (溶接接 ○あり ○なし) (3. 1. 13. 6) ○接続口を設ける (○還水管 ○排水管) (3. 1. 13. 9)		
	○ヘッダー	○接続口を設ける (○還水管 ○排水管) (3. 1. 13. 9)		
空調	○ダクトの種別 ○ダクトの工法	※低圧ダクト ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト (3. 2. 2. 1) <3. 2. 2. 2> ○アングルフランジ工法 ○スパイラルダクト ○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1500mm以下の部分) (○共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法) (3. 2. 2. 1) ~ (3. 2. 2. 4)		
	○厨房用排気ダクトの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。 (3. 2. 2. 2)		
換気	ダクトの長辺 (mm)	適用表示厚さ (mm)		
	450以下 () 450を超え、750以下 () 750を超え、1500以下 () 1500を超え、2200以下 ()			
設備	○送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。 (図面番号) 基礎 ※標準基礎 ○防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3. 1. 11. 1) ~ (3. 1. 11. 4) (3. 2. 1. 19)		
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※垂鉛鉄板製 ○グラスウール製 (3. 1. 14. 5)		
設備	○排気フード	(1) 排気フードの補強、支持金物、接合材等は、垂鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は次による。 ※ステンレス鋼板 (補強共) ○垂鉛鉄板 (2) フード面いにダンパー類の点検口を ○設ける ○設けない (3) フードの内側周囲にはといを設け、といには呼び径10~20の黄銅製コック、プラグ又はステンレス製コックを ○設ける ○設けない (3. 1. 14. 6) ○グリズエクストラクター ○グリズフィルター (3. 1. 14. 9) 防煙ダンパー・防火防煙ダンパーの復帰方式 (3. 1. 15. 8) ~ (3. 1. 15. 10) ※遠隔復帰式 (電気式 (定格入力 DC24V 0. 6A以下)) ○手動復帰式 ピストンダンパーの復帰方式 ※遠隔復帰式 ○手動復帰式		
	○ドレン抜き	厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。 (図面番号) (3. 2. 2. 1)		
排煙	○排煙対象部分	○廊下 ○事務所 ○図示による。 (図面番号) ○最大面積 ㎡ ○高圧 1ダクト ○高圧 2ダクト (3. 2. 2. 1) ※アングルフランジ工法 ○ (3. 2. 2. 1) ~ (3. 2. 2. 2) ※垂鉛鉄板製 ○普通鋼板製 (3. 1. 14. 1) (1) 形状 ○スリットフェイス形 ○パネル形 ○ダンパー形 (2) 排煙口の作動 ○手動 (○機械式 ○電気式) ○煙感知器連動 (3) ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管、配線は別途工事 (電気設備工事) とする。 ※遠心送風機 ○斜流送風機 ○軸流送風機 (3. 1. 11. 4) 基礎 ※標準基礎 ○防振基礎 (振動絶縁効率 %) (3. 2. 1. 19)		
	○ダクトの種別 ○ダクトの工法 ○ダクトの材料 ○排煙口及び排煙設備	システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号) (4. 1. 1. 1) デジタル式調節部の中央監視制御装置との通信機能は図示による。 (図面番号) (4. 1. 2. 2) 操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 (図面番号) (4. 1. 2. 3) システム構成、仕様及び機能は図示による。 (図面番号) (4. 1. 4. 1) システム構成、仕様及び外観形状は図示による。 (図面番号) (4. 1. 4. 2) 印字装置の方式は図示による。 (図面番号) (4. 1. 4. 3) 集合表示装置は図示による。 (図面番号) 種類及び機能は図示による。 (図面番号) (4. 1. 4. 4) 電線及びケーブルの規格、通信信号線の規格及び使用区分、線径及び本数は図示による。 (図面番号) (4. 1. 5. 1) (5. 1. 1. 2) 加熱方式 (○貯湯式 ○瞬間式) (5. 1. 1. 2) 温風乾燥機能 (○あり ○なし) 脱臭機能 (○あり ○なし) 大便器の種類及び給水装置の組合せ、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様、配管は図示による。 (図面番号) (5. 1. 1. 3) 小便器の種類及び節水装置の組合せ、配管、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は図示による。 (図面番号) (5. 1. 1. 3) 洗面器の種類及び給湯管の要否、配管、ケーシングの化粧前板・甲板の仕様は図示による。 (図面番号) (5. 1. 1. 3) 汚物流しの種類、シャワー付水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 (図面番号) JIS A 5532 (浴槽)、プラスチック浴槽ふた、照明の種類、給水・給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 (図面番号) (5. 1. 1. 4) JIS A 5532 (浴槽)、JIS A 5207 (衛生陶器)、照明の種類、給水・給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 (図面番号) (5. 1. 1. 5) 操作方式 ○手動式 (※レバー式 ○) (5. 1. 1. 8) ○電気開閉式 (○センサー式 ○タッチスイッチ式) 陶器製又は金属製の縁付きとし、大きさは図示による。 (図面番号) (5. 1. 1. 10) ○手洗器一体型 ○手洗器分離型 ○自動供給式 ○ (5. 1. 1. 11) 電源供給方式 (○AC電源式 ○乾電池式 ○充電式) (5. 1. 1. 7) 手動スイッチ (○あり ○なし) ※設ける (ピット内は除く) ○設けない 紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置はJ I S S 0 0 2 6による。		
給水	○給水方式 ○配管材料	○水道直結方式 ○高置ダクト方式 ○増圧ダクト方式 (水道用直結加圧形ダクト) (図面番号) 図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2. 2. 1. 2) (1) 一般配管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA, SGP-FPA) ○ステンレス鋼管 (SUS304) (継手) ○水道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 (2) 地中配管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管 (内外面ライニング) (SGP-VD, SGP-FVD) (○屋内 ○屋外) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (内外面ライニング) (SGP-PD, SGP-FPD) (○屋内 ○屋外) ○水道用硬質塩化ビニル管 (HIVP) (○屋内 ○屋外) ○水道配水用ポリエチレン管 (※屋外) 		

[illegible]

●施工調査等

環境配慮改修工事

アスベスト処理

●7ｽﾍﾞﾙﾄ含有保温材等の除去及び処分

●7ｽﾍﾞﾙﾄ含有成形板等の除去及び処分

●処分場

●手続き等

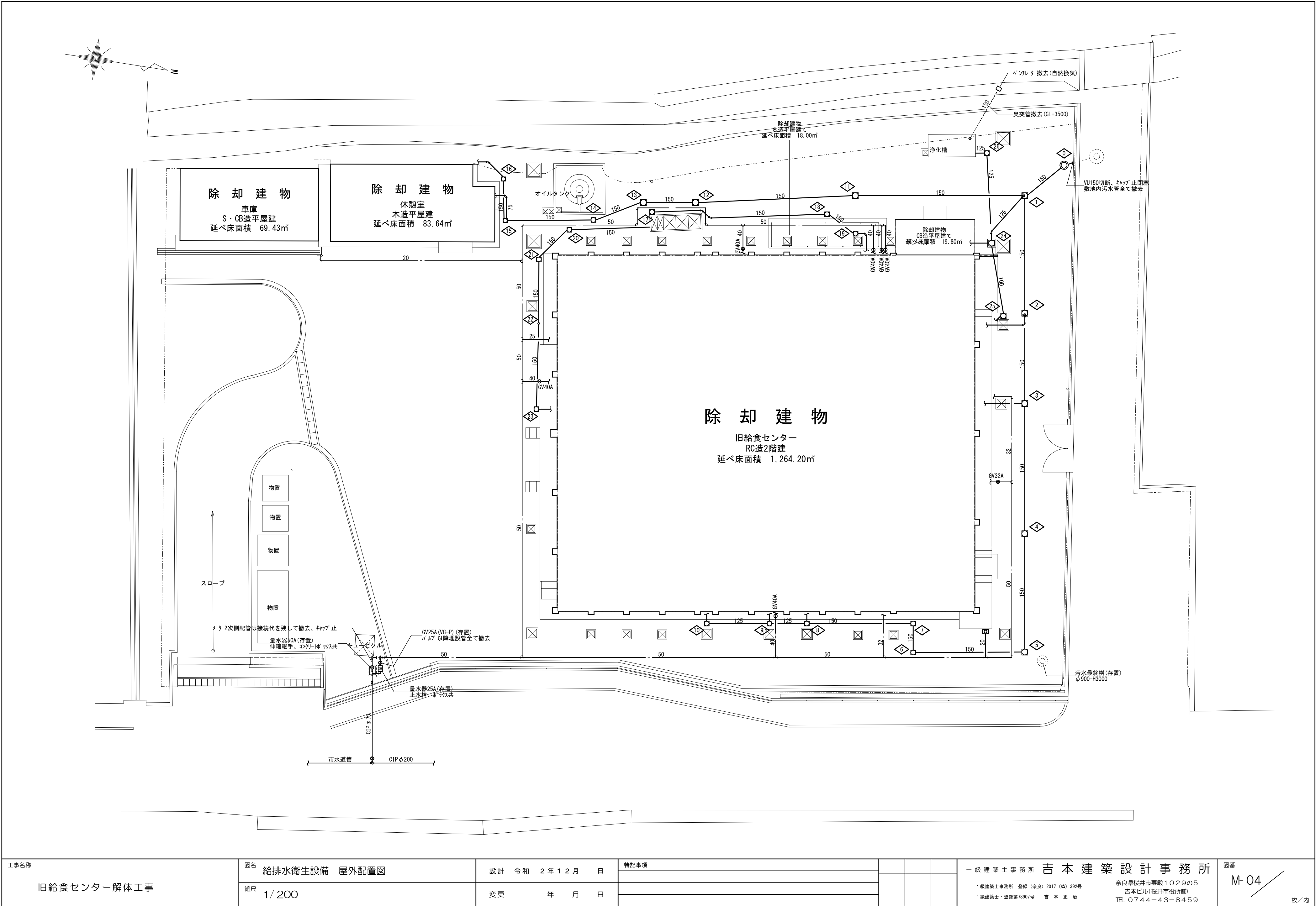
○除去後の仕上げ

●7ｽﾍﾞﾙﾄ含有材料リスト

施工調査（アスベスト含有建材の有無）
※監督員、工事監理者、受注者の立会のもと調査を行う。
目視及び設計図書等による製造年等の確認
○アスベスト含有建材の分析調査
分析方法
○JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による。
※「建材中の石綿含有率の分析方法」（平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号）による。
分析結果報告書の提出

除去工法
※手ばらし（湿潤化） ○（

工事名 旧給食センター解体工事				図面番号 M-03
図面名称 機械設備工事特記仕様書(3)				
検査	作図		設計年月日 2020.12	縮尺 NON
一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所				
1 級建築士事務所 登録（奈良）2017（ぬ）392号			奈良県桜井市栗殿1029の5	
1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治			吉本ビル（桜井市役所前）	
			TEL 0744-43-8459	



工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給排水衛生設備 屋外配置図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (66) 392号 1級建築士・登録第78907号 吉本正治	図番 M-04 枚/内
	縮尺 1/200	変更 年 月 日					

撤去器具リスト（給排水衛生・ガス設備）

	室 名	品 名	型 式・仕 様	数量	備 考	
1F	調理室	膨張水槽	銅板性 保温施工 W900×D600×H600	1		
			銅板壁掛架台			
		洗面器	壁掛洗面器	1	L220D コンテナホール東	
		洗面器	床給水、床排水、立水栓、止水栓	1	L237D	
			壁掛洗面器、自動水栓、水石融入	1	下処理室南	
			床給水、床排水、止水栓	1	L300	
			壁掛洗面器、自動水栓、水石融入	1	揚物焼物調理室	
			床給水、床排水、止水栓	3		
		給水栓	自在横水栓 13mm	7		
		給湯栓	自在横水栓 13mm	2		
	ボイラー室	給湯栓	横水栓 13mm	1		
		給水栓	自在横水栓 13mm	1		
		給水栓	横水栓 13mm	1		
		給水栓	横水栓 13mm	1		
	洗浄室	給湯栓	横水栓 13mm	1		
		給水栓	横水栓 13mm	1		
	コンテナホール	給水栓	ホーム水栓 13mm	1		
		混合水栓	シングルレバー式 13mm	1		
		散水栓	立水栓 13mm 鑄鉄製ボックス	1		
		従業員食堂	洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450、化粧棚	1	L220D
			壁給水、壁排水、立水栓、止水栓	1		
	準備室		洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450、化粧棚	2	L220D
				壁給水、壁排水、立水栓、止水栓		
	下処理室	1槽シンク	ステンレス製 W1200×D750×H800	2		
			自在横水栓×2(給水・給湯)			
		1槽シンク	ステンレス製 W1200×D900×H800	1		
			自在横水栓×2(給水・給湯)			
		2槽シンク	ステンレス製 W1780×D750×H800	2		
			自在横水栓×4(給水・給湯)			
		2槽シンク	ステンレス製 W1800×D900×H800	1		
			自在横水栓×4(給水・給湯)			
		作業台	ステンレス製 W1500×D900×H800	1		
		作業台	ステンレス製 W1750×D900×H800	1		
		洗面器	壁掛洗面器、自動水栓、水石融入	1	L237D	
		給水栓	床給水、床排水、止水栓共			
		給水栓	横水栓 13mm	2		
		便所	洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450、化粧棚	2	L220D
			壁給水、壁排水、立水栓、止水栓			
	小便器		壁掛小便器、壁排水、壁給水	2	U23	
			押し釦式洗浄弁			
和便器	床給水、レバー式洗浄弁		2	C375V		
	紙巻器					
仕切板	小便器用 D350×H760		1	A100		
湯沸室	ガス給湯器	5号 壁掛型 元止式	1	RUS-V51RTA		
		乾電池式、LPG用				
	給水栓	自在横水栓 13mm	1			
	止水栓	アングル止水栓 13mm	1			
試験室	ガス湯沸器	5号 壁掛型 元止式	1	RUS-V51VT		
		乾電池式、LPG用				
	給水栓	自在横水栓 13mm	2			
	止水栓	アングル止水栓 13mm	1			
更衣室	洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450、化粧棚	1			
		壁給水、壁排水、立水栓×2、止水栓×2				
	シャワー水栓	2ハンドル混合水栓、シャワーカラン	1			
	休憩室	洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450、化粧棚	2	L220D	
		壁給水、壁排水、立水栓×2、止水栓×2	2			
シャワー水栓		2ハンドル混合水栓、シャワーカラン	2			
便所		洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450、化粧棚	2	L220D	
	壁給水、壁排水、立水栓×1、止水栓×1					
	小便器	壁掛小便器、壁排水、壁給水	2	U23		
		押し釦式洗浄弁				
	和便器	床給水、レバー式洗浄弁	2	C375V		
		紙巻器				
	仕切板	小便器用 D350×H760	1	A100		
休 憩 室	給湯室	5号 壁掛型 元止式	1	RUS-V51VT		
		乾電池式、LPG用				
		洗面器	壁掛洗面器、化粧鏡W300×H450	1	L220D	
		壁給水、壁排水、立水栓、止水栓				
	給水栓	自在横水栓 13mm	1			
	給湯栓	自在横水栓 13mm	1			
	止水栓	アングル止水栓 13mm	1			
	便所	隅付ロータンク式 壁給水	1	C137 S670		
		紙巻器 止水栓				
	手洗器	壁掛手洗器 壁排水、横水栓	1	L81		
	屋外便所	隅付ロータンク式 壁給水	1	C137 S670		
		紙巻器 止水栓				
手洗器	壁掛手洗器 壁排水、横水栓	1	L81			
屋 外	散水栓	立水栓 13mm 鑄鉄製ボックス	1	玄関ホール、屋外階段		
	散水栓	立水栓 13mm 樹脂製ボックス	1	揚物焼物調理室		

撤去器具リスト（空調・換気設備）

記 号	名 称	仕 様	数量	備 考
O Z - 1	オゾン殺菌装置	ヒーターユニット：3φ200V、5kW×2台、庫内循環用送風ユニット：3φ200V、0.05kW×2台	1	殺菌庫解体は建築工事 制御盤は電気設備工事
		排気ファン：3φ200V、0.2kW、オゾン発生装置（低温プラズマ発生体）：1φ100V、		
		運転表示ランプ共		
E H P - 1	ヒートポンプ式冷却装置	セバレート型 電源：3φ200V、出力2.2kW、冷媒：R22 室内機：W1400×D420×H500、室外機：W960×D480×H1200	1	0CU-300F 室外機128kg 1F冷蔵庫
A C R - 1	ルームエアコン	室内機壁掛型 冷房能力2.2kW 電源：1φ100V、冷媒R410A	1	2F更衣室
R D - 1	自然対流型放熱器	壁掛型、蒸気放熱式 暖房能力：2.84kw W1340×D130×H450	2	1F準備室、2F更衣室
R D - 2	自然対流型放熱器	壁掛型、蒸気放熱式 暖房能力：3.41kw W1540×D130×H450	5	2F事務室・応接室×3 2F会議室・食堂×2
R D - 3	自然対流型放熱器	壁掛型、蒸気放熱式 暖房能力：3.98kw W1740×D130×H450	3	1F下処理室×3
R D - 4	自然対流型放熱器	壁掛型、蒸気放熱式 暖房能力：5.11kw W2240×D130×H450	1	2F休憩室
A C F - 1	エアーカーテン	φ9cm W800型 電源：1φ100V	6	1F調理室
A C F - 2	エアーカーテン	シロッコファン W1200型 電源：1φ100V	1	1F調理室
F E - 1	標準換気扇	羽径φ250 ウェザーカバー共 電源：1φ100V	5	1F下処理室、1F倉庫 休憩室×3（和室×2、台所×1）
F E - 2	標準換気扇	羽径φ300 ウェザーカバー共 電源：1φ100V	1	2F試験室
F E - 3	有圧換気扇	羽径φ300 ウェザーカバー共 電源：1φ200V	1	1Fボイラー室
F S - 1	有圧換気扇	羽径φ250 ウェザーカバー共 電源：1φ200V	1	1Fボイラー室
R F E - 1	屋上換気扇	ルーフファン 羽径φ500 電源：3φ200V	21	屋根上

設備配管・保温仕様

特記無き撤去配管は下記の通りとする。

設 備	記 号	管 種	保温仕様				備 考
			調理室	※1F-室	他露出	天井隠蔽	
空調	―― R ―――	冷媒用保温付被覆銅管	－	－	テープ巻	－	
	―― S ―――	蒸気管 SGP(黒)	RM+ｶﾀ-銅板	RW+垂鉛銅板	RW+綿布	RW+麻布	
	―― D ―――	ドレン管 SGP(白)	－	－	－	－	
熱源	―― E ―――	膨張管(行) SGP(白)	RM+ｶﾀ-銅板	RW+垂鉛銅板	－	－	
	―― ER ―――	膨張管(還) SGP(白)	RM+ｶﾀ-銅板	RW+垂鉛銅板	－	－	
	―― S ―――	蒸気管 SGP(黒)	RM+ｶﾀ-銅板	RW+垂鉛銅板	－	－	※1F-室の露出管は 白管
	―― 0 ―――	オイル管 SGP(白)	－	－	－	－	
	―― * ―――	用途不明 SGP(白)	－	－	－	－	
給水	―― ー ―――	給水管 H1VP	－	－	－	－	屋外埋設部
	―― ー ―――	給水管 SGP(VB)	－	－	GW+綿布	GW+麻布	屋内
	―― ー ―――	雑排水管 VU	－	－	GW+綿布	GW+麻布	休憩室はVP
排水	―― ー ー――	汚水管 VU	－	－	GW+綿布	GW+麻布	休憩室はVP
	-----	通気管 VU	－	－	GW+綿布	GW+麻布	
給湯	―― I ―――	給湯管(行) SGP(白)	RM+ｶﾀ-銅板	RW+垂鉛銅板	RW+綿布	RW+麻布	
	―― I ―――	給湯管(還) SGP(白)	RM+ｶﾀ-銅板	RW+垂鉛銅板	RW+綿布	RW+麻布	
ガス	―― G ―――	ガス管 SGP(白)	－	－	－	－	
共通	―― S 50(H)――	管サイズに(H)を記載したものは保温されている配管を示す					

※設備配管は全て撤去とする。 打込配管は建築躯体と共に解体とし、分別収集とする。

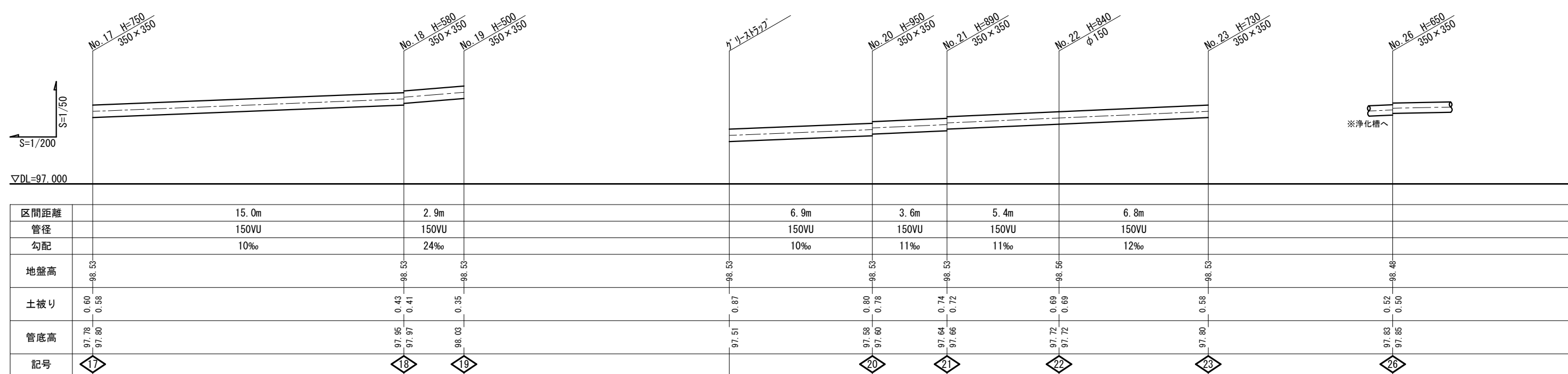
保温材はすべて分別収集とするが、アスベスト含有部分については、剥離せず、レベル3として取外しの上、適切に処分する。尚、廃棄物はレベル2として処分すること。

※RW：ロックウール、GW：グラスウール

機器、器具凡例

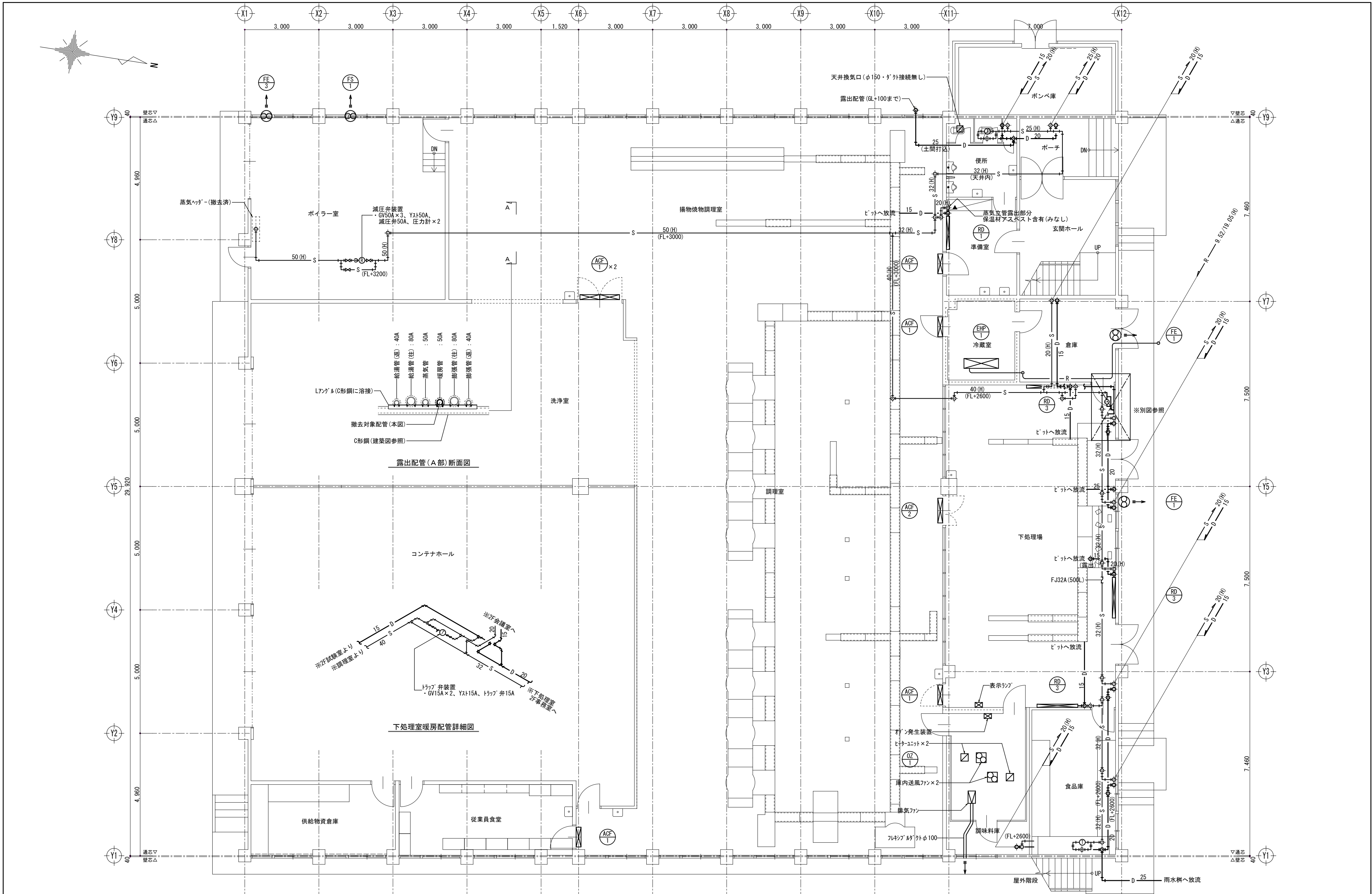
記 号	名 称・仕 様
	壁付換気扇
	蒸気トラップ装置 GV15A×2、Yｽ15A、蒸気トラップ 15A トラップ装置廻りの配管は保温無し
	給水栓（単水栓）、止水栓
	給湯栓（単水栓）
	混合水栓
	シャワー水栓
	散水栓（ボックス共）
	量水器
	減圧弁
	電磁弁
	配管圧力計
	ガスメーター
	仕切弁、ボール弁
	埋設弁（仕切弁）
	ガス栓（1口、2口）
	汚水樹、排水樹（コンクリート製）
	汚水樹、排水樹（樹脂製）

工事名称 旧給食センター解体工事	図名 撤去機器・器具表、凡例	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録（奈良）2017（第）392号 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL. 0744-43-8459	図番 M-05
	縮尺 NON	変更 年 月 日						

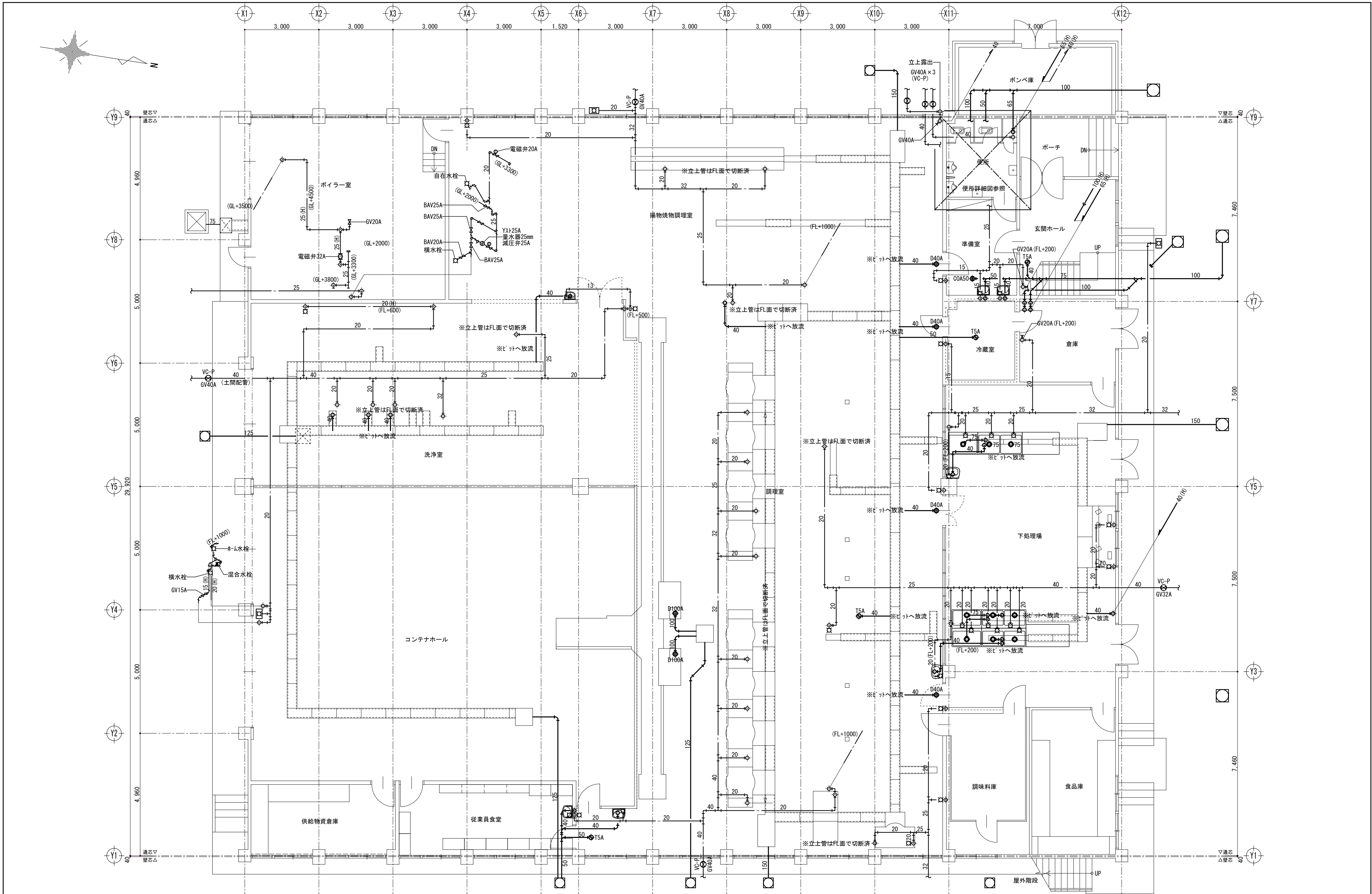


記 号	種 類	蓋	サイズ[mm]	深さ [mm]	備 考
◇0	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ600	φ750	1710	最終樹、タラップ付
◇1	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ450	450×450	1490	内副管合流
◇2	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ450	450×450	1370	
◇3	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ450	450×450	1300	
◇4	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ450	450×450	1170	
◇5	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	1030	
◇6	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ350	350×350	920	
◇7	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	860	
◇8	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	740	
◇9	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ350	350×350	680	
◇10	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	600	
◇11	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ450	450×450	1270	
◇12	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ450	450×450	1140	
◇13	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	810	
◇14	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	730	
◇15	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ300	300×300	580	
◇16	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ300	300×300	500	
◇17	コンクリート製インパート樹	蓋無し	350×350	750	※存置樹、埋戻し、舗装済
◇18	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ350	350×350	580	
◇19	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	500	
◇20	コンクリート製インパート樹	蓋無し	350×350	950	※存置樹、埋戻し、舗装済
◇21	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	890	
◇22	塩ビ製小口径樹	樹脂製防臭蓋 φ150	φ150	840	S T
◇23	コンクリート製インパート樹	鋳鉄製 φ350	350×350	730	
◇24	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	520	
◇25	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	430	
◇26	コンクリート製インパート樹	鋳鉄蓋 φ350	350×350	650	

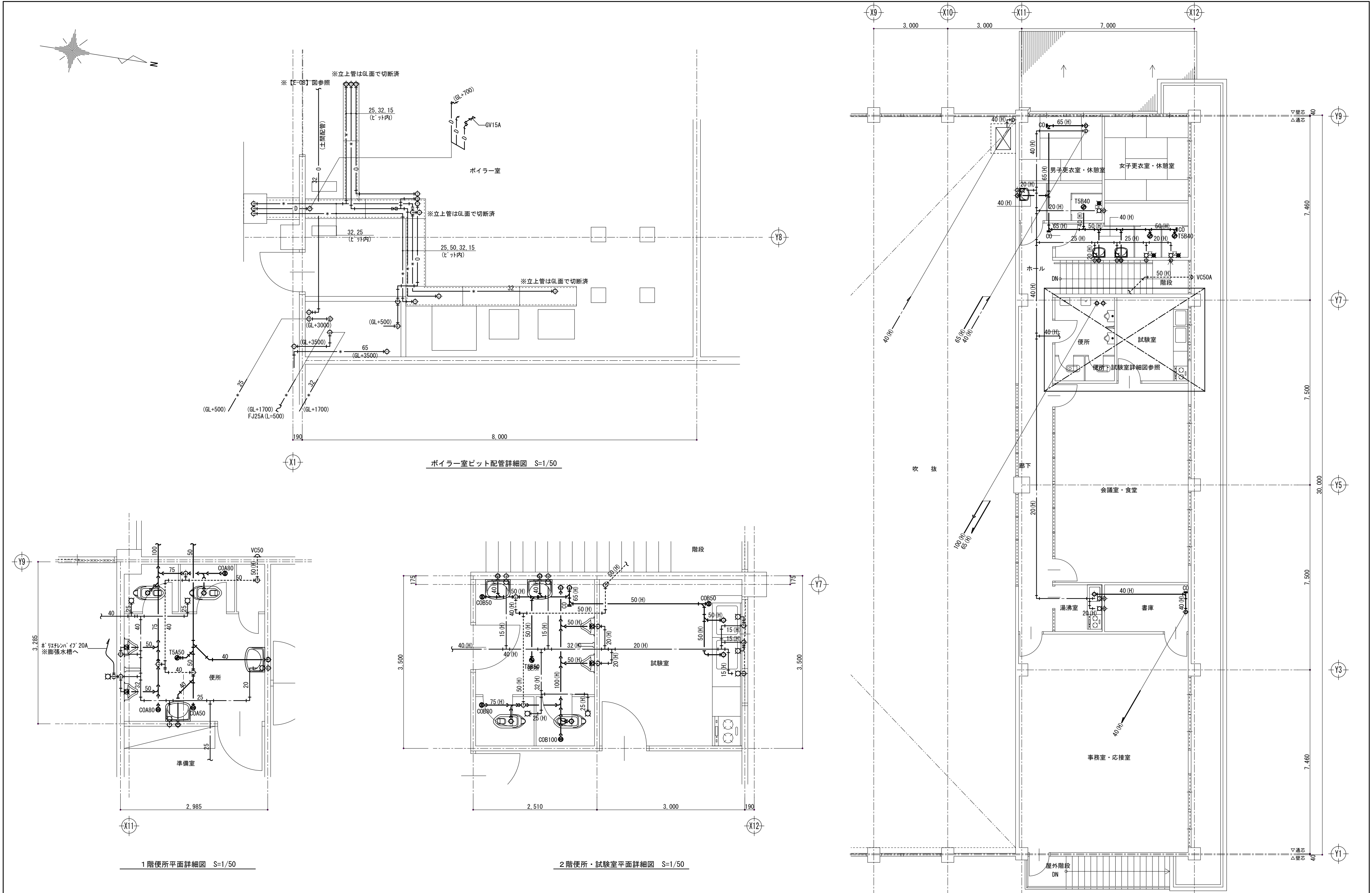
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 排水縦断図・樹リスト	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項				一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (株) 392号 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 M-06 枚/内
	縮尺 1/200、 1/50	変更 年 月 日						



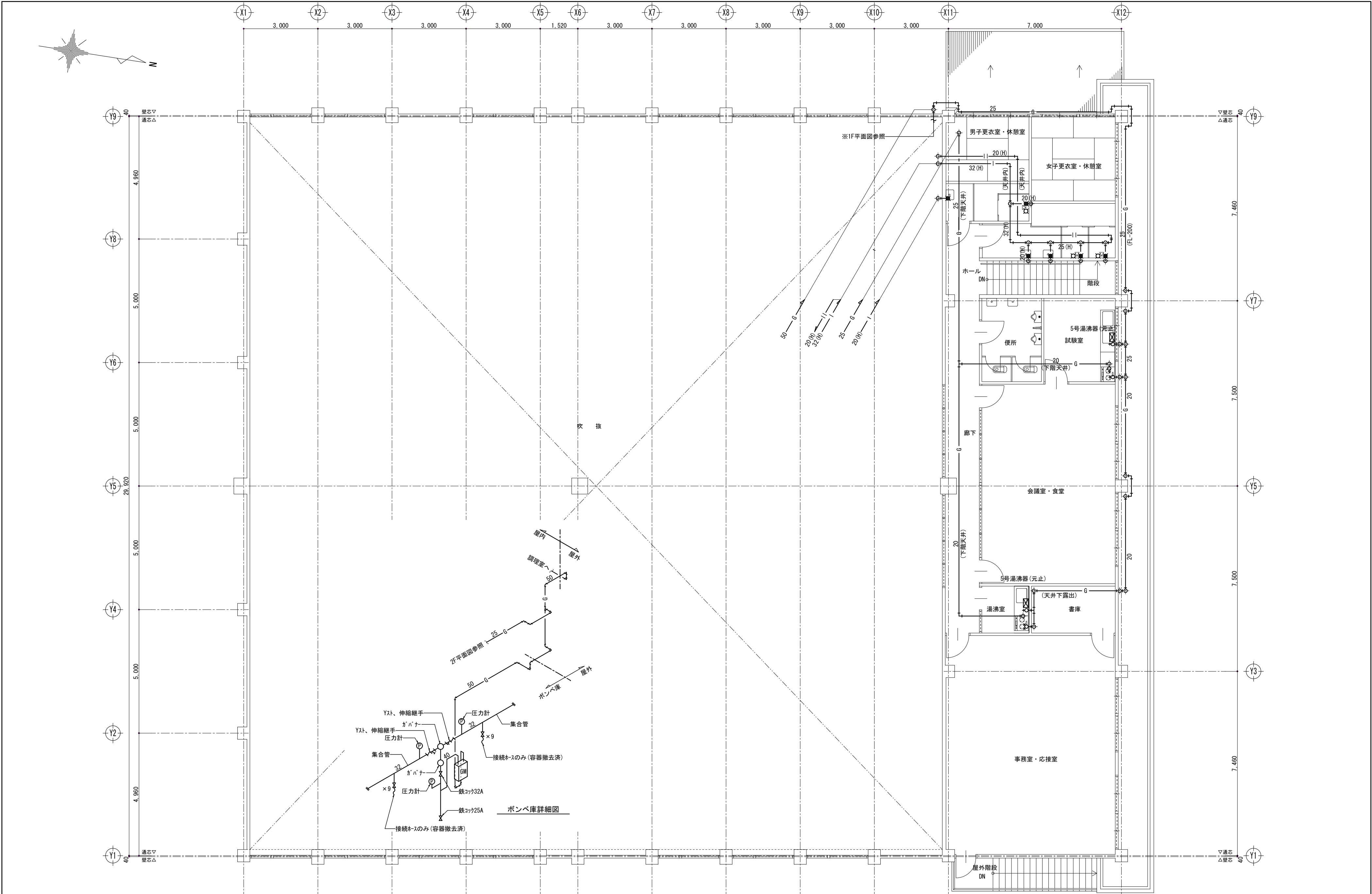
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 空調・換気設備 1階平面図	設計 令和 2年12月 日	特記事項 ▲印はアスベスト含有材を示す(みなし)	一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (66) 392号 奈良県桜井市栗殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 TEL. 0744-43-8459	図番 M-07
	縮尺 1/100	変更 年 月 日	・配管保温材(準備室) ※保温材は解体せず、配管と共にレベル3として取外し、レベル2として処分		



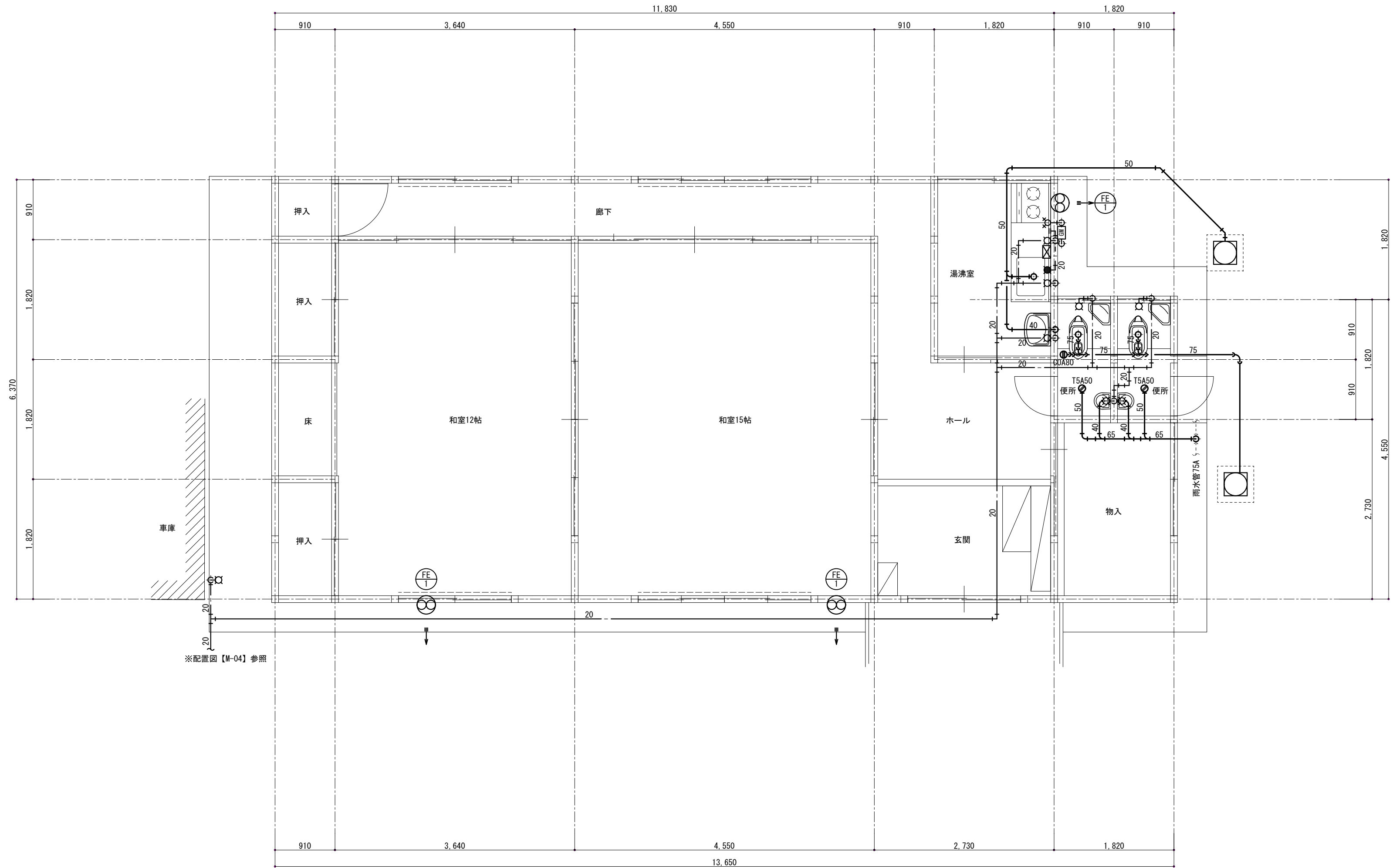
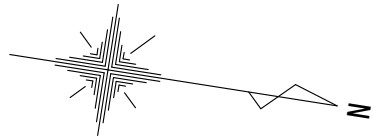
工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給排水衛生設備 1階平面図	設計 令和 2年12月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (66) 392号 1級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治	図番 M-10
	縮尺 1/100	変更 年 月 日					



工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給排水衛生設備 2階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項						一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (第) 392号 1級建築士・登録第78907号 吉本 正 治 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL 0744-43-8459	図番 M-11 枚/内
	縮尺 1/100、 1/50	変更 年 月 日								



工事名称 旧給食センター解体工事	図名 給湯・ガス設備 2階平面図	設計 令和 2 年 1 2 月 日	特記事項			一 級 建 築 士 事 務 所 吉 本 建 築 設 計 事 務 所 1 級建築士事務所 登録(奈良) 2017 (66) 392号 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) 1 級建築士・登録第78907号 吉 本 正 治 TEL 0744-43-8459	図番 M-13 枚/内
	縮尺 1/100	変更 年 月 日					



工事名称 旧給食センター解体工事	図名 機械設備 休憩室平面図 縮尺 1/50	設計 令和 2 年 1 2 月 日 変更 年 月 日	特記事項			一級建築士事務所 吉本建築設計事務所 1級建築士事務所 登録(奈良)2017(第)392号 1級建築士・登録第78907号 吉本正治 奈良県桜井市粟殿1029の5 吉本ビル(桜井市役所前) TEL. 0744-43-8459	図番 M-14 枚/内